

# 令和3年度沖縄県障害者施策推進協議会

日時：令和4年1月17日（月）14:30～16:30

場所：沖縄県庁本庁舎 6階第2特別会議室

## 会 次 第

- 1 アンケート調査の結果概要について  
14:30～（10分）
  - 2 第5次沖縄県障害者基本計画について  
14:40～（20分）
  - 3 質疑応答  
15:00～（90分）
- 閉 会  
16:30頃

## 配付資料一覧

○配付資料一覧

○会次第

○委員名簿

資料1 アンケート調査結果

資料2 第5次沖縄県障害者基本計画の概要

資料3 第5次沖縄県障害者基本計画(案)

資料4 第5次沖縄県障害者基本計画(案) 新旧対照表

資料5 第5次沖縄県障害者基本計画体系図(案)

資料6 第5次沖縄県障害者基本計画に対する各委員等からの意見一覧

資料7 第5次沖縄県障害者基本計画スケジュール

### 【参考資料】

○参考1 沖縄県障害者施策推進協議会の会議の公開について

○参考2 傍聴要領

○参考3 障害者基本法第36条(抜粋)

○参考4 障害者基本法第11条(抜粋)

○参考5 沖縄県障害者施策推進協議会条例

○参考6 沖縄県障害者施策推進協議会運営要綱

## 沖縄県障害者施策推進協議会委員名簿

令和3年9月16日現在 敬称略

選任区分	氏 名	現 職 名
障害当事者 5人	なかね けんさく 仲根 建作 のだけ まさつね 野嵩 正恒 きんじょう あやか 金城 彩花 きしもと 岸本 ひとみ みやざと としお 宮里 敏夫	NPO法人沖縄県脊髄損傷者協会理事長  沖縄県腎臓病協議会副会長兼事務局長  NPO法人ロービジョンライフ沖縄 ロービジョンライフ繁多川 職業指導員 沖縄聴覚障害者協会女性部長  全国心臓病の子どもを守る会沖縄県支部支部長
社会福祉関係団体 4人 (自立・社会参加事業従事者)	たから まさき 高良 正樹 なかもと きよし 仲本 潔(※会長) つやま じゅんこ 津山 順子 おかの まゆみ 岡野 真由美	沖縄県社会福祉協議会事務局長  沖縄県身体障害者福祉協会常務理事  沖縄県手をつなぐ育成会理事  沖縄県精神保健福祉会連合会理事
学識経験者 3人	欠員 しまむら さとる 島村 聡 こうち むつこ 幸地 睦子	医師  沖縄大学教授  中部地区障害者就業・生活支援センター長
行政機関 3人	たいら じゅん 平良 淳 あら さとみ 新 さとみ おおやま とおる 大山 徹	浦添市障がい福祉課長  竹富町福祉支援課長  沖縄労働局職業安定部長
計15人		

(任期) 令和3年9月16日～令和5年9月15日

## 第 5 次沖縄県障害者基本計画策定に関するアンケート調査結果概要

### 1. アンケート調査の目的

第 5 次沖縄県障害者基本計画の策定にあたり、障害者の日常生活の状況や生活課題並びに就学、就労、福祉サービスの利用状況等を把握し、計画策定の基礎資料とする。

### 2. 調査の実施方法

#### (1) 調査の対象者

沖縄県在住の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳など）所持者の中から無作為に抽出した 1,700 名を対象としました。

#### (2) 調査方法

抽出した対象者宛に、返信用封筒を同封した調査票を送付し、郵送による配布回収を基本としながら、調査票の表にある URL から WEB 回答を選ぶことができる方法で調査を実施しました。

#### (3) 調査期間

調査の実施期間は、令和 3 年 10 月中旬から 11 月中旬までの約 1 ヶ月間。

### 3. 調査票の回収状況

宛先不明等を除いた配布数 1,550 件中 402 件の回収（回収率は 25.9%）。

### 4. 調査結果のまとめ

#### 〈アンケートの記入者〉

- ・調査票の記入者をみると、「本人」が 70.6%、「親（父・母）」の 11.7%と本人や親族による回答が 8 割以上を占め、対象者の意向が反映された結果となっていると考えます。

#### (1) 障害者の属性

- ・ひとり暮らしの方の年収に対する家賃の割合をみると、「40%以上」が 31.6%で最も多く、次いで「30～40%未満」の 23.7%と続き、家賃の経済的負担の大きさが伺えます。
- ・現在の年収では、200 万円未満が全体の 65.9%を占めています。

#### (2) 共生社会条例の認知度など

- ・共生社会条例の認知度は、72.4%が「知らなかった」と回答しており、今後の周知啓発の強化が求められます。
- ・障害に対する県民の理解は、理解されていないとの回答（「あまり理解されていない」と「どちらともいえない」の合計）が 46.7%となり、理解されているとの回答（「よく理解されている」と「ある程度理解されている」の合計）の 40.3%を上回っています。理解されていないとの回答は、精神が 48.2%で最も高く、次いで知的の 41.7%、重複の 30.0%、身体の 23.7%となっ

ています。

### (3) 権利擁護

- ・成年後見制度については、「利用する必要がない」が 51.0%、「制度内容や利用の仕方がわからない」が 15.7%、「利用している」との回答は 3.2%となっています。
- ・日常生活自立支援事業については、「利用する必要がない」が 45.5%、「制度内容や利用の仕方がわからない」が 14.7%、「利用している」との回答は 9.0%となっています。

### (4) 相談支援

- ・相談支援を利用している割合は 20.6%、平成 24 年度調査と比較して 13.3 ポイント上昇し、「制度内容や利用の仕方がわからない」と「無回答」という割合の低下を踏まえると、制度の認知度は高まっていることが伺えます。障害種別では、身体で低くなる一方で、知的、精神、重複では高く、特に知的では 2 倍以上となっています。
- ・相談相手の上位は「家族や親戚」、「医療機関（医師、看護師、精神保健福祉士など）」、「友人・知人」、「相談支援事業者や福祉施設など」、「障害者相談員」となっています。その中で「医療機関（医師、看護師、精神保健福祉士など）」、「相談支援事業者や福祉施設など」、「障害者相談員」の回答が上昇しています。
- ・相談したい内容は「自分の体調（病気、薬の管理など）や精神面のこと」、「経済的なこと」、「支援や世話をしてくれる人がいなくなった後の生活のこと」が上位となっています。
- ・相談時の要望の上位は「相談する場所が自宅から近い場所にあるとよい」、「特に要望することはない」、「相談だけでなく、実際の支援につなげてほしい」となっています。

### (5) 災害時の避難等

- ・災害時の避難場所・経路について、「知らない」が 51.5%、災害時に一人で避難できるかについては、「できない」の 33.1%となっています。
- ・一人で避難できるという回答を障害種別にみると、知的と重複で低くなっています。
- ・災害時の心配や不安の上位は「必要な医療や薬などを利用することができるか」、「避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか」、「どこに避難してよいかわからない」と続いています。
- ・防災訓練に参加したことがあるという回答は 26.1%となっています。
- ・避難行動要支援者台帳に登録しているとの回答は、わずか 3.7%となっています。

### (6) 外出等の状況

- ・余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況の上位は「特に、社会活動はしていない」、「仲間、友人同士での交流」、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」と続いています。前回調査と比較すると「インターネットやメールを利用した交流」及び「特に、社会活動はしていない」が上昇しており、新型コロナウイルスの拡大による影響が伺えます。
- ・社会活動を行いやすくするために必要な条件の上位は「気軽に参加できる雰囲気であること」、「一緒に行く仲間がいること」、「活動についての情報が提供されること」と続いています。

### (7) 就労の状況

- ・就労の状況を見ると、「仕事はしていない」が61.5%で最も多くなっています。
- ・「正規職員（会社経営などを含む）として働いている」という割合は、知的の16.7%、身体の8.4%、精神の3.8%、重複の1.5%となっています。
- ・平均収入（月額）をみると、「5万円以上～10万円未満」及び「10万円以上～20万円未満」が同率の22.8%、「20万円以上」の18.7%、「1万円未満」の12.2%、「1万円以上～3万円未満」の8.9%となっています。
- ・障害のある人が働くために必要な環境の上位は「健康状態に合わせた働き方ができること」、「自分の家の近くに働く場所があること」、「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分に理解していること」と続いています。

### (8) 就学について

- ・在籍している学校や学級をみると、「小中学校の特別支援学級」が38.7%で最も多く、次いで「特別支援学校」の29.0%、「大学、専門学校」の12.9%、「保育所（園）・幼稚園」の6.5%となっています。「特別支援学校」という回答を障害種別にみると、重複で66.7%、身体と知的がともに33.3%となっています。
- ・学校等で困っていることの上位は「能力や障害の状況に応じた指導体制の充実」、「特別支援教育支援員やコーディネーターの増員などの介助体制の充実」、「子どもたちの障害への理解を深める教育や交流機会を増やしてほしい」と続いています。

### (9) 情報について

- ・情報に対する要望等の上位は「テレビの字幕放送の充実」、「パソコンなどの情報ツールの活用支援」、「音声読み取りや文字拡大などアクセシビリティの向上」、「点字・音声サービスなどの充実」、「手話通訳者及び要約筆記奉仕員などの人材の確保」と続いています。

### (10) 障害者が暮らしやすい地域社会等について

- ・日常生活上困っていることの上位は「収入が少なく、経済的に不安定な状況にあること」、「具合が悪い時、緊急時の対応が心配なこと」、「人付き合いに不安を感じること」、「どのような福祉サービスがあるかわからないこと、その情報が入手できないこと」と続いています。
- ・障害者が暮らしやすい地域社会にしていくための意見の上位は、「障害者への理解・配慮」、「バリアフリーのまちづくり」「経済的な支援」「雇用拡大、就労支援」などが続いています。
- ・沖縄県や市町村への要望を障害種別でみると、身体では「医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実」、知的及び精神では「障害の特性に配慮された働く場の確保」、重複では「障害児（者）が暮らしやすい住宅の整備」が多くなっています。

第5次沖縄県障害者基本計画策定に関する  
アンケート調査結果

令和3年12月

沖 縄 県

# 目次

I. 障害者福祉に関するアンケート調査の実施概要 .....	1
1. アンケート調査の目的 .....	1
2. 調査の実施方法 .....	1
(1) 調査の対象者 .....	1
(2) 調査方法 .....	1
(3) 調査期間 .....	1
3. 調査票の回収状況 .....	1
4. 留意事項 .....	1
II. 障害者福祉に関するアンケート調査結果 .....	2
1. 調査結果のまとめ .....	2
2. 単純集計結果 .....	9
■ 障害福祉に関するアンケート（当事者） 前回調査との比較 .....	73
III. 障害者雇用等に関するアンケート調査の実施概要 .....	84
1. アンケート調査の目的 .....	84
2. 調査の実施方法 .....	84
(1) 調査対象者 .....	84
(2) 調査方法 .....	84
(3) 調査機関 .....	84
3. 調査票の回収状況 .....	84
4. 留意事項 .....	84
IV. 事業所アンケート調査結果 .....	85
■事業所アンケート 前回調査との比較 .....	103



## I. 障害者福祉に関するアンケート調査の実施概要

### 1. アンケート調査の目的

本アンケート調査は、第5次沖縄県障害者基本計画の策定にあたり、障害者の日常生活の状況や生活課題並びに就学、就労、福祉サービスの利用状況等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とします。

### 2. 調査の実施方法

#### (1) 調査の対象者

本調査の対象は、沖縄県在住の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）所持者の中から無作為に抽出した 1,700 名を対象としました。

#### (2) 調査方法

抽出した対象者宛に、返信用封筒を同封した調査票を送付し、郵送による配布回収を基本としながら、調査票の表にある URL から WEB 回答を選ぶことができる方法で調査を実施しました。

#### (3) 調査期間

調査の実施期間は、令和3年10月中旬から11月中旬までの約1ヵ月間。

### 3. 調査票の回収状況

宛先不明等を除いた配布数 1,550 件中 402 件の回収（回収率は 25.9%）。

### 4. 留意事項

①小数点第2位を四捨五入しているため、割合の合計は100%一致しない場合があります。

②回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計しました。

## Ⅱ. 障害者福祉に関するアンケート調査結果

### 1. 調査結果のまとめ

#### アンケートの記入者

- 調査票の記入者をみると、「本人」が70.6%、「親（父・母）」の11.7%と本人や親族による回答が8割以上を占め、対象者の意向が反映された結果となっていると考えます。

#### （1）障害者の属性

- 年齢をみると、「70歳以上」が32.8%で最も多く、次いで「60～69歳」の19.2%、「50～59歳」の14.7%、「40～49歳」の13.7%、「30～39歳」の8.0%等となっています。
- 性別をみると、「男性」が52.2%、「女性」の47.5%、「その他」の0.2%となっています。
- 所在地は「南部圏域」が52.7%で最も多く、次いで「中部圏域」の33.3%となり、両圏域で全体の86%を占めています。
- 住宅の種類は、「自分や家族等の持家（戸建て、分譲マンションなど）」が49.5%で最も多く、次いで「民間の賃貸住宅（借家、アパート、マンションなど）」の30.1%となっています。平成24年度調査と比較すると「民間の賃貸住宅」と「共同生活する施設（グループホームなど）」の割合が高まっています。
- ひとり暮らしの方の年収に対する家賃の割合をみると、「40%以上」が31.6%で最も多く、次いで「30～40%未満」の23.7%と続き、家賃の経済的負担の大きさが伺えます。
- 同居家族の第1位は「配偶者（夫・妻）」の41.3%、第2位は「親（父・母）」の28.3%、第3位は「子ども」の26.3%、第4位は「ひとりで暮らしている」の17.9%、第5位は「兄弟・姉妹」の13.6%等となっています。

#### ○障害種別の一人暮らしの割合

- 現在得ている収入は「障害年金（国民年金、厚生年金など）」の59.0%、「就労所得（給与、賃金など）」の25.6%、「生活保護を受けている」の13.2%、「収入はない」との回答は9.7%となっています。

#### ○障害種別の収入

- 現在の年収をみると、「100万円未満」が40.8%で最も多く、次いで「100～200万円未満」の25.1%、「200～300万円未満」の12.7%、「300～400万円未満」の4.0%、「400～500万円未満」の2.5%等となっています。

#### （2）障害の状況

- 身体障害者手帳の所持率は64.2%、手帳の等級は、「1級」及び「2級」で全体の54.7%を占めています。障害種別では、「肢体不自由」及び「内部障害」がともに31.8%で最も多くなっています。
- 療育手帳の所持率は19.9%、手帳の等級では「B2」が31.3%で最も多くなっています。
- 精神障害者保健福祉手帳の所持率は25.1%、手帳の等級では「2級」が59.4%で最も多くなっています。病名の第1位は「統合失調症」の40.6%となっています。
- 特定医療費受給者証の所持率は23.1%、難病とわかった年齢では「40～49歳」が18.3%で最も多くなっています。

### (3) 共生社会条例の認知度など

- 共生社会条例の認知度では、「知らなかった」が72.4%で最も多く、次いで「条例の内容は知らないが、名前は聞いたことがある」の16.4%、「条例の名前も内容もだいたい知っている」の4.5%となっています。
- 共生社会条例の認知度を障害種別でみると、「条例の名前も内容もだいたい知っている」との回答は、回答全体（総計：4.5%）と比較して重複が5.7%と高くなる一方で、知的（2.8%）と精神（1.7%）では低くなっています。
- 障害に対する県民の理解は、理解されていないとの回答（「あまり理解されていない」と「どちらともいえない」の合計）が46.7%となり、理解されているとの回答（「よく理解されている」と「ある程度理解されている」の合計）の40.3%を上回っています。
- 障害に対する県民の理解を障害種別でみると、理解されていないとの回答では、精神が48.2%で最も高く、次いで知的の41.7%、重複の30.0%、身体の23.7%となっています。

### (4) 障害福祉サービス等の利用状況

- 障害支援区分について、「わからない」が57.2%で最も多くなっています。区分では「区分6」の2.7%で最も多くなっています。
- 利用しているサービスを障害種別にみると、身体では「日常生活用具の給付、貸与」、知的及び精神では「就労移行支援や就労継続支援」、重複では「生活介護」が最も多くなっています。
- 障害福祉サービス等の利用状況について、半数以上が「サービスは利用していない」と回答しています。第2位は最も利用の多いサービスが「日常生活用具の給付、貸与」の12.7%、最も少ないのは「コミュニケーション支援」の2.0%となっています。サービスの利用が低いのは、「家族で十分な介助や介護ができていないから（利用する必要がないから）」との関連が伺えます。ただし「どのようなサービスが利用できるかわからないから」18.1%や「サービスがあること自体をしらなかったから」14.0%という意見も多く、情報提供等の充実が求められます。
- 障害福祉サービスの満足度をみると、いずれのサービスでも「満足している」との回答が過半数を超えています。「満足していない」との回答は、「同行援護や行動援護」が26.3%と最も多くなっています。
- 障害福祉サービス等に満足していない理由は「サービス利用の経済的な負担が大きいから」及び「サービス提供事業者の説明が不十分だから（利用内容がわかりにくいから）」、「どこのサービス提供事業者がよいかかわからないから」がともに25.9%、「サービスの利用回数や時間がたりないから」の22.2%、「就労にうまく結びついていないから」及び「自立訓練などの効果が小さい、うまく上がっていないから」が同率の14.8%等となっています。

### (5) 権利擁護

- 成年後見制度については、「利用する必要がない」が51.0%、「制度内容や利用の仕方がわからない」が15.7%、「利用している」との回答は3.2%となっています。
- 日常生活自立支援事業については、「利用する必要がない」が45.5%、「制度内容や利用の仕方がわからない」が14.7%、「利用している」との回答は9.0%となっています。
- 成年後見制度の利用を障害種別でみると、「利用している」という回答は、重複が11.4%と最も多く、次いで精神の1.7%、身体の1.5%となっています。

## (6) 相談支援

- 相談支援の利用状況は「利用する必要がない」が36.1%、「利用している」が20.6%、「制度内容や利用の仕方がわからない」が14.7%、「利用しているかどうかわからない」が8.0%となっています。利用しているの割合は、平成24年度調査と比較して13.3ポイント上昇し、「制度内容や利用の仕方がわからない」と「無回答」という割合の低下を踏まえると、制度の認知度は高まっていることが伺えます。
- 相談支援を「利用している」という回答について、回答全体（総計）と比較すると、身体で低くなる一方で、知的、精神、重複では高く、特に知的では2倍以上となっています。
- 相談相手は「家族や親戚」の62.4%、「医療機関（医師、看護師、精神保健福祉士など）」の33.1%、「友人・知人」の23.1%、「相談支援事業者や福祉施設など」の15.2%、「障害者相談員」の12.7%となっています。相談支援の認知が広まることと関連し、平成24年度調査と比較して、「医療機関（医師、看護師、精神保健福祉士など）」、「相談支援事業者や福祉施設など」、「障害者相談員」の回答が上昇しています。
  - 日常生活の中で相談したい内容の第1位は「自分の体調（病気、薬の管理など）や精神面のこと」の38.1%、第2位は「経済的なこと」の30.1%、第3位は「支援や世話をしてくれる人がいなくなった後の生活のこと」の29.1%、第4位は「障害福祉サービス等の利用に関すること」の21.1%となっています。
- 日常生活の中で相談したい内容を障害種別でみると、身体及び精神、重複では「自分の体調（病気、薬の管理など）や精神面のこと」が最も多いのに対し、知的では「進学や就労のこと」との回答が最も多くなっています。
- 相談時の要望の第1位は「相談する場所が自宅から近い場所にあるとよい」の29.4%、第2位は「特に要望することはない」の24.6%、第3位は「相談だけでなく、実際の支援につなげてほしい」の24.4%、第4位は「プライバシーを十分に守ってほしい」の19.9%、第5位は「知識や対応など、相談員の資質を向上させてほしい」の18.4%となっています。
- 相談時の要望を障害種別でみると、知的及び精神、重複では「相談する場所が自宅から近い場所にあるとよい」との回答が最も多くなっています。

## (7) 災害時の避難等

- 災害時の避難場所・経路について、「知らない」が過半数を超え、「知っている」を上回っています。
- 障害種別でみても全てで「知らない」が過半数を超えており、特に精神では7割が「知らない」と回答しています。
- 災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が43.5%、「できない」の33.1%、「わからない」の20.9%となり、わからないを含めると半数以上は避難時の支援が想定されます。
- 一人で避難できるという回答を障害種別にみると、回答全体（総計：43.5%）と比較して、知的（30.6%）と重複（32.9%）で低くなっています。
- 災害時の心配や不安の第1位は「必要な医療や薬などを利用することができるか」の46.5%、第2位は「避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか」の42.0%、第3位は「どこに避難してよいかわからない」の33.3%、第4位は「避難場所が障害者に配慮されているか」の31.6%、第5位は「災害時に必要な情報が得られるか」の30.6%となっています。

○災害時の心配や不安を障害種別でみると、身体及び重複では「必要な医療や薬などを利用することができるか」、知的では「避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか」、精神では「どこに避難してよいかわからない」が最も多くなっています。

・防災訓練に参加について、「ある」が 26.1%、「ない」が6割弱で障害者の防災訓練の参加は進んでいません。

○防災訓練に参加したことが「ある」という回答を障害種別でみると、知的が 47.2%で最も多く、次いで重複の 31.4%、身体の 23.2%、精神の 19.0%となっています。また、精神では「防災訓練を実施しているか分からない」との回答割合が比較的多くなっています。

・避難行動要支援者台帳に登録について、「していない」が 73.6%、「している」との回答はわずか 3.7%となっています。

○避難行動要支援者台帳に登録している割合を障害種別でみると、重複が 8.6%で最も多く、次いで身体の 3.1%、知的の 2.8%、精神の 1.7%となっています。

#### (8) 外出の状況

・外出状況（仕事や通学を除く）をみると、「週に1～2回」が 27.1%で最も多く、次いで「ほとんど毎日」の 21.1%、「週に3～4回」の 18.4%、「ほとんど出かけない」の 13.2%、「月に1回以下」の 9.5%等となっています。平成 24 年度調査結果と比較すると「月に1回以下」及び「ほとんど出かけない」という割合も高まっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響が伺えます。

○外出の状況を障害種別でみると、身体及び重複では「ほとんど毎日」との回答が最も多くなっているのに対し、知的及び精神では「週に1～2回」との回答が最も多くなっています。「ほとんど出かけない」は、重複が 21.4%、知的（16.7%）、身体（12.4%）、精神（10.3%）で回答に差がみられません。

・移動（交通）手段の利用状況の第1位は「家族や介助者などが運転する車」の 40.8%、第2位は「徒歩（車いすを含む）」の 32.8%、第3位は「自分で運転する車」の 32.6%、第4位は「モノレールや路線バスを利用する」の 17.2%、第5位は「タクシーを利用する」の 16.4%等となっています。

○移動（交通）手段を障害種別でみると、身体では「自分で運転する車」、知的及び重複では「家族や介助者などが運転する車」、精神では「徒歩（車いすを含む）」が最も多くなっています。

・外出する際に改善してほしいことの第1位は「特に困ったことや改善してほしいことはない」の 29.4%、第2位は「緊急事態が起こった時の対応に不安がある」の 21.1%、第3位は「障害への理解が不足している（視線等が気になるなど）」の 16.4%、第4位は「タクシー、路線バス、モノレールの利用が困難、不便である（料金等の支払いなど）」の 12.4%、第5位は「障害者用トイレや障害者専用駐車場が整備されていないなど、バリアフリー化が進んでいない」の 11.9%等となっています。

○外出する際に改善してほしいこと障害種別でみると、知的及び重複で「緊急事態が起こった時の対応に不安がある」が高く示されています。

・余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況の第1位は「特に、社会活動はしていない」の 48.5%、第2位は「仲間、友人同士での交流」の 24.6%、第3位は「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」の 11.4%、第4位は「インターネットやメールを利用した交流」の 9.5%、第5位は「趣味の同好会活動」の 8.2%等となっています。平成 24 年度調査結果と比較すると「インターネットやメールを利用した交流」及び「特に、社会活動はしていない」という回答割合のみ上昇しており、

ここでも新型コロナウイルスの拡大による影響が表れていると考えられます。

- 余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況を障害種別でみると、身体及び知的、重複では「仲間、友人同士での交流」、精神では「インターネットやメールを利用した交流」が高く示されています。
- 社会活動を行いやすくするために必要な条件の第1位は「気軽に参加できる雰囲気であること」の31.8%、第2位は「一緒に行く仲間がいること」の30.6%、第3位は「活動についての情報が提供されること」の28.9%、第4位は「特にない」の22.1%、第5位は「施設や活動の場所が身近な場所にあること」の18.9%等となっています。

#### (9) 就労の状況

- 就労の状況をみると、「仕事はしていない」が61.5%で最も多く、次いで「パートやアルバイトで働いている」の9.7%、「正規職員（会社経営などを含む）として働いている」の9.2%、「就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどを利用している」の8.4%、「自営業をしている」の2.7%等となっています。
- 就労の状況を障害種別でみると、身体及び精神、重複では「仕事はしていない」、知的では「就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどを利用している」が多くなっています。「正規職員（会社経営などを含む）として働いている」という割合は、知的の16.7%、身体の8.4%、精神の3.8%、重複の1.5%となっています。
- 就労の職種をみると、「就労移行支援、就労継続支援など」が24.4%で最も多く、次いで「サービス業」の16.3%、「その他」の14.6%、「建設業」の11.4%、「政府・地方公共団体」の9.8%等となっています。
- 平均収入（月額）をみると、「5万円以上～10万円未満」及び「10万円以上～20万円未満」が同率の22.8%で最も多く、次いで「20万円以上」の18.7%、「1万円未満」の12.2%、「1万円以上～3万円未満」の8.9%等となっています。
- 平均収入（月額）を障害種別でみると、身体では「20万円以上」、知的では「5万円以上～10万円未満」、精神では「1万円未満」及び「5万円以上～10万円未満」、重複では「1万円未満」が多くなっています。
- 現在、仕事を探しているかをみると、「探していない」が84.6%、「探している」が13.6%となっています。
- 現在、仕事を探している割合を障害種別でみると、精神の28.1%、次いで重複の13.3%、身体の11.6%となっています。
- 仕事を探していない理由の第1位は「障害や病気、高齢のため働けないから」の68.4%、第2位は「働く自信がないから」及び「年金収入などがあり働く必要がないから」が同率の22.3%、第4位は「通勤が困難だから」の10.9%、第5位は「自分にあった仕事が見つからないから」の8.8%等となっています。
- 障害のある人が働くために必要な環境の第1位は「健康状態に合わせた働き方ができること」の50.9%、第2位は「自分の家の近くに働く場所があること」の35.6%、第3位は「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分に理解していること」の28.8%、第4位は「通勤することなく、自宅で働けること」の17.0%、第5位は「仕事上の悩みを相談できる場所があること」の13.7%等となっています。
- 障害のある人が働くために必要な環境を障害種別でみると、すべての障害種別で「健康状態に合わせ

た働き方ができること」が第1位となっています。第2位は身体及び重複で「自分の家の近くに働く場所があること」、精神で「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分理解していること」、知的で「自分の家の近くに働く場所があること」に加え「職場適応援助者（ジョブコーチなど）の支援があること」となっています。

#### （10）就学について

- 在籍している学校や学級をみると、「小中学校の特別支援学級」が38.7%で最も多く、次いで「特別支援学校」の29.0%、「大学、専門学校」の12.9%、「保育所（園）・幼稚園」の6.5%、「その他」の6.5%等となっています。
- 「特別支援学校」という回答を障害種別にみると、重複で66.7%、身体と知的がともに33.3%となっています。
- 学校等で困っていることの第1位は「能力や障害の状況に応じた指導体制の充実」の45.2%、第2位は「特別支援教育支援員やコーディネーターの増員などの介助体制の充実」及び「子どもたちの障害への理解を深める教育や交流機会を増やしてほしい」が同率の41.9%、第4位は「障害の特性に配慮した教育機材の充実」の29.0%、第5位は「困っていることは特にない」の25.8%等となっています。
- 今後の進路をみると、「障害者に配慮した教育施設などへ進学したい」が29.0%で最も多く、次いで「通常の小中学校、高等学校、専門学校、大学へ進学したい」の22.6%、「就職したい」の19.4%、「就労訓練などを受けたい（就労継続支援A・B、就労移行など）」及び「特に考えていない」が同率の9.7%等となっています。
- 今後の進路を障害種別でみると、身体では「就職したい」、知的及び重複では「障害者に配慮した教育施設などへ進学したい」、精神では「通常の小中学校、高等学校、専門学校、大学へ進学したい」及び「就職したい」との回答が多くなっています。

#### （11）情報について

- 情報収集の方法の第1位は「テレビ・ラジオ」の62.2%、第2位は「新聞・雑誌」の36.6%、第3位は「インターネット・SNS」の27.4%、第4位は「家族や親族」の23.1%、第5位は「友人・知人」の13.9%等となっています。
- 情報に対する要望等の第1位は「テレビの字幕放送の充実」の33.6%、第2位は「パソコンなどの情報ツールの活用支援」の31.1%、第3位は「音声読み取りや文字拡大などアクセシビリティの向上」の20.4%、第4位は「点字・音声サービスなどの充実」の13.2%、第5位は「手話通訳者及び要約筆記奉仕員などの人材の確保」の7.2%等となっています。

#### （12）日常生活で困っていること

- 日常生活上困っていることの第1位は「収入が少なく、経済的に不安定な状況にあること」の25.1%、第2位は「具合が悪い時、緊急時の対応が心配なこと」の24.4%、第3位は「特にない」の23.4%、第4位は「人付き合いに不安を感じること」の22.1%、第5位は「どのような福祉サービスがあるかわからないこと、その情報が入手できないこと」の18.7%等となっています。

#### （13）医療について

- ・医療費助成制度の利用状況をみると、「利用している」が44.0%で最も多く、次いで「利用していない」の24.9%、「わからない」の21.1%となっています。
- 医療費助成制度を利用している割合を障害種別でみると、重複の54.3%が最も多く、次いで身体の46.4%、知的の36.1%、精神の31.0%となっています。

#### (14) 障害者が暮らしやすい地域社会等について

- ・障害者が暮らしやすい地域社会にしていくための意見として、最も多いのが「障害者への理解・配慮」、次いで「バリアフリーのまちづくり」「経済的な支援」「雇用拡大、就労支援」などが上位にあげられています。
  - ・沖縄県や市町村への要望の第1位は「医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実」の36.7%、第2位は「障害の特性に配慮された働く場の確保」の31.4%、第3位は「障害児（者）が暮らしやすい住宅の整備」の27.8%、「就労支援や自立訓練などの事業の充実」の25.1%、「障害児（者）への理解を深める教育の充実」の19.5%となっています。平成24年度調査結果と比較すると「就労支援や自立訓練などの事業の充実」、「身近な場所での相談、指導及び生活支援体制の充実」、「緊急時における救急医療体制の充実」、「スポーツ、レクリエーション、文化活動の充実」、「地域の人々との交流機会の拡大」、「中途障害者へのメンタルケアの充実」という回答割合が上昇しています。
- 沖縄県や市町村への要望を障害種別でみると、身体では「医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実」、知的及び精神では「障害の特性に配慮された働く場の確保」、重複では「障害児（者）が暮らしやすい住宅の整備」が多くなっています。

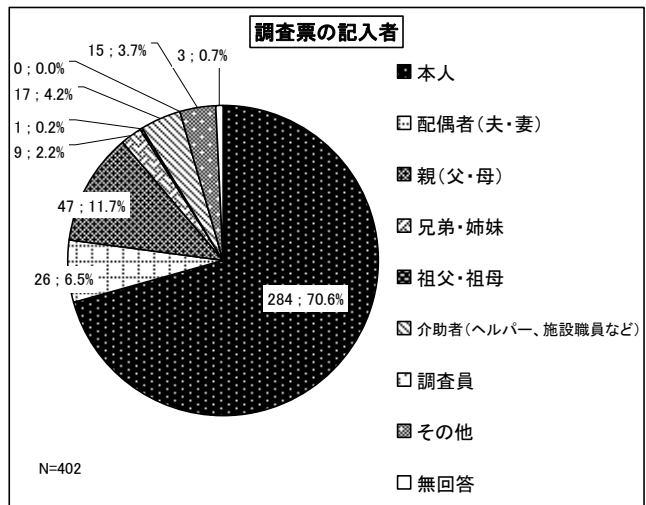


## 2. 単純集計結果

### ◎調査票の記入者

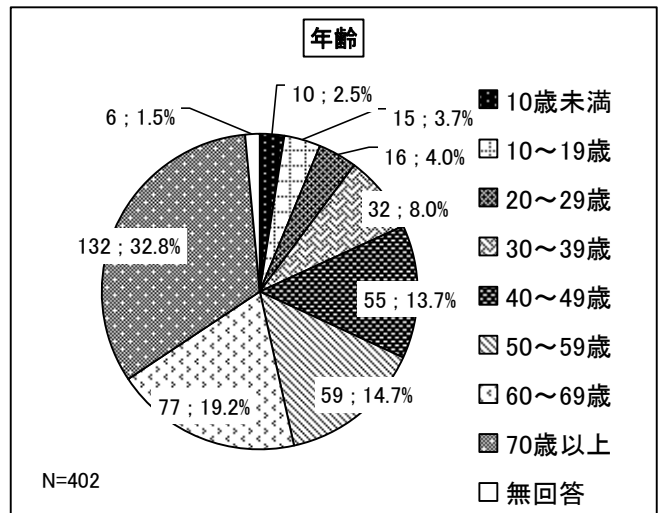
調査票の記入者を見ると、「本人」が70.6%で最も多く、次いで「親（父・母）」の11.7%、「配偶者（夫・妻）」の6.5%、「介助者（ヘルパー、施設職員など）」の4.2%、「その他」の3.7%等となっています。

なお、「調査員」との回答はありません。

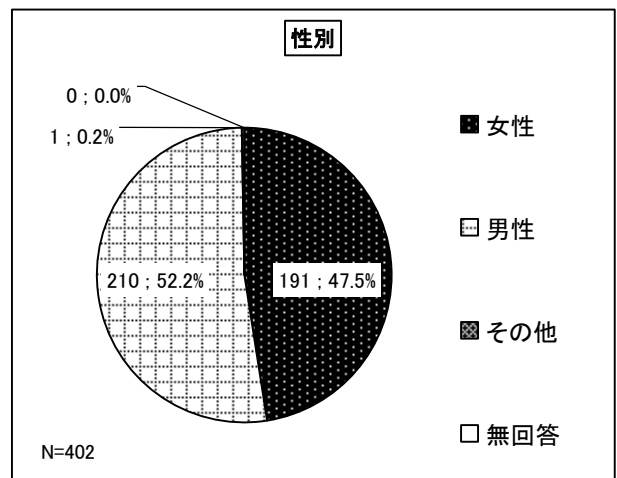


### 問1 年齢、性別、所在地

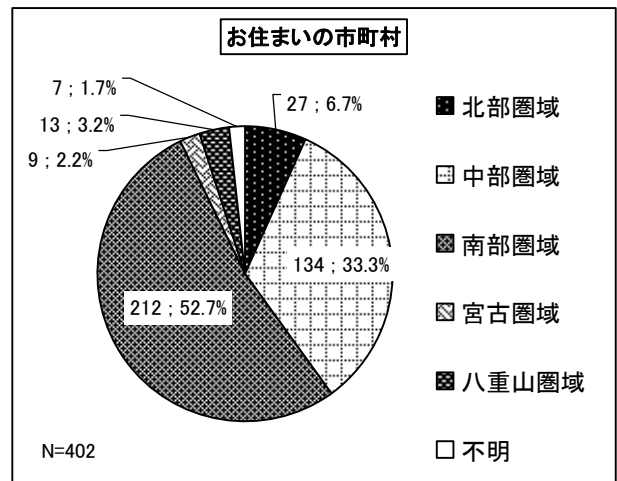
年齢をみると、「70歳以上」が32.8%で最も多く、次いで「60～69歳」の19.2%、「50～59歳」の14.7%、「40～49歳」の13.7%、「30～39歳」の8.0%等となっています。



性別をみると、「男性」が52.2%で最も多く、次いで「女性」の47.5%、「その他」の0.2%となっています。

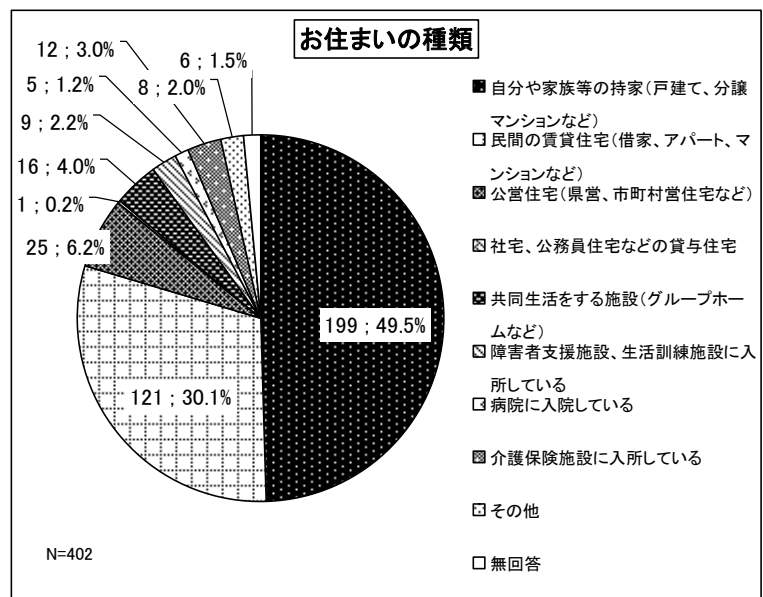


お住まいの市町村をみると、「南部圏域」が52.7%で最も多く、次いで「中部圏域」の33.3%、「北部圏域」の6.7%、「八重山圏域」の3.2%、「宮古圏域」の2.2%となっています。

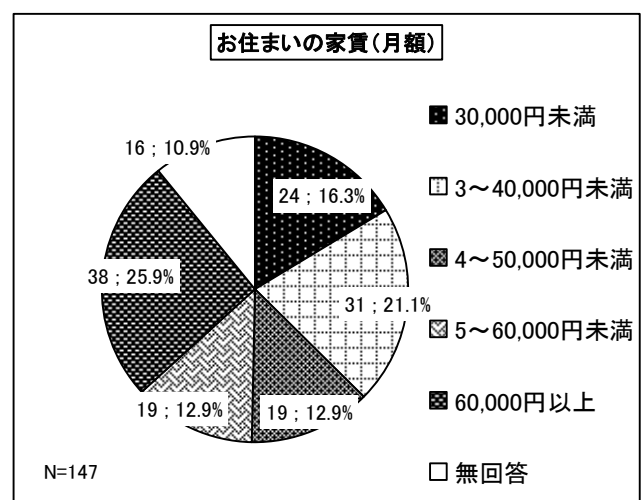


## 問2 住まいの種類

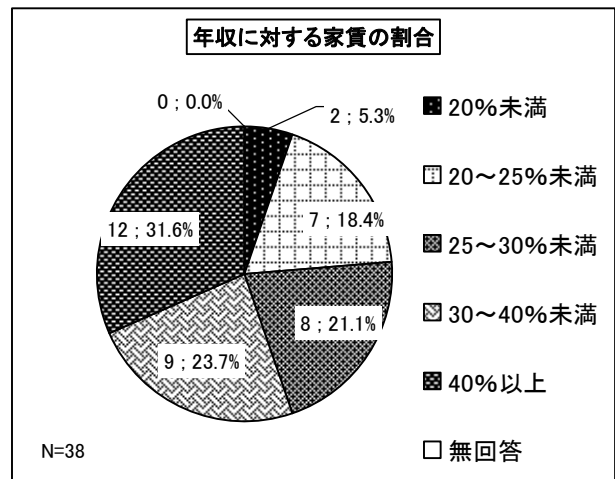
お住まいの種類をみると、「自分や家族等の持家（戸建て、分譲マンションなど）」が49.5%で最も多く、次いで「民間の賃貸住宅（借家、アパート、マンションなど）」の30.1%、「公営住宅（県営、市町村営住宅など）」の6.2%、「共同生活をする施設（グループホームなど）」の4.0%、「介護保険施設に入所している」の3.0%等となっています。



お住まいの家賃（月額）をみると、「60,000円以上」が25.9%で最も多く、次いで「3～40,000円未満」の21.1%、「30,000円未満」の16.3%、「4～50,000円未満」及び「5～60,000円未満」が同率の12.9%となっています。

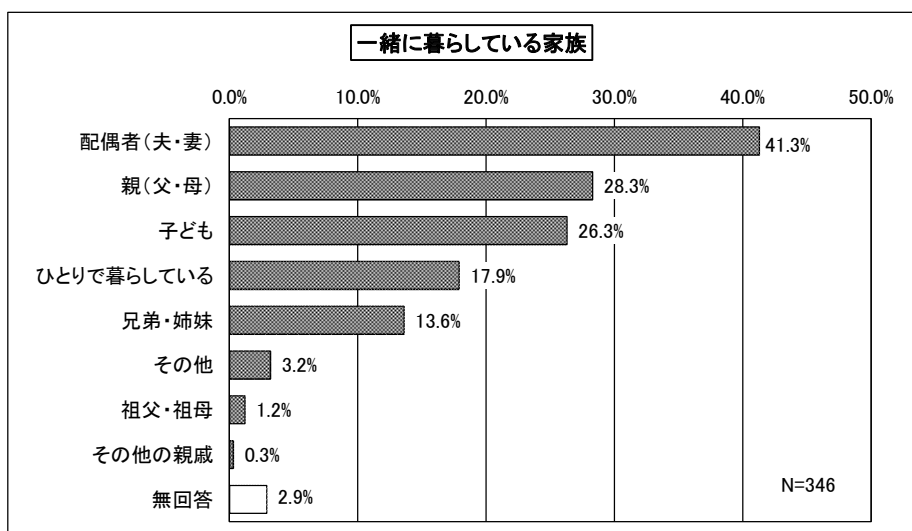


ひとり暮らしの方の年収に対する家賃の割合をみると、「40%以上」が31.6%で最も多く、次いで「30~40%未満」の23.7%、「25~30%未満」の21.1%、「20~25%未満」の18.4%、「20%未満」の5.3%となっています。

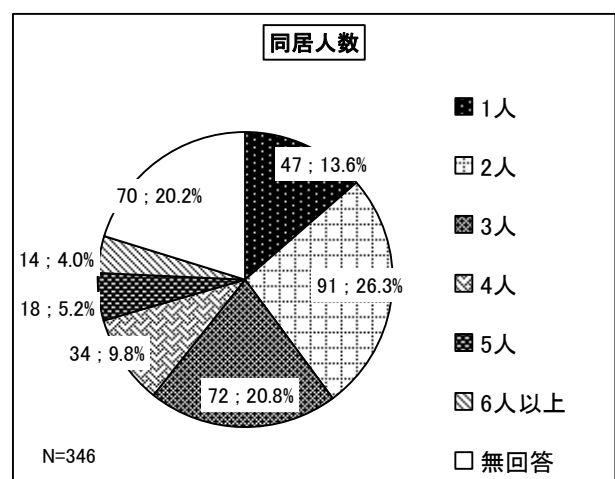


### 問 2-1 同居家族等の状況

一緒に暮らしている家族の第1位は「配偶者（夫・妻）」の41.3%、第2位は「親（父・母）」の28.3%、第3位は「子ども」の26.3%、第4位は「ひとりで暮らしている」の17.9%、第5位は「兄弟・姉妹」の13.6%等となっています。



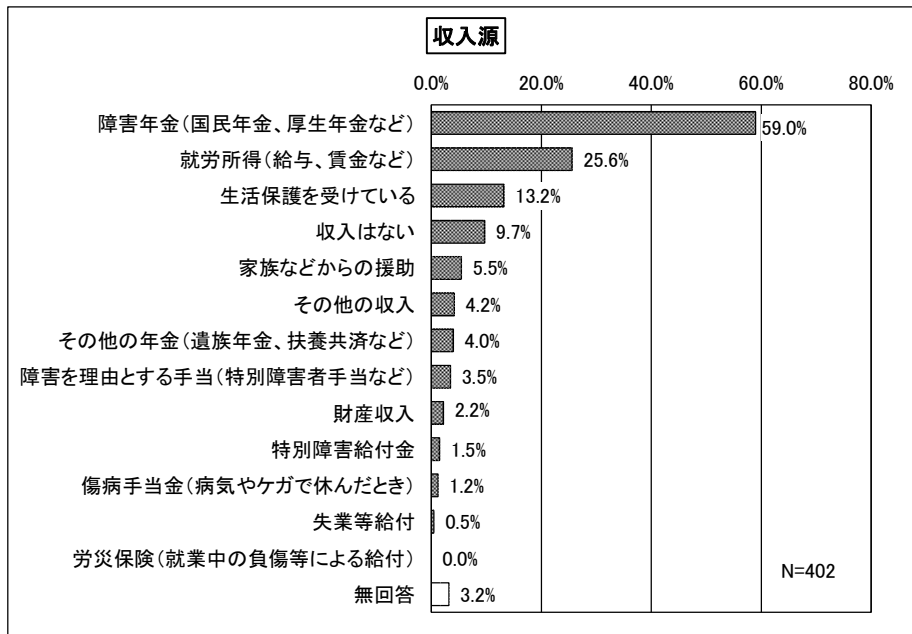
同居人数をみると、「2人」が26.3%で最も多く、次いで「3人」の20.8%、「1人」の13.6%、「4人」の9.8%、「5人」の5.2%等となっています。



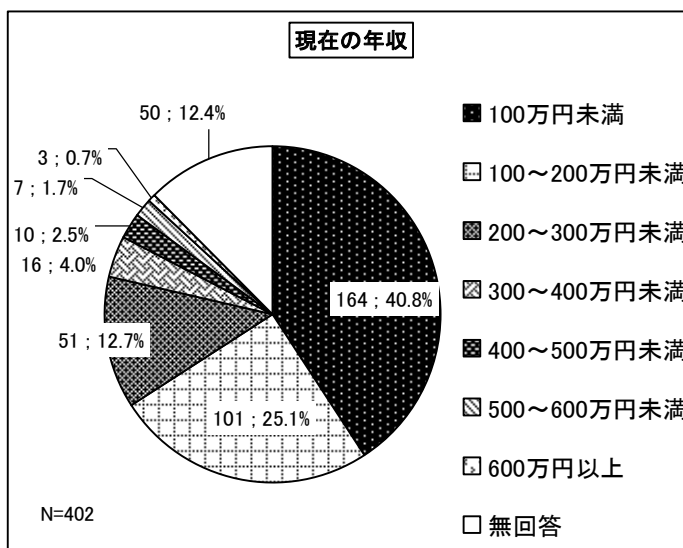
### 問3 収入の状況

収入源の第1位は「障害年金（国民年金、厚生年金など）」の59.0%、第2位は「就労所得（給与、賃金など）」の25.6%、第3位は「生活保護を受けている」の13.2%、第4位は「収入はない」の9.7%、第5位は「家族などからの援助」の5.5%等となっています。

なお、「労災保険（就業中の負傷等による給付）」との回答はありません。



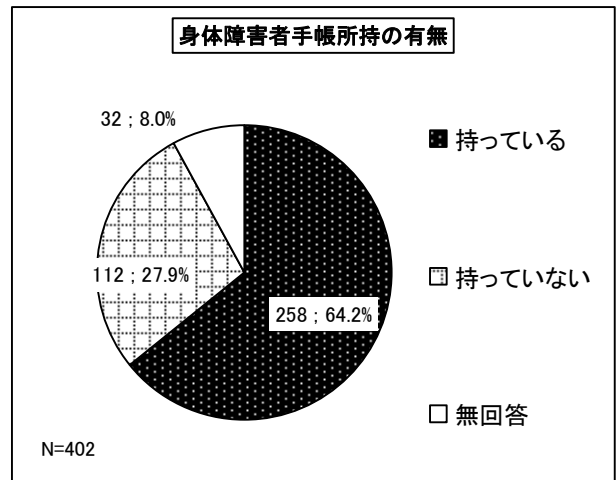
現在の年収をみると、「100万円未満」が40.8%で最も多く、次いで「100～200万円未満」の25.1%、「200～300万円未満」の12.7%、「300～400万円未満」の4.0%、「400～500万円未満」の2.5%等となっています。



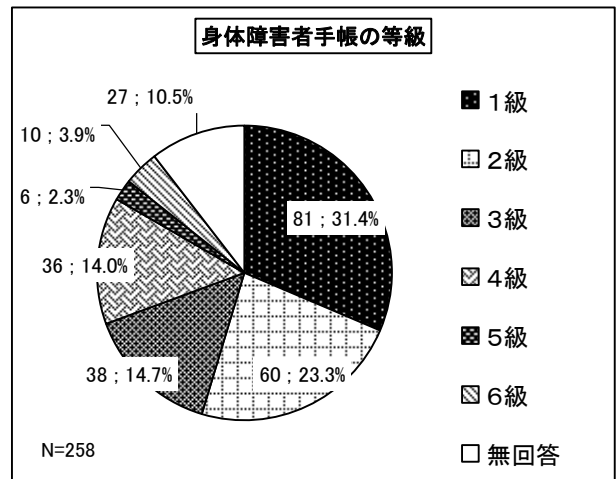
問4 障害の程度(手帳所持の有無、等級、重複障害の有無等)

(1) 身体障害者手帳の状況

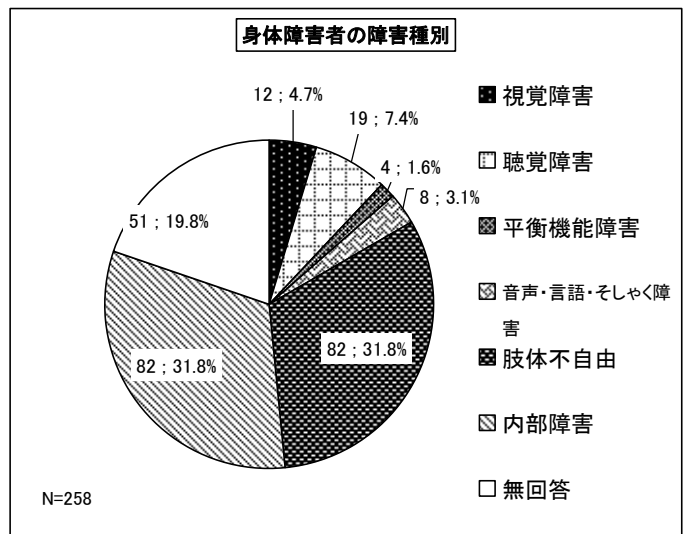
身体障害者手帳所持の有無をみると、「持っている」が64.2%、「持っていない」が27.9%となっています。



身体障害者手帳の等級をみると、「1級」が31.4%で最も多く、次いで「2級」の23.3%、「3級」の14.7%、「4級」の14.0%、「6級」の3.9%等となっています。

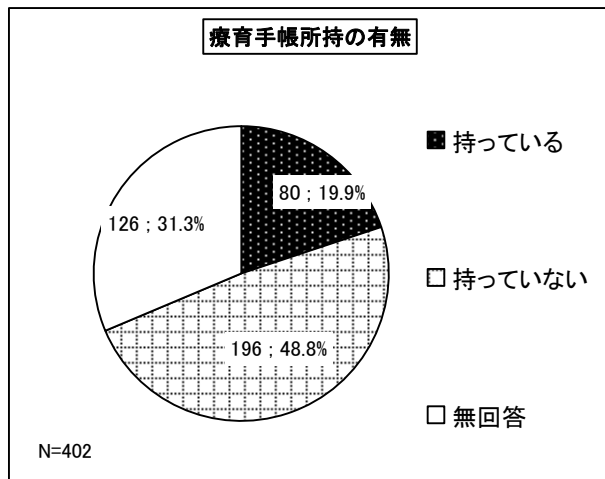


身体障害者の障害種別をみると、「肢体不自由」及び「内部障害」が同率の31.8%で最も多く、次いで「聴覚障害」の7.4%、「視覚障害」の4.7%、「音声・言語・そしゃく障害」の3.1%等となっています。

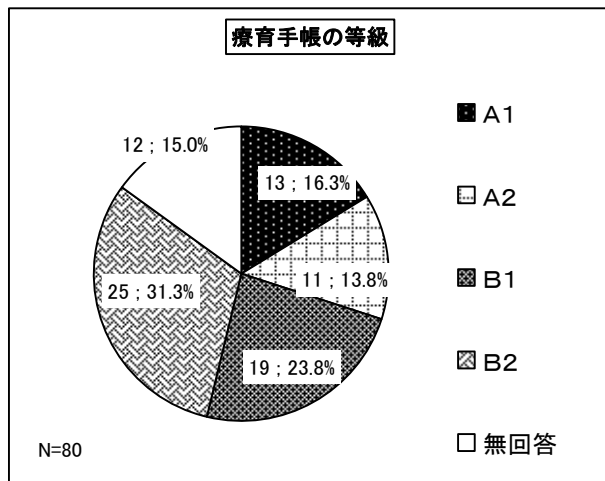


#### 問 4(2)療育手帳の状況

療育手帳所持の有無をみると、「持っていない」が48.8%、「持っている」が19.9%となっています。

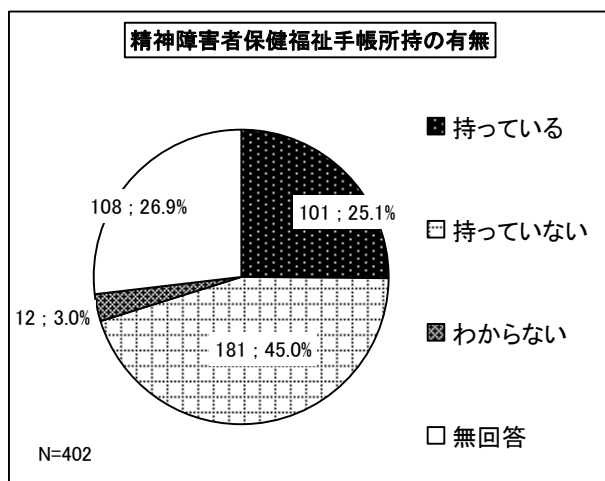


療育手帳の等級をみると、「B2」が31.3%で最も多く、次いで「B1」の23.8%、「A1」の16.3%、「A2」の13.8%となっています。

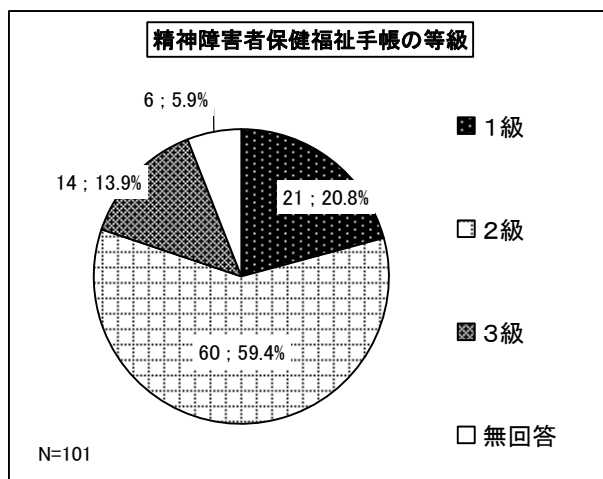


#### 問 4(3)精神障害者保健福祉手帳の状況

精神障害者保健福祉手帳所持の有無をみると、「持っていない」が45.0%で最も多く、次いで「持っている」の25.1%、「わからない」の3.0%となっています。

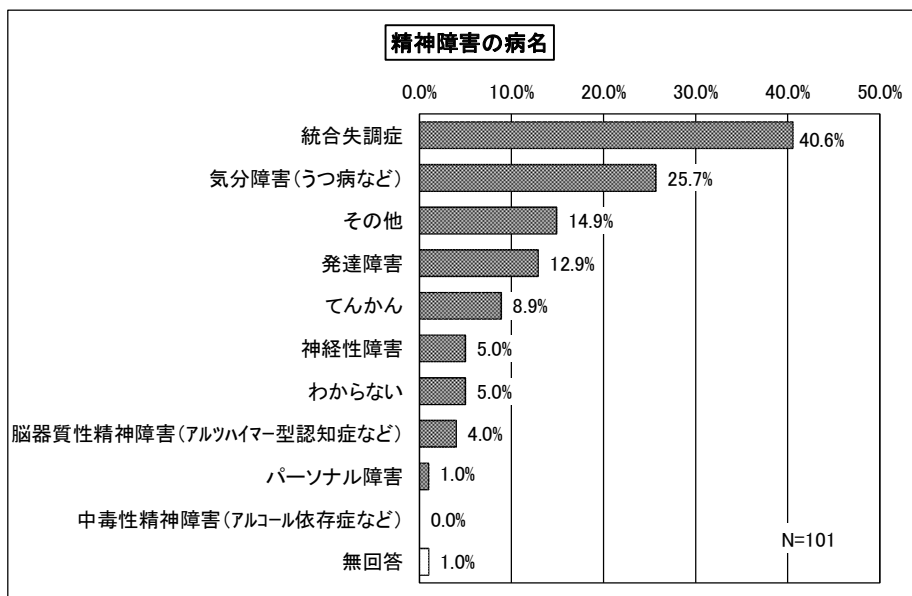


精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、「2級」が59.4%で最も多く、次いで「1級」の20.8%、「3級」の13.9%となっています。



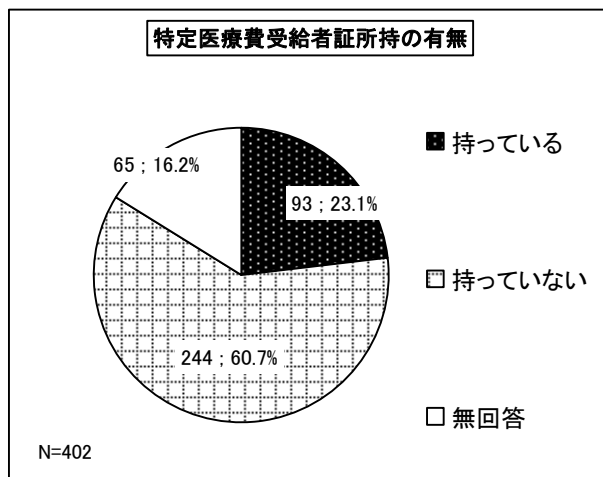
精神障害の病名の第1位は「統合失調症」の40.6%、第2位は「気分障害(うつ病など)」の25.7%、第3位は「その他」の14.9%、第4位は「発達障害」の12.9%、第5位は「てんかん」の8.9%等となっています。

なお、「中毒性精神障害(アルコール依存症など)」との回答はありません。

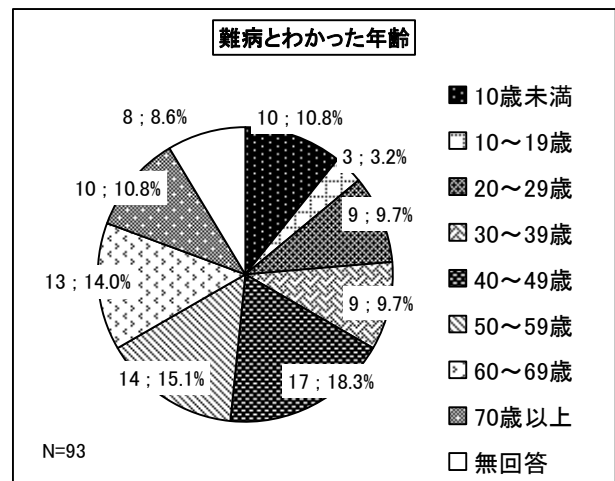


#### 問4(4) 特定医療費(指定難病)受給者証について

特定医療費受給者証所持の有無をみると、「持っていない」が60.7%、「持っている」が23.1%となっています。

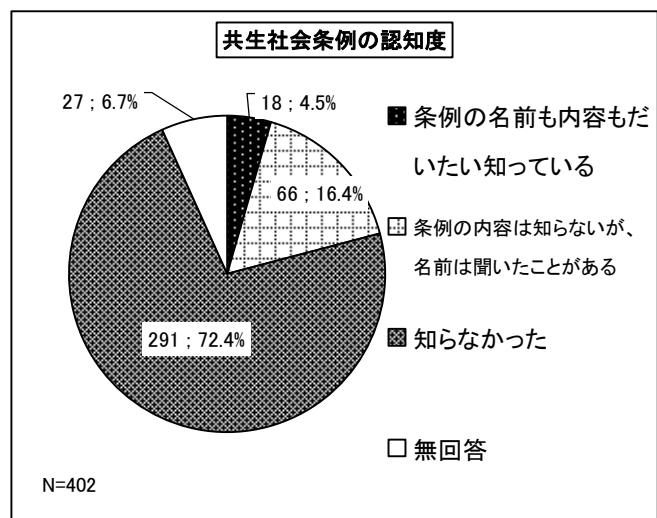


難病とわかった年齢をみると、「40～49 歳」が18.3%で最も多く、次いで「50～59 歳」の15.1%、「60～69 歳」の14.0%、「10 歳未満」及び「70 歳以上」が同率の10.8%等となっています。



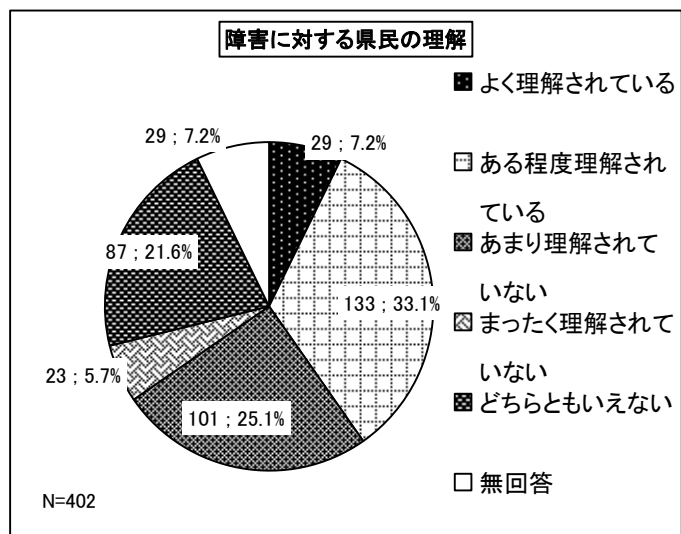
### 問5 共生社会条例について

共生社会条例の認知度をみると、「知らなかった」が72.4%で最も多く、次いで「条例の内容は知らないが、名前は聞いたことがある」の16.4%、「条例の名前も内容もだいたい知っている」の4.5%、「条例の名前も内容もだいたい知っている」の4.5%となっています。



### 問6 障害に対する理解について

障害に対する県民の理解をみると、「ある程度理解されている」が33.1%で最も多く、次いで「あまり理解されていない」の25.1%、「どちらともいえない」の21.6%、「よく理解されている」の7.2%、「まったく理解されていない」の5.7%となっています。



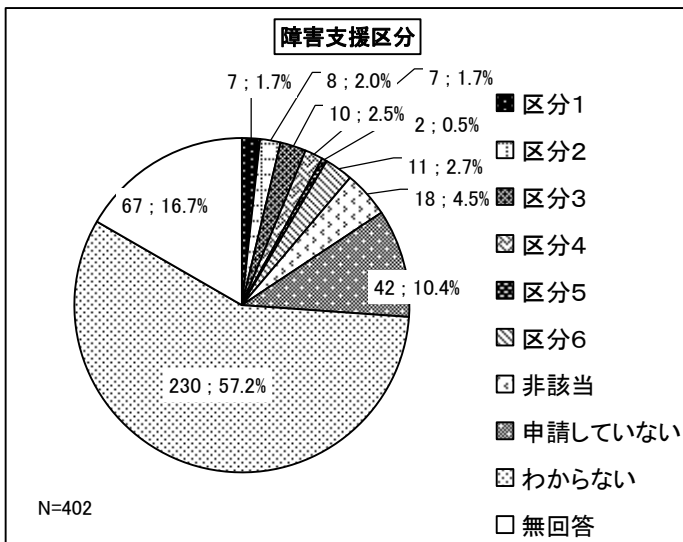


問6 理解されていないと感じる理由(主な意見)

障害への理解不足、無関心 (25 件)	うつ病は見た目は元気そうなので親戚の行事等行かなかっただけで目立つし、怠けていると思われる(うつだと公表していない)
	スーパー等で障害者マークに健常者が車を停めている。障害者に手を差し伸べる様子を見たことがない。自分のことだけで精一杯な様子。
	難病の話をしていても理解をしてもらえない
偏見や差別を感じる (14 件)	精神障害の人をおかしな目で見るのはやめにしてほしい。一生懸命頑張っている人もいるのだから。
	障害を持っているというだけでバカにされる
	日常会話の中で、無知から来る差別を感じるがよくあるから。
見た目で見えない障害のため (7 件)	知的障害ですが、見た目は普通なので障害を持っていると思われたい。広い心を持って接してくれない時があるので、寂しく感じるときがある。
	色んな障害があるが、目で見えるのと見た目だけでは、わからないことが多いので。
	見た目が健常者と変わらないと、どこへ行っても困る事が多い。ただなまけて見られる事がある。当事者はできたら健常者と同じく健康になりたいと思っています。
いじめや嫌がらせ (5 件)	ヘルプマークをつけていますが、知らない人から悪口を言われたことが何度もあるからです。
	学校でもからかわれたり、仲間はずれにされたりする。
	内部障害は、外見では判断できないため。障害者(モノレール、バス、駐車場)用途の利用の際に注意されたり、嫌がらせを受ける。
バリアフリーが進まない (2 件)	・外出時におけるバリアフリーが大型店のみななので外出先が制限される ・歩道が整備されていない
	・身障者トイレや駐車場等、健常者の方が使って利用出来ない事が多くある。
	・大学のエレベーターで満員に近いとき等、ゆずられた事がない。”
その他 (15 件)	言葉では障害のある人もない人もとの表現がよく使われているが条例化されているとは知らなかった
	市役所である手続きをしている際、大きい声で(職員から)病気の名前を言われ障害者手帳を周りに見えるように振りかざされた。ネットで誹謗中傷をされたこともある。
	・学校など分けての教育が根強い ・関係者だけしか関心がない(障がいや障がいのある人に対して)

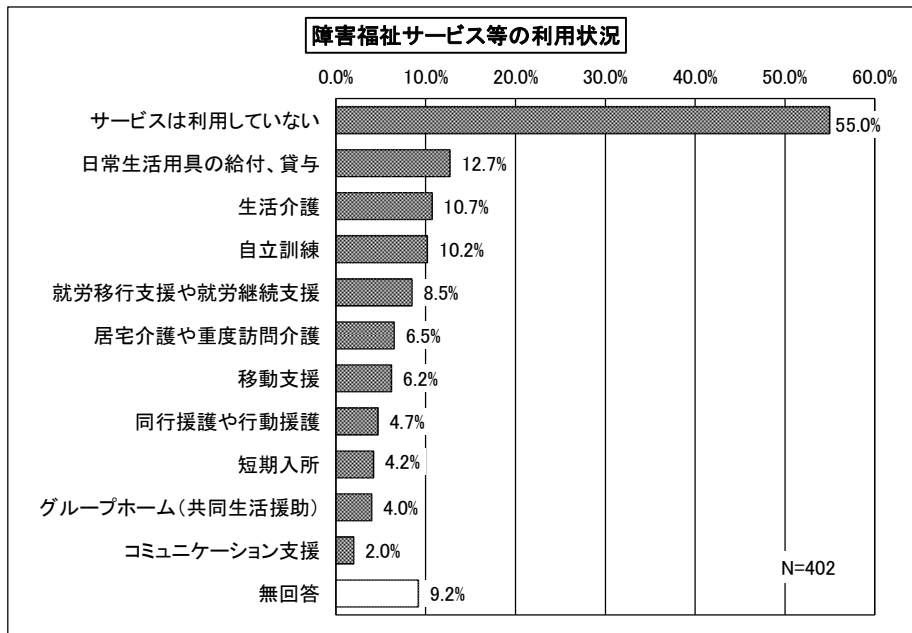
### 問7 障害支援区分

障害支援区分をみると、「わからない」が57.2%で最も多く、次いで「申請していない」の10.4%、「非該当」の10.4%、「区分6」の2.7%、「区分3」の2.5%等となっています。

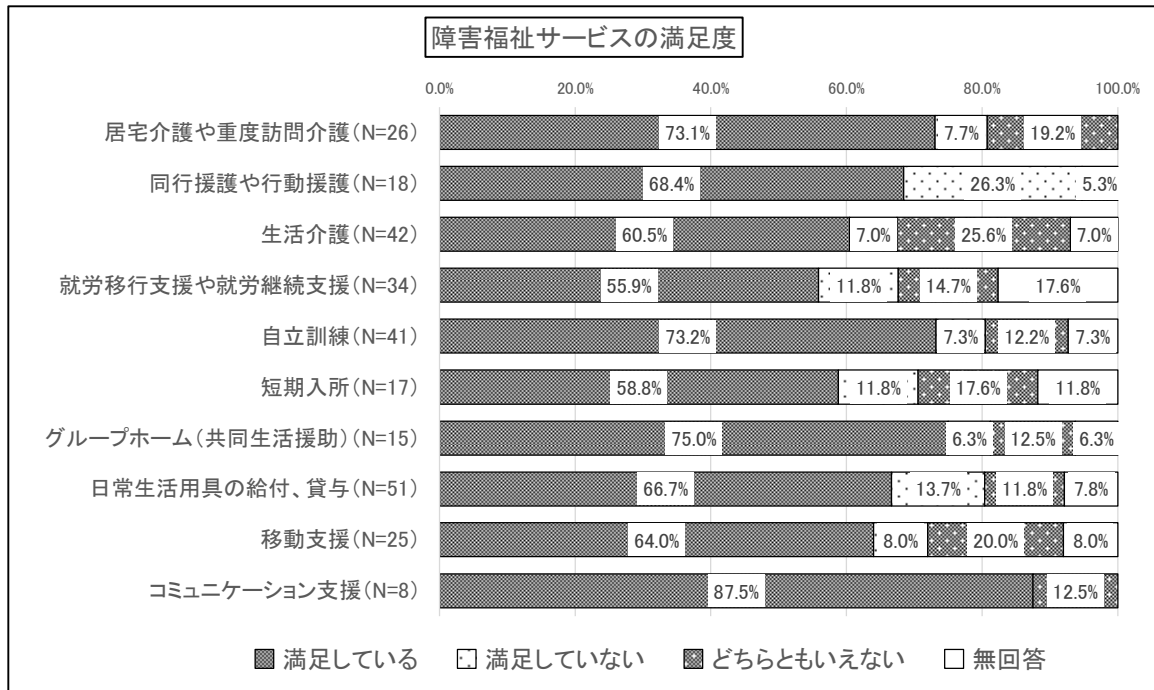


### 問8 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービス等の利用状況の第1位は「サービスは利用していない」の55.0%、第2位は「日常生活用具の給付、貸与」の12.7%、第3位は「生活介護」の10.7%、第4位は「自立訓練」の10.2%、第5位は「就労移行支援や就労継続支援」の8.5%等となっています。

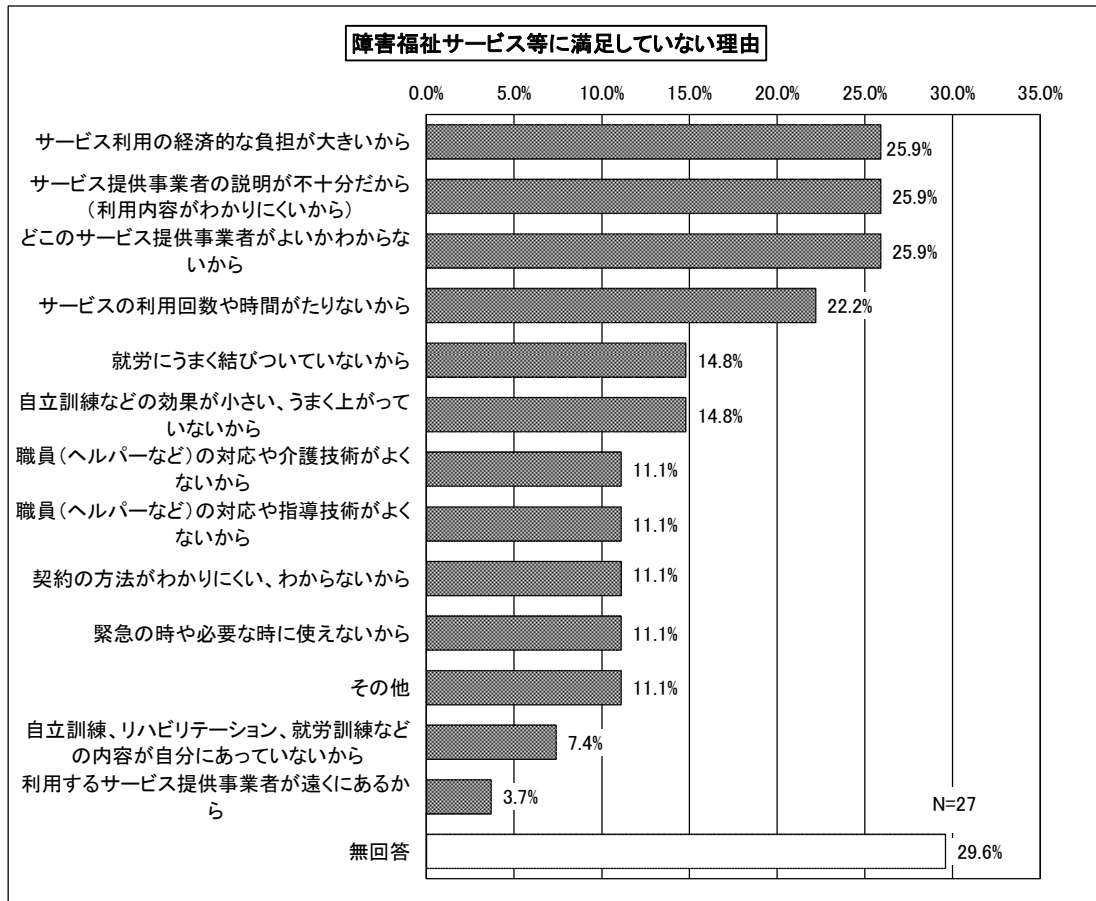


障害福祉サービスの満足度をみると、いずれのサービスでも「満足している」との回答が過半数を超えています。一方、「満足していない」との回答では「同行援護や行動援護」の26.3%が最も多く、次いで「日常生活用具の給付、貸与」の13.7%、「就労移行支援や就労継続支援」及び「短期入所」が同率の11.8%、「移動支援」の8.0%等と続いています。



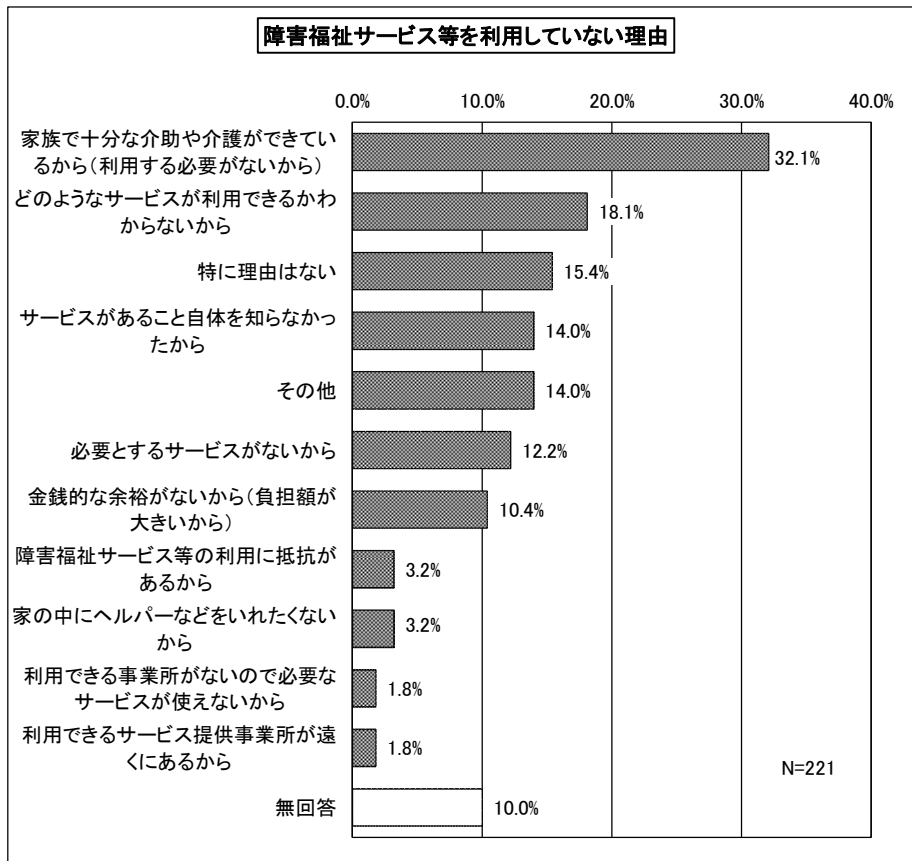
### 問9 満足していない理由

障害福祉サービス等に満足していない理由の第1位は「サービス利用の経済的な負担が大きいから」及び「サービス提供事業者の説明が不十分だから（利用内容がわかりにくいから）」、「どこのサービス提供事業者がよいかわからないから」が同率の25.9%、第4位は「サービスの利用回数や時間がたりないから」の22.2%、第5位は「就労にうまく結びついていないから」及び「自立訓練などの効果が小さい、うまく上がっていないから」が同率の14.8%等となっています。



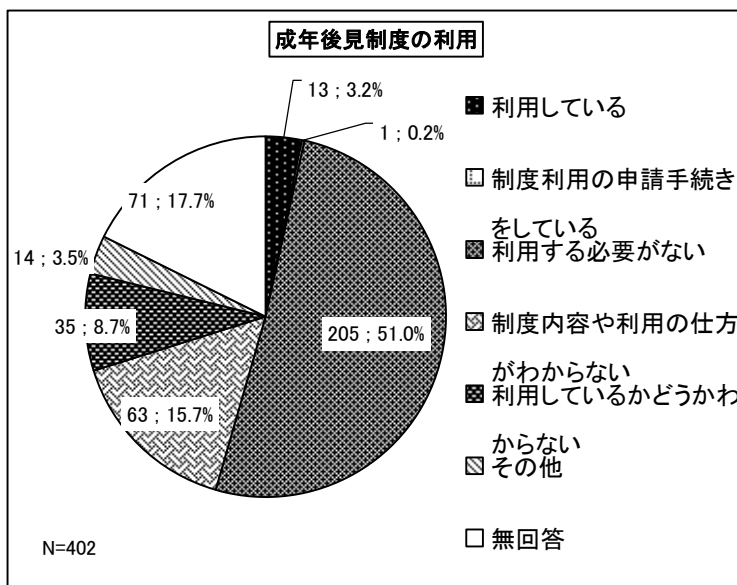
### 問 10 障害福祉サービス等を利用していない理由

障害福祉サービス等を利用していない理由の第 1 位は「家族で十分な介助や介護ができていないから(利用する必要がないから)」の 32.1%、第 2 位は「どのようなサービスが利用できるかわからないから」の 18.1%、第 3 位は「特に理由はない」の 15.4%、第 4 位は「サービスがあること自体を知らなかったから」及び「その他」が同率の 14.0%等となっています。



### 問 11 成年後見制度の利用

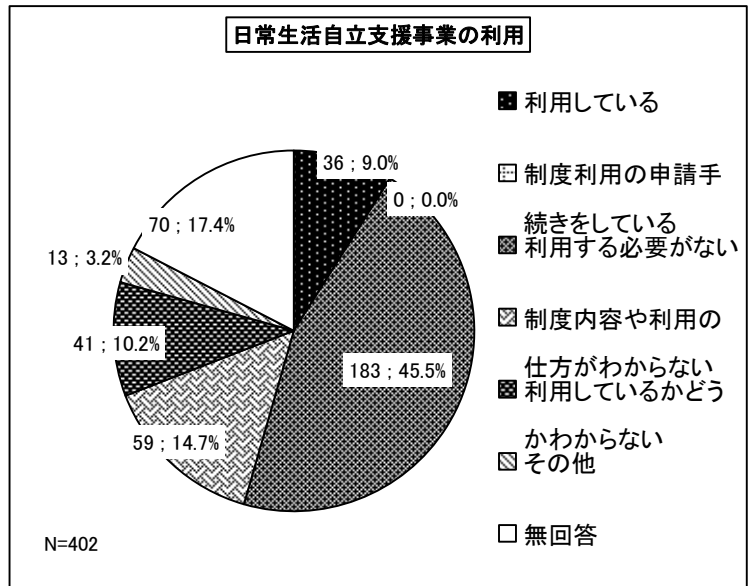
成年後見制度の利用をみると、「利用する必要がない」が 51.0%で最も多く、次いで「制度内容や利用の仕方がわからない」の 15.7%、「利用しているかどうかわからない」の 8.7%、「利用している」の 3.2%等となっています。



### 問 12 日常生活自立支援事業の利用

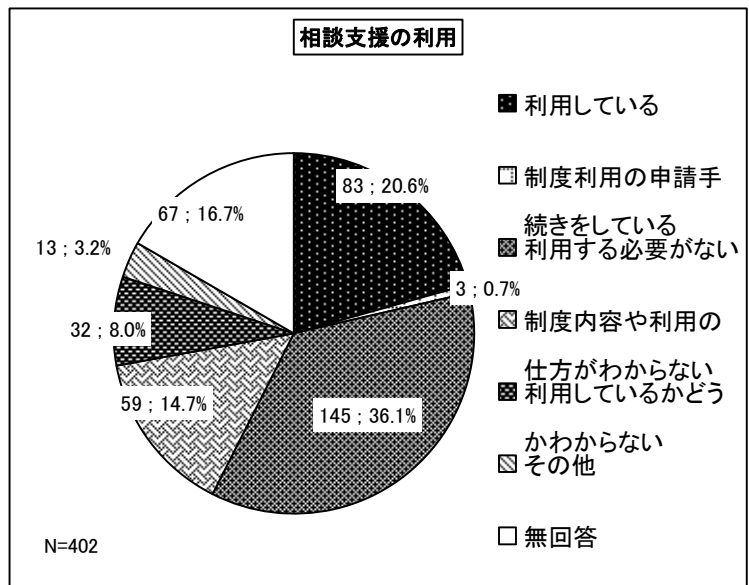
日常生活自立支援事業の利用をみると、「利用する必要がない」が45.5%で最も多く、次いで「制度内容や利用の仕方がわからない」の14.7%、「利用しているかどうかわからない」の10.2%、「利用している」の9.0%、「その他」の3.2%等となっています。

なお、「制度利用の申請手続きをしている」との回答はありません。



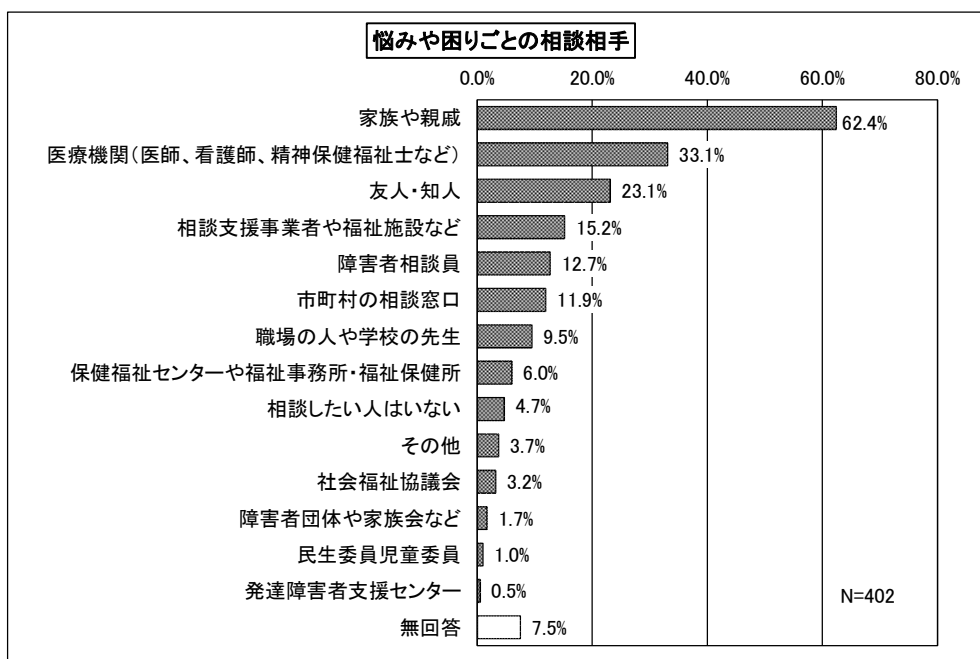
### 問 13 相談支援の利用

相談支援の利用をみると、「利用する必要がない」が36.1%で最も多く、次いで「利用している」の20.6%、「制度内容や利用の仕方がわからない」の14.7%、「利用しているかどうかわからない」の8.0%、「その他」の3.2%等となっています。



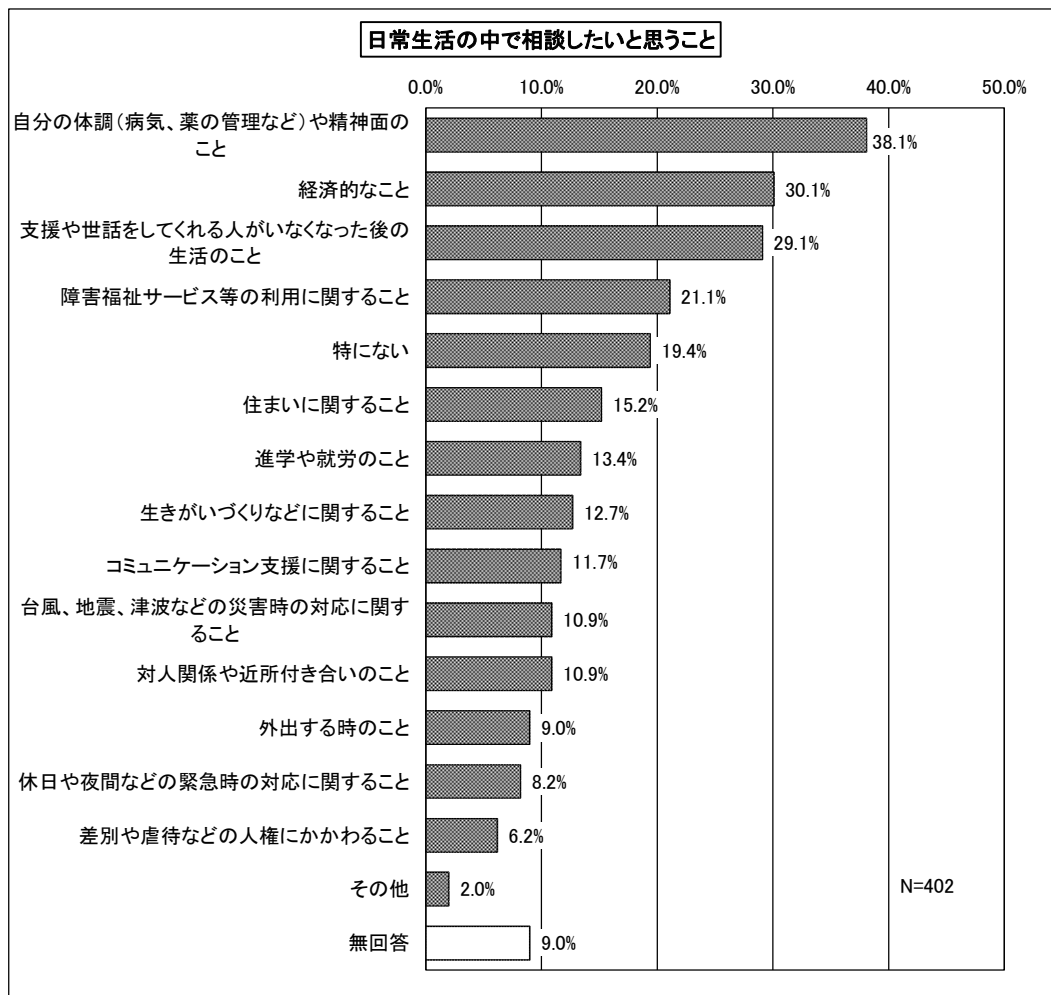
#### 問 14 相談したい人

悩みや困りごとの相談相手の第1位は「家族や親戚」の62.4%、第2位は「医療機関（医師、看護師、精神保健福祉士など）」の33.1%、第3位は「友人・知人」の23.1%、第4位は「相談支援事業者や福祉施設など」の15.2%、第5位は「障害者相談員」の12.7%等となっています。



## 問 15 相談したい内容

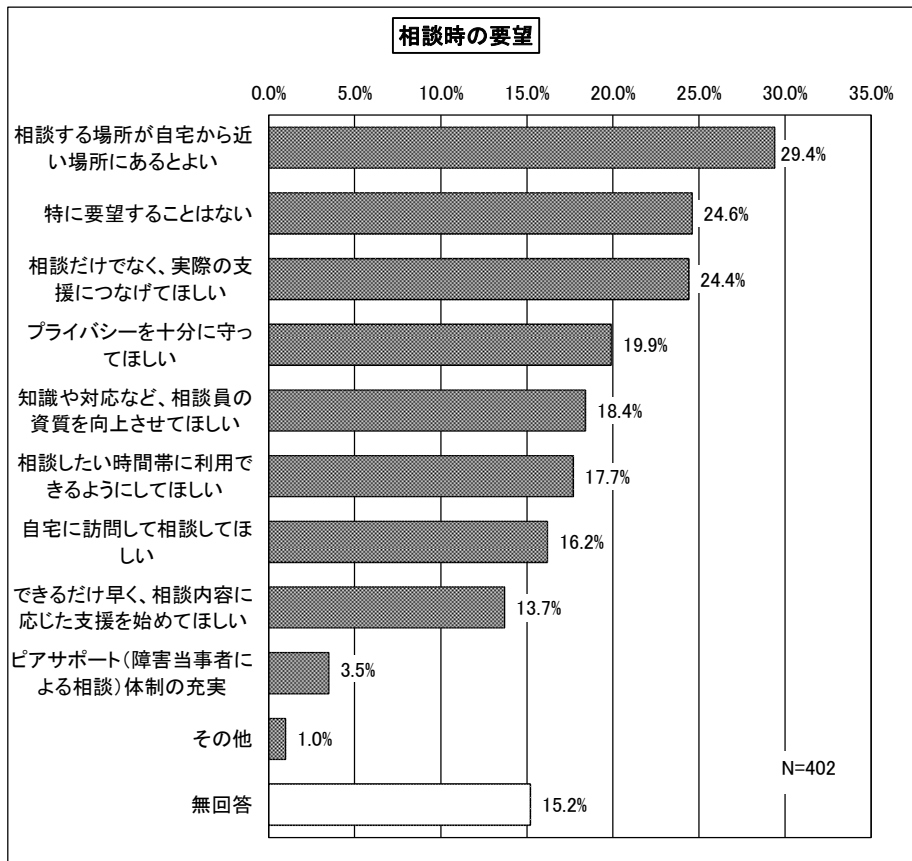
日常生活の中で相談したいと思うことの第1位は「自分の体調（病気、薬の管理など）や精神面のこと」の38.1%、第2位は「経済的なこと」の30.1%、第3位は「支援や世話をしてくれる人がいなくなった後の生活のこと」の29.1%、第4位は「障害福祉サービス等の利用に関すること」の21.1%、第5位は「特にない」の19.4%等となっています。





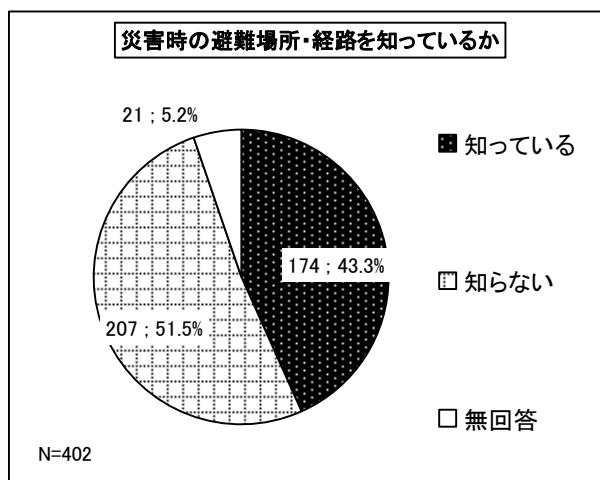
### 問 16 相談時の要望

相談時の要望の第 1 位は「相談する場所が自宅から近い場所にあるとよい」の 29.4%、第 2 位は「特に要望することはない」の 24.6%、第 3 位は「相談だけでなく、実際の支援につなげてほしい」の 24.4%、第 4 位は「プライバシーを十分に守ってほしい」の 19.9%、第 5 位は「知識や対応など、相談員の資質を向上させてほしい」の 18.4%等となっています。



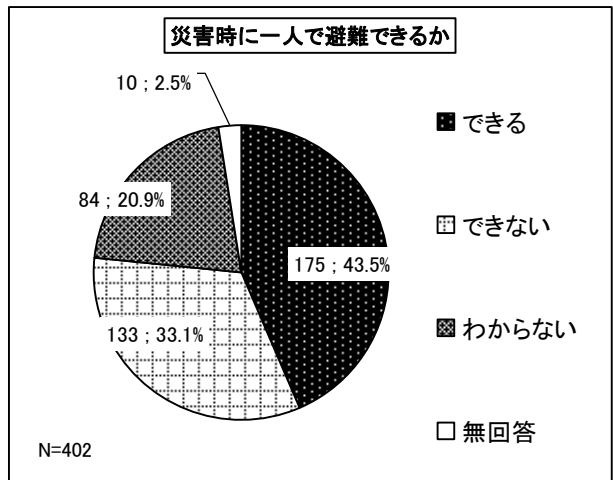
### 問 17 災害時の避難場所・経路

災害時の避難場所・経路を知っているかをみると、「知らない」が 51.5%、「知っている」が 43.3%となっています。



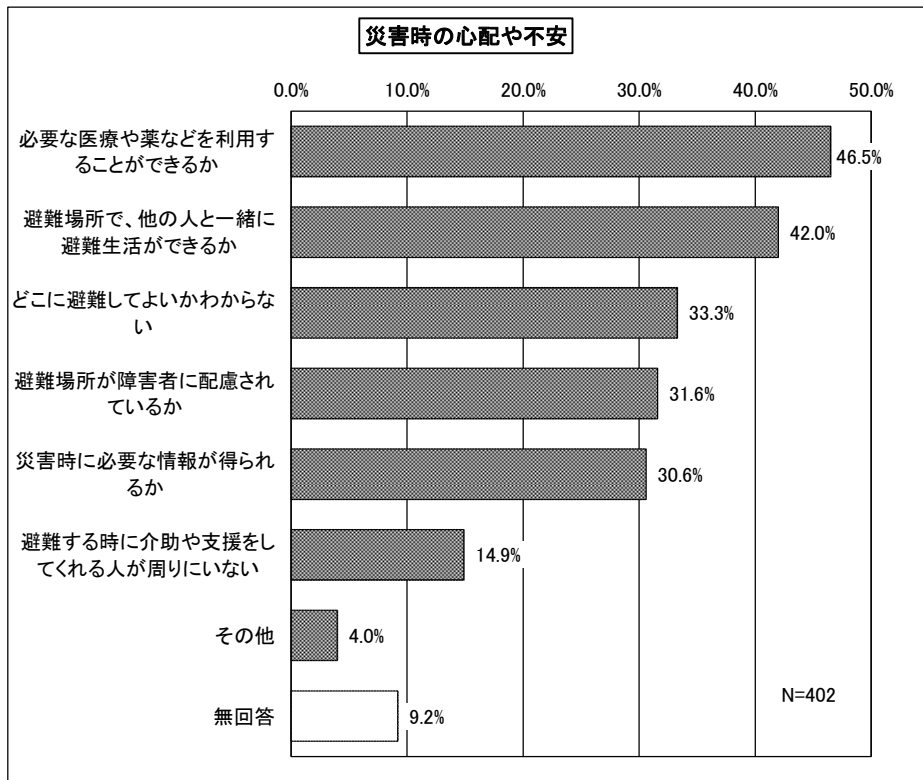
### 問 18 災害時の避難

災害時に一人で避難できるかをみると、「できる」が43.5%で最も多く、次いで「できない」の33.1%、「わからない」の20.9%となっています。



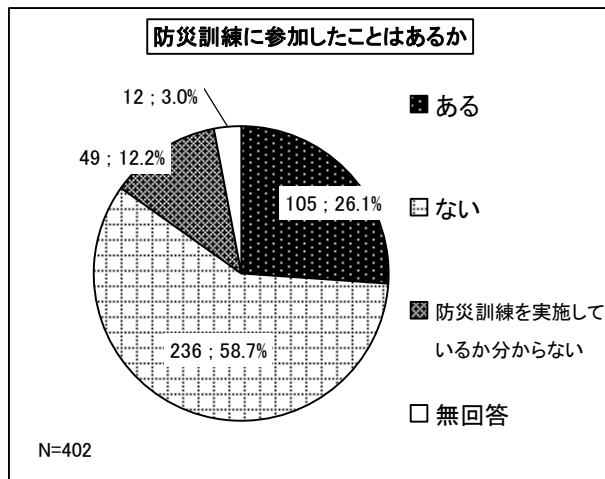
### 問 19 災害時の不安

災害時の心配や不安の第1位は「必要な医療や薬などを利用することができるか」の46.5%、第2位は「避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか」の42.0%、第3位は「どこに避難してよいかかわからない」の33.3%、第4位は「避難場所が障害者に配慮されているか」の31.6%、第5位は「災害時に必要な情報が得られるか」の30.6%等となっています。



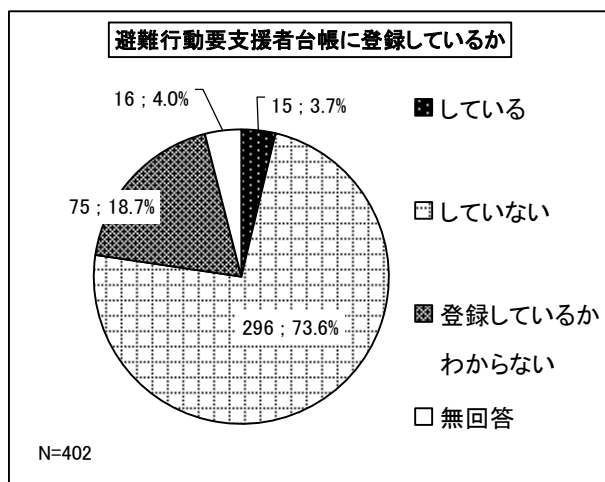
### 問 20 防災訓練への参加について

防災訓練に参加したことはあるかをみると、「ない」が58.7%で最も多く、次いで「ある」の26.1%、「防災訓練を実施しているか分からない」の12.2%となっています。



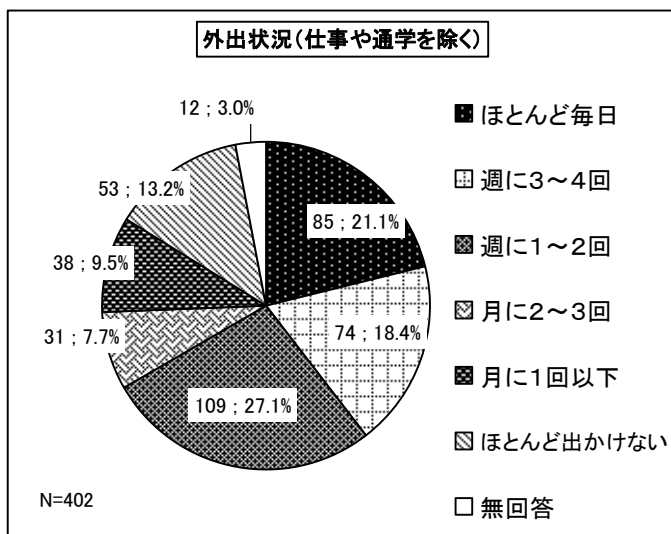
### 問 21 災害時の避難における支援について

避難行動要支援者台帳に登録しているかをみると、「していない」が73.6%で最も多く、次いで「登録しているかわからない」の18.7%、「している」の3.7%となっています。



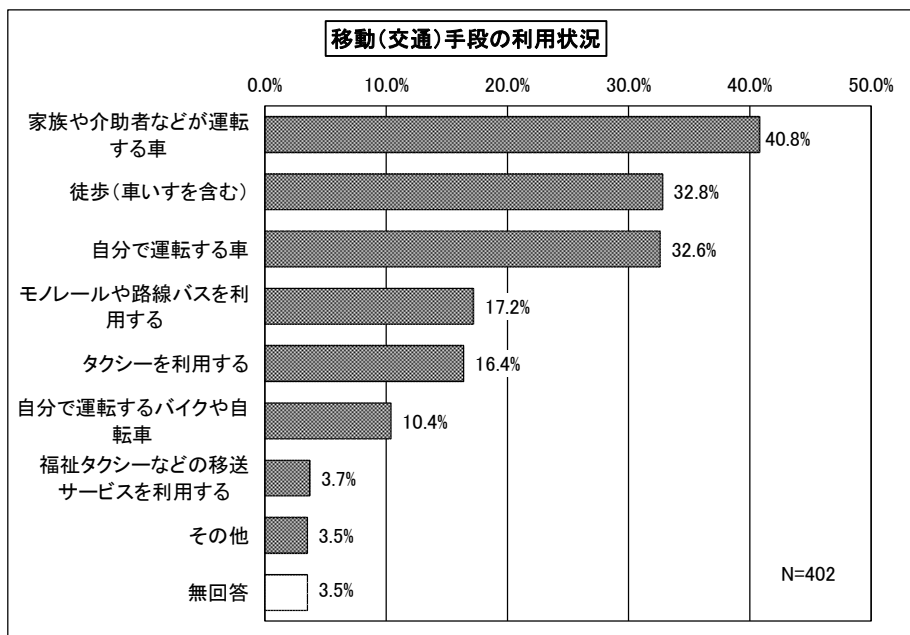
### 問 22 外出の状況

外出状況（仕事や通学を除く）をみると、「週に1～2回」が27.1%で最も多く、次いで「ほとんど毎日」の21.1%、「週に3～4回」の18.4%、「ほとんど出かけない」の13.2%、「月に1回以下」の9.5%等となっています。



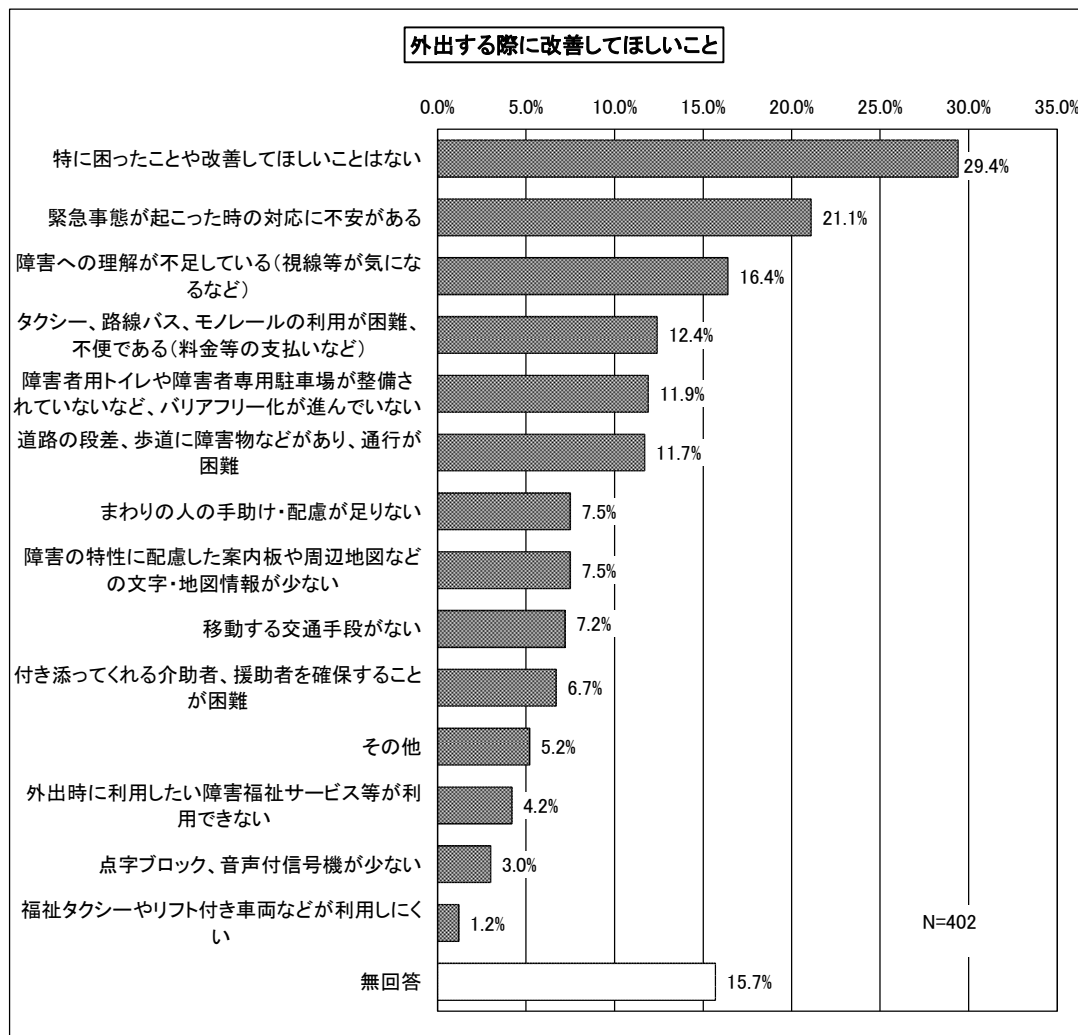
### 問 23 移動(交通)手段の利用状況

移動(交通)手段の利用状況の第1位は「家族や介助者などが運転する車」の40.8%、第2位は「徒歩(車いすを含む)」の32.8%、第3位は「自分で運転する車」の32.6%、第4位は「モノレールや路線バスを利用する」の17.2%、第5位は「タクシーを利用する」の16.4%等となっています。



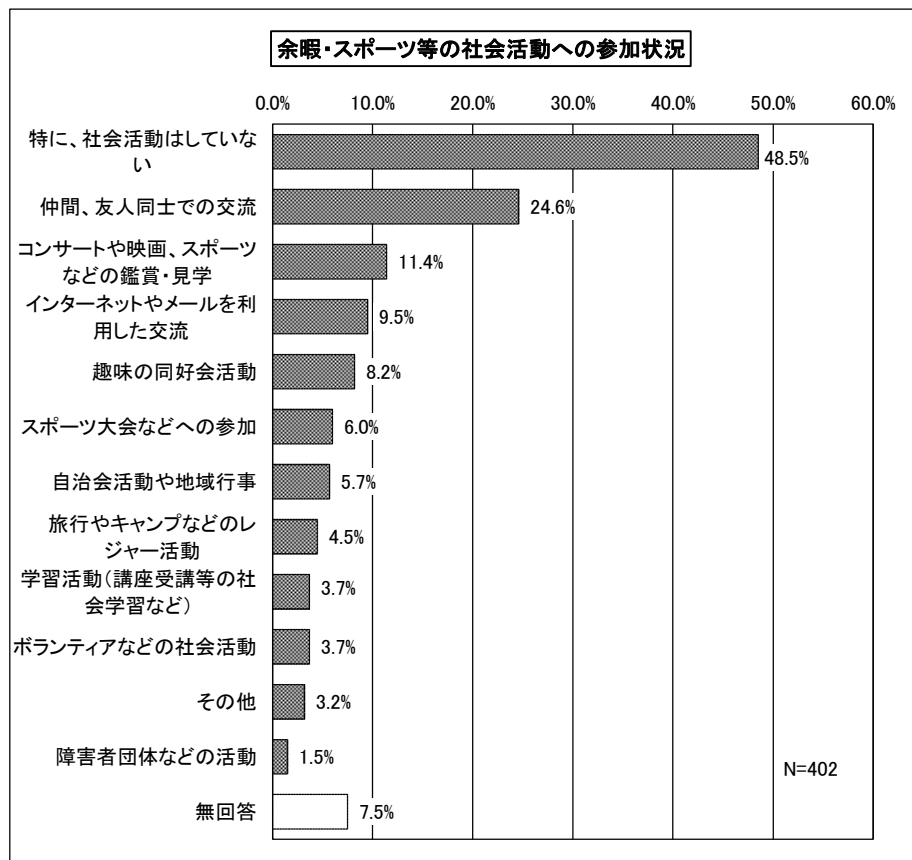
## 問 24 外出する際に改善してほしいこと

外出する際に改善してほしいことの第 1 位は「特に困ったことや改善してほしいことはない」の 29.4%、第 2 位は「緊急事態が起こった時の対応に不安がある」の 21.1%、第 3 位は「障害への理解が不足している（視線等が気になるなど）」の 16.4%、第 4 位は「タクシー、路線バス、モノレールの利用が困難、不便である（料金等の支払いなど）」の 12.4%、第 5 位は「障害者用トイレや障害者専用駐車場が整備されていないなど、バリアフリー化が進んでいない」の 11.9%等となっています。



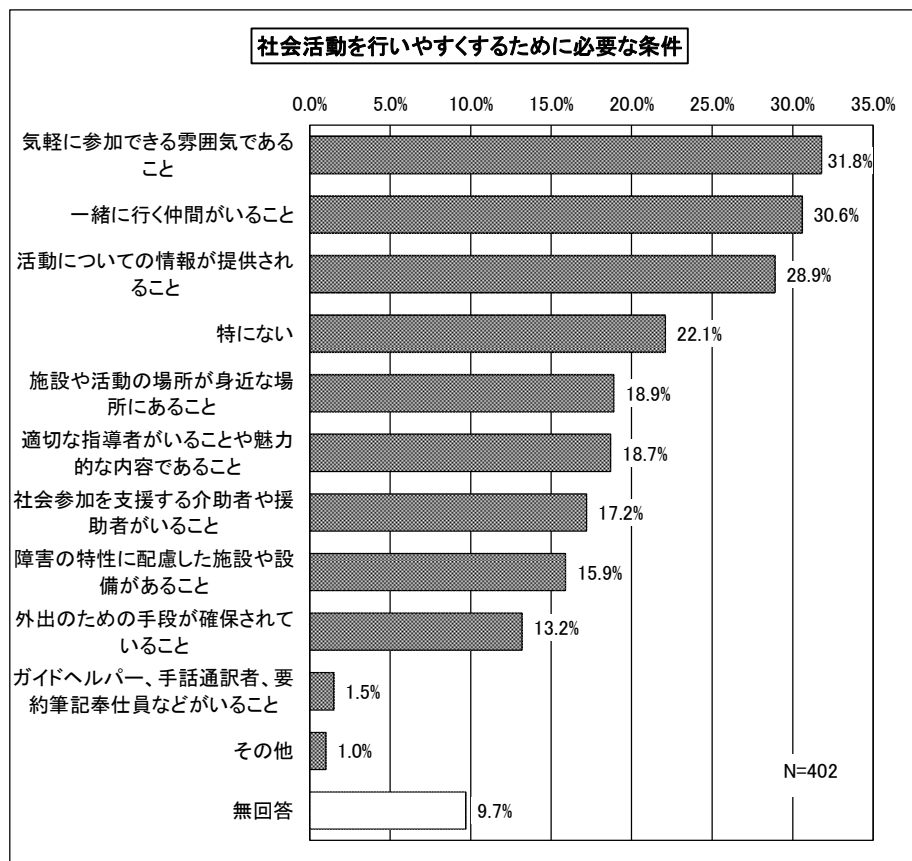
## 問 25 余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況

余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況の第1位は「特に、社会活動はしていない」の48.5%、第2位は「仲間、友人同士での交流」の24.6%、第3位は「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」の11.4%、第4位は「インターネットやメールを利用した交流」の9.5%、第5位は「趣味の同好会活動」の8.2%等となっています。



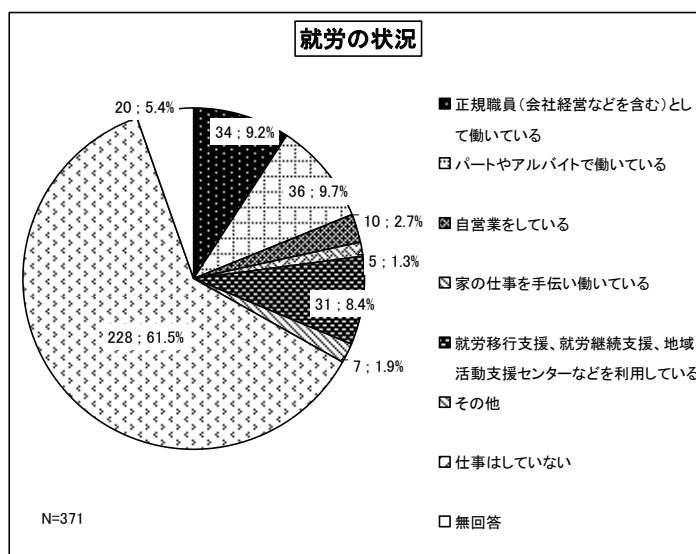
## 問 26 社会活動を行いやすくするために必要な条件

社会活動を行いやすくするために必要な条件の第 1 位は「気軽に参加できる雰囲気であること」の 31.8%、第 2 位は「一緒に行く仲間がいること」の 30.6%、第 3 位は「活動についての情報が提供されること」の 28.9%、第 4 位は「特にない」の 22.1%、第 5 位は「施設や活動の場所が身近な場所にあること」の 18.9%等となっています。



## 問 27 就労の状況

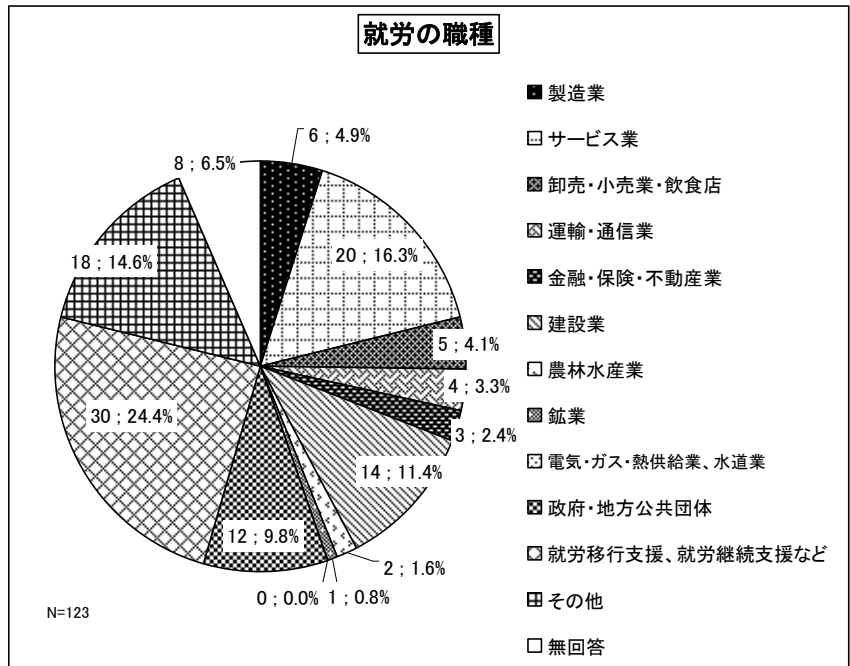
就労の状況を見ると、「仕事はしていない」が 61.5%で最も多く、次いで「パートやアルバイトで働いている」の 9.7%、「正規職員（会社経営などを含む）として働いている」の 9.2%、「就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどを利用している」の 8.4%、「自営業をしている」の 2.7%等となっています。



問 28 就労の職種(事業所等)

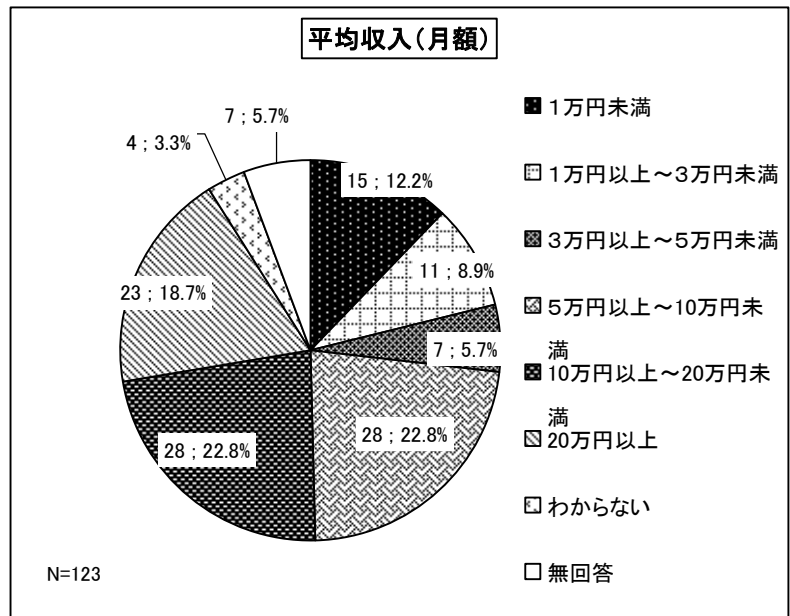
就労の職種をみると、「就労移行支援、就労継続支援など」が24.4%で最も多く、次いで「サービス業」の16.3%、「その他」の14.6%、「建設業」の11.4%、「政府・地方公共団体」の9.8%等となっています。

なお、「電気・ガス・熱供給業、水道業」との回答はありません。



問 29 賃金の状況

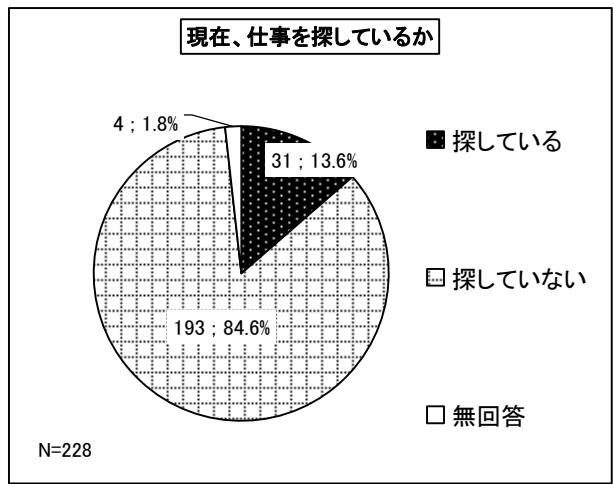
平均収入(月額)をみると、「5万円以上～10万円未満」及び「10万円以上～20万円未満」が同率の22.8%で最も多く、次いで「20万円以上」の18.7%、「1万円未満」の12.2%、「1万円以上～3万円未満」の8.9%等となっています。





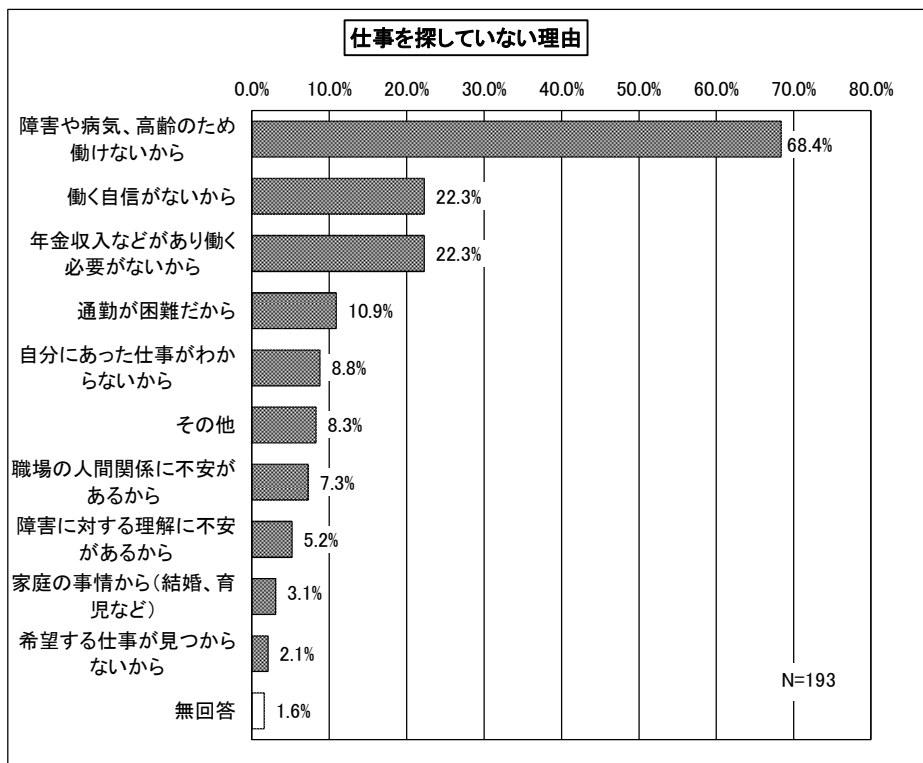
### 問 30 就労希望

現在、仕事を探しているかをみると、「探していない」が84.6%、「探している」が13.6%となっています。



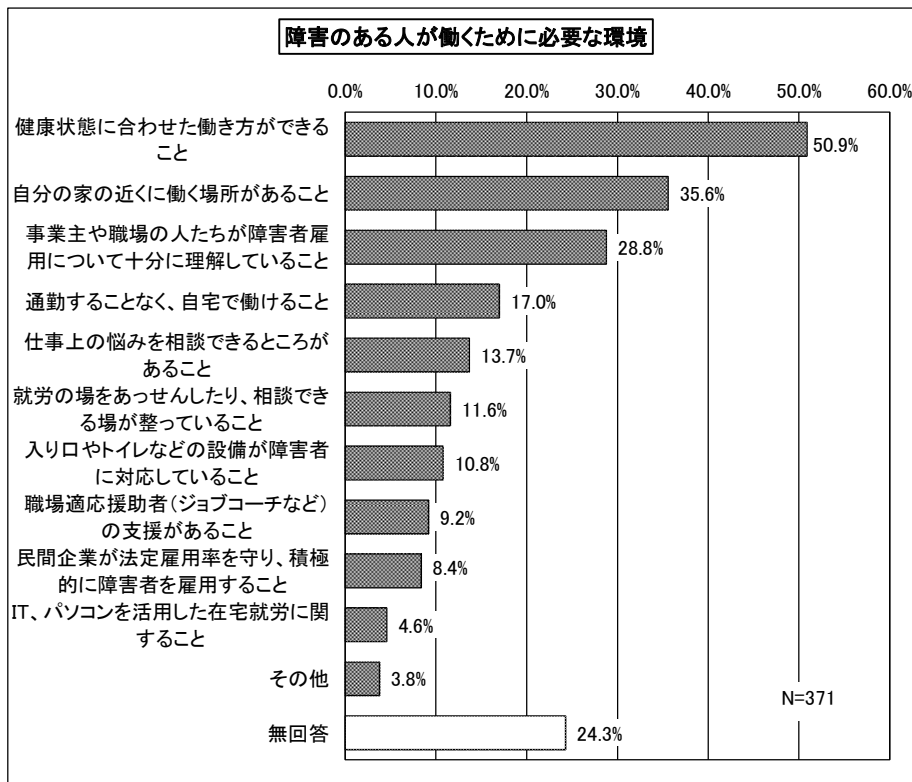
### 問 31 仕事を探していない理由

仕事を探していない理由の第1位は「障害や病気、高齢のため働けないから」の68.4%、第2位は「働く自信がないから」及び「年金収入などがあり働く必要がないから」が同率の22.3%、第4位は「通勤が困難だから」の10.9%、第5位は「自分にあった仕事が見つからないから」の8.8%等となっています。



### 問 32 障害のある人が働くために必要な環境

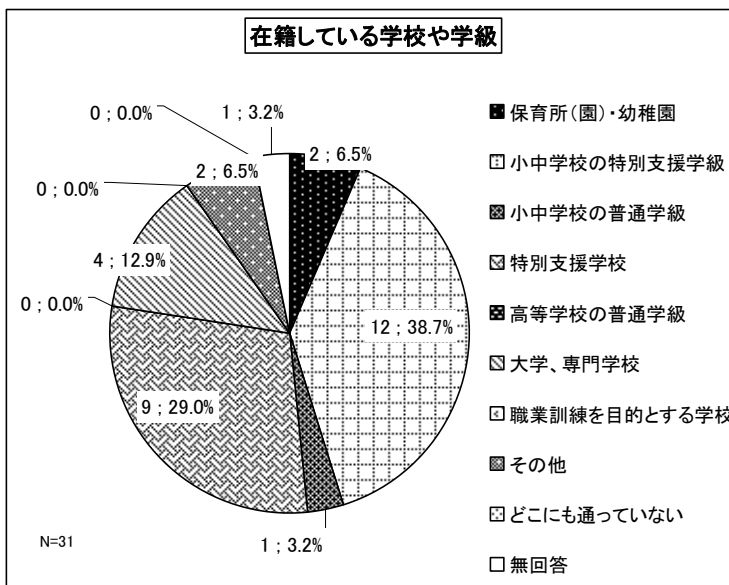
障害のある人が働くために必要な環境の第 1 位は「健康状態に合わせた働き方ができること」の 50.9%、第 2 位は「自分の家の近くに働く場所があること」の 35.6%、第 3 位は「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分に理解していること」の 28.8%、第 4 位は「通勤することなく、自宅で働けること」の 17.0%、第 5 位は「仕事上の悩みを相談できるところがあること」の 13.7%等となっています。



### 問 33 在籍している学校や学級

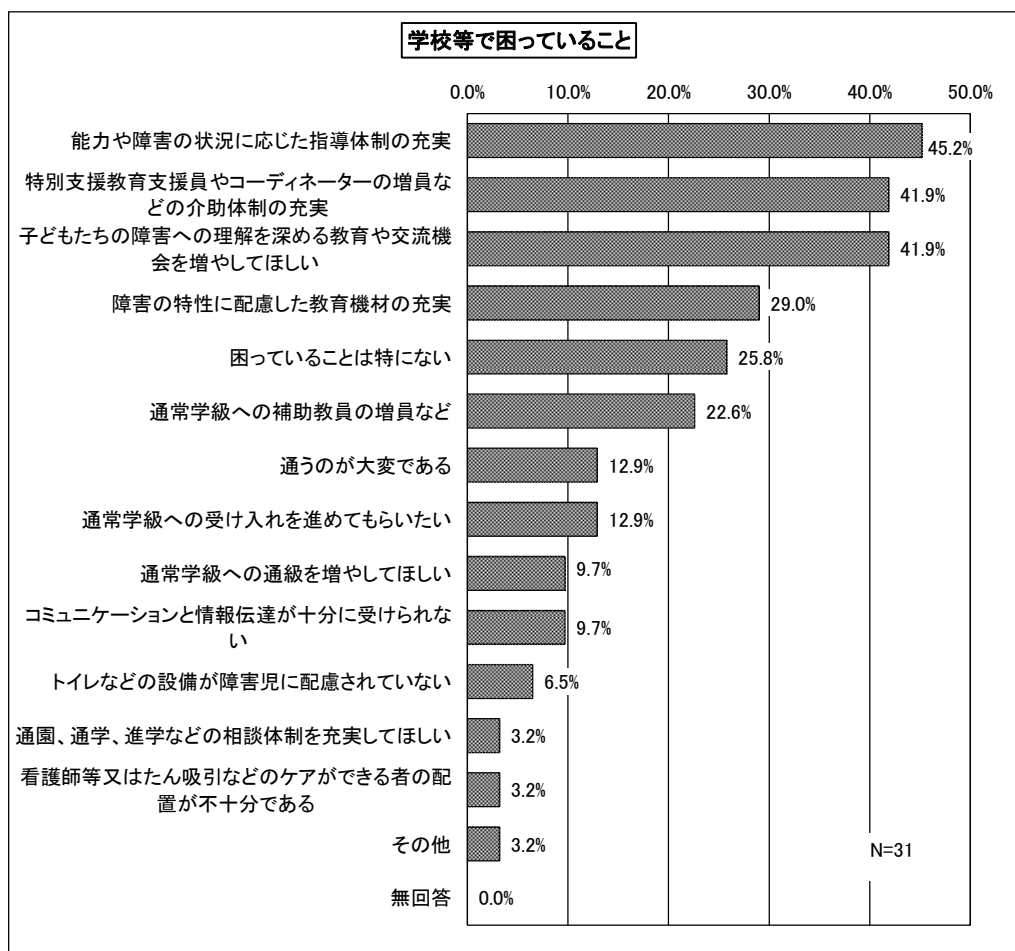
在籍している学校や学級をみると、「小中学校の特別支援学級」が 38.7%で最も多く、次いで「特別支援学校」の 29.0%、「大学、専門学校」の 12.9%、「保育所(園)・幼稚園」の 6.5%、「その他」の 6.5%等となっています。

なお、「高等学校の普通学級」及び「職業訓練を目的とする学校」、「どこにも通っていない」との回答はありません。



### 問 34 学校等で困っていること

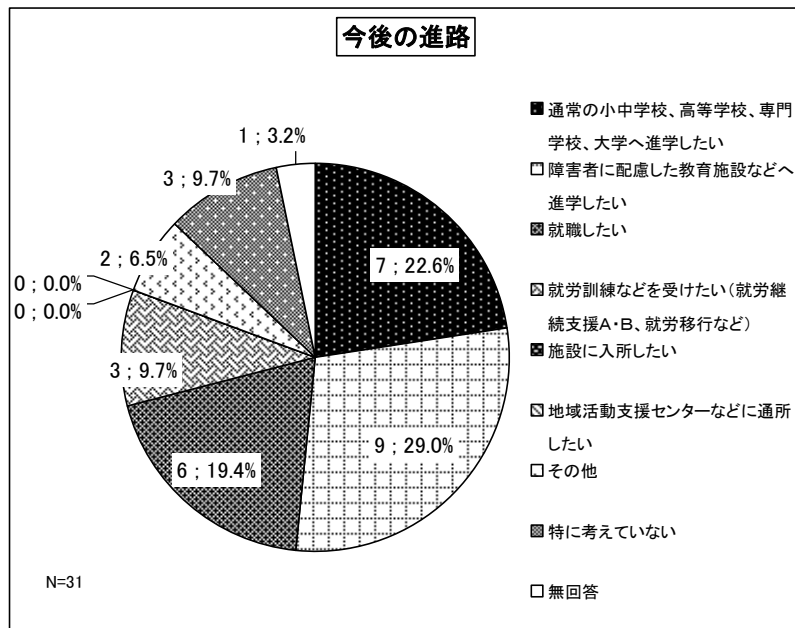
学校等で困っていることの第1位は「能力や障害の状況に応じた指導体制の充実」の45.2%、第2位は「特別支援教育支援員やコーディネーターの増員などの介助体制の充実」及び「子どもたちの障害への理解を深める教育や交流機会を増やしてほしい」が同率の41.9%、第4位は「障害の特性に配慮した教育機材の充実」の29.0%、第5位は「困っていることは特にない」の25.8%等となっています。



### 問 35 今後の進路

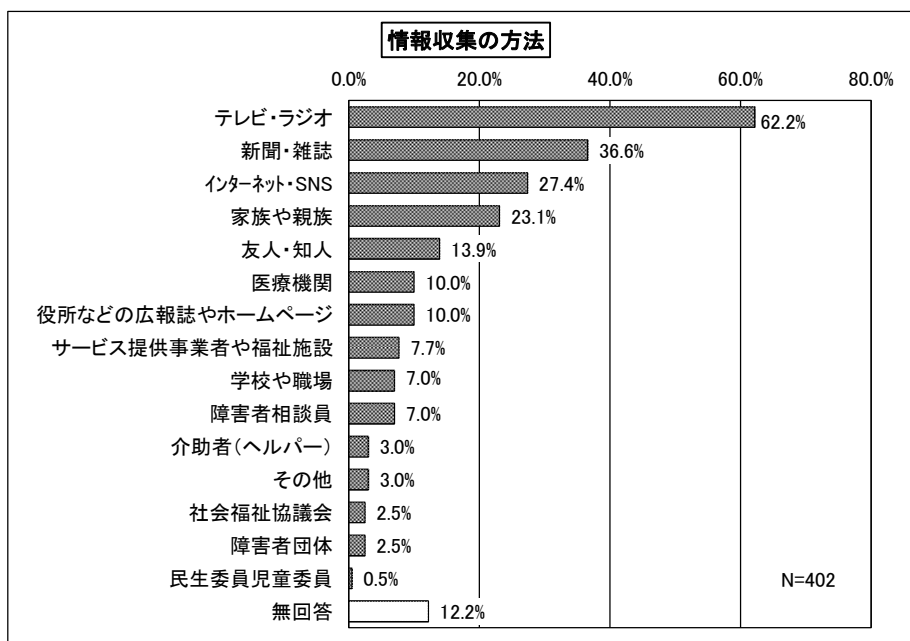
今後の進路をみると、「障害者に配慮した教育施設などへ進学したい」が29.0%で最も多く、次いで「通常の小中学校、高等学校、専門学校、大学へ進学したい」の22.6%、「就職したい」の19.4%、「就労訓練などを受けたい（就労継続支援A・B、就労移行など）」及び「特に考えていない」が同率の9.7%等となっています。

なお、「施設に入所したい」及び「地域活動支援センターなどに通所したい」との回答はありません。



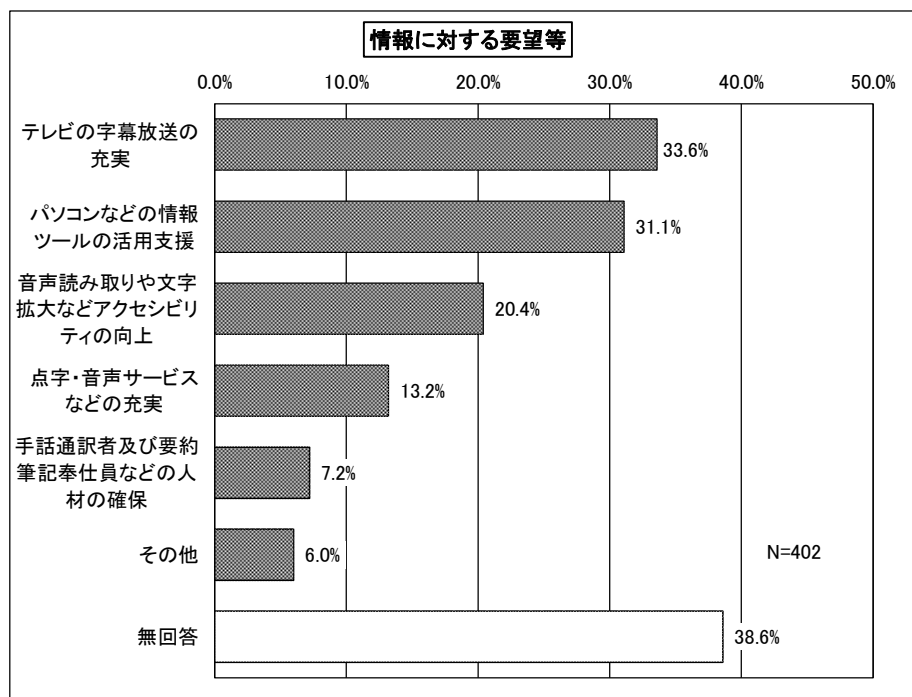
### 問 36 情報収集の方法

情報収集の方法の第1位は「テレビ・ラジオ」の62.2%、第2位は「新聞・雑誌」の36.6%、第3位は「インターネット・SNS」の27.4%、第4位は「家族や親族」の23.1%、第5位は「友人・知人」の13.9%等となっています。



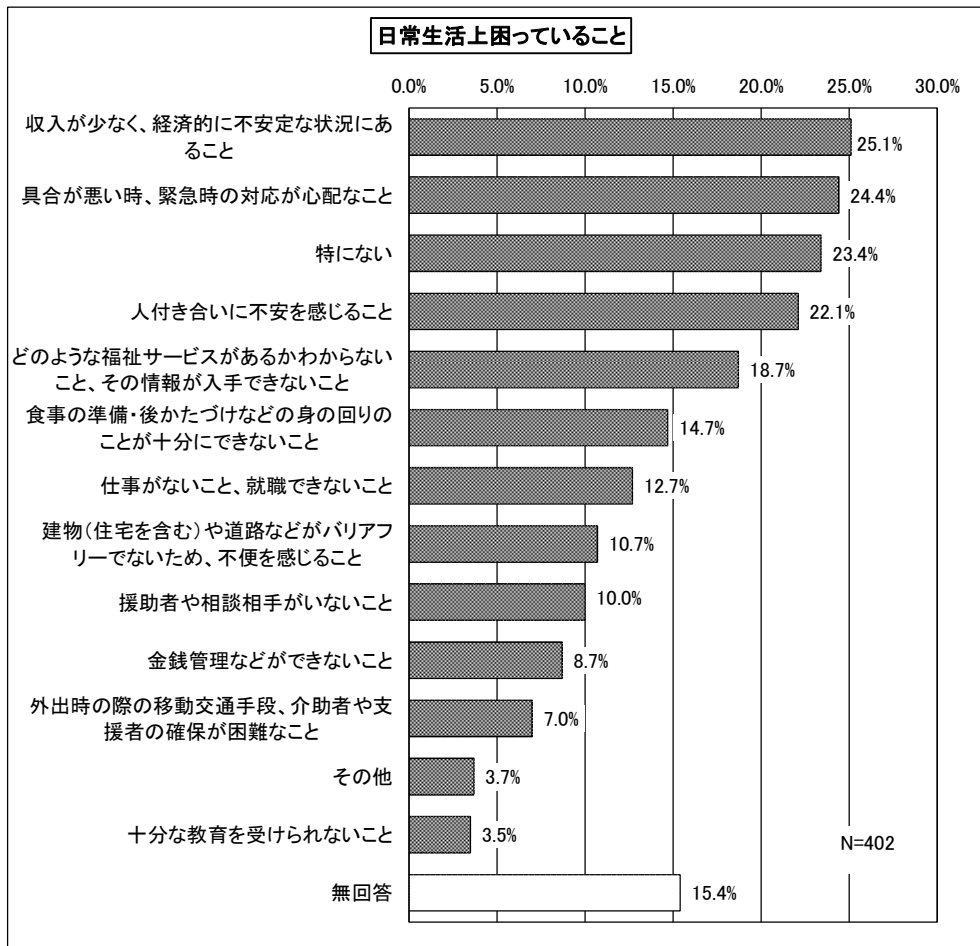
### 問 37 情報に対する要望等

情報に対する要望等の第1位は「テレビの字幕放送の充実」の33.6%、第2位は「パソコンなどの情報ツールの活用支援」の31.1%、第3位は「音声読み取りや文字拡大などアクセシビリティの向上」の20.4%、第4位は「点字・音声サービスなどの充実」の13.2%、第5位は「手話通訳者及び要約筆記奉仕員などの人材の確保」の7.2%等となっています。



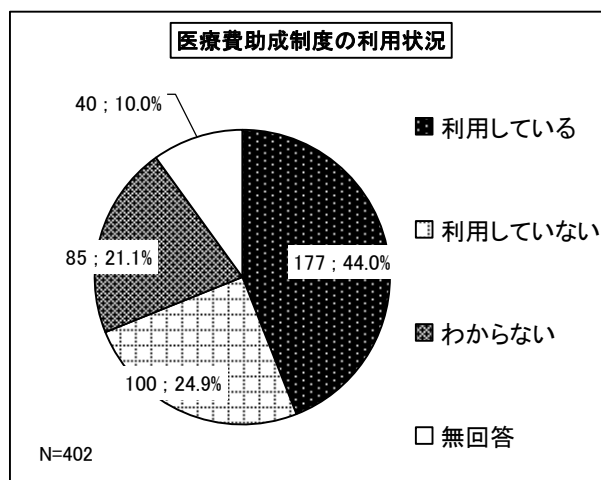
### 問 38 日常生活上困っていること

日常生活上困っていることの第1位は「収入が少なく、経済的に不安定な状況にあること」の25.1%、第2位は「具合が悪い時、緊急時の対応が心配なこと」の24.4%、第3位は「特にない」の23.4%、第4位は「人付き合いに不安を感じること」の22.1%、第5位は「どのような福祉サービスがあるかわからないこと、その情報が入手できないこと」の18.7%等となっています。



### 問 39 医療費助成制度の利用状況

医療費助成制度の利用状況を見ると、「利用している」が44.0%で最も多く、次いで「利用していない」の24.9%、「わからない」の21.1%となっています。



問 40 障害のある方が暮らしやすい地域社会(自由意見)

<p>障害者への理解・配慮 (47 件)</p>	<p>車椅子等乗ってる方は目で見て分かりますが、精神的なものは目で見て判断は難しいのでヘルプマークを付けたりしています。(私はヘルプマークをカバンに付けて一目で分かるようにしています)でもヘルプマークというものを知らない人もまだいるので、ヘルプマークのことをもっとたくさんの人に広めて欲しいです。ヘルプマークを付けてても、若いのにそんなの付けて甘えてるとか、嘘ついてんじゃないかとか文句(?)を言われたりもありますが、精神的疾患でも病害があるってことを知って欲しいです。</p> <p>みんなの理解で自由に受け入れてもらいたい。障害者の方が困っているのに気づいたら、積極的に声かけしてほしい。</p> <p>特別な感じではなく身近な人が障害を持っていると思って対応していくと、障がい者の気持ちが分かりやすいのではと思います。</p> <p>わからない。法律が整っても健常の人の意識が変わらないと障害のある人は生きづらいままだと思う。できない事を「甘え」と思われるのはつらい。</p>
<p>バリアフリーのまちづくり (9 件)</p>	<p>①バリアフリーがされている箇所の表示(音声・文字・ゾーン)をもっと増やして欲しい。②点字ブロックなどの上に物やイスなどが置かれていたり、ブロックが破損したままになっている。管理を定期的にして欲しい。③福祉タクシーやモノレール等の料金の支払方法などについて、もっと使いやすいように配慮して欲しい。④点字図書類、図書館内に設置して欲しい。</p> <p>出来る限りバリアフリー化を進めてほしいです。</p> <p>公共施設や商業施設などを障害者が利用しやすいように、バリアフリーをもっと充実させてほしいです。</p>
<p>経済的な支援 (9 件)</p>	<p>介護保険が高い。有料道路の割引について障害手帳を持っている人は割引してほしい。</p> <p>手当(サービス等)を増やして欲しい。交通費等、医療費、渡航費、宿泊費、住宅費等々。</p> <p>家賃、医療費の支援がほしい。</p>
<p>雇用拡大、就労支援 (9 件)</p>	<p>企業が積極的に障がい者雇用を行う事。職場での配慮をもらえる事。給料アップ、障がい年金を受けやすくし、少しでも安定した暮らしに繋げる。</p> <p>企業がもっと多くの障害者を雇用できる仕組みを作るべきだし、行政機関は率先して障害者を雇用すべきだ。</p> <p>在宅ワークなどの障害者雇用を増やしてほしい。</p>
<p>教育の充実 (8 件)</p>	<p>障害を自分事として捉えるためには、教育が必要なので、学校現場や地域社会での学習会や交流会等が活発に行われたらいいと思います。思いやりのある社会を目指して一人一人が優しくなろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の小中学校の体制をもっと増やしてほしい。障害の特性の理解や研修の充実(教育の)。</li> <li>・インクルーシブ教育というが、中身が見えてこない。当事者は感じづらい。</li> </ul> <p>教育においても例えば支援学校に通う児童生徒が、支援学校と同等の支援を普通の学校で受け、ともに学ぶことができれば、子供たちは肌で共生を感じることができ、差別や偏見、いじめのない社会に近づいていくと思う。</p>

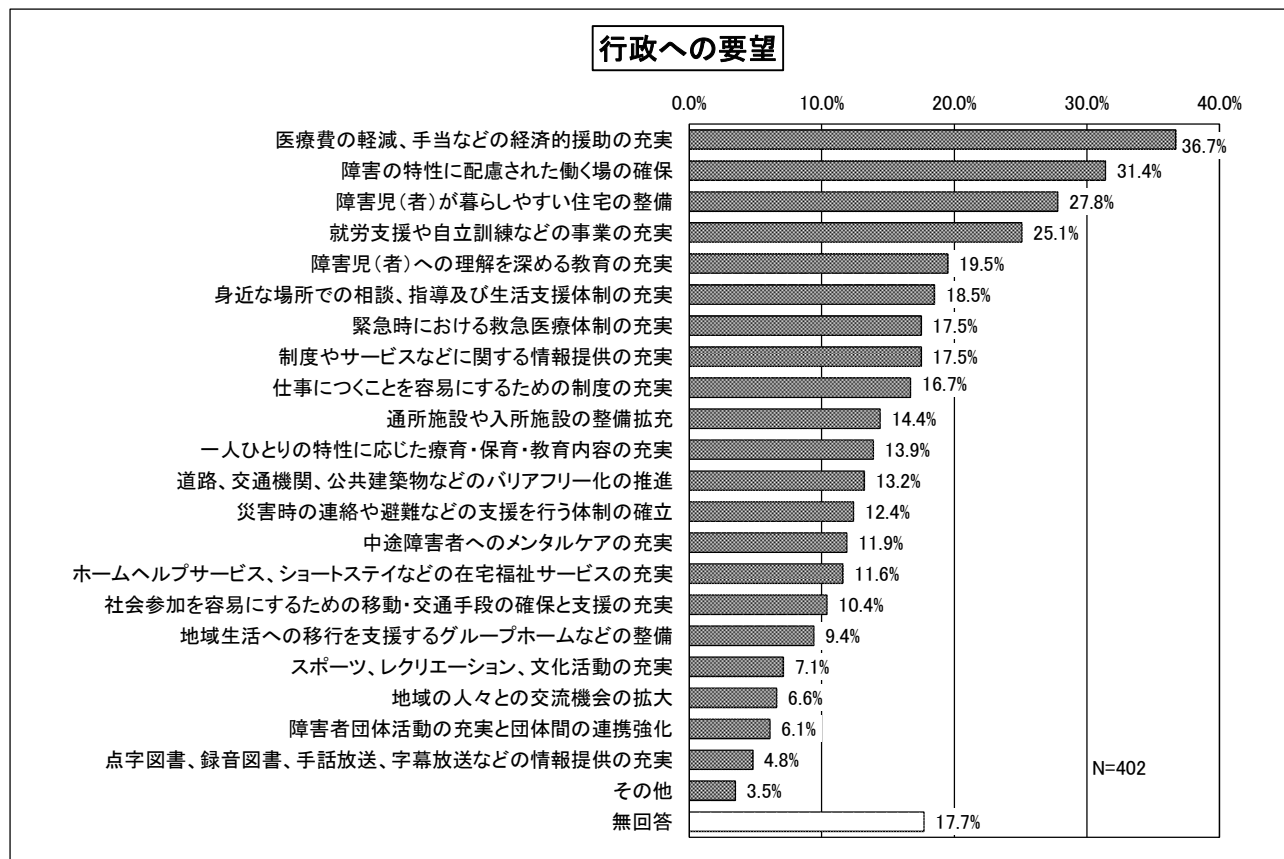
支え合いのちいきづく り (8 件)	障害者は中々地域に入っていけず取り残されている。もっと地域の力を活用して自治会を中心にサポーターネットワークを作り、お隣同士で(班で)サポートする有償ボランティアを育成する(無償では続かない！)
	障害のある方もない方も同じ人間として助け合っていく気持ちをみんなが持っていけるように育てあう社会をつくる。
	バリアフリーが整った地域の差が(格差など)あったり、困ったときの人に寄り添うなど、地域に貢献できる事を少しでも変化がみられたらいいなと思い、地域の(身近)公民などの施設や、地域の人と関わりのある行事や活動などの実体験から、少しでも変化があればと思った次第です。
サービスの充実 (5 件)	私は肢体の障がい者で家内と2人暮らしです。週4回(うち公2回民間2回午前中のみ)に送迎で利用しています。民間はパワーリハです。公の2回はリハの道具が少なくちょっと不満。器具の充実をできればお願いしたい。リハをすることで全身体が違います。一日を計画性をもってリハをしています。
	病名や障害の程度(手帳の区分など)だけで分けて、本人の生活や医療機関の情報も合わせてもっと細かい対応をしていただけると嬉しいです。
	通所の施設へ通っていますが、休みの日に利用する所がなく困っています。
障害者の家族への支援 (5 件)	障害者をサポートする家族が、ゆとりを持って生活出来る支援がほしい。高等部を卒業したら生活介護に進路は進みますが、生活介護の預かってもらえる時間が短く介護する家族は仕事が出来ず、出来る仕事も限られ収入も減ります。
	サポートする家族側にもサポートがほしい。まともに仕事ができない。働いても不安感がある。なにかと本人に書く提出物など(機関へ)頭が追いつかない。たくさんありすぎて家の中に書類があふれてわからなくなる(発達障害の子が4人います)。
	家族へのメンタルケアの充実をお願いします
ソーシャル・インクルージョン (4 件)	人々の障害者への理解のために、障害者をどんどん社会に参加させること。障害者にもそれぞれ得意な事はあるはず。特に国や地方団体での機関での採用を期待しています。
	障害者を持つ者の心のバリアフリー、障害者の社会参加を促すための障害者理解(大人)/子供達には学校教育の中で障害者理解のための教育
	海外の街を歩くと多くの障害者が社会に出て活動している様子が見受けられるのに対し、日本では「共生」と謳いながら障害者を手の届かないところに分離しその存在を忘れようとしているように思える。子供たちにパラリンピックを見せても「共生」を学ぶことはできない。障害や困難を抱えた者がいつも身近にいて彼らは自然と「共生」や「多様性」を身に付けていくと思う。
当事者意見の把握 (4 件)	障害のある人から実際の声を聞き、地域、県、国全体で考えて話し合っ知恵を出し合わせなければいけないと思う。
	新聞などで精神障害者の当事者の言葉を取り上げるとかもしてもらって、私たち当事者の現状を知ってもらいたいです。
	障害者の生活で何に困っているか、できない事は何かと、周りの方々が興味を持ってほしい。



交流機会の充実 (4件)	コミュニティ活動の場も設けてほしいです。地域の活動があったとしても、関わりのない人もいる社会で、そんな中で、全部とはいいいませんが、もっと関わりがあった方が、障害者にとって安心できる社会になればと思います。
	障害のある方もない方もまずお互いを知ることから始まると思います。地域の皆さんと電話等を通して連絡を取り合い話題を共有し合いどこかで繋がっているということが大切だと思います。
	障害のある方と健常者の方が安心して利用できるコミュニケーションの場を設けてみる
住まいの確保 (3件)	市営住宅高齢者ひとり暮らしの部屋を増やしてほしい。スムーズに入れるようにしてほしいです。
情報提供 (2件)	病院や役所等でどういった福祉制度があるのか。医療費助成制度等…、説明する担当する方がいたら助かります。パンフレットを渡す等…。
人材の確保・育成 (2件)	障がい者の介助や、共生のためには、最後はやはりハードなパワーではなく、ソフト面での人材確保が欠かせないため、虐待などのない人間的な質を高める体験や教育をととても必要に感じます。
その他 (22件)	障害がある人に対して(障害がある人も)みんなであいさつ。(おはようございます・おつかれさまです)等のあいさつをする。
	人付き合いに不安を感じているので、なるべくほっておいてほしい。
	役所の人への対応改善。不登校などで通信制高校を卒業後に、支援学校も卒業していないなどの理由で、福祉就労が利用できないのは理不尽。相談から福祉サービス利用まで一貫した支援体制が必要。(障害認定から相談、支援まで)

## 問 41 行政への要望

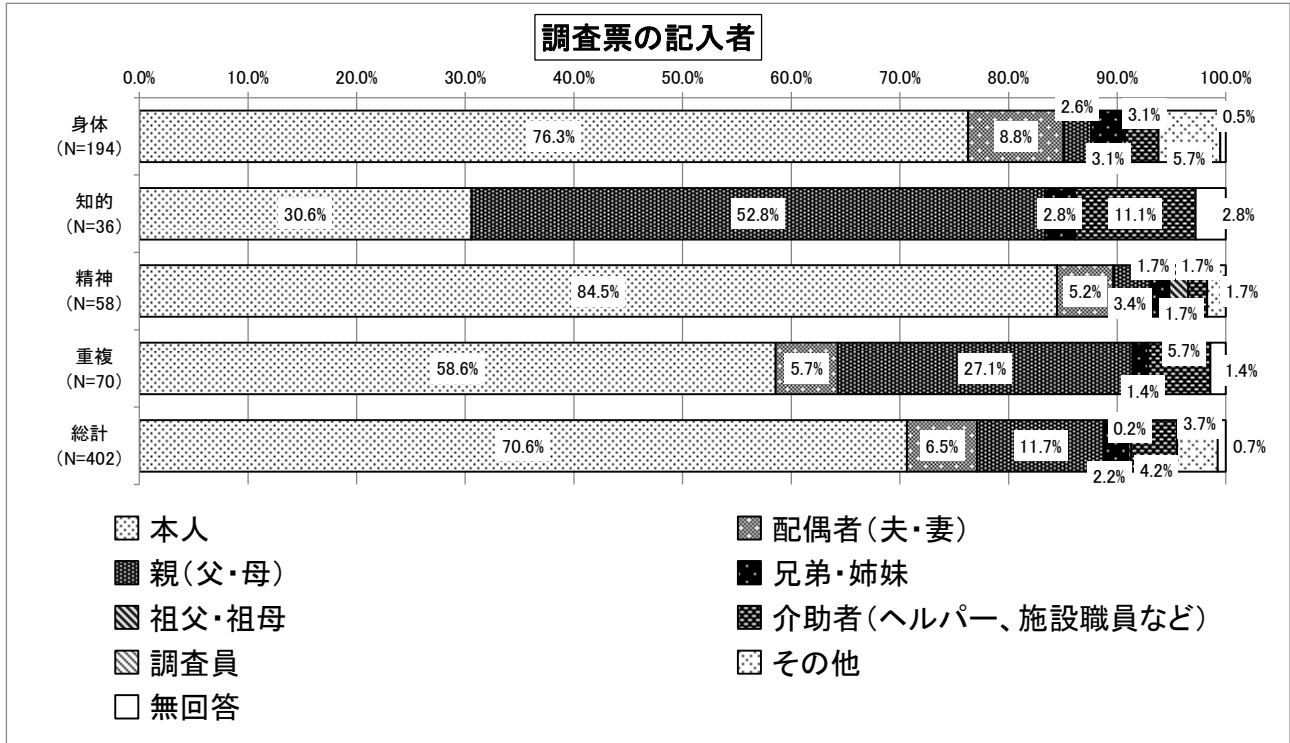
行政への要望の第1位は「医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実」の36.7%、第2位は「障害の特性に配慮された働く場の確保」の31.4%、第3位は「障害児(者)が暮らしやすい住宅の整備」の27.8%、「就労支援や自立訓練などの事業の充実」の25.1%、「障害児(者)への理解を深める教育の充実」の19.5%等となっています。



### 3. クロス集計結果

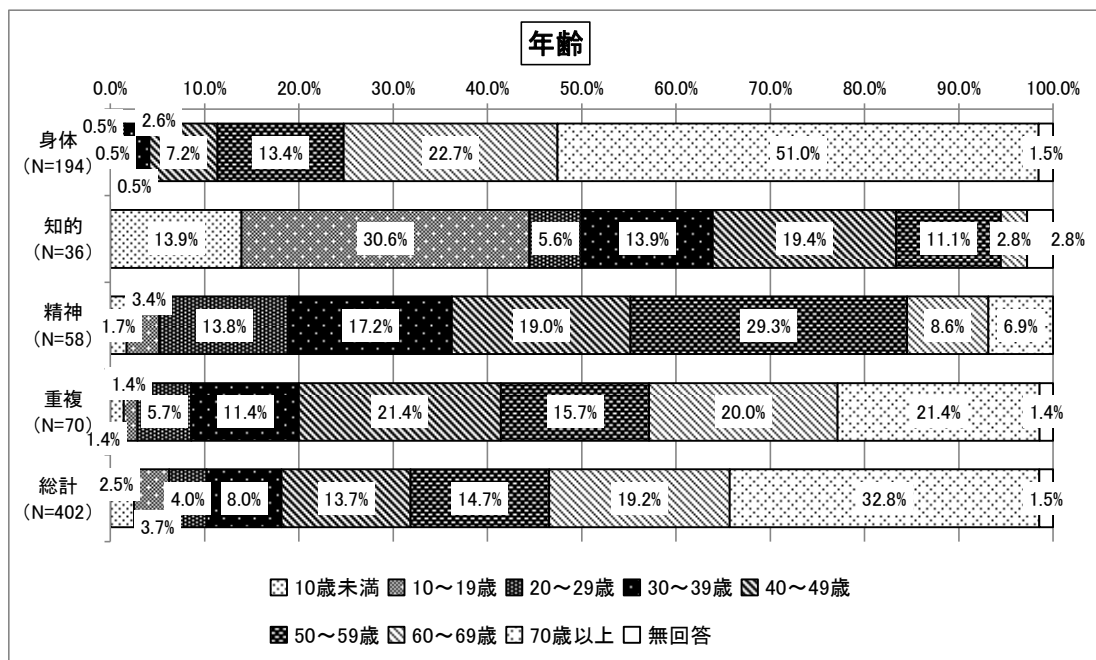
#### ◎調査票の記入者

調査票の記入者を障害種別でみると、「本人」との回答では精神の84.5%が最も多く、次いで身体の76.3%、重複の58.6%、知的の30.6%となっており、重複及び知的は比較的「本人」との回答割合が低くなっています。

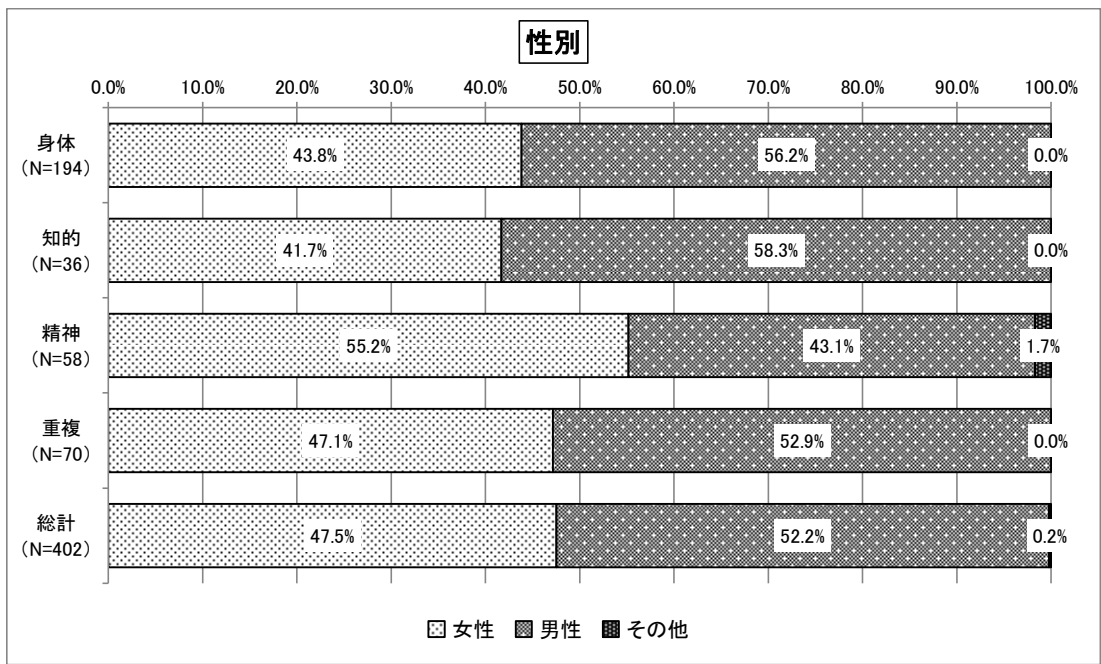


#### 問1 年齢、性別、所在地

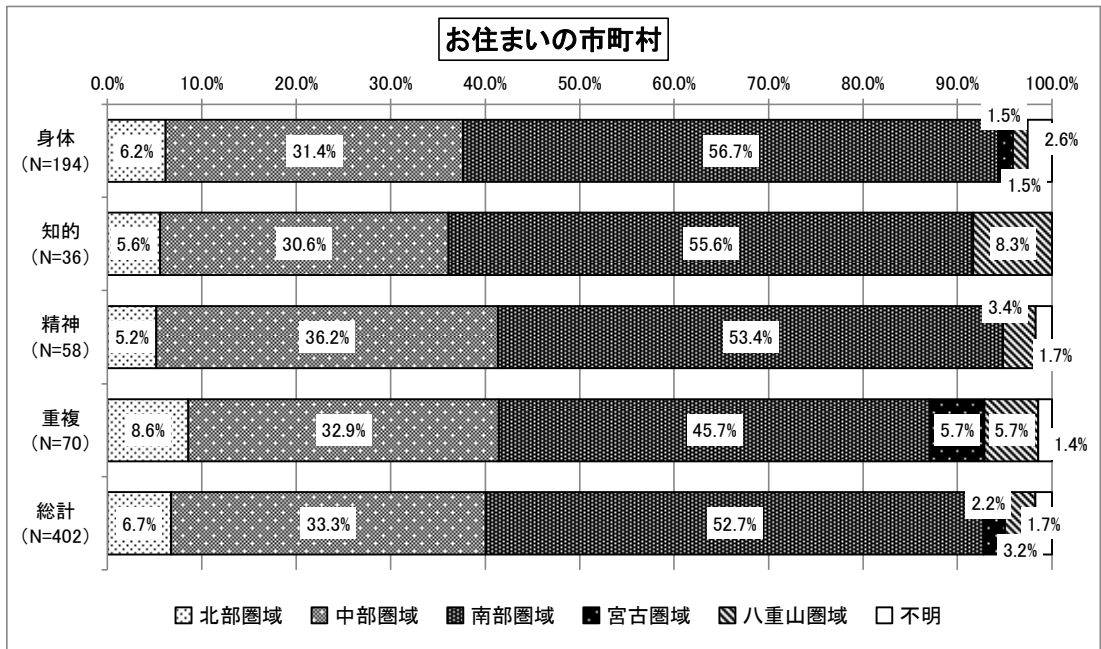
年齢を障害種別でみると、身体では「70歳以上」が51.0%、知的では「10～19歳」が30.6%、精神では「50～59歳」が29.3%、重複では「40～49歳」及び「70歳以上」が同率の21.4%でそれぞれ最も多くなっています。



性別を障害種別でみると、性別の回答割合に大きな違いはみられません。

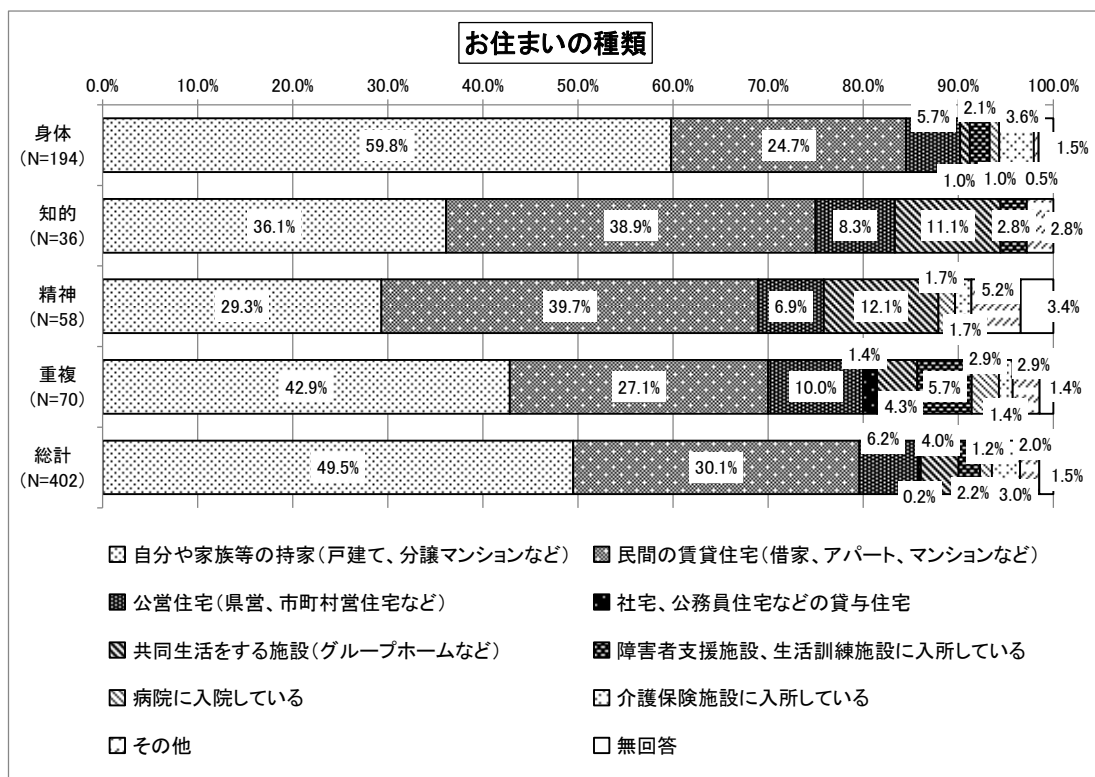


お住まいの市町村を障害種別でみると、お住まいの市町村の回答割合に大きな違いはみられません。

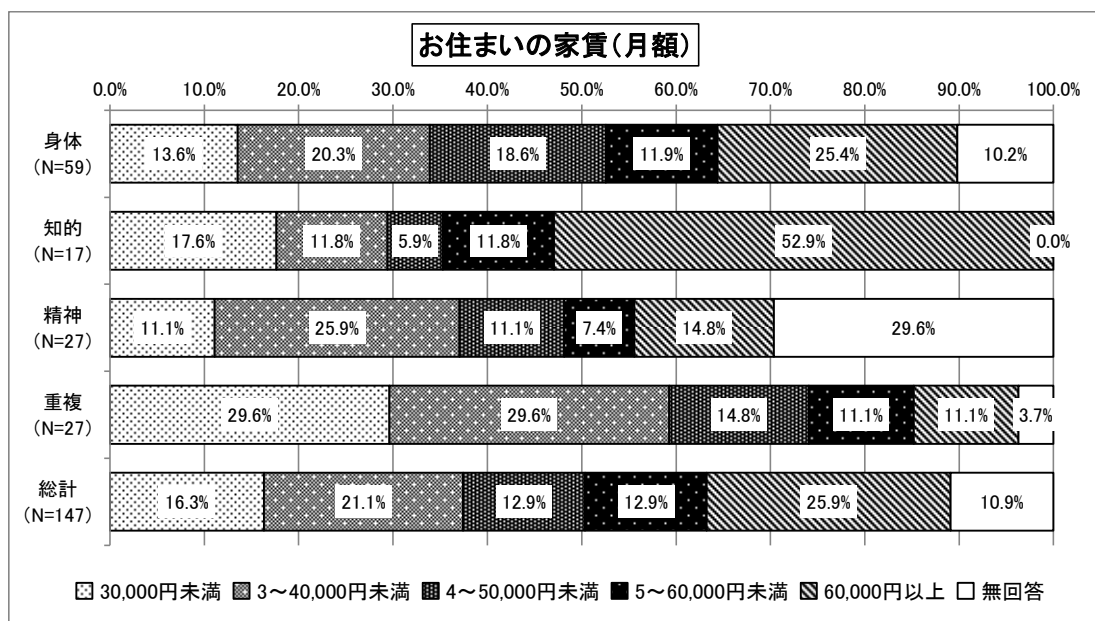


## 問2 住まいの種類

お住まいの種類を障害種別でみると、身体及び重複では「自分や家族等の持家（戸建て、分譲マンションなど）」、知的及び精神では「民間の賃貸住宅（借家、アパート、マンションなど）」との回答割合が最も多くなっています。



お住まいの家賃を障害種別でみると、身体及び知的では「60,000円以上」との回答割合が最も多く、特に知的での割合は52.9%と過半数を超えています。精神及び重複では「30,000円未満」との回答割合が最も多くなっています（重複では「3~40,000円未満」も同率）。



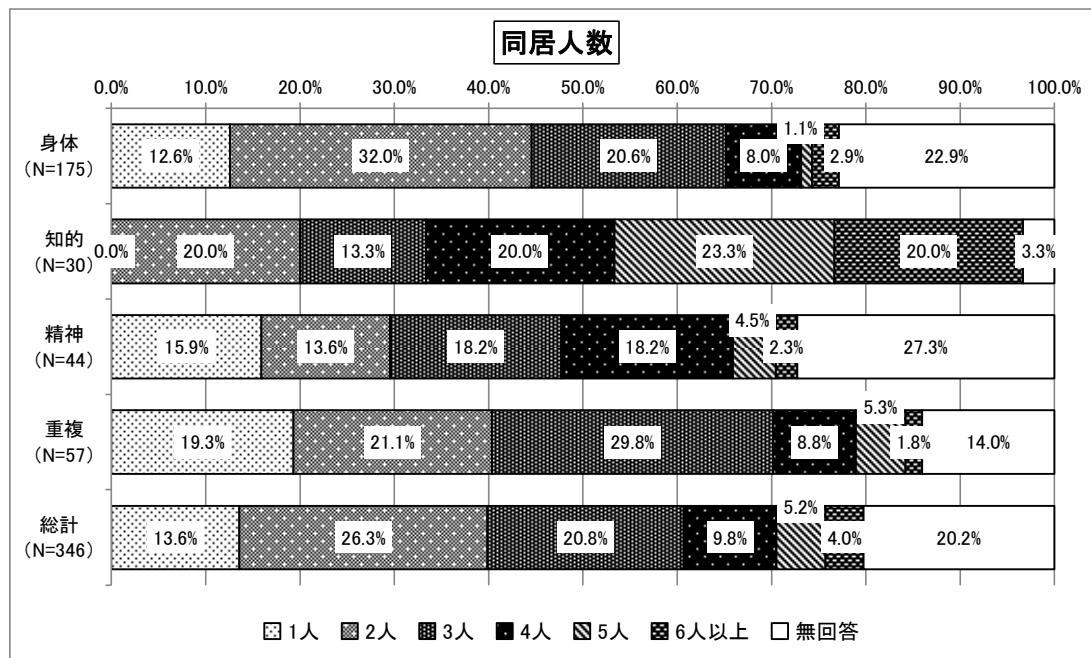
### 問 2-1 同居家族等の状況

一緒に暮らしている家族を障害種別で見ると、身体では「配偶者（夫・妻）」との回答割合が過半数を超えて最も多くなっているのに対し、知的及び精神、重複では「親（父・母）」との回答割合が最も多くなっており、特に知的での「親（父・母）」との回答割合は80.0%と比較的高くなっています。

一緒に暮らしている家族の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=175)	配偶者(夫・妻) 54.9%	子ども 31.4%	ひとりで暮らしている 17.1%	親(父・母) 12.0%	兄弟・姉妹 5.7%
知的 (N=30)	親(父・母) 80.0%	兄弟・姉妹 56.7%	・配偶者(夫・妻) ・祖父・祖母 10.0%		・子ども ・その他 6.7%
精神 (N=44)	親(父・母) 38.6%	配偶者(夫・妻) 29.5%	子ども 27.3%	ひとりで暮らしている 25.0%	兄弟・姉妹 15.9%
重複 (N=57)	親(父・母) 50.9%	ひとりで暮らしている 22.8%	兄弟・姉妹 17.5%	・配偶者(夫・妻) ・子ども 14.0%	
総計 (N=346)	配偶者(夫・妻) 41.3%	親(父・母) 28.3%	子ども 26.3%	ひとりで暮らしている 17.9%	兄弟・姉妹 13.6%

同居人数を障害種別でみると、身体では「2人」、知的では「5人」、精神及び重複では「3人」との回答がそれぞれ最も多くなっています。



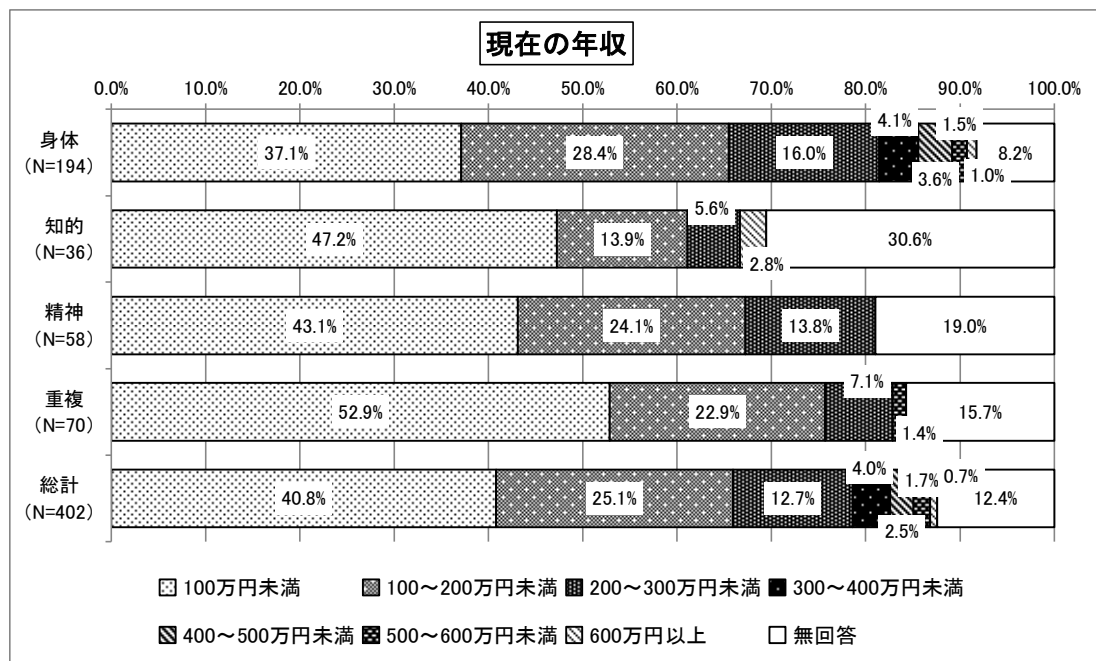
### 問3 収入の状況

収入源を障害種別でみると、身体及び精神、重複では「障害年金（国民年金、厚生年金など）」との回答がそれぞれ過半数を超えているのに対し、知的では「収入はない」が38.9%で最も多くなっています。

収入源の障害種別上位5位表

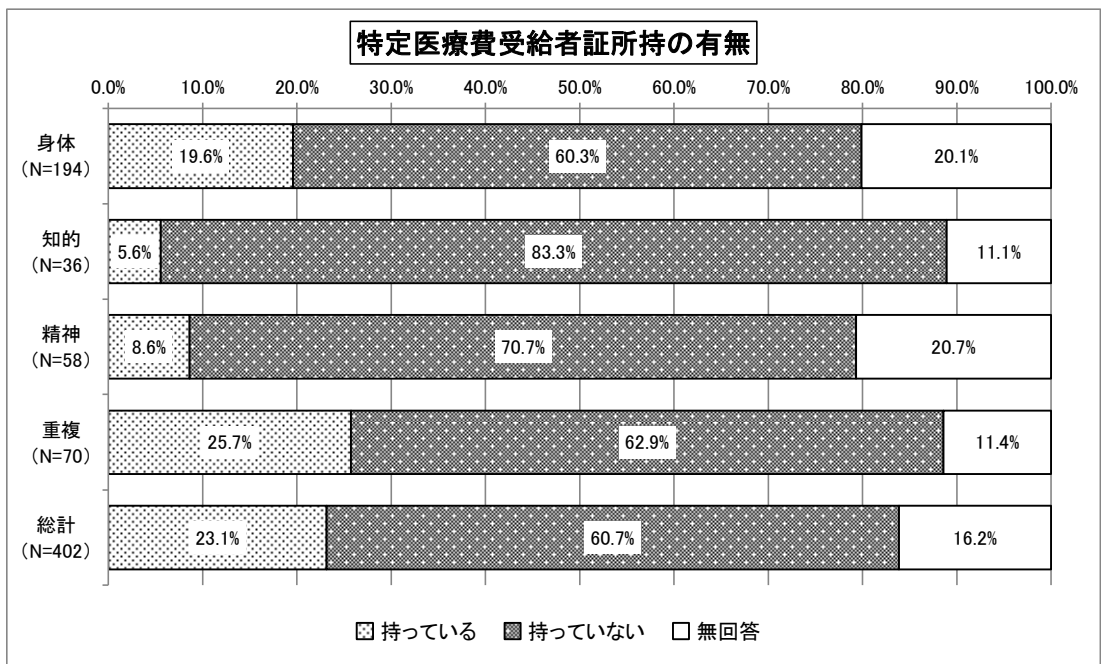
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	障害年金(国民年金、厚生年金など) 65.5%	就労所得(給与、賃金など) 20.6%	生活保護を受けている 8.2%	収入はない 6.2%	その他の年金(遺族年金、扶養共済など) 5.7%
知的 (N=36)	収入はない 38.9%	就労所得(給与、賃金など) 36.1%	障害年金(国民年金、厚生年金など) 33.3%	障害を理由とする手当(特別障害者手当など) 13.9%	その他の収入 8.3%
精神 (N=58)	障害年金(国民年金、厚生年金など) 60.3%	・就労所得(給与、賃金など) ・生活保護を受けている 29.3%		収入はない 10.3%	・その他の年金(遺族年金、扶養共済など) ・その他の収入 5.2%
重複 (N=70)	障害年金(国民年金、厚生年金など) 74.3%	生活保護を受けている 20.0%	就労所得(給与、賃金など) 15.7%	家族などからの援助 11.4%	障害を理由とする手当(特別障害者手当など) 7.1%
総計 (N=402)	障害年金(国民年金、厚生年金など) 59.0%	就労所得(給与、賃金など) 25.6%	生活保護を受けている 13.2%	収入はない 9.7%	家族などからの援助 5.5%

現在の年収を障害種別でみると、すべての障害種別で「100万円未満」との回答割合が最も多くなっており、特に重複では52.9%と過半数を超えています。

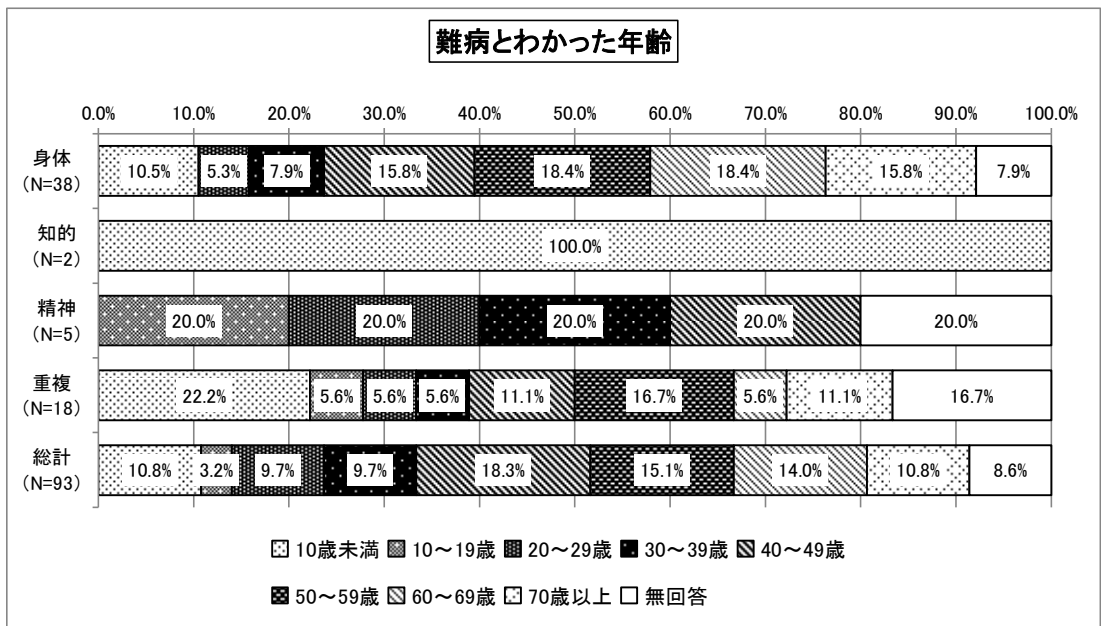


問 4(4) 特定医療費(指定難病)受給者証について

特定医療費受給者証所持の有無を障害種別でみると、「持っている」との回答では重複が25.7%で最も多く、次いで身体の19.6%、精神の8.6%、知的の5.6%となっています。



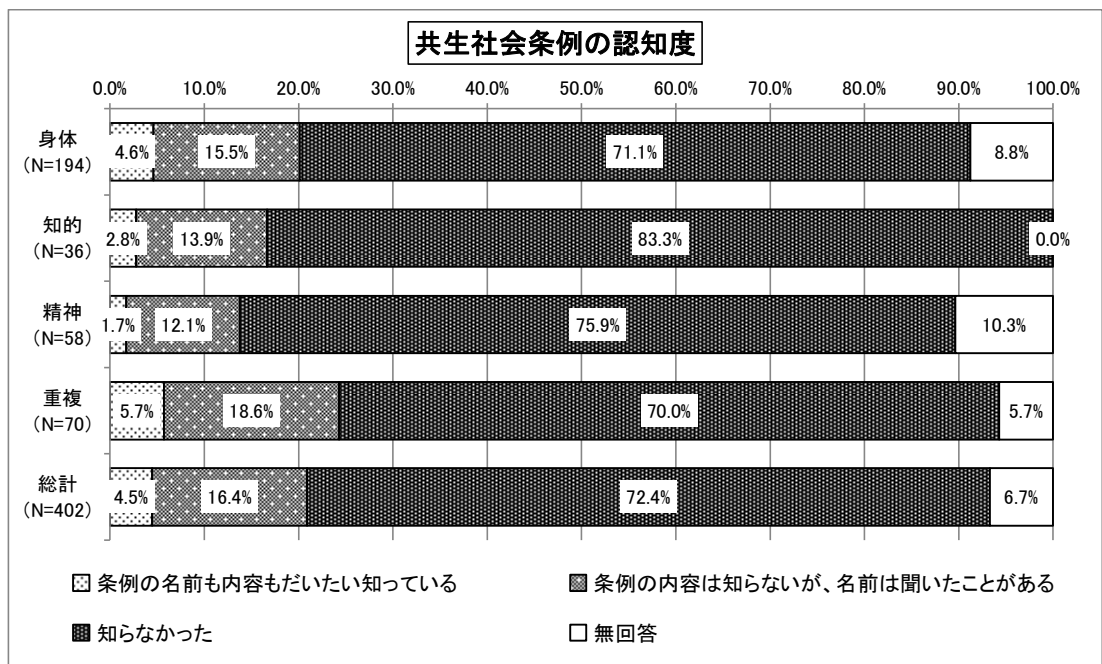
難病とわかった年齢を障害種別でみると、身体では「50～59歳」及び「60～69歳」との回答割合が最も多いのに対し、知的及び重複では「10歳未満」との回答割合が最も多く、難病との判明年齢が比較的低くなっています。





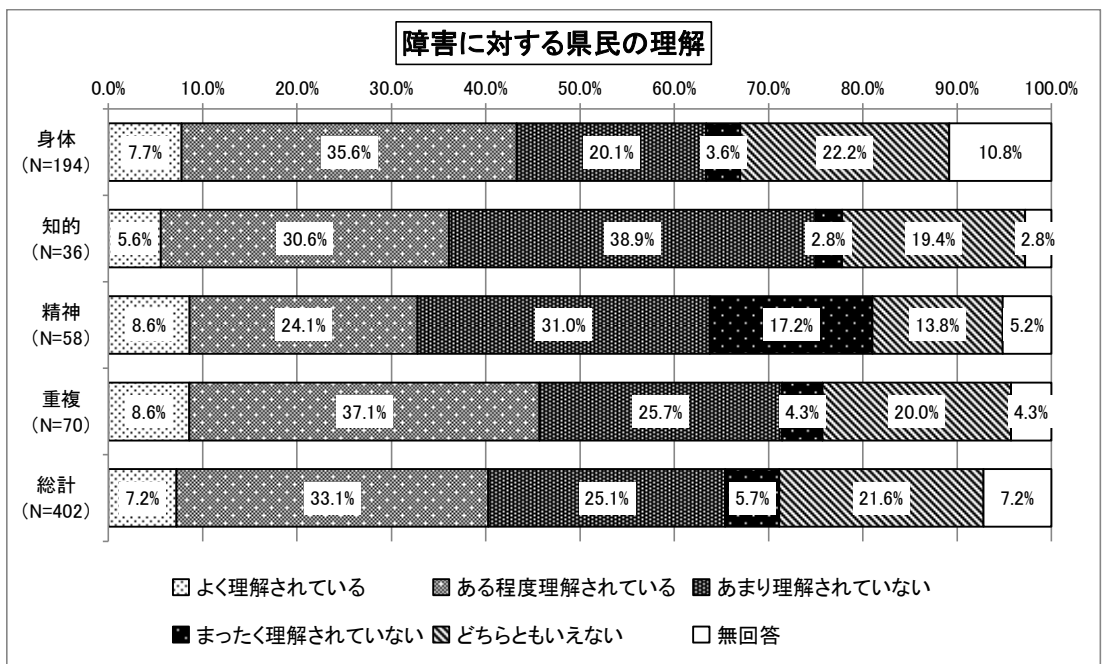
### 問5 共生社会条例について

共生社会条例の認知度を障害種別でみると、「条例の名前も内容もだいたい知っている」との回答は、回答全体（総計）と比較して重複が5.7%と高くなる一方で、知的と精神では低くとなっています。



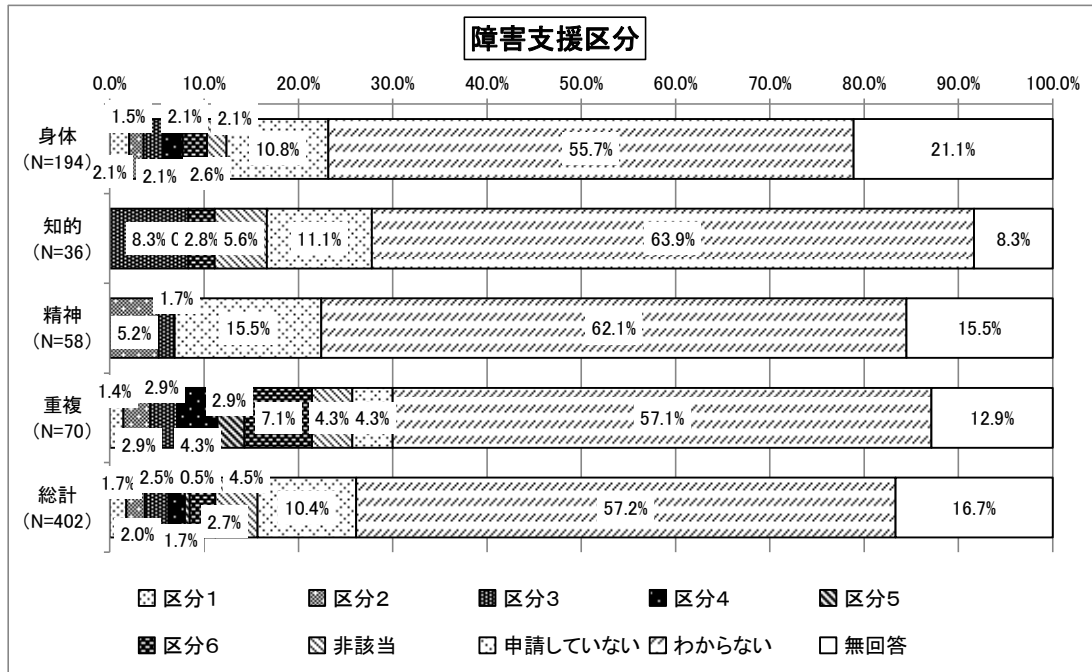
### 問6 障害に対する理解について

障害に対する県民の理解を障害種別でみると、理解されていないと感じている回答（「あまり理解されていない」及び「まったく理解されていない」との合計）では精神が48.2%で最も多く、次いで知的の41.7%、重複の30.0%、身体の23.7%となっています。



## 問7 障害支援区分

障害支援区分を障害種別で見ると、すべての障害種別で「わからない」との回答割合が過半数を超えています。



## 問8 障害福祉サービス等の利用状況

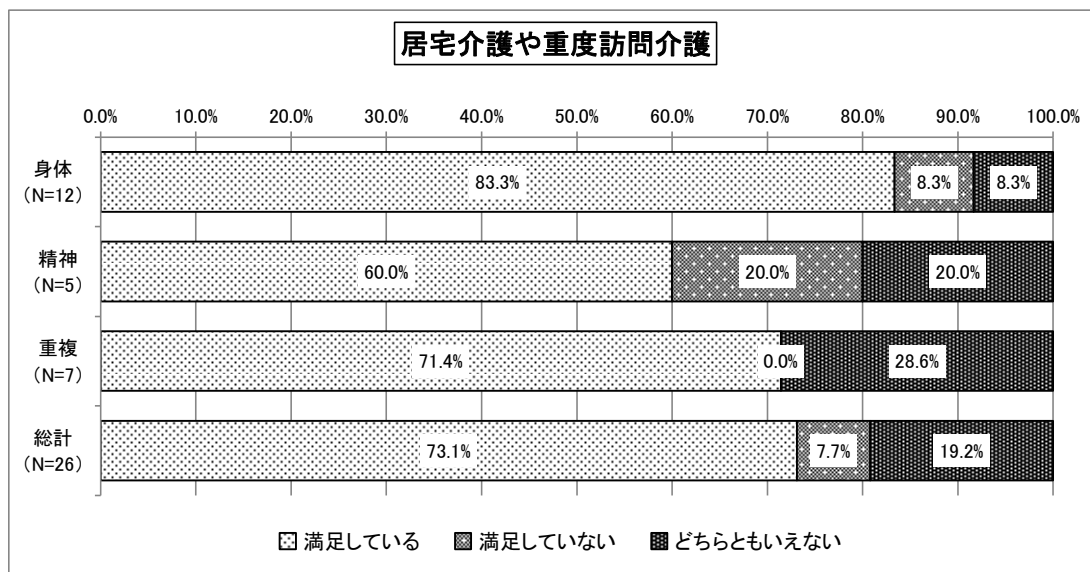
障害福祉サービス等利用状況を障害種別で見ると、すべての障害種別で「サービスは利用していない」との回答が最も多くなっています。一方で利用しているサービスを見ると、身体では「日常生活用具の給付、貸与」、知的及び精神では「就労移行支援や就労継続支援」、重複では「生活介護」との回答がそれぞれ最も多くなっています。

障害福祉サービス等利用状況の障害種別上位5位表

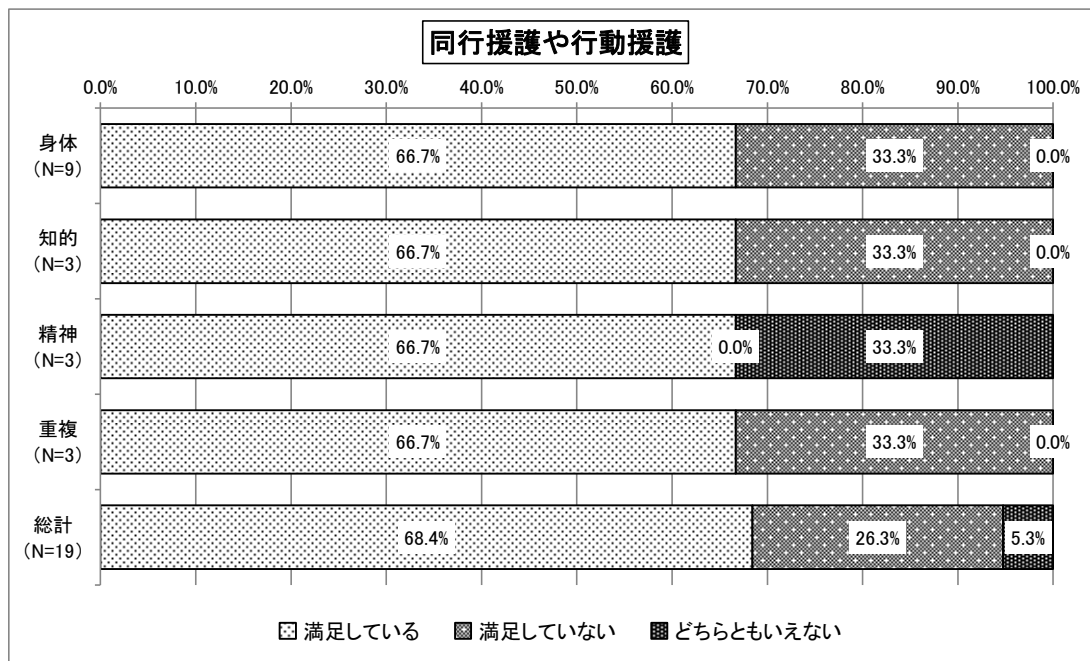
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	サービスは利用していない 58.2%	日常生活用具の給付、貸与 16.5%	自立訓練 11.3%	生活介護 9.3%	居宅介護や重度訪問介護 6.2%
知的 (N=36)	サービスは利用していない 52.8%	就労移行支援や就労継続支援 22.2%	・同行援護や行動援護 ・生活介護 ・グループホーム(共同生活援助) 8.3%		
精神 (N=58)	サービスは利用していない 50.0%	就労移行支援や就労継続支援 15.5%	グループホーム(共同生活援助) 12.1%	自立訓練 10.3%	居宅介護や重度訪問介護 8.6%
重複 (N=70)	サービスは利用していない 38.6%	生活介護 21.4%	日常生活用具の給付、貸与 17.1%	就労移行支援や就労継続支援 15.7%	・自立訓練 ・移動支援 12.9%
総計 (N=402)	サービスは利用していない 55.0%	日常生活用具の給付、貸与 12.7%	生活介護 10.7%	自立訓練 10.2%	就労移行支援や就労継続支援 8.5%

居宅介護や重度訪問介護の満足度を障害種別でみると、「満足している」との回答では身体が83.3%で最も多く、次いで重複の71.4%、精神の60.0%となっています。

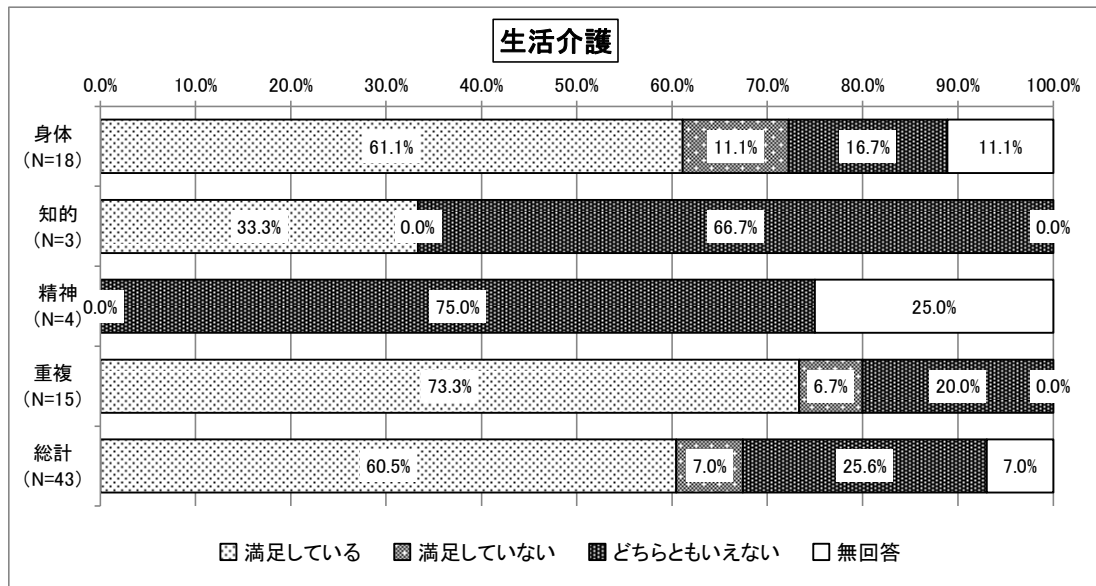
なお、知的で「利用している」との回答はありません。



同行援護や行動援護の満足度を障害種別でみると、すべての障害種別で「満足している」との回答が最も多くなっています。

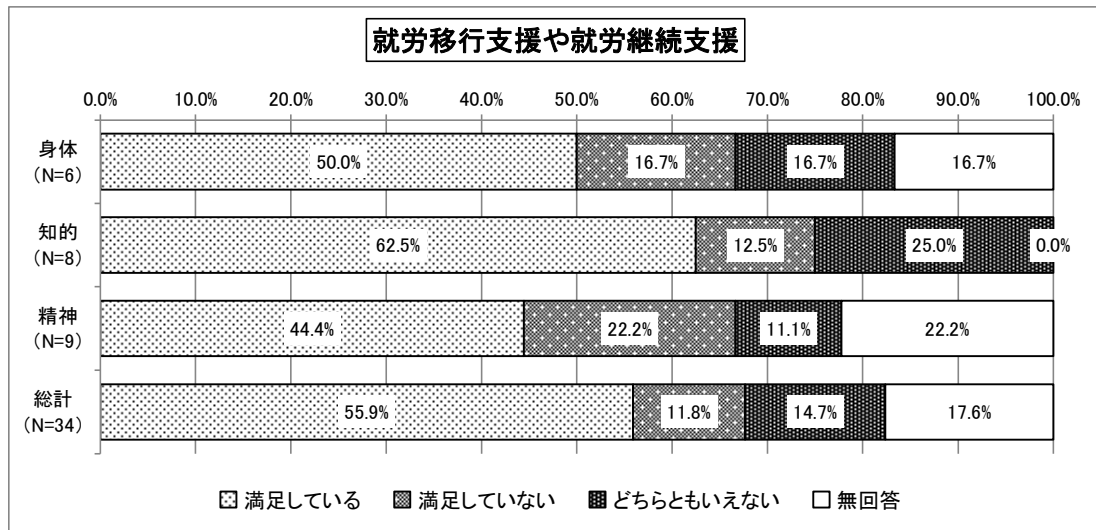


生活介護の満足度を障害種別で見ると、身体及び重複では「満足している」との回答が最も多くなっているのに対し、知的及び精神では「どちらともいえない」との回答が最も多くなっています。

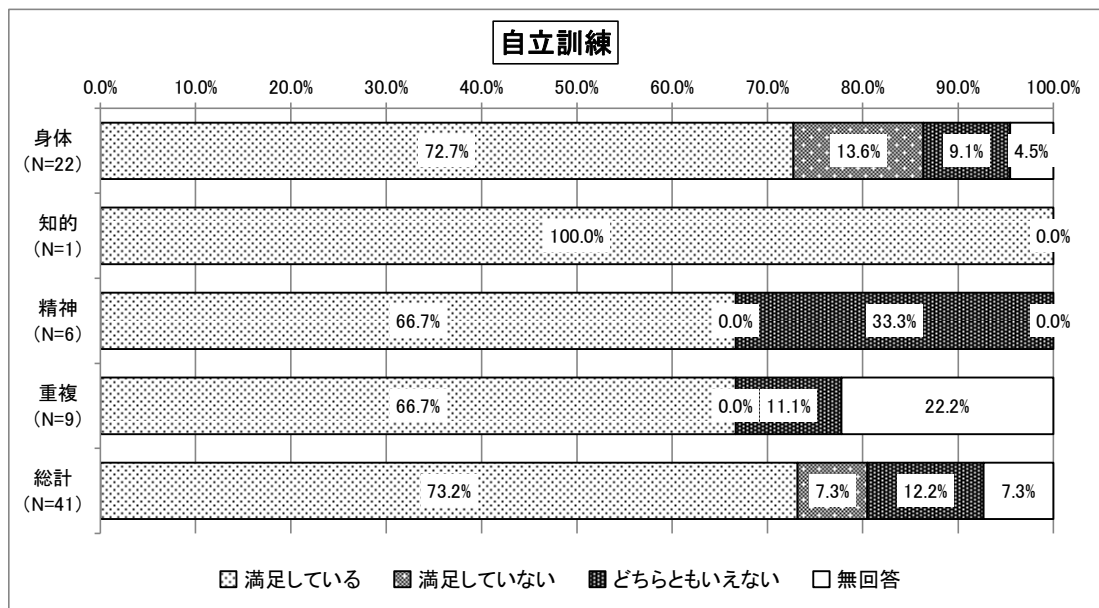


就労移行支援や就労継続支援の満足度を障害種別で見ると、「満足している」との回答では知的の62.5%が最も多く、次いで身体の50.0%、精神の44.4%となっています。

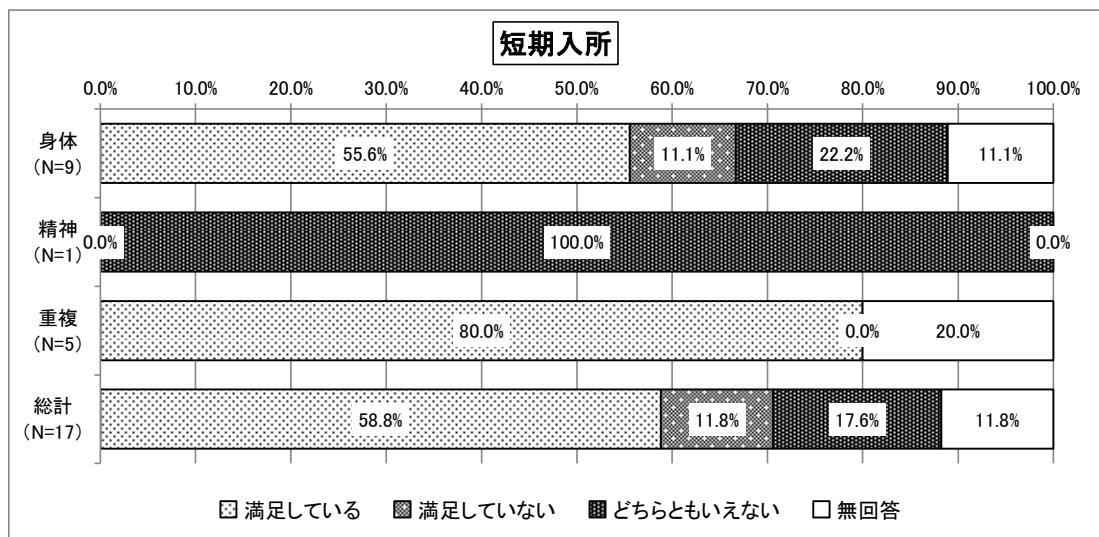
なお、重複で「利用している」との回答はありません。



自立訓練の満足度を障害種別でみると、「満足している」との回答では知的の100.0%が最も多く、次いで身体の72.7%、精神及び重複が同率の66.7%となっています。

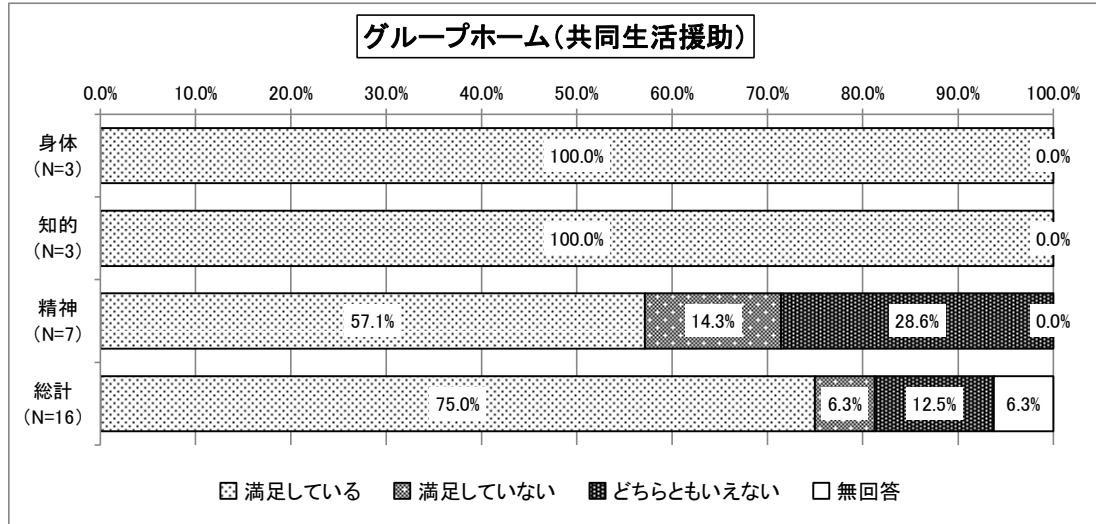


短期入所の満足度を障害種別でみると、身体及び重複では「満足している」との回答が最も多いのに対し、精神では「どちらともいえない」との回答が最も多くなっています。  
 なお、知的で「利用している」との回答はありません。

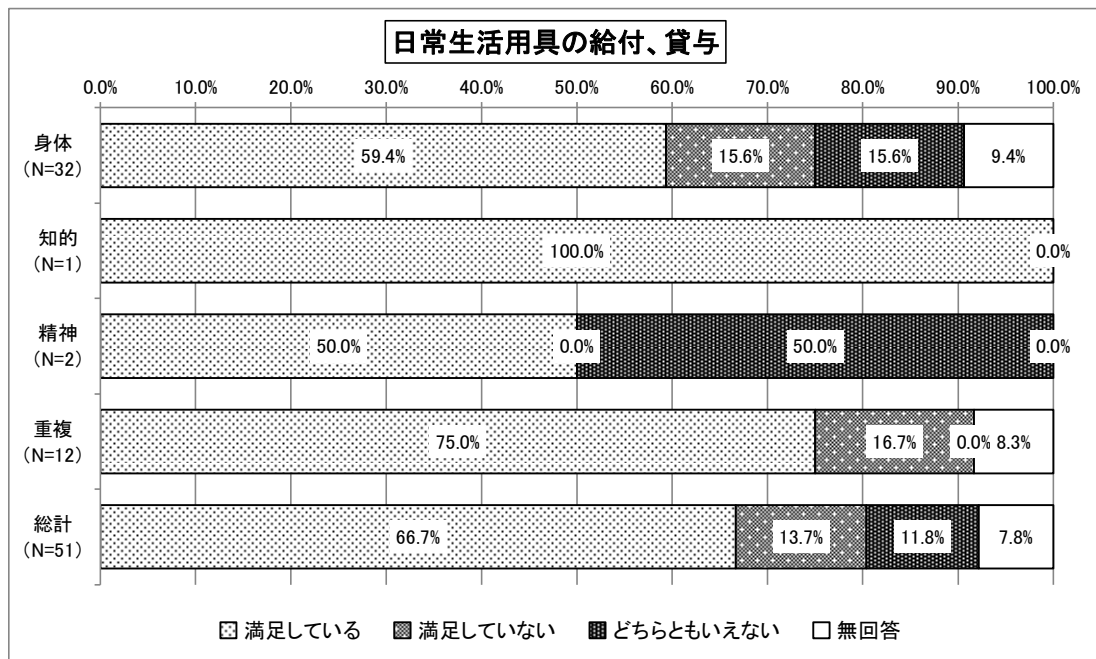


グループホーム（共同生活援助）の満足度を障害種別でみると、身体及び知的では「満足している」との回答が100.0%であるのに対し、精神では「満足している」との回答が57.1%と比較的低くなっています。

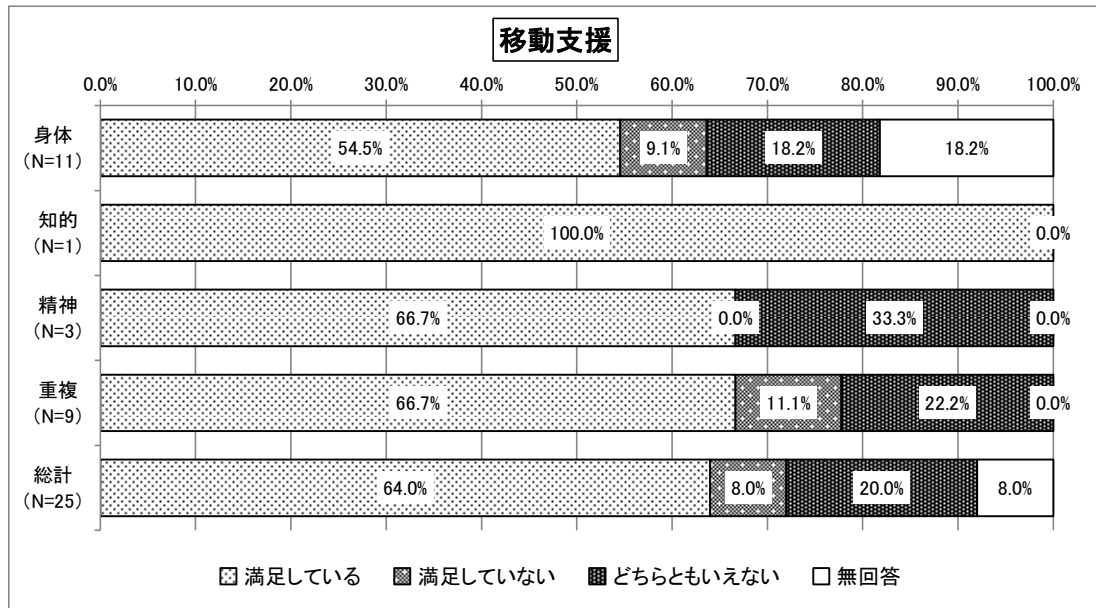
なお、重複で「利用している」との回答はありません。



日常生活用具の給付、貸与の満足度を障害種別でみると、「満足している」との回答では知的が100.0%で最も多く、次いで重複の75.0%、身体の59.4%、精神の50.0%となっています。

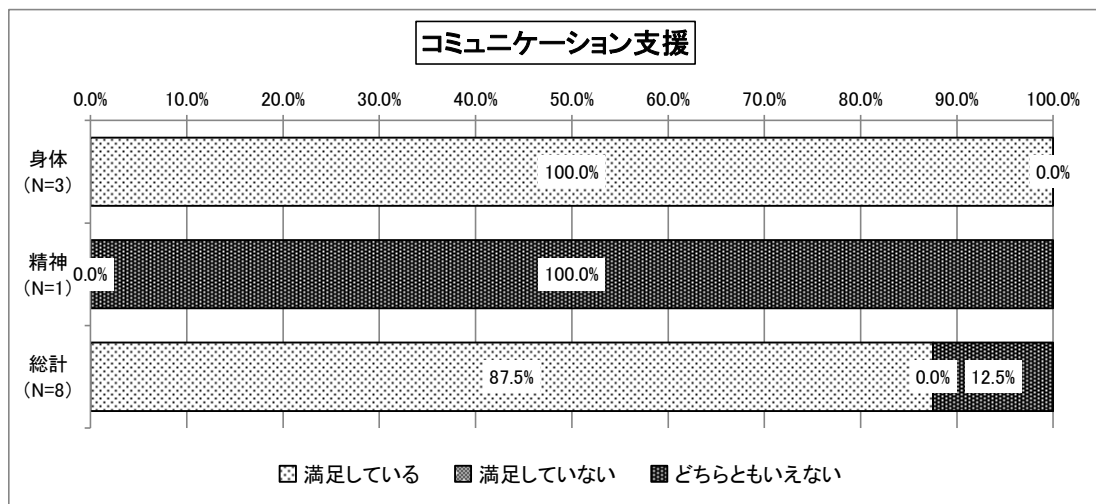


移動支援の満足度を障害種別でみると、「満足している」との回答では知的の100.0%が最も多く、次いで精神及び重複が同率の66.7%、身体の54.5%となっています。



コミュニケーション支援の満足度を障害種別でみると、身体では「満足している」、精神では「どちらともいえない」との回答割合がそれぞれ100.0%となっています。

なお、知的及び重複で「利用している」との回答はありません。



### 問9 満足していない理由

障害福祉サービス等に満足していない理由を障害種別でみると、身体では「サービスの利用回数や時間がたりないから」及び「サービス利用の経済的な負担が大きいから」、知的では「サービス利用の経済的な負担が大きいから」及び「自立訓練などの効果が小さい、うまく上がっていないから」、精神では「サービス提供事業者の説明が不十分だから（利用内容がわかりにくいから）」及び「どこのサービス提供事業者がよいかわからないから」、重複では「その他」との回答がそれぞれ最も多くなっています。

障害福祉サービス等に満足していない理由の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=14)	・サービスの利用回数や時間がたりないから ・サービス利用の経済的な負担が大きいから		・サービス提供事業者の説明が不十分だから(利用内容がわかりにくいから) ・どこのサービス提供事業者がよいかわからないから		・職員(ヘルパーなど)の対応や介護技術がよくないから ・職員(ヘルパーなど)の対応や指導技術がよくないから ・自立訓練、リハビリテーション、就労訓練などの内容が自分にあっていないから
	28.6%		21.4%		7.1%
知的 (N=3)	・サービス利用の経済的な負担が大きいから ・自立訓練などの効果が小さい、うまく上がっていないから		・サービスの利用回数や時間がたりないから ・サービス提供事業者の説明が不十分だから(利用内容がわかりにくいから) ・どこのサービス提供事業者がよいかわからないから ・契約の方法がわかりにくい、わからないから ・就労にうまく結びついていないから		
	66.7%		33.3%		
精神 (N=4)	・サービス提供事業者の説明が不十分だから(利用内容がわかりにくいから) ・どこのサービス提供事業者がよいかわからないから		・職員(ヘルパーなど)の対応や介護技術がよくないから ・職員(ヘルパーなど)の対応や指導技術がよくないから ・契約の方法がわかりにくい、わからないから ・就労にうまく結びついていないから ・緊急の時や必要な時に使えないから		
	75.0%		50.0%		
重複 (N=5)	その他	・サービス利用の経済的な負担が大きいから ・利用するサービス提供事業者が遠くにあるから ・緊急の時や必要な時に使えないから			
	40.0%		20.0%		
総計 (N=27)	・サービス利用の経済的な負担が大きいから ・サービス提供事業者の説明が不十分だから(利用内容がわかりにくいから) ・どこのサービス提供事業者がよいかわからないから		・サービスの利用回数や時間がたりないから	・就労にうまく結びついていないから ・自立訓練などの効果が小さい、うまく上がっていないから	
	25.9%		22.2%	14.8%	

### 問10 障害福祉サービス等を利用していない理由

障害福祉サービス等を利用していない理由を障害種別でみると、すべての障害種別で「家族で十分な介助や介護ができていないから（利用する必要がないから）」との回答が最も多くなっています（知的では「どのようなサービスが利用できるかわからないから」及び「サービスがあること自体を知らなかったから」も同率）。

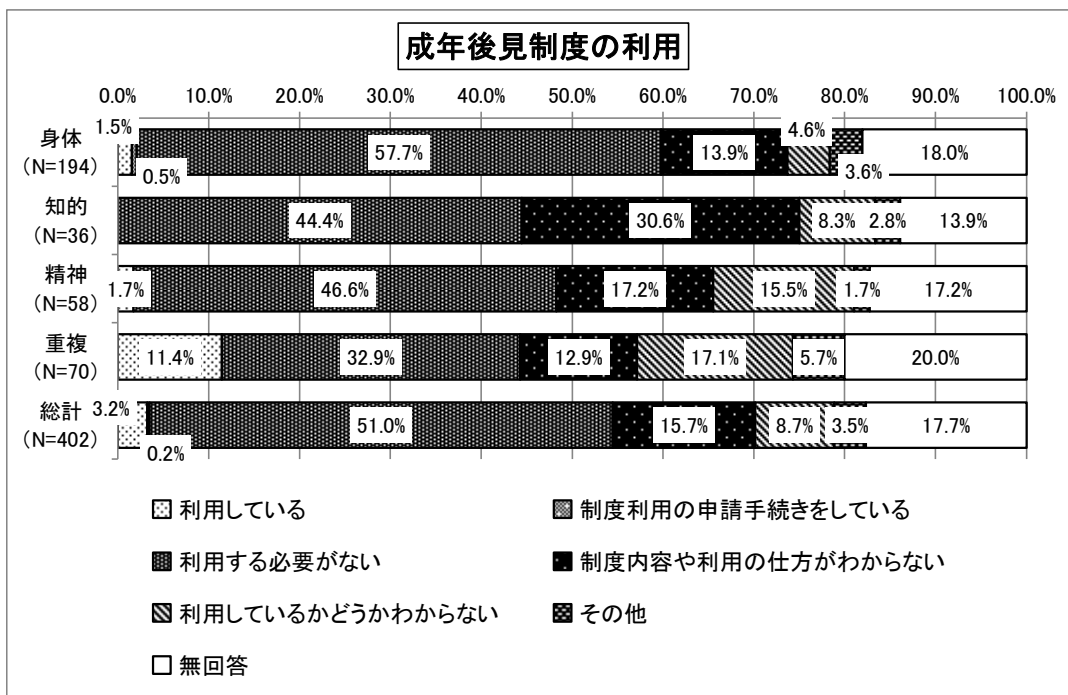
障害福祉サービス等を利用していない理由の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=113)	家族で十分な介助や介護ができていないから(利用する必要がないから)	特に理由はない	どのようなサービスが利用できるかわからないから	その他	・必要とするサービスがないから ・サービスがあること自体を知らなかったから
	32.7%	16.8%	15.9%	15.0%	12.4%
知的 (N=19)	家族で十分な介助や介護ができていないから(利用する必要がないから)			・必要とするサービスがないから	
	26.3%			15.8%	
精神 (N=29)	家族で十分な介助や介護ができていないから(利用する必要がないから)	どのようなサービスが利用できるかわからないから	サービスがあること自体を知らなかったから	金銭的な余裕がないから(負担額が大きいから)	・その他 ・特に理由はない
	37.9%	31.0%	20.7%	17.2%	10.3%
重複 (N=27)	家族で十分な介助や介護ができていないから(利用する必要がないから)	・金銭的な余裕がないから(負担額が大きいから) ・特に理由はない		どのようなサービスが利用できるかわからないから	・必要とするサービスがないから ・家の中にヘルパーなどをいれたくないから ・その他
	40.7%	18.5%		14.8%	11.1%
総計 (N=221)	家族で十分な介助や介護ができていないから(利用する必要がないから)	どのようなサービスが利用できるかわからないから	特に理由はない	・サービスがあること自体を知らなかったから ・その他	
	32.1%	18.1%	15.4%	14.0%	



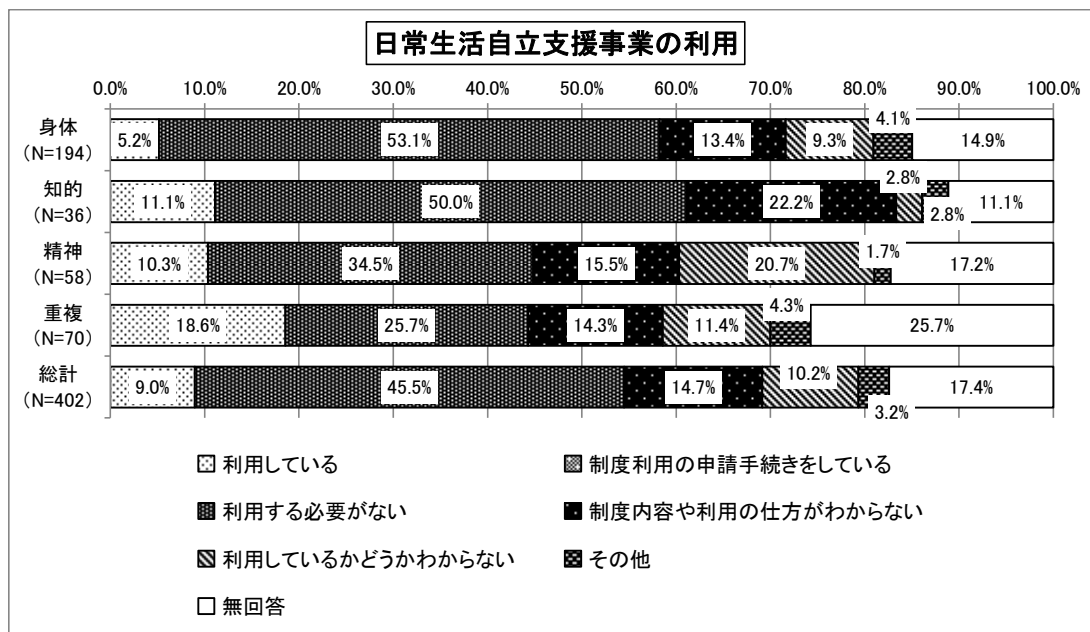
### 問 11 成年後見制度の利用

成年後見制度の利用を障害種別でみると、「利用している」という回答は、重複が11.4%と最も多く、精神の1.7%、身体の1.5%となっています。



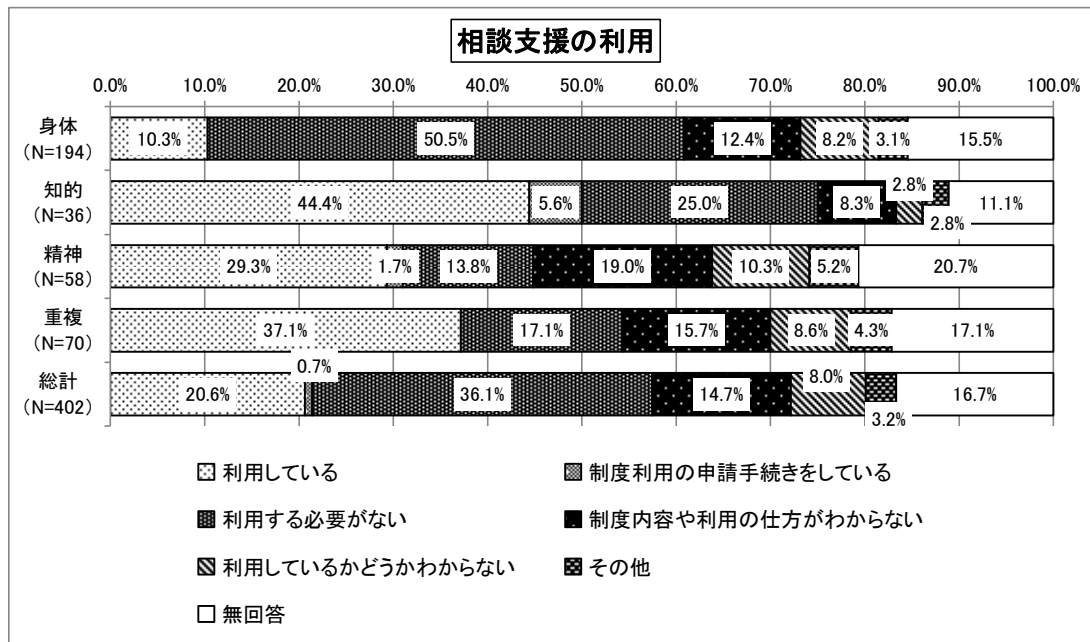
### 問 12 日常生活自立支援事業の利用

日常生活自立支援事業の利用を障害種別でみると、すべての障害種別で「利用する必要がない」との回答が最も多くなっている一方、身体と重複による回答割合では27.4ポイントの差が生じています。



### 問 13 相談支援の利用

相談支援の利用を障害種別でみると、身体では「利用する必要がない」との回答が過半数を超えているのに対し、知的及び精神、重複では「利用している」との回答が最も多くなっています。「利用している」という回答を回答全体（総計）と比較すると、身体で低くなる一方で、知的、精神、重複では高く、特に知的では2倍以上となっています。



### 問 14 相談したい人

悩みや困りごとの相談相手を障害種別でみると、すべての障害種別で「家族や親戚」との回答が過半数を超えて最も多くなっている一方、知的では「職場の人や学校の先生」、精神では「医療機関（医師、看護師、精神保健福祉士など）」との回答がそれぞれ比較的多くなっています。

悩みや困りごとの相談相手の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	家族や親戚 66.5%	医療機関(医師、看護師、精神保健福祉士など) 27.3%	友人・知人 22.7%	障害者相談員 14.4%	市町村の相談窓口 10.3%
知的 (N=36)	家族や親戚 69.4%	職場の人や学校の先生 36.1%	・医療機関(医師、看護師、精神保健福祉士など) ・相談支援事業者や福祉施設など 27.8%		友人・知人 19.4%
精神 (N=58)	家族や親戚 58.6%	医療機関(医師、看護師、精神保健福祉士など) 51.7%	相談支援事業者や福祉施設など 25.9%	友人・知人 24.1%	障害者相談員 17.2%
重複 (N=70)	家族や親戚 54.3%	医療機関(医師、看護師、精神保健福祉士など) 32.9%	相談支援事業者や福祉施設など 22.9%	友人・知人 20.0%	市町村の相談窓口 17.1%
総計 (N=402)	家族や親戚 62.4%	医療機関(医師、看護師、精神保健福祉士など) 33.1%	友人・知人 23.1%	相談支援事業者や福祉施設など 15.2%	障害者相談員 12.7%

## 問 15 相談したい内容

日常生活の中で相談したいと思うことを障害種別でみると、身体及び精神、重複では「自分の体調（病気、薬の管理など）や精神面のこと」との回答が最も多いのに対し、知的では「進学や就労のこと」との回答が最も多くなっています。

日常生活の中で相談したいと思うことの障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	自分の体調(病気、薬の管理など)や精神面のこと 32.5%	支援や世話をしてくれる人がいなくなった後の生活のこと 27.3%	経済的なこと 25.8%	特になし 24.7%	障害福祉サービス等の利用に関すること 16.0%
知的 (N=36)	進学や就労のこと 50.0%	経済的なこと 38.9%	支援や世話をしてくれる人がいなくなった後の生活のこと 36.1%	障害福祉サービス等の利用に関すること 27.8%	・自分の体調(病気、薬の管理など)や精神面のこと ・対人関係や近所付き合いのこと ・コミュニケーション支援に関すること 22.2%
精神 (N=58)	自分の体調(病気、薬の管理など)や精神面のこと 58.6%	経済的なこと 44.8%	障害福祉サービス等の利用に関すること 34.5%	・住まいに関すること ・対人関係や近所付き合いのこと 31.0%	
重複 (N=70)	自分の体調(病気、薬の管理など)や精神面のこと 38.6%	支援や世話をしてくれる人がいなくなった後の生活のこと 37.1%	経済的なこと 30.0%	障害福祉サービス等の利用に関すること 27.1%	生きがいづくりなどに関する こと 17.1%
総計 (N=402)	自分の体調(病気、薬の管理など)や精神面のこと 38.1%	経済的なこと 30.1%	支援や世話をしてくれる人がいなくなった後の生活のこと 29.1%	障害福祉サービス等の利用に関すること 21.1%	特になし 19.4%

## 問 16 相談時の要望

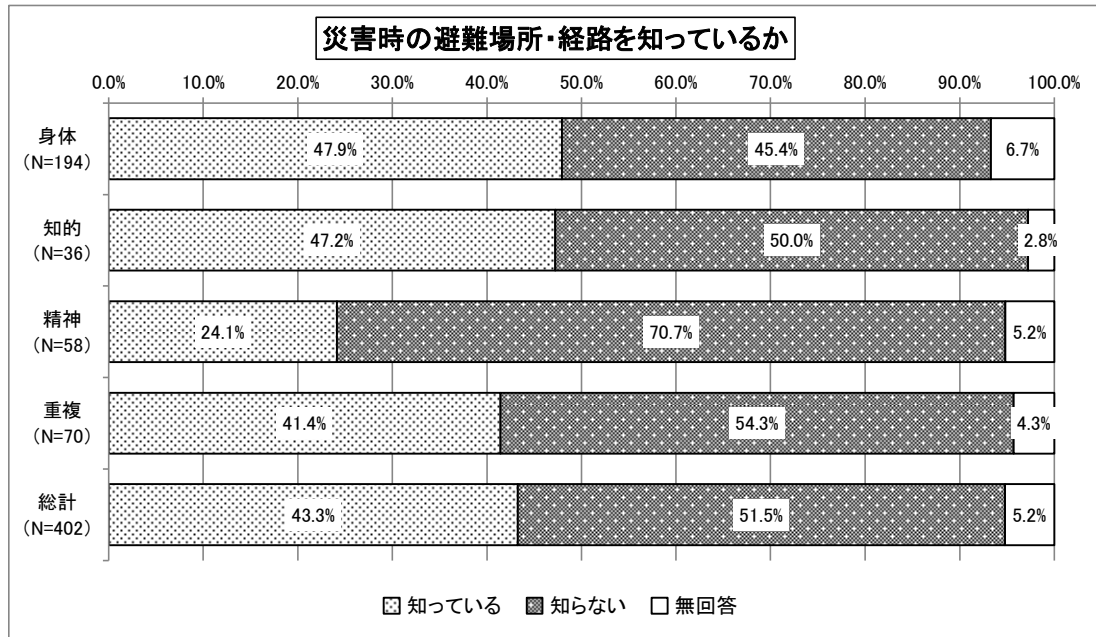
相談時の要望を障害種別でみると、身体では「特に要望することはない」との回答が最も多くなっているのに対し、知的及び精神、重複では「相談する場所が自宅から近い場所にあるとよい」との回答が最も多くなっています。また、精神では「プライバシーを十分に守ってほしい」との回答が比較的多くなっています。

相談時の要望の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	特に要望することはない 32.0%	相談する場所が自宅から近い場所にあるとよい 22.7%	相談だけでなく、実際の支援につなげてほしい 19.6%	プライバシーを十分に守ってほしい 16.0%	知識や対応など、相談員の資質を向上させてほしい 13.9%
知的 (N=36)	相談する場所が自宅から近い場所にあるとよい 38.9%	相談だけでなく、実際の支援につなげてほしい 33.3%	特に要望することはない 25.0%	相談したい時間帯に利用できるようにしてほしい 22.2%	・知識や対応など、相談員の資質を向上させてほしい ・プライバシーを十分に守ってほしい 19.4%
精神 (N=58)	相談する場所が自宅から近い場所にあるとよい 41.4%	プライバシーを十分に守ってほしい 34.5%	相談だけでなく、実際の支援につなげてほしい 32.8%	・相談したい時間帯に利用できるようにしてほしい ・知識や対応など、相談員の資質を向上させてほしい 29.3%	
重複 (N=70)	相談する場所が自宅から近い場所にあるとよい 34.3%	相談だけでなく、実際の支援につなげてほしい 28.6%	自宅に訪問して相談してほしい 25.7%	知識や対応など、相談員の資質を向上させてほしい 21.4%	・相談したい時間帯に利用できるようにしてほしい ・プライバシーを十分に守ってほしい 20.0%
総計 (N=402)	相談する場所が自宅から近い場所にあるとよい 29.4%	特に要望することはない 24.6%	相談だけでなく、実際の支援につなげてほしい 24.4%	プライバシーを十分に守ってほしい 19.9%	知識や対応など、相談員の資質を向上させてほしい 18.4%

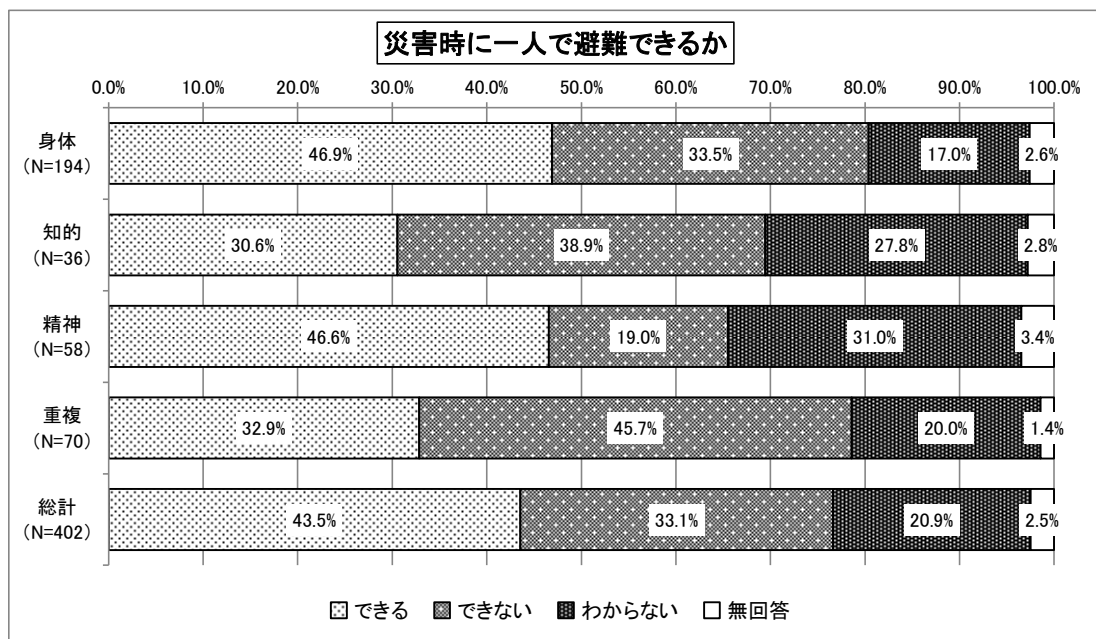
### 問 17 災害時の避難場所・経路

災害時の避難場所・経路を知っているかを障害種別でみると、精神では「知らない」との回答割合が比較的多くなっています。



### 問 18 災害時の避難

災害時に一人で避難できるかを障害種別でみると、「できない」との回答では重複の45.7%が最も多く、次いで知的の38.9%、身体の33.5%、精神の19.0%となっています。



## 問 19 災害時の不安

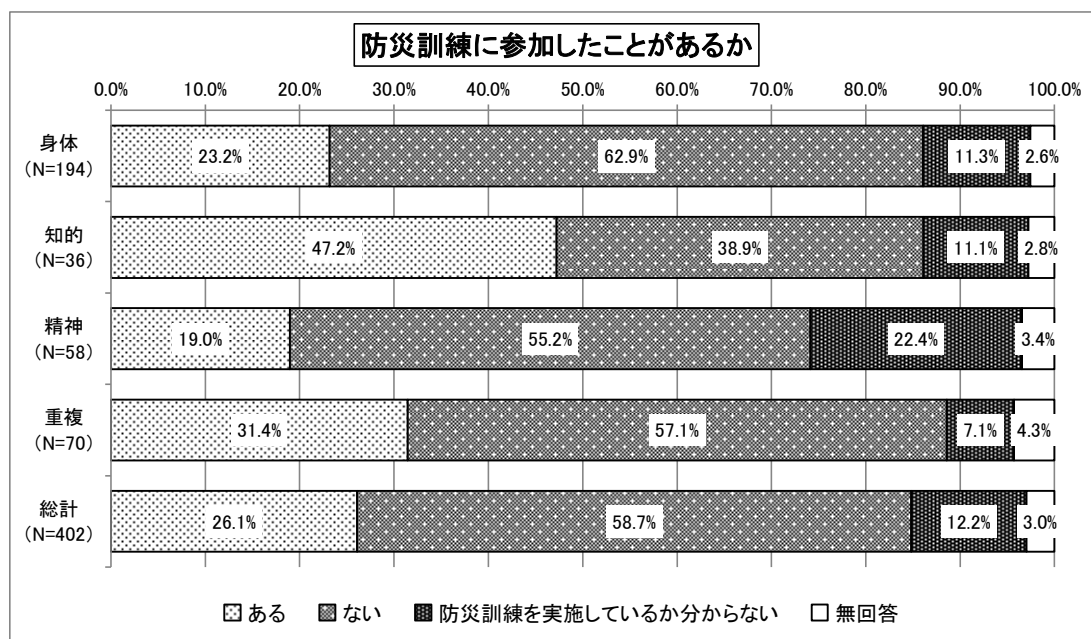
災害時の心配や不安を障害種別でみると、身体及び重複では「必要な医療や薬などを利用することができるか」、知的では「避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか」、精神では「どこに避難してよいかわからない」との回答がそれぞれ最も多くなっています。

災害時の心配や不安の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	必要な医療や薬などを利用することができるか 48.5%	避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか 36.6%	避難場所が障害者に配慮されているか 35.6%	どこに避難してよいかわからない ・災害時に必要な情報が得られるか 26.8%	
知的 (N=36)	避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか 47.2%	避難場所が障害者に配慮されているか 41.7%	災害時に必要な情報が得られるか 38.9%	どこに避難してよいかわからない 33.3%	必要な医療や薬などを利用することができるか 22.2%
精神 (N=58)	どこに避難してよいかわからない 53.4%	避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか 51.7%	必要な医療や薬などを利用することができるか 39.7%	災害時に必要な情報が得られるか 31.0%	避難場所が障害者に配慮されているか 19.0%
重複 (N=70)	必要な医療や薬などを利用することができるか 47.1%	避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか 45.7%	どこに避難してよいかわからない 37.1%	避難場所が障害者に配慮されているか 32.9%	災害時に必要な情報が得られるか 27.1%
総計 (N=402)	必要な医療や薬などを利用することができるか 46.5%	避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか 42.0%	どこに避難してよいかわからない 33.3%	避難場所が障害者に配慮されているか 31.6%	災害時に必要な情報が得られるか 30.6%

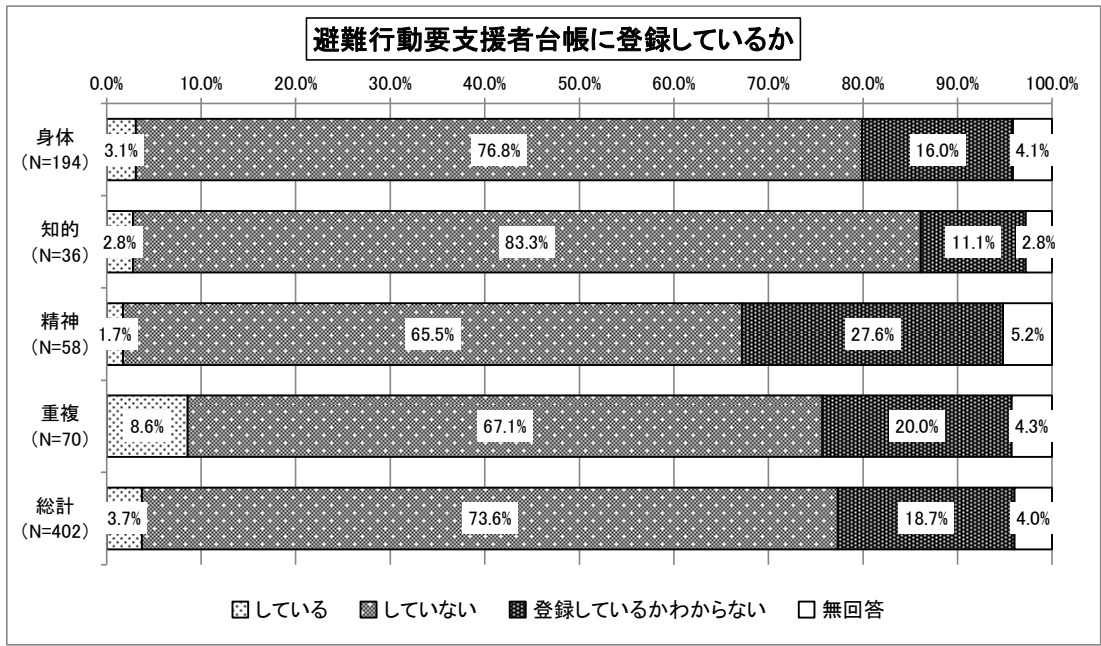
## 問 20 防災訓練への参加について

防災訓練に参加したことが「ある」という回答を障害種別でみると、知的が47.2%で最も多く、次いで重複の31.4%、身体の23.2%、精神の19.0%となっています。また、精神では「防災訓練を実施しているか分からない」との回答割合が比較的多くなっています。



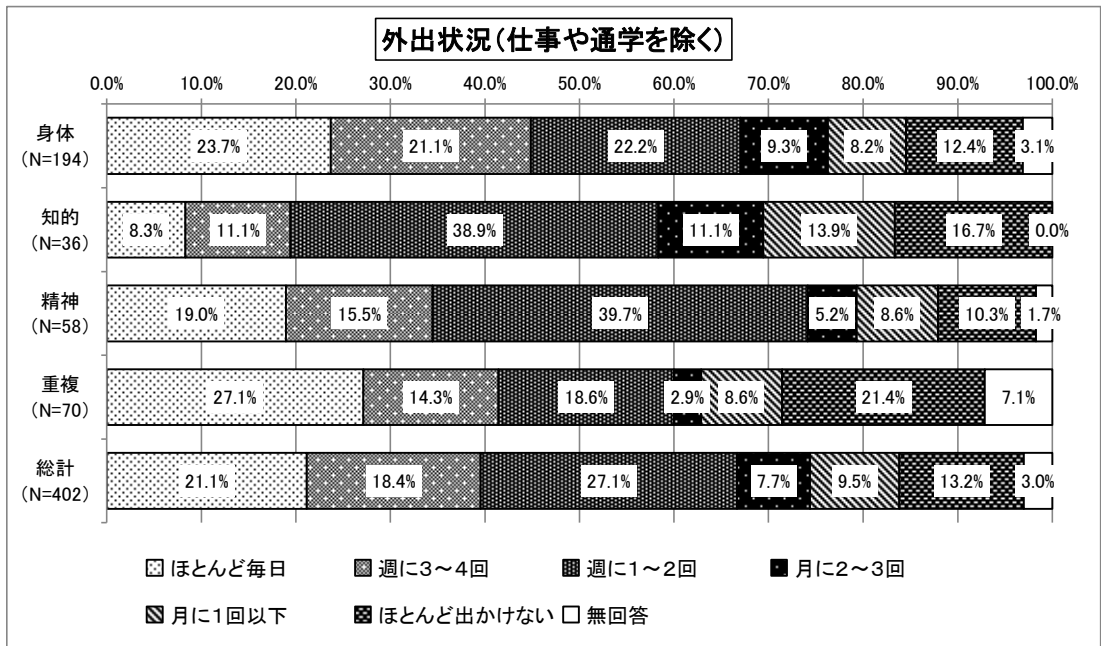
問 21 災害時の避難における支援について

避難行動要支援者台帳に登録している割合を障害種別でみると、重複が8.6%で最も多く、次いで身体の3.1%、知的の2.8%、精神の1.7%となっています。



問 22 外出の状況

外出の状況を障害種別でみると、身体及び重複では「ほとんど毎日」との回答が最も多くなっているのに対し、知的及び精神では「週に1~2回」との回答が最も多くなっています。



### 問 23 移動(交通)手段の利用状況

移動(交通)手段を障害種別でみると、身体では「自分で運転する車」、知的及び重複では「家族や介助者などが運転する車」、精神では「徒歩(車いすを含む)」との回答がそれぞれ最も多くなっています。

移動(交通)手段の利用状況の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	自分で運転する車 40.2%	家族や介助者などが運転する車 39.7%	徒歩(車いすを含む) 26.3%	タクシーを利用する 16.5%	モノレールや路線バスを利用する 13.4%
知的 (N=36)	家族や介助者などが運転する車 63.9%	徒歩(車いすを含む) 50.0%	モノレールや路線バスを利用する 25.0%	・タクシーを利用する ・その他 8.3%	
精神 (N=58)	徒歩(車いすを含む) 44.8%	自分で運転する車 32.8%	モノレールや路線バスを利用する 31.0%	家族や介助者などが運転する車 27.6%	自分で運転するバイクや自転車 19.0%
重複 (N=70)	家族や介助者などが運転する車 45.7%	徒歩(車いすを含む) 40.0%	タクシーを利用する 24.3%	モノレールや路線バスを利用する 18.6%	・自分で運転するバイクや自転車 ・自分で運転する車 14.3%
総計 (N=402)	家族や介助者などが運転する車 40.8%	徒歩(車いすを含む) 32.8%	自分で運転する車 32.6%	モノレールや路線バスを利用する 17.2%	タクシーを利用する 16.4%

### 問 24 外出する際に改善してほしいこと

外出する際に改善してほしいことを障害種別でみると、身体及び精神では「特に困ったことや改善してほしいことはない」、知的及び重複では「緊急事態が起こった時の対応に不安がある」(知的では「特に困ったことや改善してほしいことはない」も同率)との回答がそれぞれ最も多くなっています。

外出する際に改善してほしいことの障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	特に困ったことや改善してほしいことはない 27.3%	緊急事態が起こった時の対応に不安がある 20.1%	障害者用トイレや障害者専用駐車場の整備されていないなど、バリアフリー化が進んでいない 17.5%	道路の段差、歩道に障害物などがあり、通行が困難 16.0%	障害への理解が不足している(視線等が気になるなど) 12.4%
知的 (N=36)	・緊急事態が起こった時の対応に不安がある ・特に困ったことや改善してほしいことはない 30.6%		障害への理解が不足している(視線等が気になるなど) 22.2%	・タクシー、路線バス、モノレールの利用が困難、不便である(料金等の支払いなど) ・障害の特性に配慮した案内板や周辺地図などの文字 16.7%	
精神 (N=58)	特に困ったことや改善してほしいことはない 32.8%	障害への理解が不足している(視線等が気になるなど) 27.6%	タクシー、路線バス、モノレールの利用が困難、不便である(料金等の支払いなど) 19.0%	緊急事態が起こった時の対応に不安がある 15.5%	・まわりの人の手助け・配慮が足りない ・移動する交通手段がない 6.9%
重複 (N=70)	緊急事態が起こった時の対応に不安がある 25.7%	障害への理解が不足している(視線等が気になるなど) 22.9%	特に困ったことや改善してほしいことはない 20.0%	障害者用トイレや障害者専用駐車場の整備されていないなど、バリアフリー化が進んでいない 14.3%	・移動する交通手段がない ・タクシー、路線バス、モノレールの利用が困難、不便である(料金等の支払いなど) ・道路の段差、歩道に障害物などがあり、通行が困難 12.9%
総計 (N=402)	特に困ったことや改善してほしいことはない 29.4%	緊急事態が起こった時の対応に不安がある 21.1%	障害への理解が不足している(視線等が気になるなど) 16.4%	タクシー、路線バス、モノレールの利用が困難、不便である(料金等の支払いなど) 12.4%	障害者用トイレや障害者専用駐車場の整備されていないなど、バリアフリー化が進んでいない 11.9%

## 問 25 余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況

余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況を障害種別でみると、すべての障害種別で「特に、社会活動はしていない」との回答が最も多くなっています。一方、参加している余暇・スポーツ等の社会活動をみると、身体及び知的、重複では「仲間、友人同士での交流」、精神では「インターネットやメールを利用した交流」との回答がそれぞれ最も多くなっています。

余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	特に、社会活動 はしていない 48.5%	仲間、友人同士で の交流 27.3%	趣味の同好会活 動 13.4%	コンサートや映 画、スポーツなど の鑑賞・見学 10.3%	インターネットや メールを利用した 交流 7.7%
知的 (N=36)	特に、社会活動 はしていない 47.2%	仲間、友人同士で の交流 27.8%	・スポーツ大会などへの参加 ・インターネットやメールを利用した交 流 13.9%	コンサートや映 画、スポーツなど の鑑賞・見学 12.1%	コンサートや映 画、スポーツなど の鑑賞・見学 11.1%
精神 (N=58)	特に、社会活動 はしていない 48.3%	インターネットや メールを利用した 交流 19.0%	仲間、友人同士で の交流 17.2%	コンサートや映 画、スポーツなど の鑑賞・見学 12.1%	旅行やキャンプな どのレジャー活動 5.2%
重複 (N=70)	特に、社会活動 はしていない 50.0%	仲間、友人同士で の交流 18.6%	コンサートや映 画、スポーツなど の鑑賞・見学 8.6%	・インターネットやメールを利用した交 流 ・ボランティアなどの社会活動 7.1%	
総計 (N=402)	特に、社会活動 はしていない 48.5%	仲間、友人同士で の交流 24.6%	コンサートや映 画、スポーツなど の鑑賞・見学 11.4%	インターネットや メールを利用した 交流 9.5%	趣味の同好会活 動 8.2%

## 問 26 社会活動を行いやすくするために必要な条件

社会活動を行いやすくするために必要な条件を障害種別でみると、身体及び精神では「一緒に行く仲間がいること」、知的では「活動についての情報が提供されること」、重複では「気軽に参加できる雰囲気であること」との回答がそれぞれ最も多くなっています。

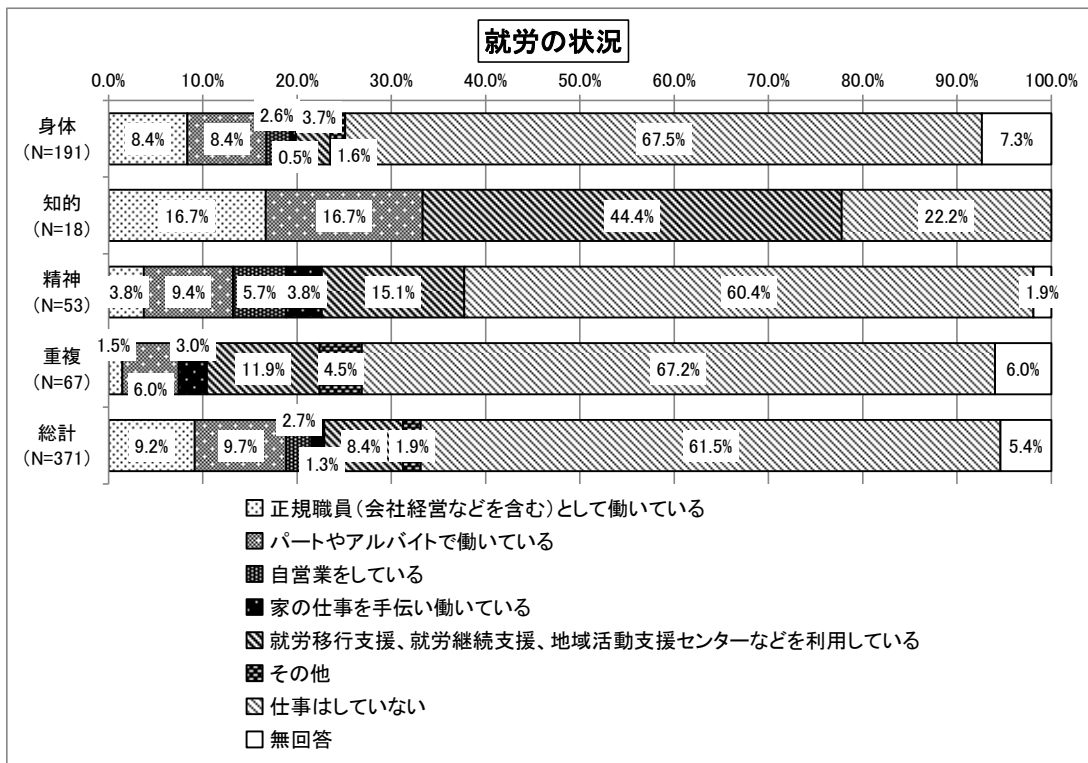
社会活動を行いやすくするために必要な条件の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	一緒に行く仲間が いること 28.4%	気軽に参加できる 雰囲気であること 27.8%	特にな い 27.8%	活動について の情報が提供さ れること 25.8%	・適切な指導者が いることや魅力的 な内容であること ・施設や活動の場 所が身近な場所 にあること 19.1%
知的 (N=36)	活動について の情報が提供さ れること 36.1%	気軽に参加できる 雰囲気であること 30.6%	社会参加を支 援する介助者や 援助者がいること 27.8%	・一緒に行く仲間がいること ・特にな い 25.0%	
精神 (N=58)	一緒に行く仲間が いること 43.1%	気軽に参加できる 雰囲気であること 37.9%	活動について の情報が提供さ れること 31.0%	適切な指導者が いることや魅力的 な内容であること 25.9%	施設や活動の場 所が身近な場所 にあること 17.2%
重複 (N=70)	気軽に参加できる 雰囲気であること 34.3%	一緒に行く仲間が いること 30.0%	活動について の情報が提供さ れること 27.1%	社会参加を支 援する介助者や 援助者がいること 24.3%	障害の特性に配 慮した施設や設 備があること 22.9%
総計 (N=402)	気軽に参加できる 雰囲気であること 31.8%	一緒に行く仲間が いること 30.6%	活動について の情報が提供さ れること 28.9%	特にな い 22.1%	施設や活動の場 所が身近な場所 にあること 18.9%



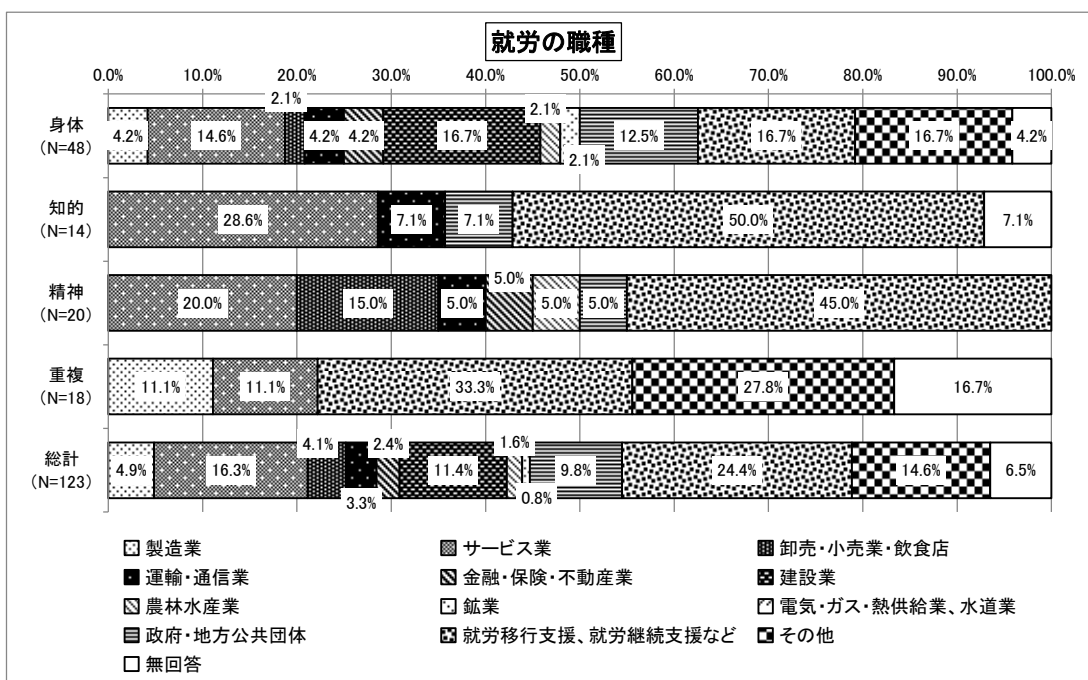
### 問 27 就労の状況

就労の状況を障害種別で見ると、身体及び精神、重複では「仕事はしていない」、知的では「就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどを利用している」との回答がそれぞれ最も多くなっています。



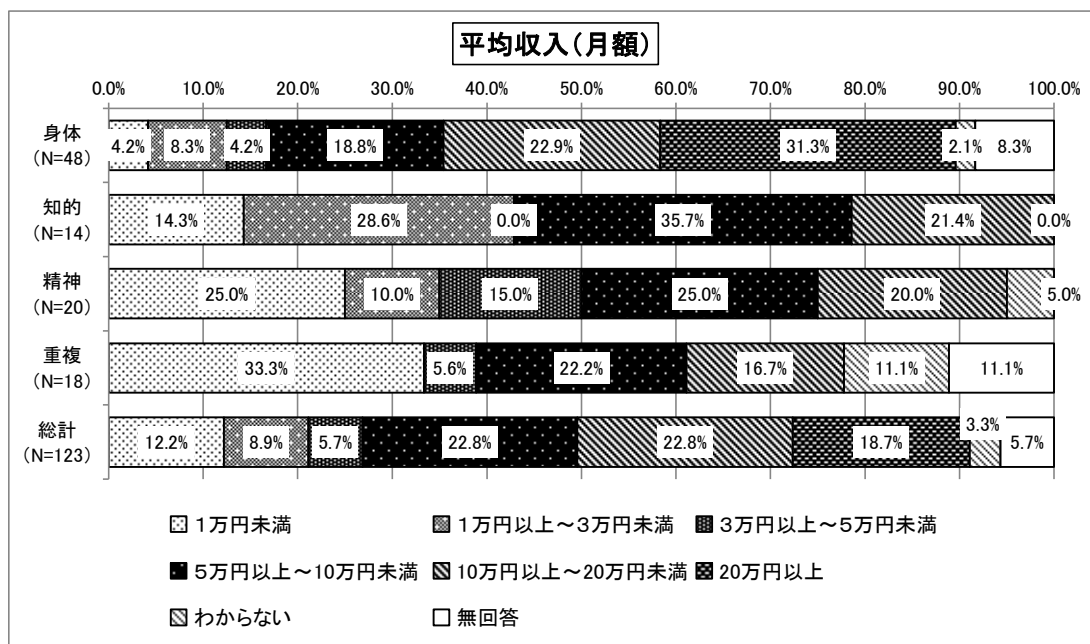
### 問 28 就労の職種(事業所等)

就労の職種を障害種別で見ると、すべての障害種別で「就労移行支援や就労継続支援など」との回答が最も多くなっています（身体では「建設業」及び「その他」も同率）。



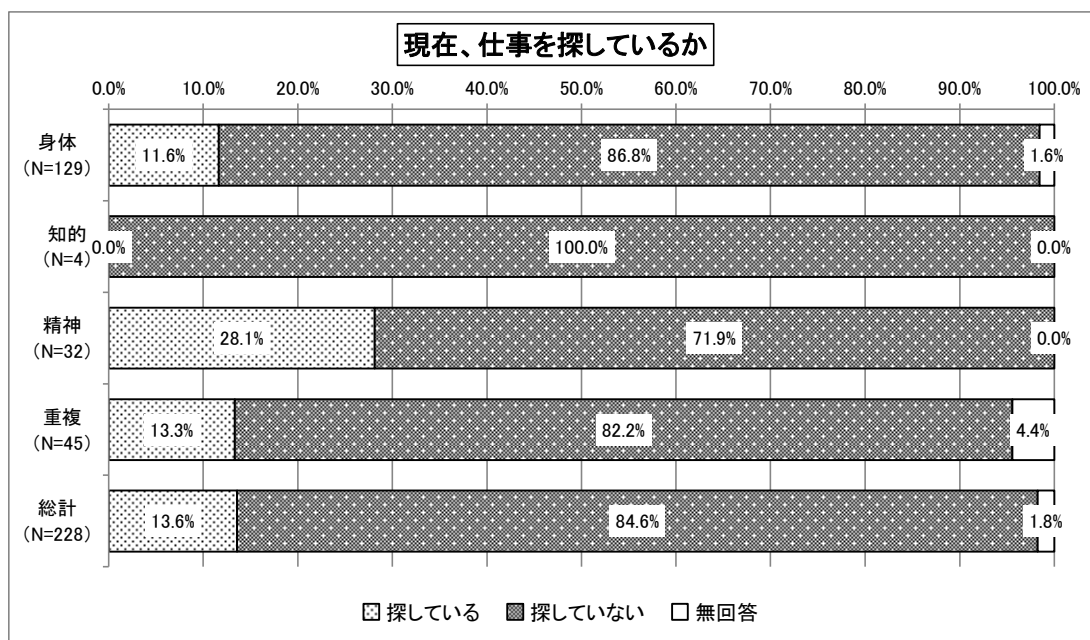
### 問 29 賃金の状況

平均収入を障害種別で見ると、身体では「20万円以上」、知的では「5万円以上～10万円未満」、精神では「1万円未満」及び「5万円以上～10万円未満」、重複では「1万円未満」との回答がそれぞれ最も多くなっています。



### 問 30 就労希望

現在、仕事を探している割合を障害種別で見ると、精神の28.1%、次いで重複の13.3%、身体は11.6%となっています。



### 問 31 仕事を探していない理由

仕事を探していない理由を障害種別でみると、すべての障害種別で「障害や病気、高齢のため働けないから」との回答が最も多くなっており（知的では「働く自信がないから」及び「障害に対する理解に不安があるから」、「自分にあった仕事が見つからないから」、「家庭の事情から（結婚、育児など）」、「その他」も同率）、特に重複での回答割合は75.7%と7割を超えています。

また、身体では「年金収入などがあり働く必要がないから」、精神では「働く自信がないから」との回答割合が比較的高くなっています。

仕事を探していない理由の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=112)	障害や病気、高齢のため働けないから 67.0%	年金収入などがあり働く必要がないから 30.4%	働く自信がないから 14.3%	通勤が困難だから 10.7%	自分にあった仕事が見つからないから 8.0%
知的 (N=4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害や病気、高齢のため働けないから</li> <li>・働く自信がないから</li> <li>・障害に対する理解に不安があるから</li> <li>・自分にあった仕事が見つからないから</li> <li>・家庭の事情から（結婚、育児など）</li> <li>・その他</li> </ul> 25.0%				
精神 (N=23)	障害や病気、高齢のため働けないから 56.5%	働く自信がないから 43.5%	職場の人間関係に不安があるから 26.1%	自分にあった仕事が見つからないから 17.4%	その他
重複 (N=37)	障害や病気、高齢のため働けないから 75.7%	働く自信がないから 27.0%	通勤が困難だから 16.2%	年金収入などがあり働く必要がないから 13.5%	職場の人間関係に不安があるから 10.8%
総計 (N=193)	障害や病気、高齢のため働けないから 68.4%	働く自信がないから 22.3%	年金収入などがあり働く必要がないから 22.3%	通勤が困難だから 10.9%	自分にあった仕事が見つからないから 8.8%

### 問 32 障害のある人が働くために必要な環境

障害のある人が働くために必要な環境を障害種別でみると、すべての障害種別で「健康状態に合わせた働き方ができること」との回答が最も多くなっており、特に精神での回答割合は6割を超えています。

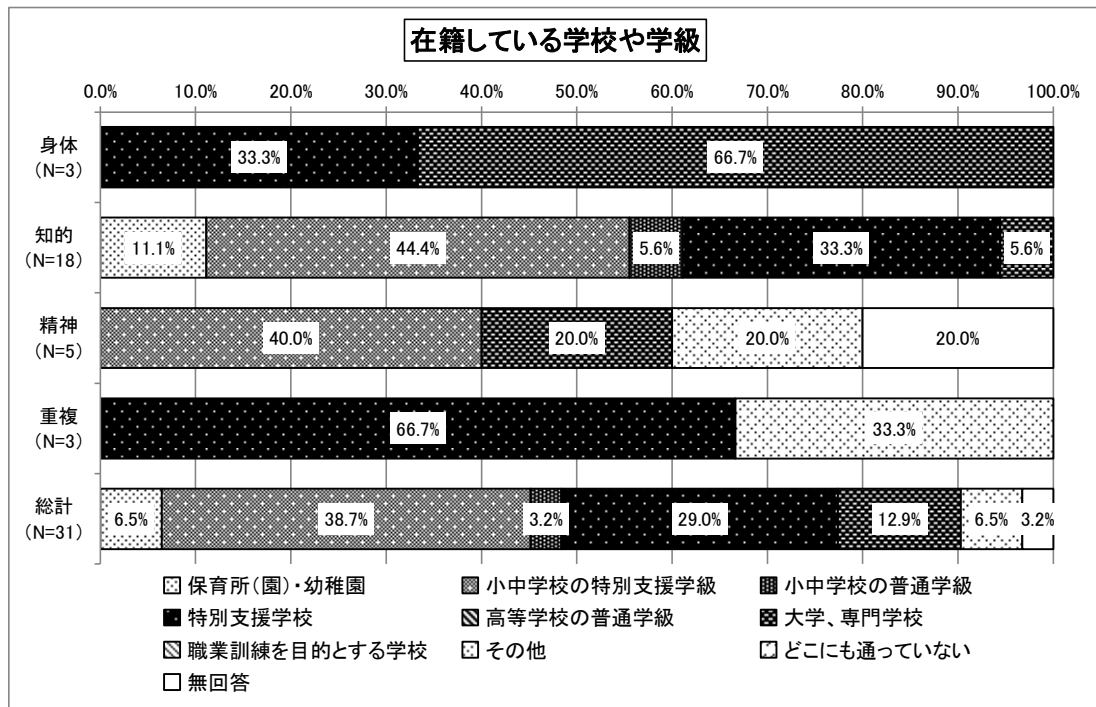
また、知的では「職場適応援助者（ジョブコーチなど）の支援があること」との回答割合が比較的高くなっています。

障害のある人が働くために必要な環境の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=191)	健康状態に合わせた働き方ができること 48.7%	自分の家の近くに働く場所があること 36.1%	事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分に理解していること 24.1%	通勤することなく、自宅で働けること 15.2%	入り口やトイレなどの設備が障害者に対応していること 13.6%
知的 (N=18)	健康状態に合わせた働き方ができること 50.0%	自分の家の近くに働く場所があること 44.4%	職場適応援助者（ジョブコーチなど）の支援があること 33.3%	事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分に理解していること 33.3%	就労の場をあっせんしたり、相談できる場が整っていること 27.8%
精神 (N=53)	健康状態に合わせた働き方ができること 64.2%	事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分に理解していること 43.4%	仕事上の悩みを相談できる場所があること 32.1%	自分の家の近くに働く場所があること 30.2%	通勤することなく、自宅で働けること 24.5%
重複 (N=67)	健康状態に合わせた働き方ができること 40.3%	自分の家の近くに働く場所があること 34.3%	事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分に理解していること 28.4%	通勤することなく、自宅で働けること 17.9%	仕事上の悩みを相談できる場所があること 13.4%
総計 (N=371)	健康状態に合わせた働き方ができること 50.9%	自分の家の近くに働く場所があること 35.6%	事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分に理解していること 28.8%	通勤することなく、自宅で働けること 17.0%	仕事上の悩みを相談できる場所があること 13.7%

問 33 在籍している学校や学級

在籍している学校や学級を障害種別でみると、身体では「大学、専門学校」、知的及び精神では「小中学校の特別支援学級」、重複では「特別支援学校」との回答がそれぞれ最も多くなっています。



問 34 学校等で困っていること

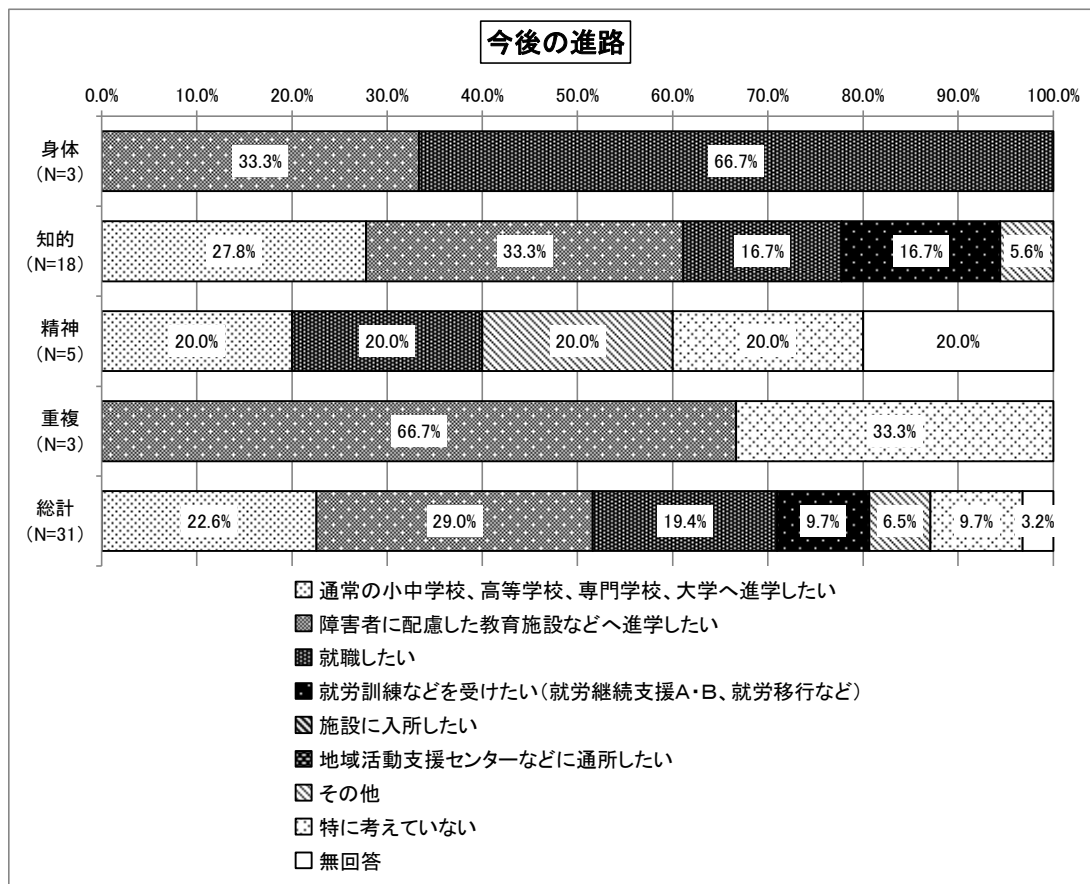
それぞれの回答のサンプル数が少ないため、参考として回答割合を整理しています。

学校等で困っていることの障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>通うのが大変である</li> <li>通常学級への受け入れを進めてもらいたい</li> <li>通常学級への通級を増やしてほしい</li> <li>通常学級への補助教員の増員など</li> <li>トイレなどの設備が障害児に配慮されていない</li> <li>特別支援教育支援員やコーディネーターの増員などの介助体制の充実</li> <li>子どもたちの障害への理解を深める教育や交流機会を増やしてほしい</li> </ul> <p>33.3%</p>				
知的 (N=18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育支援員やコーディネーターの増員などの介助体制の充実</li> </ul> <p>55.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>能力や障害の状況に応じた指導体制の充実</li> </ul> <p>50.0%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の特性に配慮した教育機材の充実</li> <li>子どもたちの障害への理解を深める教育や交流機会を増やしてほしい</li> </ul> <p>44.4%</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>困っていることは特にな</li> </ul> <p>33.3%</p>
精神 (N=5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>能力や障害の状況に応じた指導体制の充実</li> <li>子どもたちの障害への理解を深める教育や交流機会を増やしてほしい</li> </ul> <p>40.0%</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の特性に配慮した教育機材の充実</li> <li>特別支援教育支援員やコーディネーターの増員などの介助体制の充実</li> <li>コミュニケーションと情報伝達が十分に受けられない</li> <li>その他</li> <li>困っていることは特にな</li> </ul> <p>20.0%</p>		
重複 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>能力や障害の状況に応じた指導体制の充実</li> <li>特別支援教育支援員やコーディネーターの増員などの介助体制の充実</li> <li>子どもたちの障害への理解を深める教育や交流機会を増やしてほしい</li> <li>看護師等又はたん吸引などのケアができる者の配置が不十分である</li> <li>困っていることは特にな</li> </ul> <p>33.3%</p>				
総計 (N=31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>能力や障害の状況に応じた指導体制の充実</li> </ul> <p>45.2%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育支援員やコーディネーターの増員などの介助体制の充実</li> </ul> <p>41.9%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の特性に配慮した教育機材の充実</li> </ul> <p>29.0%</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>困っていることは特にな</li> </ul> <p>25.8%</p>

### 問 35 今後の進路

今後の進路を障害種別で見ると、身体では「就職したい」、知的及び重複では「障害者に配慮した教育施設などへ進学したい」、精神では「通常の小中学校、高等学校、専門学校、大学へ進学したい」及び「就職したい」、「その他」、「特に考えていない」との回答がそれぞれ最も多くなっています。



### 問 36 情報収集の方法

情報収集の方法を障害種別で見ると、身体及び知的、重複では「テレビ・ラジオ」、精神では「インターネット・SNS」との回答がそれぞれ最も多くなっています。

情報収集の方法の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	テレビ・ラジオ 69.1%	新聞・雑誌 45.9%	インターネット・SNS 22.7%	家族や親族 21.6%	友人・知人 16.0%
知的 (N=36)	テレビ・ラジオ 50.0%	学校や職場 30.6%	障害者相談員 27.8%	・新聞・雑誌 ・家族や親族 25.0%	
精神 (N=58)	インターネット・SNS 55.2%	テレビ・ラジオ 50.0%	家族や親族 31.0%	新聞・雑誌 15.5%	医療機関 13.8%
重複 (N=70)	テレビ・ラジオ 50.0%	新聞・雑誌 31.4%	家族や親族 22.9%	インターネット・SNS 14.3%	・医療機関 ・友人・知人 12.9%
総計 (N=402)	テレビ・ラジオ 62.2%	新聞・雑誌 36.6%	インターネット・SNS 27.4%	家族や親族 23.1%	友人・知人 13.9%

### 問 37 情報に対する要望等

情報に対する要望等を障害種別でみると、身体及び重複では「テレビの字幕放送の充実」、知的では「音声読み取りや文字拡大などアクセシビリティの向上」、精神では「パソコンなどの情報ツールの活用支援」との回答がそれぞれ最も多くなっています。

情報に対する要望等の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	テレビの字幕放送の充実 37.1%	パソコンなどの情報ツールの活用支援 28.4%	音声読み取りや文字拡大などアクセシビリティの向上 19.6%	点字・音声サービスなどの充実 10.3%	・手話通訳者及び要約筆記奉仕員などの人材の確保 ・その他 7.7%
知的 (N=36)	音声読み取りや文字拡大などアクセシビリティの向上 44.4%	パソコンなどの情報ツールの活用支援 41.7%	テレビの字幕放送の充実 25.0%	点字・音声サービスなどの充実 19.4%	・手話通訳者及び要約筆記奉仕員などの人材の確保 ・その他 2.8%
精神 (N=58)	パソコンなどの情報ツールの活用支援 46.6%	テレビの字幕放送の充実 22.4%	点字・音声サービスなどの充実 10.3%	音声読み取りや文字拡大などアクセシビリティの向上 8.6%	・手話通訳者及び要約筆記奉仕員などの人材の確保 ・その他 5.2%
重複 (N=70)	テレビの字幕放送の充実 32.9%	・点字・音声サービスなどの充実 ・パソコンなどの情報ツールの活用支援 18.6%	音声読み取りや文字拡大などアクセシビリティの向上 15.7%	手話通訳者及び要約筆記奉仕員などの人材の確保 8.6%	
総計 (N=402)	テレビの字幕放送の充実 33.6%	パソコンなどの情報ツールの活用支援 31.1%	音声読み取りや文字拡大などアクセシビリティの向上 20.4%	点字・音声サービスなどの充実 13.2%	手話通訳者及び要約筆記奉仕員などの人材の確保 7.2%

### 問 38 日常生活上困っていること

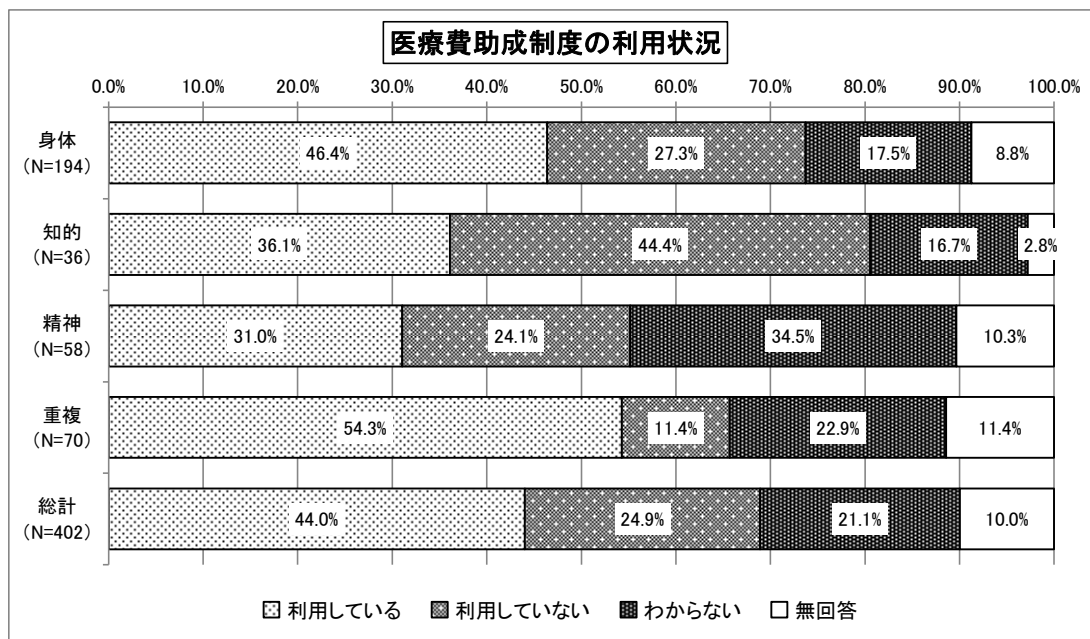
日常生活上困っていることを障害種別でみると、身体では「特にない」、知的及び精神、重複では「人付き合いに不安を感じること」（知的では「具合が悪い時、緊急時の対応が心配なこと」も同率）との回答がそれぞれ最も多くなっています。

日常生活上困っていることの障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	特にない 25.3%	収入が少なく、経済的に不安定な状況にあること 24.2%	具合が悪い時、緊急時の対応が心配なこと 23.2%	どのような福祉サービスがあるかわからないこと、その情報が入手できないこと 17.0%	建物(住宅を含む)や道路などがバリアフリーでないため、不便を感じる 16.0%
知的 (N=36)	・具合が悪い時、緊急時の対応が心配なこと ・人付き合いに不安を感じること 33.3%		・金銭管理などができないこと ・どのような福祉サービスがあるかわからないこと、その情報が入手できないこと ・特にない 27.8%		
精神 (N=58)	人付き合いに不安を感じる 37.9%	収入が少なく、経済的に不安定な状況にあること 36.2%	仕事がないこと、就職できないこと 27.6%	食事の準備・後かたづけなどの身の回りのことが十分にできないこと 25.9%	どのような福祉サービスがあるかわからないこと、その情報が入手できないこと 22.4%
重複 (N=70)	人付き合いに不安を感じる 38.6%	収入が少なく、経済的に不安定な状況にあること 30.0%	具合が悪い時、緊急時の対応が心配なこと 28.6%	・食事の準備・後かたづけなどの身の回りのことが十分にできないこと ・どのような福祉サービスがあるかわからないこと、その情報が入手できないこと 20.0%	
総計 (N=402)	収入が少なく、経済的に不安定な状況にあること 25.1%	具合が悪い時、緊急時の対応が心配なこと 24.4%	特にない 23.4%	人付き合いに不安を感じる 22.1%	どのような福祉サービスがあるかわからないこと、その情報が入手できないこと 18.7%

問 39 医療費助成制度の利用状況

医療費助成制度の利用状況を障害種別でみると、「利用している」との回答では重複の54.3%が最も多く、次いで身体の46.4%、知的の36.1%、精神の31.0%となっています。



問 41 行政への要望

行政への要望を障害種別でみると、身体では「医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実」、知的及び精神では「障害の特性に配慮された働く場の確保」、重複では「障害児（者）が暮らしやすい住宅の整備」との回答がそれぞれ最も多くなっています。

行政への要望の障害種別上位5位表

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体 (N=194)	医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実 38.7%	障害児（者）が暮らしやすい住宅の整備 27.8%	障害の特性に配慮された働く場の確保 23.2%	道路、交通機関、公共建築物などのバリアフリー化の推進 18.6%	緊急時における救急医療体制の充実 16.5%
知的 (N=36)	障害の特性に配慮された働く場の確保 52.8%	就労支援や自立訓練などの事業の充実 50.0%	障害児（者）への理解を深める教育の充実 36.1%	・医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実 ・一人ひとりの特性に応じた療育・保育・教育内容の充実 33.3%	
精神 (N=58)	障害の特性に配慮された働く場の確保 50.0%	就労支援や自立訓練などの事業の充実 44.8%	・障害児（者）が暮らしやすい住宅の整備 ・身近な場所での相談、指導及び生活支援体制の充実 32.8%		医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実 29.3%
重複 (N=70)	障害児（者）が暮らしやすい住宅の整備 34.3%	・障害の特性に配慮された働く場の確保 ・医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実 31.4%		就労支援や自立訓練などの事業の充実 27.1%	障害児（者）への理解を深める教育の充実 22.9%
総計 (N=402)	医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実 36.8%	障害の特性に配慮された働く場の確保 32.1%	障害児（者）が暮らしやすい住宅の整備 27.9%	就労支援や自立訓練などの事業の充実 25.1%	障害児（者）への理解を深める教育の充実 19.7%



## ■ 障害福祉に関するアンケート（当事者） 前回調査との比較

### ◎調査票の記入者

調査票の記入者は、平成24年度と比較して「本人」の割合が大きく上昇しており、そのため「親（父・母）」や「兄弟・姉妹」が低下しています。また「介助者（ヘルパー、施設職員など）」との回答も前回より高くなっています。

調査票の記入者

		本人	配偶者 (夫・妻)	親(父・ 母)	兄弟・姉 妹	祖父・祖 母	介助者(ヘ ルパー、施 設職員な ど)	調査員	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	284 70.6%	26 6.5%	47 11.7%	9 2.2%	1 0.2%	17 4.2%	0 0.0%	15 3.7%	3 0.7%	402 100.0%
平成24年度	件 %	313 46.7%	41 6.1%	204 30.4%	40 6.0%	1 0.1%	19 2.8%	21 3.1%	22 3.3%	9 1.3%	670 100.0%

### 問1 年齢、性別、所在地

年齢は、平成24年度と比較して「70歳以上」との回答が30ポイント高くなっています。

年齢

		10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無回答	総計
令和3年度	件 %	10 2.5%	15 3.7%	16 4.0%	32 8.0%	55 13.7%	59 14.7%	77 19.2%	132 32.8%	6 1.5%	402 100.0%
平成24年度	件 %	31 4.6%	65 9.7%	49 7.3%	80 11.9%	117 17.5%	157 23.4%	106 15.8%	19 2.8%	46 6.9%	670 100.0%

対象者の性別は、平成24年度と比較しても大きな差はありません。

性別

		女性	男性	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	191 47.5%	210 52.2%	1 0.2%	0 0.0%	402 100.0%
平成24年度	件 %	308 46.0%	346 51.6%		16 2.4%	670 100.0%

※平成24年度の調査票では「その他」との回答項目は設けていない

回答者の居住地を平成24年度と比較すると、「南部圏域」の割合が高まる一方で、「宮古圏域」及び「八重山圏域」の割合が低下しています。

お住まいの市町村

		北部圏域	中部圏域	南部圏域	宮古圏域	八重山圏 域	不明	総計
令和3年度	件 %	27 6.7%	134 33.3%	212 52.7%	9 2.2%	13 3.2%	7 1.7%	402 100.0%
平成24年度	件 %	44 6.6%	224 33.5%	332 49.6%	28 4.2%	28 4.2%	13 1.9%	669 100.0%

※令和3年度では平成24年度調査票で整理されていた「県外」との回答項目がない為、平成24年度の総計670件から該当件数1件を差し引いた上で比較表を作成

### 問2 住まいの種類

住まいの種類を平成24年度と比較すると、「自分や家族等の持ち家（戸建て、分譲マンションなど）」と「公営住宅（県営、市町村営住宅など）」の割合が低下し、「民間の賃貸住宅（借家、アパート、マンションなど）」や「共同生活する施設（グループホームなど）」等の割合が高くなっています。

お住まいの種類

		自分や家 族等の持 家(戸建 て、分譲 マンション など)	民間の賃 貸住宅 (借家、ア パート、マ ンションな ど)	公営住宅 (県営、市 町村営住 宅など)	社宅、公 務員住宅 などの賃 与住宅	共同生活 をする施 設(グル ープ ホームな ど)	障害者支 援施設、 生活訓練 施設に入 所している	病院に入 院してい る	介護保険 施設に入 所してい る	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	199 49.5%	122 30.3%	25 6.2%	1 0.2%	15 3.7%	9 2.2%	5 1.2%	12 3.0%	8 2.0%	6 1.5%	402 100.0%
平成24年度	件 %	360 53.7%	172 25.7%	65 9.7%	3 0.4%	7 1.0%	24 3.6%	15 2.2%	2 0.3%	4 0.6%	18 2.7%	670 100.0%

## 問 2-1 同居家族等の状況

一緒に暮らしている家族は、平成 24 年度と比較して「配偶者（夫・妻）」、「ひとりで暮らしている」、「子ども」の回答割合が上昇し、「親（父・母）」の割合が低下しています。

一緒に暮らしている家族

		親(父・母)	配偶者(夫・妻)	子ども	祖父・祖母	兄弟・姉妹	その他の親戚	ひとりで暮らして	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	98 28.2%	143 41.2%	91 26.2%	4 1.2%	47 13.5%	1 0.3%	62 17.9%	12 3.5%	10 2.9%	347 100.0%
平成24年度	件 %	306 51.0%	150 25.0%	128 21.3%	18 3.0%	184 30.7%	5 0.8%	62 10.3%	14 2.3%	45 7.5%	600 100.0%

同居人数を平成 24 年度と比較すると、ひとり暮らしや配偶者の増加という同居家族の変化を反映し「1人」、「2人」、「3人」という回答割合が上昇しています。

同居人数

		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	総計
令和3年度	件 %	47 13.5%	91 26.2%	73 21.0%	34 9.8%	18 5.2%	14 4.0%	70 20.2%	347 100.0%
平成24年度	件 %	71 11.8%	119 19.8%	114 19.0%	110 18.3%	61 10.2%	58 9.7%	67 11.2%	600 100.0%

## 問 4 障害の程度(手帳所持の有無、等級、重複障害の有無等)

身体障害者手帳の所持者を平成 24 年度と比較すると、「持っていない」という回答割合が高くなっています。

身体障害者手帳所持の有無

		持っている	持っていない	無回答	総計
令和3年度	件 %	258 64.2%	112 27.9%	32 8.0%	402 100.0%
平成24年度	件 %	515 76.9%	89 13.3%	66 9.9%	670 100.0%

身体障害者手帳の等級を平成 24 年度と比較すると、「1級」及び「2級」の割合が低下し、「3級」及び「4級」の割合が上昇しています。

身体障害者手帳の等級

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答	総計
令和3年度	件 %	81 31.4%	60 23.3%	38 14.7%	36 14.0%	6 2.3%	10 3.9%	27 10.5%	258 100.0%
平成24年度	件 %	213 41.4%	129 25.0%	60 11.7%	57 11.1%	18 3.5%	21 4.1%	17 3.3%	515 100.0%

身体障害者の障害種別を平成 24 年度と比較すると、「内部障害」という回答割合が上昇しています。

身体障害者の障害種別

		視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声・言語・そしゃく障害	肢体不自由	内部障害	無回答	総計
令和3年度	件 %	12 4.7%	19 7.4%	4 1.6%	8 3.1%	82 31.8%	82 31.8%	51 19.8%	258 100.0%
平成24年度	件 %	46 8.9%	62 12.0%	7 1.4%	10 1.9%	242 47.0%	95 18.4%	53 10.3%	515 100.0%

## 問 4(2)療育手帳の状況

療育手帳の所持者を平成 24 年度と比較すると、「持っていない」という回答割合が上昇しています。

療育手帳所持の有無

		持っている	持っていない	無回答	総計
令和3年度	件 %	80 19.9%	196 48.8%	126 31.3%	402 100.0%
平成24年度	件 %	174 26.0%	298 44.5%	198 29.6%	670 100.0%

療育手帳の等級を平成 24 年度と比較すると、「A1」及び「A2」の回答割合が低下し、「B1」及び「B2」の割合が上昇し、軽度の方の回答割合が高くなっています。

療育手帳の等級

		A1	A2	B1	B2	無回答	総計
令和3年度	件	13	11	19	25	12	80
	%	16.3%	13.8%	23.8%	31.3%	15.0%	100.0%
平成24年度	件	35	48	36	36	19	174
	%	20.1%	27.6%	20.7%	20.7%	10.9%	100.0%

#### 問 4(3) 精神障害者保健福祉手帳の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者を平成 24 年度と比較すると、「持っている」という回答割合が上昇しています。

精神障害者保健福祉手帳所持の有無

		持っている	持っていない	わからない	無回答	総計
令和3年度	件	101	181	12	108	402
	%	25.1%	45.0%	3.0%	26.9%	100.0%
平成24年度	件	114	331	10	215	670
	%	17.0%	49.4%	1.5%	32.1%	100.0%

精神障害者保健福祉手帳の等級を平成 24 年度と比較すると、「無回答」という回答割合が大きく低下することで、「1 級」、「2 級」、「3 級」の割合が上昇しています。

精神障害者保健福祉手帳の等級

		1 級	2 級	3 級	無回答	総計
令和3年度	件	21	60	14	6	101
	%	20.8%	59.4%	13.9%	5.9%	100.0%
平成24年度	件	20	60	10	24	114
	%	17.5%	52.6%	8.8%	21.1%	100.0%

#### 問7 障害支援区分

障害支援区分を平成 24 年度と比較すると、「非該当」、「申請していない」、「わからない」という回答割合が高くなっています。

障害支援区分

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	申請していない	わからない	無回答	総計
令和3年度	件	7	8	10	7	2	11	18	42	230	67	402
	%	1.7%	2.0%	2.5%	1.7%	0.5%	2.7%	4.5%	10.4%	57.2%	16.7%	100.0%
平成24年度	件	7	20	16	11	8	17	8	41	266	276	670
	%	1.0%	3.0%	2.4%	1.6%	1.2%	2.5%	1.2%	6.1%	39.7%	41.2%	100.0%

#### 問8 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービス等の利用状況について、平成 24 年度と比較すると、「利用していない」という回答割合が高くなっています。

障害福祉サービス等の利用状況

		サービスを利用している	利用していない	無回答	総計
令和3年度	件	144	221	37	402
	%	35.8%	55.0%	9.2%	100.0%
平成24年度	件	260	315	95	670
	%	38.8%	47.0%	14.2%	100.0%

障害福祉サービスの種類ごとの利用状況を平成 24 年度と比較して、「利用している」との回答割合が高くなっているのは、「生活介護」、「就労移行支援や就労継続支援」、「日常生活用具の給付、貸与」となっています。

		利用して いる	利用して いない	無回答	総計
①居宅介護や重度訪問介護	令和3年度	件 26 % 18.1%	77 53.5%	41 28.5%	144 100.0%
	平成24年度	件 57 % 21.9%	119 45.8%	84 32.3%	260 100.0%
②同行援護や行動援護	令和3年度	件 19 % 13.2%	79 54.9%	46 31.9%	144 100.0%
	平成24年度	件 35 % 13.5%	128 49.2%	97 37.3%	260 100.0%
③生活介護	令和3年度	件 43 % 29.9%	68 47.2%	33 22.9%	144 100.0%
	平成24年度	件 69 % 26.5%	115 44.2%	76 29.2%	260 100.0%
④就労移行支援や就労継続支援	令和3年度	件 34 % 23.6%	73 50.7%	37 25.7%	144 100.0%
	平成24年度	件 36 % 13.8%	134 51.5%	90 34.6%	260 100.0%
⑤自立訓練	令和3年度	件 41 % 28.5%	61 42.4%	42 29.2%	144 100.0%
	平成24年度	件 87 % 33.5%	92 35.4%	81 31.2%	260 100.0%
⑥短期入所	令和3年度	件 17 % 11.8%	80 55.6%	47 32.6%	144 100.0%
	平成24年度	件 34 % 13.1%	127 48.8%	99 38.1%	260 100.0%
⑧日常生活用具の給付、貸与	令和3年度	件 51 % 35.4%	56 38.9%	37 25.7%	144 100.0%
	平成24年度	件 83 % 31.9%	79 30.4%	98 37.7%	260 100.0%
⑨移動支援	令和3年度	件 25 % 17.4%	78 54.2%	41 28.5%	144 100.0%
	平成24年度	件 53 % 20.4%	113 43.5%	94 36.2%	260 100.0%
⑩コミュニケーション支援	令和3年度	件 8 % 5.6%	92 63.9%	44 30.6%	144 100.0%
	平成24年度	件 15 % 5.8%	137 52.7%	108 41.5%	260 100.0%

## 障害福祉サービスの満足度

障害福祉サービスの種類ごとの満足度を平成 24 年度と比較して、「満足している」との回答割合が高くなっているのは、「居宅介護や重度訪問介護」、「同行援護や行動援護」、「自立訓練」、「短期入所」、「コミュニケーション支援」となっています。

		満足している	満足していない	どちらともいえない	無回答	総計
①居宅介護や重度訪問介護	令和3年度	件 19 % 73.1%	2 7.7%	5 19.2%	0 0.0%	26 100.0%
	平成24年度	件 38 % 66.7%	7 12.3%	11 19.3%	1 1.8%	57 100.0%
②同行援護や行動援護	令和3年度	件 13 % 68.4%	5 26.3%	1 5.3%	0 0.0%	19 100.0%
	平成24年度	件 21 % 60.0%	4 11.4%	8 22.9%	2 5.7%	35 100.0%
③生活介護	令和3年度	件 26 % 60.5%	3 7.0%	11 25.6%	3 7.0%	43 100.0%
	平成24年度	件 53 % 76.8%	5 7.2%	7 10.1%	4 5.8%	69 100.0%
④就労移行支援や就労継続支援	令和3年度	件 19 % 55.9%	4 11.8%	5 14.7%	6 17.6%	34 100.0%
	平成24年度	件 22 % 61.1%	2 5.6%	11 30.6%	1 2.8%	36 100.0%
⑤自立訓練	令和3年度	件 30 % 73.2%	3 7.3%	5 12.2%	3 7.3%	41 100.0%
	平成24年度	件 51 % 58.6%	11 12.6%	22 25.3%	3 3.4%	87 100.0%
⑥短期入所	令和3年度	件 10 % 58.8%	2 11.8%	3 17.6%	2 11.8%	17 100.0%
	平成24年度	件 19 % 55.9%	7 20.6%	7 20.6%	1 2.9%	34 100.0%
⑧日常生活用具の給付、貸与	令和3年度	件 34 % 66.7%	7 13.7%	6 11.8%	4 7.8%	51 100.0%
	平成24年度	件 54 % 65.1%	11 13.3%	13 15.7%	5 6.0%	83 100.0%
⑨移動支援	令和3年度	件 16 % 64.0%	2 8.0%	5 20.0%	2 8.0%	25 100.0%
	平成24年度	件 34 % 64.2%	7 13.2%	10 18.9%	2 3.8%	53 100.0%
⑩コミュニケーション支援	令和3年度	件 7 % 87.5%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	8 100.0%
	平成24年度	件 11 % 73.3%	1 6.7%	3 20.0%	0 0.0%	15 100.0%

## 問9 満足していない理由

障害福祉サービスに満足していない理由を平成 24 年度と比較すると、「サービス利用の経済的な負担が大きい」、「サービス提供事業者の説明が不十分だから（利用内容がわかりにくいから）」、「どこのサービス提供事業者がよいかわからないから」、「契約の方法がわかりにくい、わからないから」、「就労にうまく結びついていないから」という回答割合が高くなっています。

障害福祉サービス等に満足していない理由

		サービスの利用回数や時間がたりないから	職員（ヘルパーなど）の対応や介護技術がよくないから	職員（ヘルパーなど）の対応や指導技術がよくないから	サービスの利用が経済的な負担が大きいから	サービス提供事業者の説明が不十分だから（利用内容がわかりにくいから）	どこのサービス提供事業者がよいかわからないから	利用するサービス提供事業者が遠くから	契約の方法がわかりにくい、わからないから	自立訓練、リハビリテーション、就労訓練などの内容が自分にあっていないから	就労にうまく結びついていないから	自立訓練などの効果が小さい、うまく上がっていないから	緊急の時に必要ないから	その他	無回答	総計
令和3年度	件 6 % 22.2%	3 11.1%	3 11.1%	7 25.9%	7 25.9%	7 25.9%	1 3.7%	3 11.1%	2 7.4%	4 14.8%	4 14.8%	3 11.1%	3 11.1%	3 11.1%	8 29.6%	27 100.0%
平成24年度	件 13 % 29.5%	5 11.4%	5 11.4%	9 20.5%	7 15.9%	4 9.1%	4 9.1%	1 2.3%	3 6.8%	2 4.5%	9 20.5%	12 27.3%	9 20.5%	6 13.6%	44 100.0%	

### 問 10 障害福祉サービス等を利用していない理由

障害福祉サービス等を利用していない理由を平成 24 年度と比較すると、「必要とするサービスがないから」、「どのようなサービスが利用できるかわからないから」、「サービスがあること自体を知らなかったから」、「金銭的な余裕がないから（負担感が大きいから）」という回答割合が高くなっています。

障害福祉サービス等を利用していない理由

		家族で十分な介助や介護ができていないから(利用する必要がないから)	利用できる事業所がないので必要なサービスが使えないから	利用できるサービス提供事業所が遠くにあるから	金銭的な余裕がないから(負担感が大きいから)	障害福祉サービス等の利用に抵抗があるから	必要とするサービスがないから	家の中にヘルパーなどをいれたいから	どのようなサービスが利用できるかわからないから	サービスがあること自体を知らなかったから	その他	特に理由はない	無回答	総計
令和3年度	件 %	71 32.1%	4 1.8%	4 1.8%	23 10.4%	7 3.2%	27 12.2%	7 3.2%	40 18.1%	31 14.0%	31 14.0%	34 15.4%	22 10.0%	221 100.0%
平成24年度	件 %	113 35.9%	9 2.9%	5 1.6%	29 9.2%	12 3.8%	30 9.5%	5 1.6%	51 16.2%	33 10.5%	47 14.9%	73 23.2%	41 13.0%	315 100.0%

### 問 11 成年後見制度の利用

成年後見制度の利用状況を平成 24 年度と比較すると、「無回答」、「制度内容や利用の仕方がわからない」という回答割合が低下し、「利用する必要がない」が上昇しており、制度の認知度の高まりが伺えます。

「利用している」という割合は上昇しており、前回調査時より制度利用が進んでいることが伺えます。

成年後見制度の利用

		利用している	制度利用の申請手続きをしている	利用する必要がない	制度内容や利用の仕方がわからない	利用しているかどうかわからない	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	13 3.2%	1 0.2%	205 51.0%	63 15.7%	35 8.7%	14 3.5%	71 17.7%	402 100.0%
平成24年度	件 %	17 2.5%	1 0.1%	227 33.9%	147 21.9%	50 7.5%	39 5.8%	189 28.2%	670 100.0%

### 問 13 相談支援の利用

相談支援の利用状況を平成 24 年度と比較すると、「利用している」という回答割合が 13.3 ポイント上昇しています。また「制度内容や利用の仕方がわからない」と「無回答」という割合が低下しており、制度の認知度は高まっていることが伺えます。

相談支援の利用

		利用している	制度利用の申請手続きをしている	利用する必要がない	制度内容や利用の仕方がわからない	利用しているかどうかわからない	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	83 20.6%	3 0.7%	145 36.1%	59 14.7%	32 8.0%	13 3.2%	67 16.7%	402 100.0%
平成24年度	件 %	49 7.3%	3 0.4%	186 27.8%	165 24.6%	47 7.0%	39 5.8%	181 27.0%	670 100.0%

### 問 14 相談したい人

悩みや困りごとの相談相手を平成 24 年度と比較すると、「家族や親戚」、「医療機関（医師、看護師、精神保健福祉士など）」、「相談支援事業者や福祉施設など」、「障害者相談員」という回答割合が上昇しています。

悩みや困りごとの相談相手

		家族や親戚	友人・知人	職場の人や学校の先生	医療機関(医師、看護師、精神保健福祉士など)	相談支援事業者や福祉施設など	民生委員児童委員	保健福祉センターや福祉事務所・福祉保健所	障害者相談員	市町村の相談窓口	社会福祉協議会	障害者団体や家族会など	発達障害者支援センター	その他	相談したい人はいない	無回答	総計
令和3年度	件 %	251 62.4%	93 23.1%	38 9.5%	133 33.1%	61 15.2%	4 1.0%	24 6.0%	51 12.7%	48 11.9%	13 3.2%	7 1.7%	2 0.5%	15 3.7%	19 4.7%	30 7.5%	402 100.0%
平成24年度	件 %	406 60.6%	181 27.0%	66 9.9%	180 26.9%	87 13.0%	16 2.4%	42 6.3%	78 11.6%	97 14.5%	25 3.7%	15 2.2%	18 2.7%	23 3.4%	24 3.6%	84 12.5%	670 100.0%

### 問 15 相談したい内容

日常生活の中で相談したい内容を平成 24 年度と比較すると、「自分の体調（病気、薬の管理など）や精神面のこと」、「経済的なこと」、「住まいに関すること」、「差別や虐待などの人権にかかわること」、「生きがいづくりなどに関すること」、「対人関係や近所付き合いのこと」という回答割合が上昇しています。

日常生活の中で相談したいと思うこと

		支援や世話をしてくれる人がなくなった後の生活のこと	自分の体調（病気、薬の管理など）や精神面のこと	障害福祉サービス等に関する利用すること	進学や就労のこと	経済的なこと	住まいに関すること	台風、地震、津波などの災害時の対応に関すること	休日や夜間などの緊急時の対応に関すること	外出する時のこと	差別や虐待などの人権にかかわること	生きがいづくりなどに関すること	対人関係や近所付き合いのこと	コミュニケーション支援に関すること	その他	特になし	無回答	総計
令和3年度	件 %	117 29.1%	153 38.1%	85 21.1%	54 13.4%	121 30.1%	61 15.2%	44 10.9%	33 8.2%	36 9.0%	25 6.2%	51 12.7%	44 10.9%	47 11.7%	8 2.0%	78 19.4%	36 9.0%	402 100.0%
平成24年度	件 %	190 28.4%	142 21.2%	136 20.3%	102 15.2%	151 22.5%	77 11.5%	94 14.0%	67 10.0%	55 8.2%	34 5.1%	57 8.5%	58 8.7%	85 12.7%	13 1.9%	119 17.8%	152 22.7%	670 100.0%

### 問 17 災害時の避難場所・経路

災害時の避難場所・経路について平成 24 年度と比較すると、「知っている」という回答割合が 5.7 ポイント高くなっています。

災害時の避難場所・経路を知っているか

		知っている	知らない	無回答	総計
令和3年度	件 %	174 43.3%	207 51.5%	21 5.2%	402 100.0%
平成24年度	件 %	252 37.6%	379 56.6%	39 5.8%	670 100.0%

### 問 18 災害時の避難

災害時に一人で避難できるかについて、平成 24 年度と比較すると「できる」という回答割合は 6.5 ポイント高まっています。しかし「わからない」という割合も 6.9 ポイント上昇しており、潜在的な支援ニーズが含まれることが想定されます。

災害時に一人で避難できるか

		できる	できない	わからない	無回答	総計
令和3年度	件 %	175 43.5%	133 33.1%	84 20.9%	10 2.5%	402 100.0%
平成24年度	件 %	248 37.0%	301 44.9%	94 14.0%	27 4.0%	670 100.0%

### 問 19 災害時の不安

災害時の心配や不安なことを平成 24 年度と比較すると、「必要な医療や薬などを利用することができるか」及び「避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか」という回答割合が上昇します。

災害時の心配や不安

		どこに避難してよいかかわからない	避難する時に介助や支援をしてくれる人が周りにいない	災害時に必要な情報が得られるか	避難場所が障害者に配慮されているか	必要な医療や薬などを利用することができるか	避難場所で、他の人と一緒に避難生活ができるか	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	134 33.3%	60 14.9%	123 30.6%	127 31.6%	187 46.5%	169 42.0%	16 4.0%	37 9.2%	402 100.0%
平成24年度	件 %	261 39.0%	113 16.9%	226 33.7%	272 40.6%	240 35.8%	205 30.6%	50 7.5%	91 13.6%	670 100.0%

## 問 22 外出の状況

外出の状況を平成 24 年度と比較すると、「週に 3～4 回」及び「週に 1～2 回」という回答割合が上昇します。また「月に 1 回以下」及び「ほとんど出かけない」という割合も高まっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響が伺えます。

外出状況(仕事や通学を除く)

		ほとんど毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に2～3回	月に1回以下	ほとんど出かけない	無回答	総計
令和3年度	件 %	85 21.1%	74 18.4%	109 27.1%	31 7.7%	38 9.5%	53 13.2%	12 3.0%	402 100.0%
平成24年度	件 %	150 22.4%	118 17.6%	169 25.2%	74 11.0%	39 5.8%	73 10.9%	47 7.0%	670 100.0%

## 問 23 移動(交通)手段の利用状況

移動(交通)手段の利用状況を平成 24 年度と比較すると、「家族や介助者が運転する車」及び「福祉タクシーなどの移送サービスを利用する」という回答割合が低下し、「徒歩(車いすを含む)」、「自分で運転するバイクや自転車」、「自分で運転する車」、「タクシーを利用する」という回答が上昇しています。

移動(交通)手段の利用状況

		徒歩(車いすを含む)	自分で運転するバイクや自転車	自分で運転する車	家族や介助者が運転する車	福祉タクシーを利用する	福祉タクシーなどの移送サービスを利用する	モノレールや路線バスを利用する	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	132 32.8%	42 10.4%	131 32.6%	164 40.8%	66 16.4%	15 3.7%	69 17.2%	14 3.5%	14 3.5%	402 100.0%
平成24年度	件 %	210 31.3%	65 9.7%	152 22.7%	328 49.0%	97 14.5%	33 4.9%	107 16.0%	22 3.3%	39 5.8%	670 100.0%

## 問 24 外出する際に改善してほしいこと

外出する際に改善して欲しいことを平成 24 年度と比較すると、「まわりの人の手助け・配慮が足りない」、「移動する交通手段がない」、「タクシー、路線バス、モノレールの利用が困難、不便である(料金等の支払いなど)」、「点字ブロック、音声付信号機が少ない」、「特に改善してほしいことはない」という回答割合が上昇しています。

外出する際に改善してほしいこと

		障害への理解が不足している(視線等が気になるなど)	まわりの人の手助け・配慮が足りない	外出時に利用した障害福祉サービス等が利用できない	移動する交通手段がない	付き添ってくれる介助者、援助者を確保することが困難	福祉タクシーやリフト付き車両などが利用しにくい	福祉タクシー、路線バス、モノレールの利用が困難、不便である(料金等の支払いなど)	道路の段差、歩道に障害物などがあり、通行が困難	点字ブロック、音声付信号機が少ない	障害者用トイレや障害者専用駐車場が整備されていないなど、バリアフリー化が進んでいない	障害の特性に配慮した案内板や周辺などの文字・地図情報が少ない	緊急事態が起きた時の対応に不安がある	特に困ったことや改善してほしいことはない	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	66 16.4%	30 7.5%	17 4.2%	29 7.2%	27 6.7%	5 1.2%	50 12.4%	47 11.7%	12 3.0%	48 11.9%	30 7.5%	85 21.1%	118 29.4%	21 5.2%	63 15.7%	402 100.0%
平成24年度	件 %	163 24.3%	46 6.9%	37 5.5%	32 4.8%	46 6.9%	18 2.7%	56 8.4%	99 14.8%	16 2.4%	107 16.0%	44 6.6%	157 23.4%	135 20.1%	25 3.7%	153 22.8%	670 100.0%

## 問 25 余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況

余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況を平成 24 年度と比較すると、「インターネットやメールを利用した交流」及び「特に、社会活動はしていない」という回答割合のみ上昇しており、ここでも新型コロナウイルスの拡大による影響が表れていると考えられます。

余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況

		コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞	スポーツ大会などへの参加	学習活動(講座受講等の社会学習など)	旅行やキャンプなどのレジャー活動	インターネットやメールを利用した交流	趣味の同好会活動	ボランティアなどの社会活動	障害者団体などの活動	自治会活動や地域行事	仲間、友人同士での交流	その他	特に、社会活動はしていない	無回答	総計
令和3年度	件 %	46 11.4%	24 6.0%	15 3.7%	18 4.5%	38 9.5%	33 8.2%	15 3.7%	6 1.5%	23 5.7%	99 24.6%	13 3.2%	195 48.5%	30 7.5%	402 100.0%
平成24年度	件 %	167 24.9%	78 11.6%	39 5.8%	61 9.1%	37 5.5%	51 7.6%	20 3.0%	55 8.2%	40 6.0%	194 29.0%	19 2.8%	212 31.6%	80 11.9%	670 100.0%



## 問 26 社会活動を行いやすくするために必要な条件

社会活動を行いやすくするために必要な条件を平成 24 年度と比較すると、「活動についての情報が提供されること」、「適切な指導者がいることや魅力的な内容であること」、「施設や活動の場所が身近に場所にあること」、「気軽に参加できる雰囲気であること」、「特にない」という回答割合が上昇しています。

社会活動を行いやすくするために必要な条件

		活動についての情報が提供されること	一緒に行く仲間がいること	社会参加を支援する介助者や援助者がいること	外出のための手段が確保されていること	適切な指導者がいることや魅力的な内容であること	施設や活動の場所が身近な場所にあること	障害の特性に配慮した施設や設備があること	気軽に参加できる雰囲気であること	ガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者などがあること	その他	特にない	無回答	総計
令和3年度	件 %	116 28.9%	123 30.6%	69 17.2%	53 13.2%	75 18.7%	76 18.9%	64 15.9%	128 31.8%	6 1.5%	4 1.0%	89 22.1%	39 9.7%	402 100.0%
平成24年度	件 %	171 25.5%	231 34.5%	132 19.7%	108 16.1%	99 14.8%	92 13.7%	121 18.1%	187 27.9%	33 4.9%	11 1.6%	80 11.9%	134 20.0%	670 100.0%

## 問 27 就労の状況

就労の状況を平成 24 年度と比較すると、「正規職員（会社経営などを含む）として働いている」、「パートやアルバイトで働いている」、「就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどを利用している」という回答割合が上昇しています。

就労の状況

		正規職員（会社経営などを含む）として働いている	パートやアルバイトで働いている	自営業をしている	家の仕事を手伝い働いている	就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどを利用している	その他	仕事はしていない	無回答	総計
令和3年度	件 %	34 9.2%	36 9.7%	10 2.7%	5 1.3%	31 8.4%	7 1.9%	228 61.5%	20 5.4%	371 100.0%
平成24年度	件 %	50 9.0%	47 8.5%	16 2.9%	11 2.0%	34 6.1%	11 2.0%	296 53.5%	88 15.9%	553 100.0%

※令和3年度では平成24年度調査票にあった選択肢「6. 作業所に通っている」との項目を削除した為、平成24年度の総計574件から「6.」の回答件数21件を差し引いた上で比較表を作成

## 問 28 就労の職種(事業所等)

職種を平成 24 年度と比較すると、「卸売・小売業・飲食店」、「建設業」、「政府・地方公共団体」という回答割合が上昇しています。

就労の職種

		製造業	サービス業	卸売・小売業・飲食店	運輸・通信業	金融・保険・不動産業	建設業	農林水産業	鉱業	電気・ガス・熱供給業、水道業	政府・地方公共団体	就労移行支援、就労継続支援など	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	6 4.9%	20 16.3%	5 4.1%	4 3.3%	3 2.4%	14 11.4%	2 1.6%	1 0.8%	0 0.0%	12 9.8%	30 24.4%	18 14.6%	8 6.5%	123 100.0%
平成24年度	件 %	11 5.8%	50 26.3%	7 3.7%	6 3.2%	6 3.2%	12 6.3%	7 3.7%	0 0.0%	2 1.1%	5 2.6%	48 25.3%	23 12.1%	13 6.8%	190 100.0%

## 問 29 賃金の状況

平均収入（月額）を平成 24 年度と比較すると、5万円未満という回答割合が低下し、「5万円以上～10万円未満」、「10万円以上～20万円未満」、「20万円以上」という回答割合が上昇し、アンケート調査からみる平均収入（月額）は高くなっています。

平均収入(月額)

		1万円未満	1万円以上～3万円未満	3万円以上～5万円未満	5万円以上～10万円未満	10万円以上～20万円未満	20万円以上	わからない	無回答	総計
令和3年度	件 %	15 12.2%	11 8.9%	7 5.7%	28 22.8%	28 22.8%	23 18.7%	4 3.3%	7 5.7%	123 100.0%
平成24年度	件 %	31 16.3%	23 12.1%	15 7.9%	39 20.5%	42 22.1%	17 8.9%	9 4.7%	14 7.4%	190 100.0%

### 問 30 就労希望

就労希望を平成 24 年度と比較すると、「探している」という回答割合が上昇しています。

現在、仕事を探しているか

		探している	探していない	無回答	総計
令和3年度	件 %	31 13.6%	193 84.6%	4 1.8%	228 100.0%
平成24年度	件 %	34 11.5%	252 85.1%	10 3.4%	296 100.0%

### 問 31 仕事を探していない理由

仕事を探していない理由を平成 24 年度と比較すると、「働く自信がないから」、「職場の人間関係に不安があるから」、「年金収入などがあり働く必要が無いから」という回答割合が上昇しています。

仕事を探していない理由

		障害や病 気、高齢 のため働 けないか ら	働く自信 がないか ら	障害に対 する理解 に不安が あるから	職場の人 間関係に 不安があ るから	年金収入 などがあ り働く必 要がない から	通勤が困 難だから	自分に あった仕 事がわか らないか ら	希望する 仕事が見 つからな いから	家庭の事 情から (結婚、育 児など)	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	132 68.4%	43 22.3%	10 5.2%	14 7.3%	43 22.3%	21 10.9%	17 8.8%	4 2.1%	6 3.1%	16 8.3%	3 1.6%	193 100.0%
平成24年度	件 %	177 70.2%	54 21.4%	31 12.3%	14 5.6%	31 12.3%	27 10.7%	34 13.5%	19 7.5%	10 4.0%	24 9.5%	9 3.6%	252 100.0%

### 問 33 在籍している学校や学級

在籍している学校や学級を平成 24 年度と比較すると、「特別支援学校」という回答割合が大きく低下し、「小中学校の特別支援学校」の割合が大きく上昇しています。また前回調査では回答の無かった、「大学、専門学校」との回答がみられ、障害児（者）の学ぶ環境における変化が伺えます。

在籍している学校や学級

		保育所 (園)・幼 稚園	小中学校 の特別支 援学級	小中学校 の普通学 級	特別支援 学校	高等学校 の普通学 級	大学、専 門学校	職業訓練 を目的と する学校	その他	どこにも 通ってい ない	無回答	総計
令和3年度	件 %	2 6.5%	12 38.7%	1 3.2%	9 29.0%	0 0.0%	4 12.9%	0 0.0%	2 6.5%	0 0.0%	1 3.2%	31 100.0%
平成24年度	件 %	8 6.8%	9 7.6%	6 5.1%	83 70.3%	7 5.9%	0 0.0%	1 0.8%	2 1.7%	2 1.7%	0 0.0%	118 100.0%

### 問 34 学校等で困っていること

学校で困っていることを平成 24 年度と比較すると、「通常学級への受け入れを進めてほしい」、「通常学級への通級を増やしてほしい」、「通常学級への補助教員の増員など」、「能力や障害の状況に応じた指導体制の充実」、「障害の特性に配慮した教育機材の充実」、「特別支援教育支援員やコーディネーターの増員などの介助体制の充実」、「子どもたちの障害への理解を深める教育や交流機会を増やしてほしい」という回答割合が上昇しています。

学校等で困っていること

		通うのが 大変であ る	通園、通 学、進学 などの相 談体制を 充実して ほしい	通常学級 への受け 入れを進 めてもら いたい	通常学級 への通級 を増やし てほしい	通常学級 への補助 教員など	能力や障 害の状況 に応じた 指導体制 の充実	障害の特 性に配慮 した教育 機材の充 実	トイレな ど の設備が 障害児に 配慮され ていない	特別支援 教育支援 員やコー ディネー ターの増 員などの 介助体制 の充実	子どもた ちの障害 への理解 を深める 教育や交 流機会を 増やして ほしい	看護師等 又はたん 吸引など のケアが できる者 の配置が 不十分で ある	コミュニ ケーション と情報 伝達が十 分に受け られない	その他	困ってい ることは 特でない	無回答	総計
令和3年度	件 %	4 12.9%	1 3.2%	4 12.9%	3 9.7%	7 22.6%	14 45.2%	9 29.0%	2 6.5%	13 41.9%	13 41.9%	1 3.2%	3 9.7%	1 3.2%	8 25.8%	0 0.0%	31 100.0%
平成24年度	件 %	22 19.0%	13 11.2%	10 8.6%	6 5.2%	14 12.1%	43 37.1%	33 28.4%	13 11.2%	20 17.2%	31 26.7%	11 9.5%	11 9.5%	8 6.9%	26 22.4%	8 6.9%	118 100.0%

問 35 今後の進路

今後の進路を平成 24 年度と比較すると、「障害者に配慮した教育施設などへ進学したい」、「就職したい」、「特に考えていない」という回答割合が上昇しています。

今後の進路

		通常の小中学校、高等学校、専門学校、大学へ進学したい	障害者に配慮した教育施設などへ進学したい	就職したい	就労訓練などを受けたい（就労継続支援 A・B、就労移行など）	施設に入所したい	地域活動支援センターなどに通所したい	その他	特に考えていない	無回答	総計
令和3年度	件 %	7 22.6%	9 29.0%	6 19.4%	3 9.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.5%	3 9.7%	1 3.2%	31 100.0%
平成24年度	件 %	36 30.5%	17 14.4%	15 12.7%	15 12.7%	1 0.8%	5 4.2%	9 7.6%	8 6.8%	12 10.2%	118 100.0%

問 38 日常生活上困っていること

日常生活上困っていることを平成 24 年度と比較すると、「金銭管理などができないこと」、「建物（住宅を含む）や道路などがバリアフリーでないため、不便を感じることに」、「外出時の際の移動交通手段、介助者や支援者の確保が困難なこと」、「その他」との回答割合が低下し、その他の項目は前回調査時よりも割合が上昇しています。

日常生活上困っていること

		援助者や相談相手がいらないこと	食事の準備・後かたづけなどの身の回りのことが十分にできないこと	具合が悪い時、緊急時の対応が心配なこと	十分な教育を受けられないこと	仕事ができないこと、就職できないこと	収入が少なく、経済的に不安定な状況にあること	金銭管理ができないこと	建物（住宅を含む）や道路などがバリアフリーでないため、不便を感じることに	外出時の際の移動交通手段、介助者や支援者の確保が困難なこと	どのような福祉サービスがあるかわからないこと、その情報が入手できないこと	人付き合いを不安を感じることに	その他	特にない	無回答	総計
令和3年度	件 %	40 10.0%	59 14.7%	98 24.4%	14 3.5%	51 12.7%	101 25.1%	35 8.7%	43 10.7%	28 7.0%	75 18.7%	89 22.1%	15 3.7%	94 23.4%	62 15.4%	402 100.0%
平成24年度	件 %	53 7.9%	93 13.9%	156 23.3%	17 2.5%	79 11.8%	145 21.6%	74 11.0%	76 11.3%	67 10.0%	99 14.8%	104 15.5%	27 4.0%	126 18.8%	159 23.7%	670 100.0%

問 41 行政への要望

行政への要望を平成 24 年度と比較すると、「就労支援や自立訓練などの事業の充実」、「身近な場所での相談、指導及び生活支援体制の充実」、「緊急時における救急医療体制の充実」、「スポーツ、レクリエーション、文化活動の充実」、「地域の人々との交流機会の拡大」、「中途障害者へのメンタルケアの充実」という回答割合が上昇しています。

行政への要望

		障害児（者）が暮らしやすい住宅の整備	地域生活への移行を支援するグループホームなどの整備	就労支援や自立訓練などの事業の充実	障害の特性に配慮された働く場の確保	仕事につくことを容易にするための制度の充実	ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実	通所施設や入所施設の整備拡充	身近な場所での相談、指導及び生活支援体制の充実	医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実	緊急時における救急医療体制の充実	社会参加を容易にするための移動・交通手段の確保と支援の充実	道路、交通機関、公共建築物などのバリアフリー化の推進	その他	無回答	総計
令和3年度	件 %	112 27.9%	38 9.5%	101 25.1%	129 32.1%	67 16.7%	48 11.9%	60 14.9%	73 18.2%	148 36.8%	69 17.2%	42 10.4%	55 13.7%			402 100.0%
平成24年度	件 %	192 28.7%	77 11.5%	151 22.5%	210 31.3%	114 17.0%	80 11.9%	106 15.8%	115 17.2%	267 39.9%	93 13.9%	64 9.6%	93 13.9%			670 100.0%
		点字図書、録音図書、手話放送、字幕放送などの情報提供の充実	制度やサービスなどに関する情報提供の充実	一人ひとりの特性に応じた療育・教育内容の充実	スポーツ、レクリエーション、文化活動の充実	災害時の連絡や避難などの支援を行う体制の確立	地域の人々との交流機会の拡大	障害児（者）への理解を深める教育の充実	障害者団体活動の充実と団体間の連携強化	中途障害者へのメンタルケアの充実	その他	無回答	総計			
令和3年度	件 %	19 4.7%	69 17.2%	56 13.9%	28 7.0%	51 12.7%	26 6.5%	79 19.7%	24 6.0%	49 12.2%	14 3.5%	71 17.7%	402 100.0%			
平成24年度	件 %	36 5.4%	123 18.4%	88 13.1%	38 5.7%	102 15.2%	35 5.2%	128 19.1%	41 6.1%	51 7.6%	20 3.0%	150 22.4%	670 100.0%			

### Ⅲ. 障害者雇用等に関するアンケート調査の実施概要

#### 1. アンケート調査の目的

本調査は、第5次沖縄県障害者基本計画の素案を検討するにあたって、事業所や市町村における障害者の雇用状況等を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施します。

#### 2. 調査の実施方法

##### (1) 調査対象者

沖縄県に立地する法人所得 100 社及び国、県、市町村、公益事業等を含めた 64 事業所を対象としました。

##### (2) 調査方法

抽出した対象者宛に、返信用封筒を同封した調査票を送付し、郵送による配布回収を基本としながら、調査票の表にある URL から WEB 回答を選ぶことができる方法で調査を実施しました。

##### (3) 調査機関

調査の実施期間は、令和3年10月中旬から11月中旬までの約1ヵ月間。

#### 3. 調査票の回収状況

164 件中 68 件の回収（回収率は 41.5%）

#### 4. 留意事項

常勤従業者数に占める雇用障害者の割合は、あくまでもアンケートをもとにした数値です。法定雇用率の算出方法に基づくものではありません（法定雇用障害者数の基礎となる労働者数（除外率相当数）が把握できないため）。

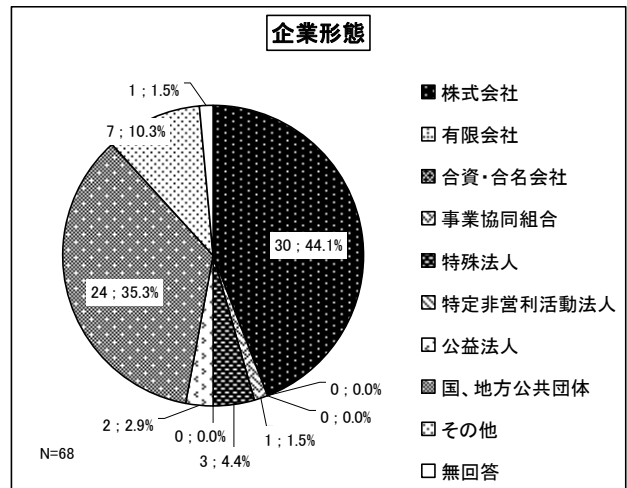
また雇用障害者数について、雇用障害者の総数と年齢別人数及び障害種別人数等の合計値が一致しない場合があります（回答者が記入した数値をもとに項目ごとに集計しており、調査票ごとに数値が一致しない状況がみられたことによる）。

#### IV. 事業所アンケート調査結果

##### 問1 事業所概要

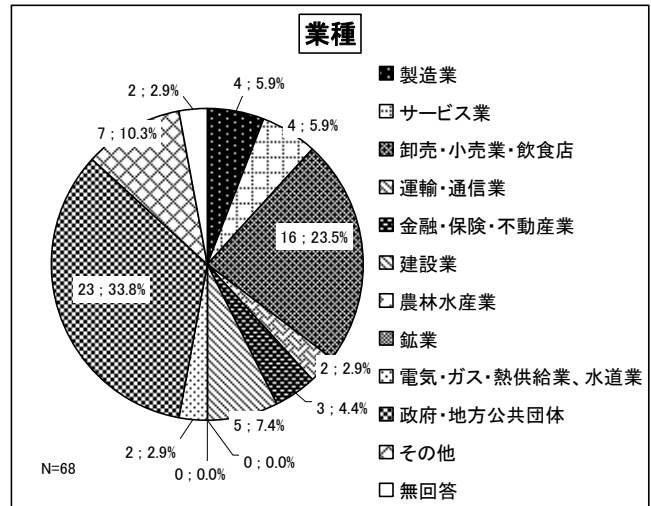
企業形態をみると、「株式会社」が44.1%で最も多く、次いで「国、地方公共団体」の35.3%、「その他」の10.3%、「特殊法人」の4.4%、「公益法人」の2.9%等となっています。

なお、「有限会社」及び「合資・合名会社」、「特定非営利活動法人」との回答はありません。



業種をみると、「政府・地方公共団体」が33.8%で最も多く、次いで「卸売・小売業・飲食店」の23.5%、「その他」の10.3%、「建設業」の7.4%、「製造業」及び「サービス業」が同率の5.9%等となっています。

なお、「農林水産業」及び「鉱業」との回答はありません。



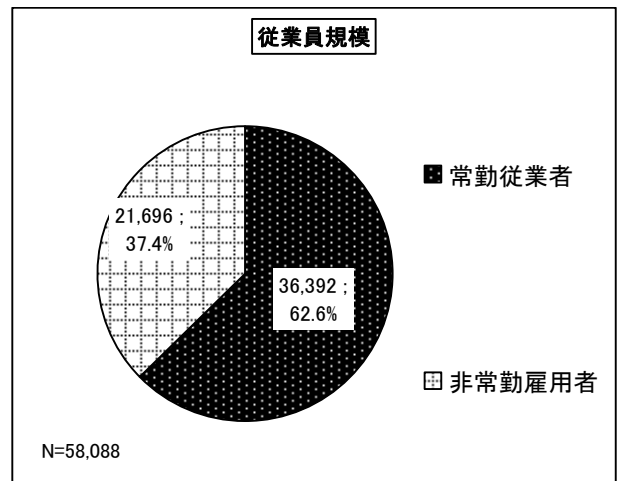
事業所の所在地をみると、圏域別では「南部圏域」の42件が最も多く、次いで「中部圏域」の16件、「北部圏域」の5件、「宮古圏域」及び「八重山圏域」が同数の2件、「その他」の1件となっています。

市町村別では「那覇市」の19件が最も多く、次いで「浦添市」の12件、「沖縄市」及び「宜野湾市」が同数の5件、「豊見城市」が4件等と続いています。

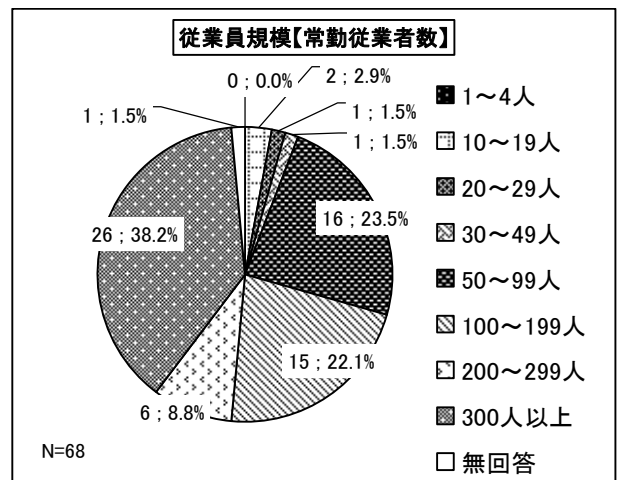
##### 事業所の所在地

<b>北部圏域</b>	<b>5</b>	<b>南部圏域</b>	<b>42</b>	<b>宮古圏域</b>	<b>2</b>
名護市	2	那覇市	19	宮古島市	1
伊江村	1	浦添市	12	多良間村	1
伊平屋村	1	豊見城市	4	<b>八重山圏域</b>	<b>2</b>
東村	1	西原町	2	石垣市	2
<b>中部圏域</b>	<b>16</b>	糸満市	1	<b>その他</b>	<b>1</b>
沖縄市	5	渡嘉敷村	1	那覇市・宜野湾市	1
宜野湾市	5	渡名喜村	1		
恩納村	1	南城市	1		
嘉手納町	1	南風原町	1		
宜野座村	1				
中城村	1				
読谷村	1				
北谷町	1				

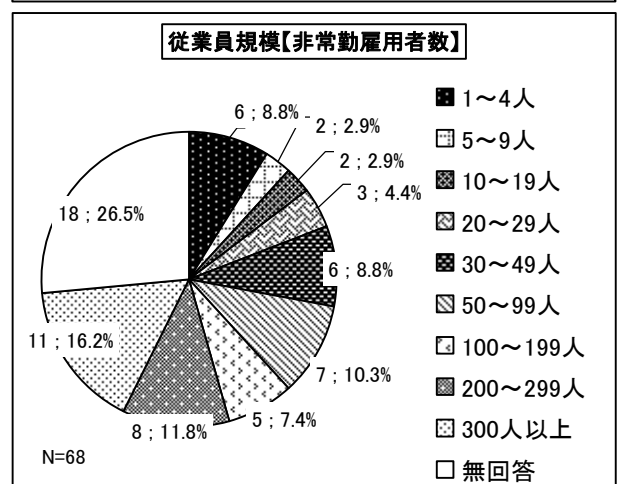
従業員規模をみると、「常勤従業者」が62.6%、「非常勤雇用者」が37.4%となっています。



従業員規模【常勤従業者数】をみると、「300人以上」が38.2%で最も多く、次いで「50～99人」の23.5%、「100～199人」の22.1%、「200～299人」の8.8%、「10～19人」の2.9%等となっています。

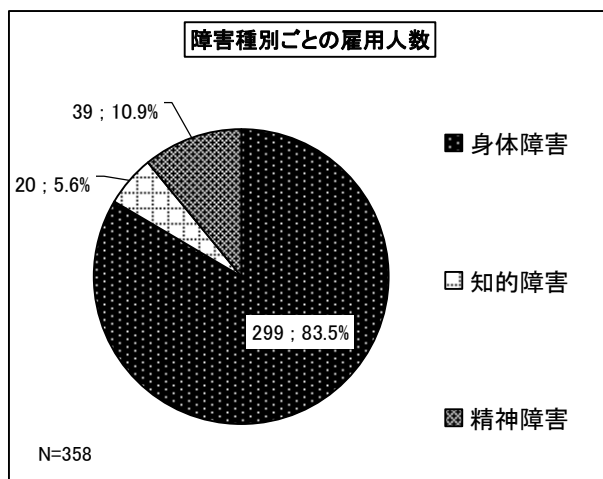


従業員規模【非常勤雇用者数】をみると、「300人以上」が16.2%で最も多く、次いで「200～299人」の11.8%、「50～99人」の10.3%、「1～4人」及び「30～49人」が同率の8.8%等となっています。

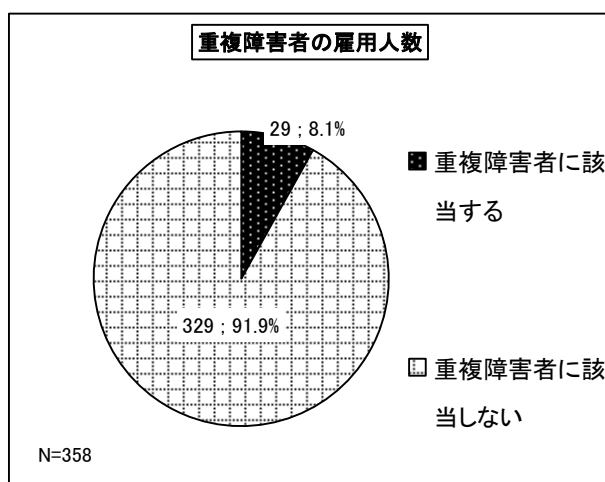




障害種別ごとの雇用人数をみると、「身体障害」が83.5%で最も多く、次いで「精神障害」の10.9%、「知的障害」の5.6%となっています。

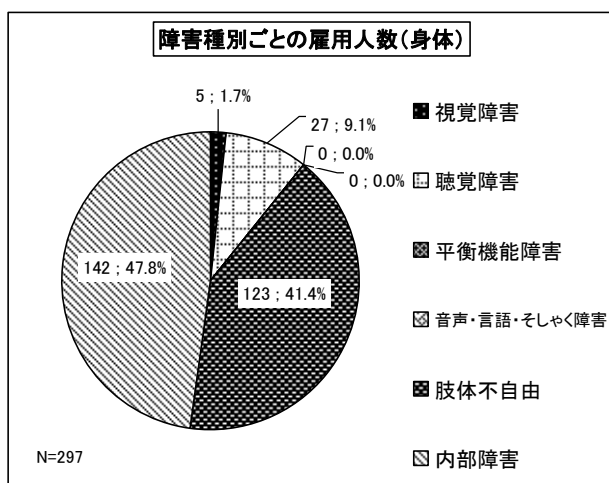


正規職員として雇用している障害者のうち、重複障害者に該当する雇用者数をみると、「重複障害者に該当する」との回答は8.1%となっています。



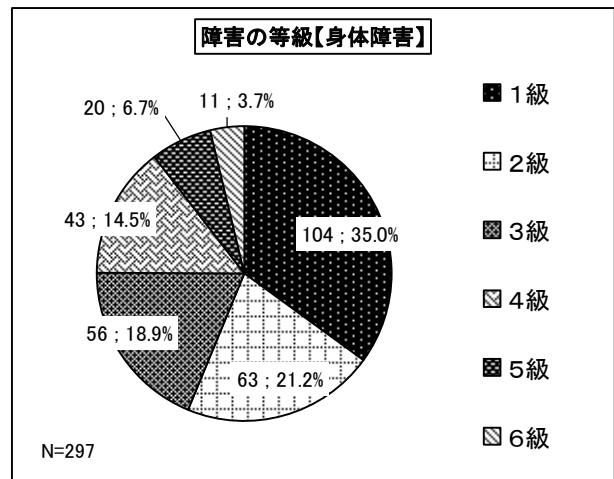
障害種別ごとの雇用人数（身体）をみると、「内部障害」が47.8%で最も多く、次いで「肢体不自由」の41.4%、「聴覚障害」の9.1%、「視覚障害」の1.7%となっています。

なお、「平衡機能障害」及び「音声・言語・そしゃく障害」との回答はありません。



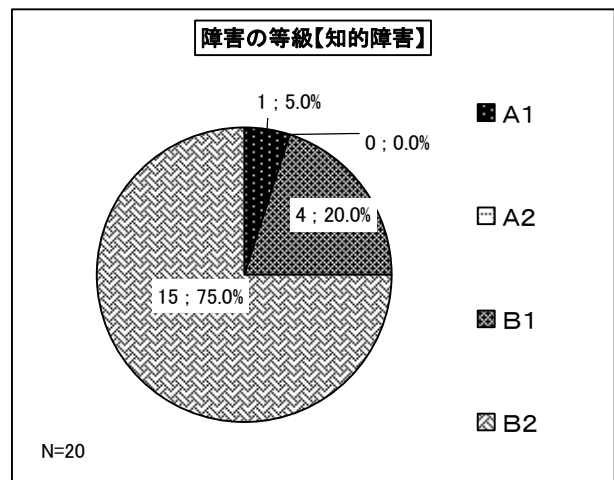


障害の等級【身体障害】をみると、「1級」が35.0%で最も多く、次いで「2級」の21.2%、「3級」の18.9%、「4級」の14.5%、「5級」の6.7%等となっています。

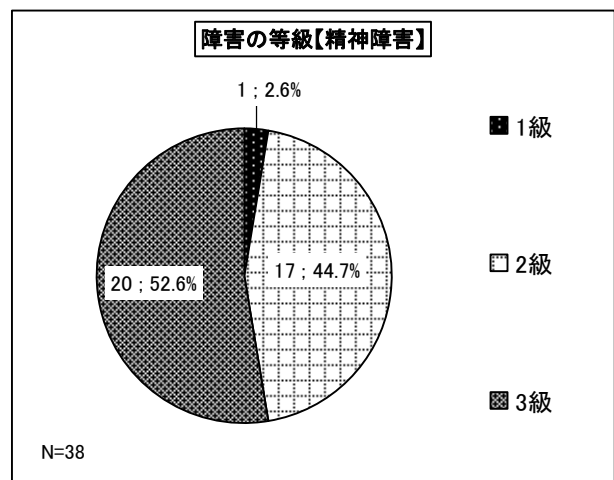


障害の等級【知的障害】をみると、「B2」が75.0%で最も多く、次いで「B1」の20.0%、「A1」の5.0%となっています。

なお、「A2」との回答はありません。



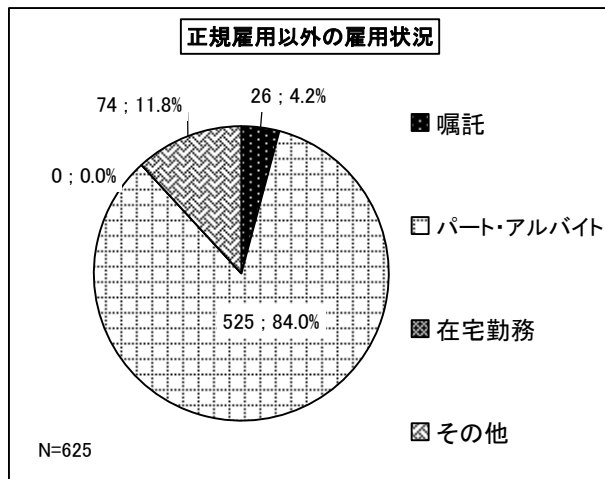
障害の等級【精神障害】をみると、「3級」が52.6%で最も多く、次いで「2級」の44.7%、「1級」の2.6%となっています。



問 3-1 正規雇用以外の障害者雇用の状況

正規雇用以外の雇用状況をみると、「パート・アルバイト」が84.0%で最も多く、次いで「その他」の11.8%、「嘱託」の4.2%となっています。

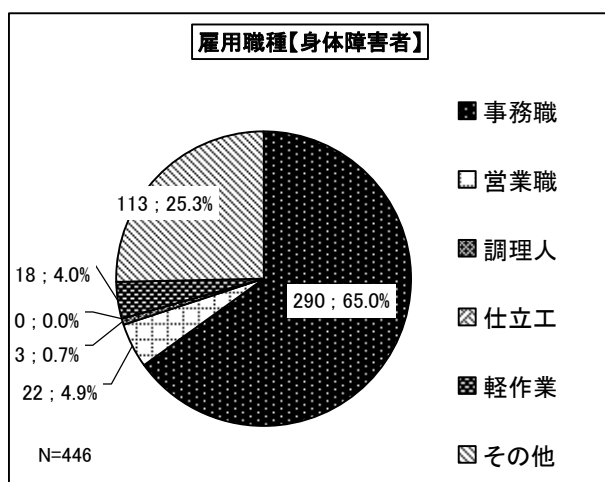
なお、「在宅勤務」との回答はありません。



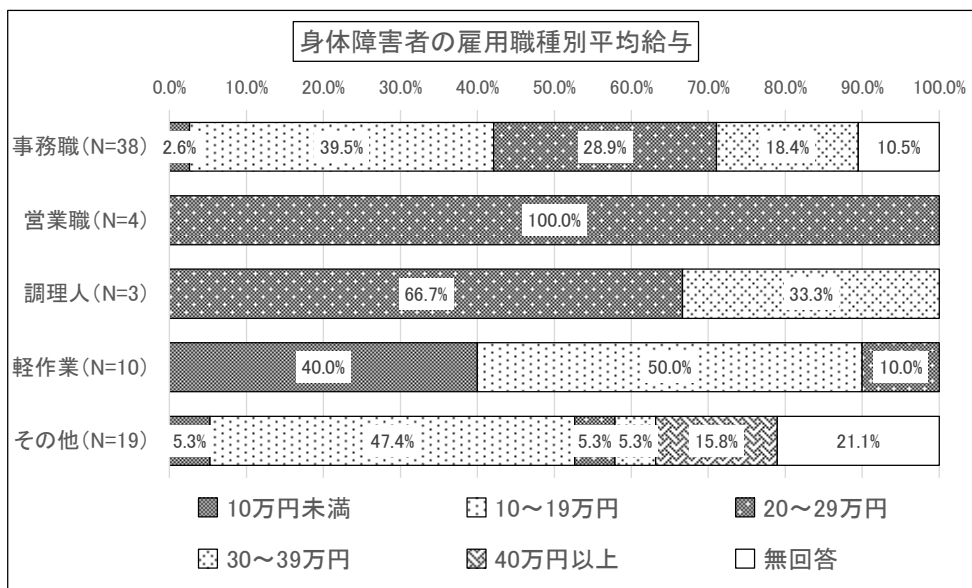
問 4 雇用職種と賃金

雇用職種【身体障害者】をみると、「事務職」が65.0%で最も多く、次いで「その他」の25.3%、「営業職」の4.9%、「軽作業」の4.0%、「調理人」の0.7%等となっています。

なお、「仕立工」との回答はありません。

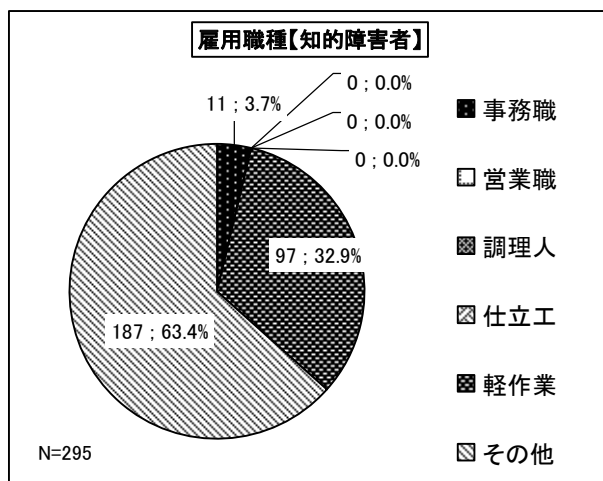


身体障害者の雇用職種別平均給与をみると、事務職及び軽作業、その他では「10～19万円」、営業職及び調理人では「20～29万円」との回答割合がそれぞれ最も高くなっています。

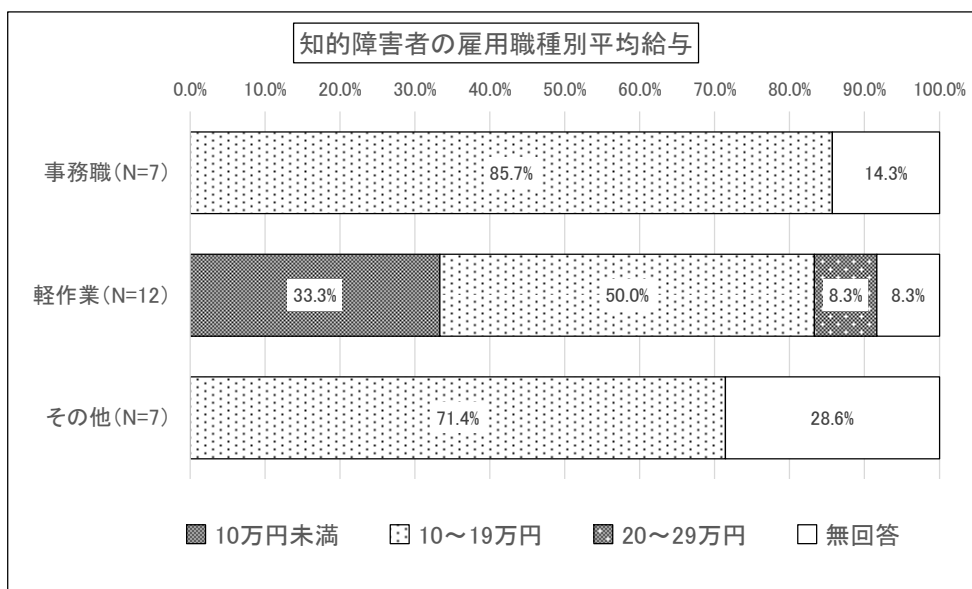


雇用職種【知的障害者】をみると、「その他」が63.4%で最も多く、次いで「軽作業」の32.9%、「事務職」の3.7%となっています。

なお、「営業職」及び「調理人」、「仕立工」との回答はありません。

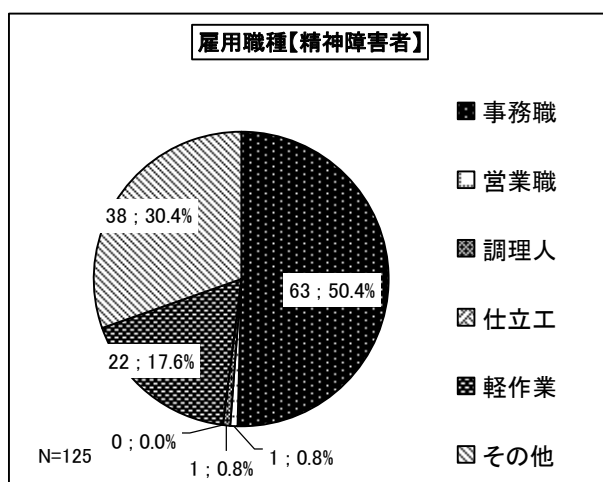


知的障害者の雇用職種別平均給与をみると、いずれの職種でも「10～19万円」との回答割合が最も高くなっています。

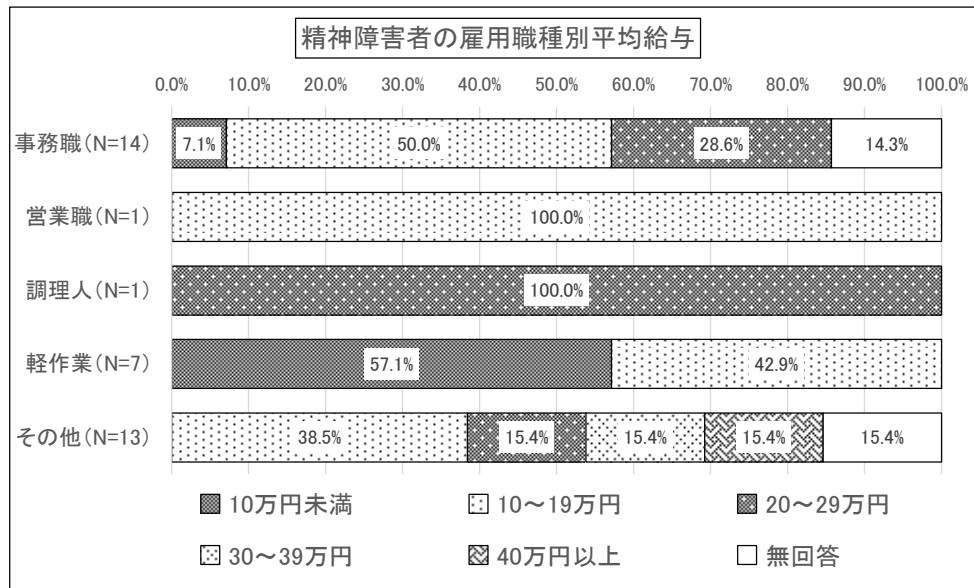


雇用職種【精神障害者】をみると、「事務職」が50.4%で最も多く、次いで「その他」の30.4%、「軽作業」の17.6%、「営業職」及び「調理人」が同率の0.8%となっています。

なお、「仕立工」との回答はありません。

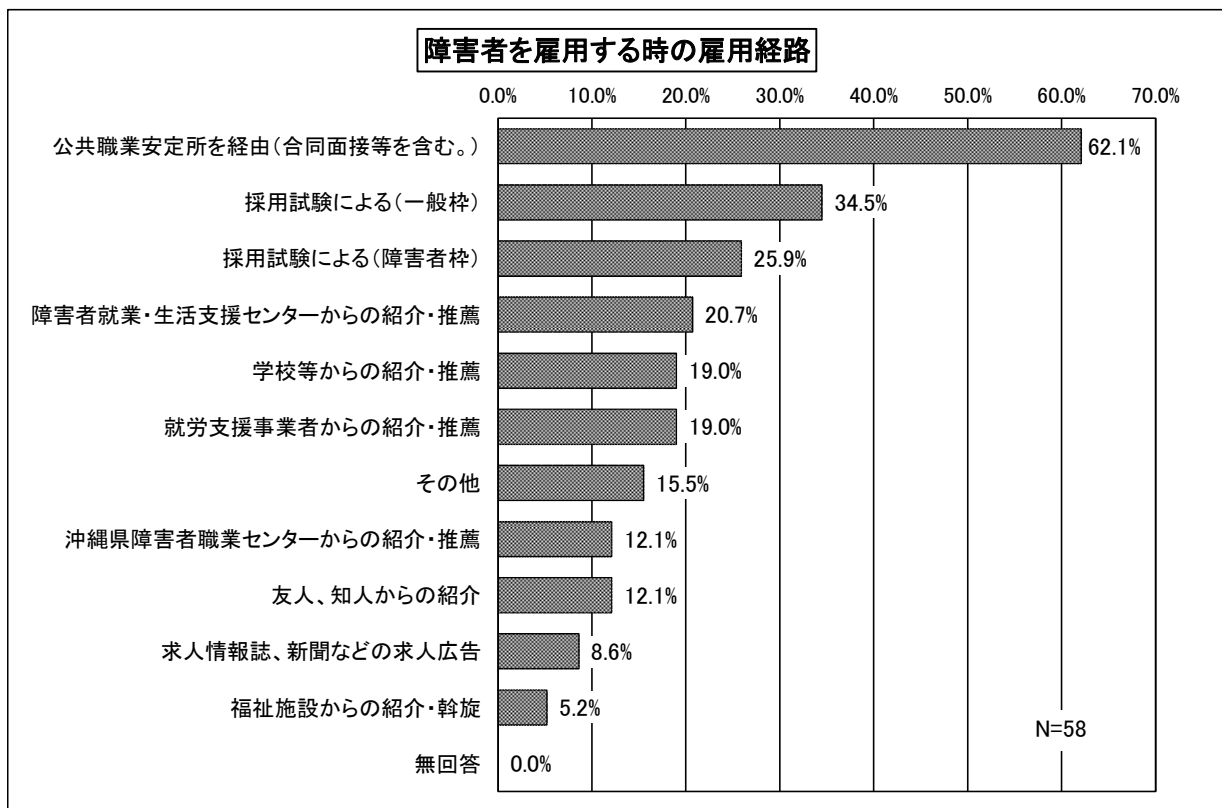


精神障害者の雇用職種別平均給与をみると、事務職及び営業職、その他では「10～19万円」、調理人では「20～29万円」、軽作業では「10万円未満」との回答割合がそれぞれ最も高くなっています。



#### 問5 障害者を雇用する時の雇用経路

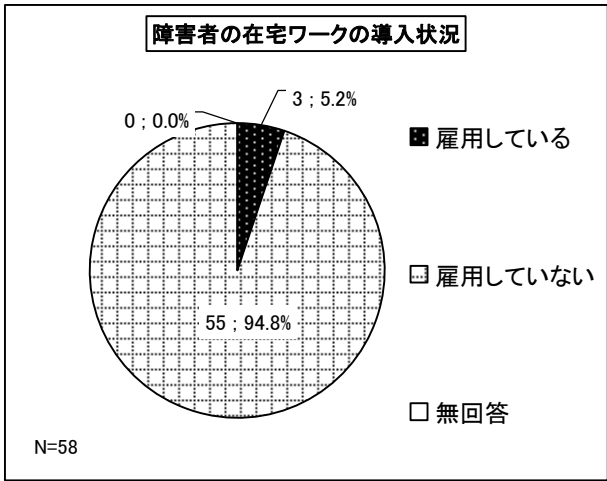
障害者を雇用する時の雇用経路の第1位は「公共職業安定所を經由(合同面接等を含む。)」の62.1%、第2位は「採用試験による(一般枠)」の34.5%、第3位は「採用試験による(障害者枠)」の25.9%、第4位は「障害者就業・生活支援センターからの紹介・推薦」の20.7%、第5位は「学校等からの紹介・推薦」及び「就労支援事業者からの紹介・推薦」が同率の19.0%等となっています。



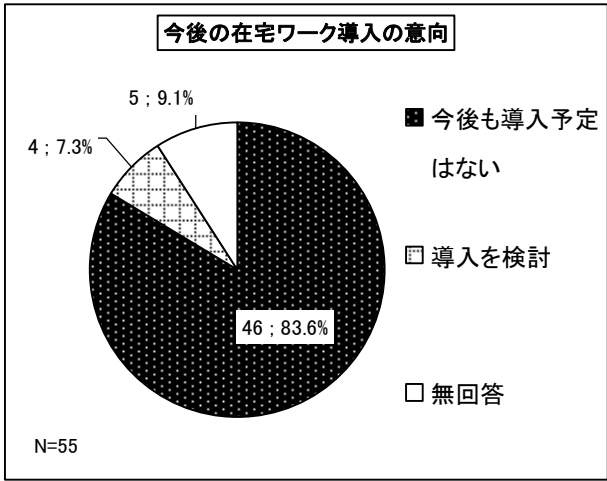
**問6 障害者の在宅ワークの導入について**

障害者の在宅ワークの導入状況を見ると、「雇用していない」が94.8%、「雇用している」が5.2%となっています。

なお、「雇用している」との回答3件に対し、雇用している合計人数は「2人」となっています（うち1件無回答）。

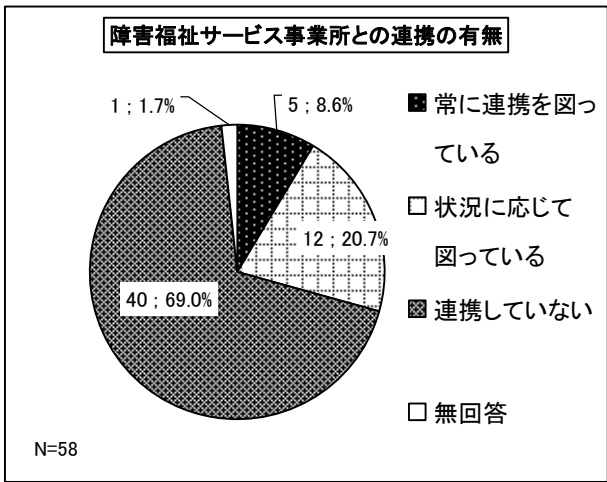


今後の在宅ワーク導入の意向を見ると、「今後も導入予定はない」が83.6%、「導入を検討」が7.3%となっています。



**問7 障害福祉サービス事業所との連携の有無**

障害福祉サービス事業所との連携の有無を見ると、「連携していない」が69.0%で最も多く、次いで「状況に応じて図っている」の20.7%、「常に連携を図っている」の8.6%となっています。



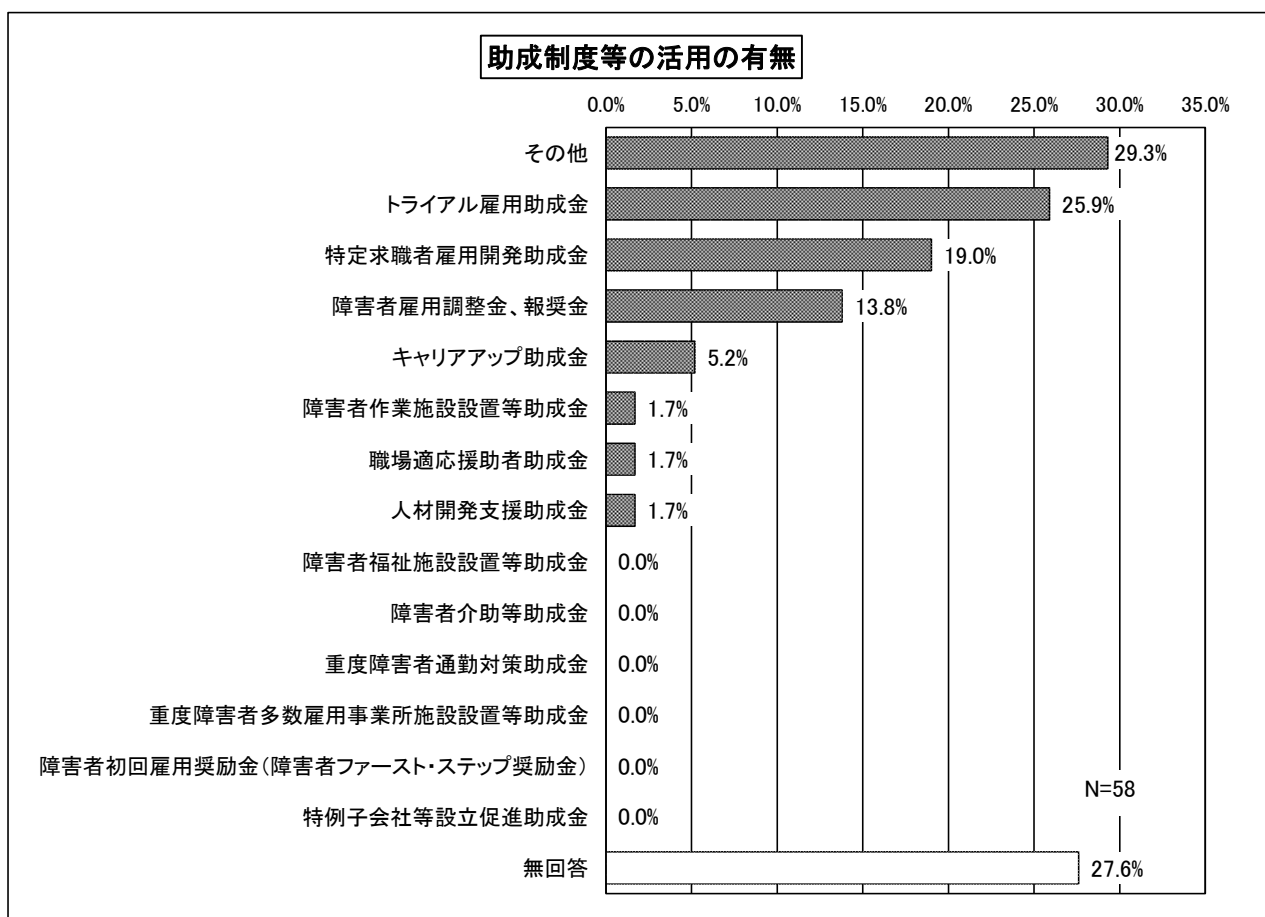
具体的な障害福祉サービス事業者との連携状況

コーディネータとの勤務時間等の調整。
採用検討時の相談、採用後の雇用支援、課題発生時の相談等、密に連携しています。
当該職員へのサポート体制等について定期的に打ち合わせを行うなど、定着に向けて連携を行っている。
就労定着支援を活用し、仕事・体調面に関し変化がある場合には、すぐに連絡を入れ対応してもらっている。
導入に向けた事業所の見学、状況確認。
障がい福祉サービス事業所へ訪問し、障がい者の採用計画について説明。 求職者がいれば紹介していただき、職場見学や体験実習を支援担当者と相談しながら実施している。
採用後、定期的に三者面談、ケース会議を開催し、情報共有、職場環境に対する助言を受けている。
相談支援事業所等との情報共有等。
支援学校、就労移行支援施設、障害者職業センター
ハローワーク障害部門や、障害者職業センターと、人員が不足している際には連携を取るようになっています。
定着支援について ・事業所から定期面談内容を会社へ共有。・会社から課題や悩みを事業所へ共有→必要時は事業所も面談へ同席してもらいフォローを行う。
採用の際の相談や紹介、雇用後の業務の状況報告等。
障がい者の勤務状況が良くない場合の相談や障がい者手帳の更新が必要な場合の介入など。
精神障害のある被雇用者に対して月 1 回、障害者雇用定着サポートのための面談を実施してもらっている。被雇用者の状況に応じて、人事担当者への助言を行ってもらっている。
常に連絡をとり、情報交換をしているが、あまり積極的でない事業所もある。
事業所より障害の状況などについて情報を提供してもらい、雇用促進を図っている。

### 問8 助成制度等の活用の有無

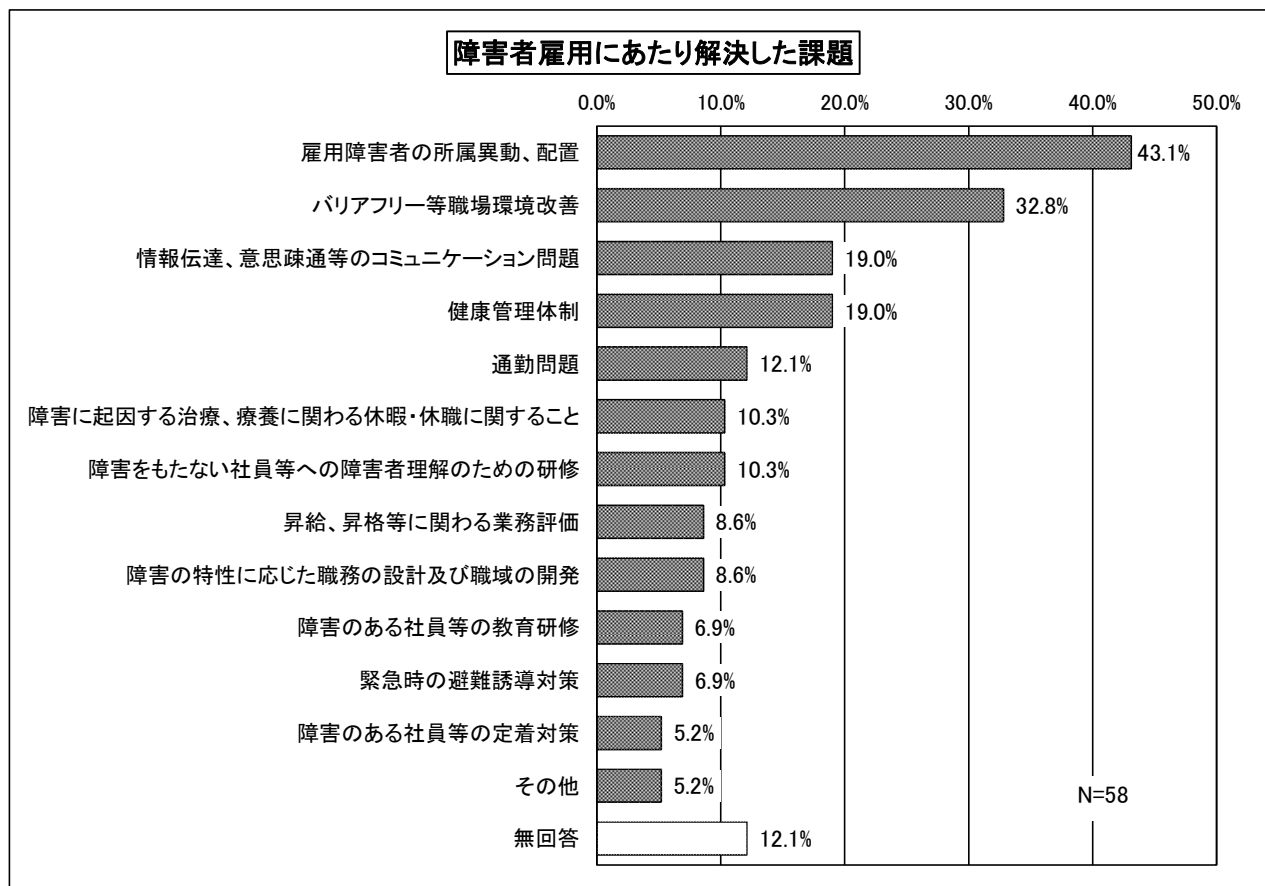
助成制度等の活用の有無の第1位は「その他」の29.3%、第2位は「トライアル雇用助成金」の25.9%、第3位は「特定求職者雇用開発助成金」の19.0%、第4位は「障害者雇用調整金、報奨金」の13.8%、第5位は「キャリアアップ助成金」の5.2%等となっています。

なお、「障害者福祉施設設置等助成金」及び「障害者介助等助成金」、「重度障害者通勤対策助成金」、「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」、「障害者初回雇用奨励金（障害者ファースト・ステップ奨励金）」、「特例子会社等設立促進助成金」との回答はありません。



### 問9 障害者雇用にあたり解決した課題

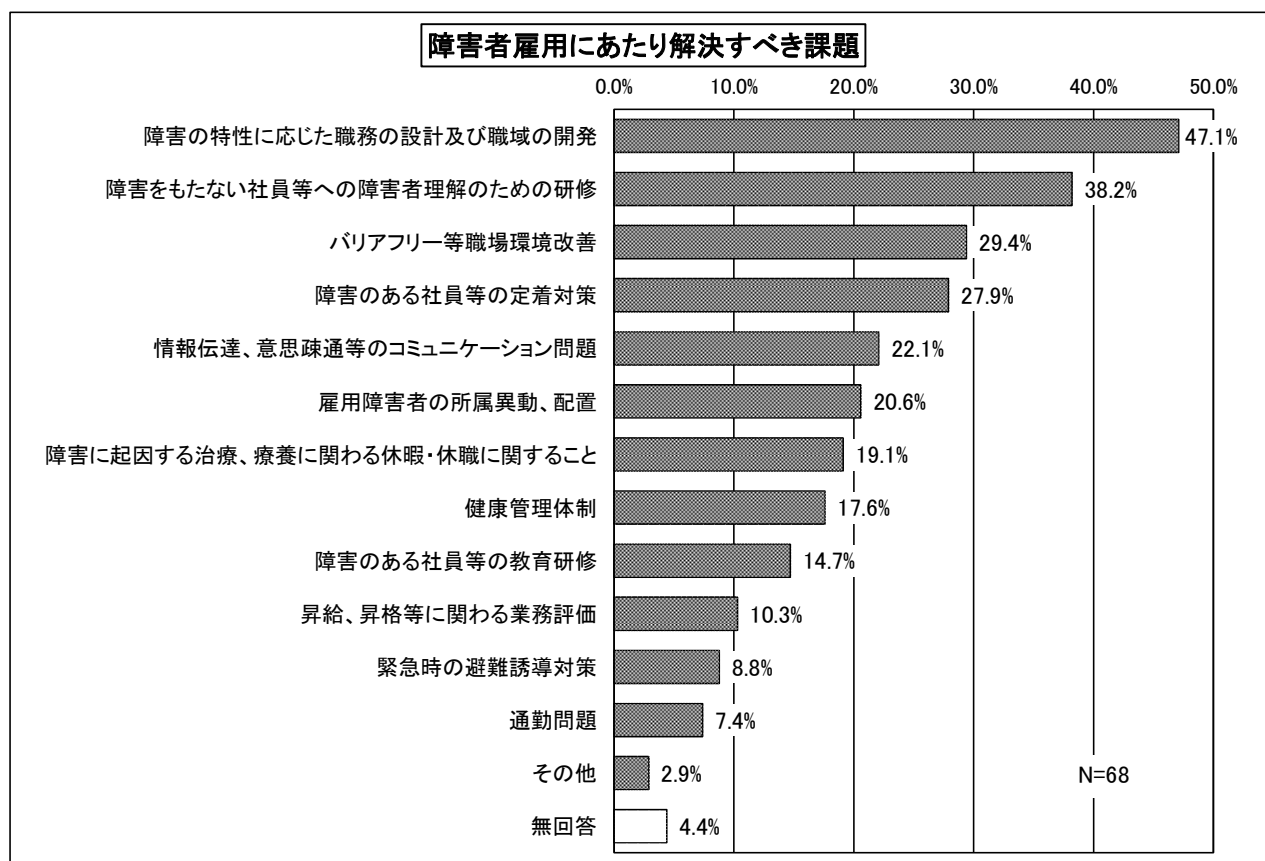
障害者雇用にあたり解決した課題の第1位は「雇用障害者の所属異動、配置」の43.1%、第2位は「バリアフリー等職場環境改善」の32.8%、第3位は「情報伝達、意思疎通等のコミュニケーション問題」及び「健康管理体制」が同率の19.0%、第5位は「通勤問題」の12.1%等となっています。





## 問 10 障害者雇用にあたり解決すべき課題

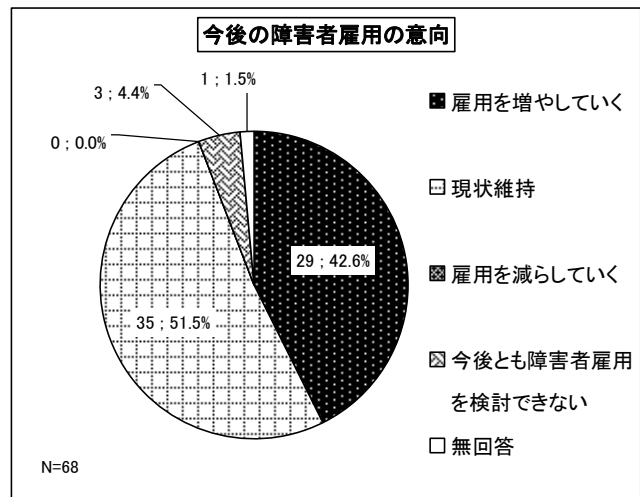
障害者雇用にあたり解決すべき課題の第 1 位は「障害の特性に応じた職務の設計及び職域の開発」の 47.1%、第 2 位は「障害をもたない社員等への障害者理解のための研修」の 38.2%、第 3 位は「バリアフリー等職場環境改善」の 29.4%、第 4 位は「障害のある社員等の定着対策」の 27.9%、第 5 位は「情報伝達、意思疎通等のコミュニケーション問題」の 22.1%等となっています。



### 問 11 今後の障害者雇用の意向

今後の障害者雇用の意向をみると、「現状維持」が51.5%で最も多く、次いで「雇用を増やしていく」の42.6%、「今後とも障害者雇用を検討できない」の4.4%となっています。

なお、「雇用を減らしていく」との回答はありません。



### 問 12 権利擁護・バリアフリー等

#### (1) 合理的配慮について

障害特性に応じた業務の割り振り (7件)	・本人の特徴に合わせた配置 ・本人の能力に合わせた作業内容、シフトの調整 ・支援機関からのフォロー
	障害の特性に合わせて業務を一部負担軽減する。(聴覚に障害がある場合、電話や来客対応については他の職員が対応する。歩行に障害がある場合、外勤に職員を同行させるなど)
障害特性、体調等に合わせた勤務形態 (6件)	治療が必要な障害者に対して時差勤務や勤務時間短縮、テレワーク勤務により感染リスクを最大限低減させる配慮措置を講じている。
	採用の際に、応募者から必要な配慮を確認し、それが対応可能な部署に配置している。
本人からの意見聴取と業務の調整 (5件)	・業務指導や相談にあたる担当者を配置している。 ・出退勤時刻・休憩・休暇に関して配慮している。(病院受診・体調不良) ・本人の状況を見ながら業務量を調整している。”
	①相談窓口の設置(人事課) ②各所属部署との業務調整
施設のバリアフリー化 (5件)	通路、席、お手洗いを車イスでも通りやすいようにした。特にお手洗いは改装し、車イス専用を作った。
	車イス用トイレ、車イス用駐車スペース、エレベーターの設置
サポート職員等の配置 (2件)	担当者を配置する
	・サポート職員の配置
障害特性に応じた設備の導入等 (2件)	左袖机、ヘッドセット、ボールマウスなどの専用備品整備
	駐車スペースの確保、インカムの設置、移動補助
情報共有 (2件)	資料等を回覧し、職員への情報共有を図っている
	障害についてなど、スタッフへ説明している
その他 (5件)	下肢障害のある職員に対し、職員駐車場よりも近い場所に専用の駐車スペースを設けている。
	通勤が困難(障がいにより運転が出来なくなった等)である場合について、当法人の巡回バスを利用させ、通勤出来るよう配慮した。

## (2) 情報・コミュニケーションについて

担当者の配置、積極的な意思疎通等 (11 件)	担当者を配置し情報伝達を行う
	健康状態を考え、常にコミュニケーションをとるようにしている
	在宅に入っている方もいるので、意識してコミュニケーションを図るようにしている。総務人事部に近い部署で勤務してもらい、常に目の届く状態にしている。
障害特性に応じた情報提供の工夫 (6 件)	・指示出しや質問する社員の明確化 ・指示や説明は、本人の特徴や状況に合わせて対応(口頭、文書、筆談、パソコンなど)
	研修等における手話通訳者の配置。拡大鏡等支援機器の導入。
メールやチャット等の活用 (5 件)	職員一人ひとりにパソコンを配置、ネットワークサービスを活用し、チャット機能・情報共有機能等で文字化し、コミュニケーション・情報伝達を行っている。
	聴覚障害を持っている方に対しては、メールなどで意思疎通を行っています。
社内イベント等を通じたコミュニケーション (4 件)	会社のイベントに参加してもらう
	他部署との交流会参加並びに業務連携
その他 (4 件)	特別な扱いはせず、健常者と同様に取り組んでいる。
	テレワーク勤務

## (3) 社員等の意識啓発

障害特性の理解に向けた研修等 (11 件)	障害者職業センターの出前勉強会により、指導方法から障害の特性について学んでいます。
	管理責任者より障害者の特性について説明し理解を求める。
	定期的な E-ラーニングの受講。
情報共有 (5 件)	障害者と雇用 働く広場等 障害者雇用への理解のための情報誌の回覧、周知
	同じ部署の同僚に理解してもらう。何が出来る何が出来ないか。
障害を理由とする差別解消に関する要領の作成 (4 件)	新採用職員研修等において、「障がい者理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」をもとに、不当な差別的取扱い禁止と合理的配慮の提供について周知を行っています。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、職員に対して留意事項を示している。
相談及びコミュニケーションの充実 (2 件)	SDGs はパートナー企業として取組んでいることを広く周知。本人に相談できる人を 1 人つけて相談しやすい環境を整える
	社内行事、イベントへの参加の際に、介助や積極的コミュニケーションの協力に取り組んでいる。
その他 (4 件)	ジョブコーチ等の支援団体を利用している職員が配置された部署においては、定期的にサポート体制等に関して支援団体との打ち合わせを行っている。
	障がい者雇用の意義について理解してもらい健常者と同様な扱いでいる

問 13 障害者に求める技術、資格、能力等

PC スキル (10 件)	事務的業務が多いため、基本的なパソコン (Word・Excel) 技術を求めている。また、他機関・団体等との連絡調整も業務としてあるため、コミュニケーションスキルや情報処理能力も必要である。
	障害者に限らず、基本的な PC スキル (文書作成、表計算等) があることが望ましい。
コミュニケーション能力 (8 件)	コミュニケーション能力
	意思疎通が出来る能力、指示された仕事が出来るとする能力 (実行性)
体調、生活面等における自己管理 (4 件)	意思の疎通ができて、自分の身の回りのことが自分でできることかつ通勤に支障なく、フルタイムでの就業が可能なこと
	体調管理、日常範囲内での挨拶 (おはよう、ありがとう、すみません、お疲れ様等)
技術、資格等は特に求めている (4 件)	事務作業ができれば、特に資格等はいらない。
	技術、資格についてはその方のもっているものに合わせて仕事をしてもらうため強く求めることはないが、個人情報等の守秘義務についてはしっかりとできる方を求める
仕事を通じた成長を期待している (2 件)	特にありません。雇用後に得意分野を見つけて能力を高めてもらいたい
	業務内容を理解し、一人で判断し作業できるまで成長を望んでいる
その他 (8 件)	就業意欲
	職務能力がマッチしていること

問 14 行政等への要望

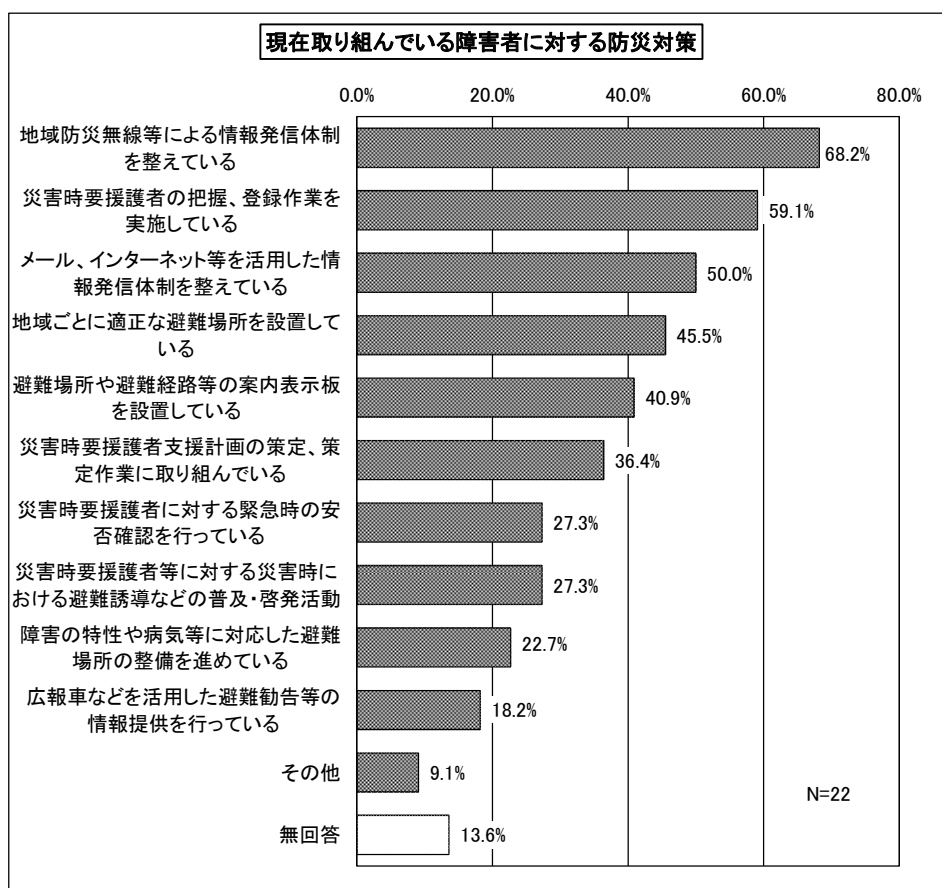
早期離職の防止、定着支援の充実 (4 件)	本市では、障がいのある職員の職場定着支援が1つの課題となっており、早期離職を防ぐために他の自治体が行っている事例や活用できる制度等について学べる機会を提供していただけるとありがたいです。
	障害者への意識、向上心、気力向上等のセミナーや研修開催を増やしてほしい。雇用される能力ややる気などの意識を高めてくれるような面談や研修、キャリア相談を定期的に行ってモチベーションが下がらないような取り組み作りをしてほしい。
障害の理解に向けた研修会等 (4 件)	・障害をもたない社員等へ、障害者理解のための研修を定期的に行うこと。・精神障害者の雇用で成功した事例を紹介してほしい。
	11 月にハローワークを通して特別支援学校を訪問し、障害者の方の仕事について見学する予定です。今後もこのような機会があるとよいと考えています。
障害者雇用の充実に向けた広報・周知 (3 件)	障害者ご本人の健康状態に合わせた働き方が可能になるよう、雇用者側への対応についてのアドバイス、助成制度の活用等、支援策についてわかりやすく広報・周知していただきたい。
	各事業所では、障害者雇用を意識するのは総務人事のみで、一般的に認知されていないと思う。全体で意識できる期間、キャンペーン等を推進するべきだと思います。

その他（3件）	求人等があればご紹介いただき、検討を行いたい。
	身寄りのない障害者に対しての扱い方についてどうしたら良いのか？

（回答を市町村に限定）

### 問 15 現在取り組んでいる障害者に対する防災対策

現在取り組んでいる障害者に対する防災対策の第1位は「地域防災無線等による情報発信体制を整えている」の68.2%、第2位は「災害時要援護者の把握、登録作業を実施している」の59.1%、第3位は「メール、インターネット等を活用した情報発信体制を整えている」の50.0%、第4位は「地域ごとに適正な避難場所を設置している」の45.5%、第5位は「避難場所や避難経路等の案内表示板を設置している」の40.9%等となっています。



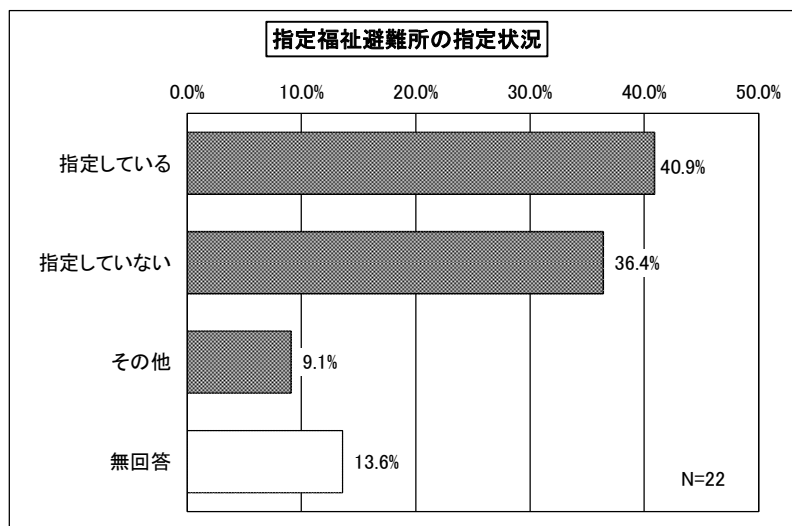
### 問 16 障害者に対する防災対策の課題

要援護者支援計画個別計画の策定（7件）	避難行動要支援者のひとり一人の避難計画である「個別避難計画」の作成を要支援者へ依頼しており、計画には緊急連絡先や避難所、避難を支援してくれる人の氏名等の項目があるが、避難を支援してくれる人が見つからない要支援者が多い。
	障害の特性や病気等に対応した避難経路や補助者の選定
要援護者避難体制の構築、福祉避難所の確保（2件）	本市は県が想定する大地震発生から津波到達までの時間が平均13分程度と短時間であるため、地域における要援護者避難体制の構築が重点課題となっている

	対策を行う上で障害のある方々へ障害の程度に応じ、適切に対応できるか専門的知識のある職員で対応することができるか。/福祉避難所の確保。(現在、福祉センターの指定検討中)
停電時における支援等 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家発電対策(酸素吸入、人工呼吸器等の使用)がある避難所の確保</li> <li>・自宅に医療用発電機を持っている家庭へ有事後停電し孤立している場合の燃料の配布体制</li> <li>・避難する際の協力体制づくり(消防、地域住民の協力)”</li> </ul>
	ラジオ放送の情報が入らない可能性。停電時のコミュニケーション。

### 問 17 指定福祉避難所の指定について

指定福祉避難所の指定状況を見ると、「指定している」が40.9%で最も多く、次いで「指定していない」の36.4%、「その他」の9.1%となっています。



指定福祉避難所の指定箇所：**49か所**

#### その他の記述

指定はしていないが、市の施設や協定等により福祉避難所としている施設が合計63施設ある。・市の施設の福祉避難所(障害者・老人福祉センター、児童館、こども園):32施設・民間法人等との協定による福祉避難所(特養、障がい者施設):31施設

福祉施設と災害協定を結んでいる。

#### その他の記述

指定はしていないが、市の施設や協定等により福祉避難所としている施設が合計 63 施設ある。・市の施設の福祉避難所(障害者・老人福祉センター、児童館、こども園): 32 施設 ・民間法人等との協定による福祉避難所(特養、障がい者施設): 31 施設

福祉施設と災害協定を結んでいる。

## ■事業所アンケート 前回調査との比較

企業形態を平成24年度と比較すると、「株式会社」及び「特殊法人」で回答割合が上昇しています。

企業形態

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
株式会社	27	32.5%	30	44.1%
有限会社	1	1.2%		
合資・合名会社	1	1.2%		
事業協同組合	4	4.8%	1	1.5%
特殊法人	3	3.6%	3	4.4%
特定非営利活動法人				
公益法人			2	2.9%
国、地方公共団体	35	42.2%	24	35.3%
その他	11	13.3%	7	10.3%
無回答	1	1.2%	1	1.5%
合計	83	100.0%	68	100.0%

業種を平成24年度と比較すると、「卸売・小売業・飲食店」、「金融・保険・不動産業」、「建設業」、「電気・ガス・熱供給業、水道業」という回答が上昇しています。

業種

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
製造業	5	6.0%	4	5.9%
サービス業	8	9.6%	4	5.9%
卸売・小売業・飲食店	13	15.7%	16	23.5%
運輸・通信業	4	4.8%	2	2.9%
金融・保険・不動産業	2	2.4%	3	4.4%
建設業	4	4.8%	5	7.4%
農林水産業	1	1.2%		
鉱業		0.0%		
電気・ガス・熱供給業、水道業	1	1.2%	2	2.9%
政府・地方公共団体	30	36.1%	23	33.8%
その他	14	16.9%	7	10.3%
無回答	1	1.2%	2	2.9%
合計	83	100.0%	68	100.0%

従業員を平成24年度と比較すると、「非常勤雇用者」の回答割合が上昇しています。

従業員規模

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
常勤従業員	45,070	78.9%	36,392	62.6%
非常勤雇用者	12,083	21.1%	21,696	37.4%
合計	57,153	100.0%	58,088	100.0%

障害者雇用を平成24年度と比較すると、「雇用している」という回答割合に差はみられません。

障害者雇用

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
雇用している	71	85.5%	58	85.3%
過去に、雇用していたが現在は雇用していない	4	4.8%	2	2.9%
これまでに雇用したことがない	8	9.6%	8	11.8%
合計	83	100.0%	68	100.0%

男女別の雇用障害者数を平成 24 年度と比較すると、女性の割合が上昇し、男女の格差の改善がみられます。

(1) 雇用障害者

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
男性従業者数	328	88.2%	238	66.5%
女性従業者数	44	11.8%	120	33.5%
合計	372	100.0%	358	100.0%

年代別の雇用障害者数を平成 24 年度と比較すると、「20 代」の回答割合が大きく上昇しています。

(2) 年齢別人数

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
10代	1	0.2%	2	0.6%
20代	21	4.4%	51	14.2%
30代	110	23.1%	64	17.9%
40代	144	30.3%	107	29.9%
50代	179	37.6%	111	31.0%
60代	21	4.4%	23	6.4%
合計	476	100.0%	358	100.0%

障害種別ごとの雇用障害者数を平成 24 年度と比較すると、「知的障害」、「精神障害」、「重複障害」という回答割合が上昇しています。

(3) 障害種別ごとの雇用人数

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
身体障害	453	94.4%	299	83.5%
知的障害	3	0.6%	20	5.6%
精神障害	24	5.0%	39	10.9%
うち重複障害者数	6	1.3%	29	8.1%
合計	480	100.0%	358	100.0%

身体障害者の障害種別ごとの雇用者数を平成 24 年度と比較すると、「聴覚障害」、「肢体不自由」という回答割合が上昇しています。

(4) 身体障害者の障害種別ごとの雇用人数

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
視覚障害	32	7.1%	5	1.7%
聴覚障害	28	6.2%	27	9.1%
平衡機能障害	5	1.1%	0	0.0%
音声・言語・そしゃく障害	3	0.7%	0	0.0%
肢体不自由	168	37.4%	123	41.4%
内部障害	213	47.4%	142	47.8%
合計	449	100.0%	297	100.0%

身体障害者の等級別の雇用者数を平成 24 年度と比較すると、「1 級」、「5 級」という回答割合が上昇しています。

(5) 障害の等級

①身体障害

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
1 級	101	28.0%	104	35.0%
2 級	77	21.3%	63	21.2%
3 級	74	20.5%	56	18.9%
4 級	65	18.0%	43	14.5%
5 級	16	4.4%	20	6.7%
6 級	28	7.8%	11	3.7%
合計	361	100.0%	297	100.0%



知的障害者の等級別の雇用者数を平成 24 年度と比較すると、雇用者数が 14 人増加するとともに、前回回答のなかった「A1」が 1 人（5.0%）みられます。

②知的障害

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
A 1	0	0.0%	1	5.0%
A 2	0	0.0%	0	0.0%
B 1	1	16.7%	4	20.0%
B 2	5	83.3%	15	75.0%
合計	6	100.0%	20	100.0%

精神障害者の等級別の雇用者数を平成 24 年度と比較すると、雇用者数が 19 人増加するとともに、「3級」の回答割合が上昇しています。

③精神障害

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
1級	1	5.3%	1	2.6%
2級	11	57.9%	17	44.7%
3級	7	36.8%	20	52.6%
合計	19	100.0%	38	100.0%

世紀雇用以外の障害者雇用の状況を平成 24 年度と比較すると、「パート・アルバイト」の回答割合が大きく上昇しています。

問3-1正規雇用以外の障害者雇用の状況

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
嘱託	105	29.0%	26	4.2%
パート・アルバイト	199	55.0%	525	84.0%
在宅勤務	0	0.0%	0	0.0%
その他	58	16.0%	74	11.8%
合計	362	100.0%	625	100.0%

身体障害者の職種別人数を平成 24 年度と比較すると、「その他」の回答割合が低下し、「事務職」、「営業職」、「調理人」という回答割合が上昇しています。

(1) 雇用職種別人数

①身体障害者

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
事務職	287	54.9%	290	65.0%
営業職	2	0.4%	22	4.9%
調理人	1	0.2%	3	0.7%
仕立工	0	0.0%	0	0.0%
軽作業	25	4.8%	18	4.0%
その他	208	39.8%	113	25.3%
合計	523	100.0%	446	100.0%

身体障害者の平均給与を平成24年度と比較すると、事務職では「10～19万円」及び「20～29万円」の回答割合が上昇しており、「40万円以上」という回答はみられません。

調理人では「20～29万円」、「30～39万円」となっており、前回調査より平均給与が高くなっています。

軽作業では「10万円未満」が上昇する一方で、「30～39万円」という回答が無くなり、平均給与の下がっていることが伺えます。

その他では「10～19万円」、「40万円以上」という回答割合が上昇しています。

身体障害者平均給与

令和3年	10万円未満	10～19万円	20～29万円	30～39万円	40万円以上	無回答	計
事務職	2.6%	39.5%	28.9%	18.4%		10.5%	100.0%
営業職			100.0%				100.0%
調理人			66.7%	33.3%			100.0%
軽作業	40.0%	50.0%	10.0%				100.0%
その他	5.3%	47.4%	5.3%	5.3%	15.8%	21.1%	100.0%

平成24年	10万円未満	10～19万円	20～29万円	30～39万円	40万円以上	無回答	計
事務職	3.8%	23.1%	23.1%	28.8%	7.7%	13.5%	100.0%
営業職			50.0%	50.0%			100.0%
調理人	100.0%						100.0%
軽作業	16.7%	58.3%	8.3%	8.3%		8.3%	100.0%
その他	5.6%	16.7%	33.3%	33.3%	11.1%		100.0%

知的障害者の職種別人数を平成24年度と比較すると、「その他」の回答割合が上昇しています。

②知的障害者

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
事務職	4	8.9%	11	3.7%
営業職	0	0.0%	0	0.0%
調理人	0	0.0%	0	0.0%
仕立工	0	0.0%	0	0.0%
軽作業	20	44.4%	97	32.9%
その他	21	46.7%	187	63.4%
合計	45	100.0%	295	100.0%

知的障害者の平均給与を平成24年度と比較すると、事務職では「10～19万円」の回答割合が上昇しています。

軽作業では、前回回答の無かった「20～29万円」及び「30～39万円」という回答があり、平均給与の上がっていることが伺えます。

知的障害者平均給与

令和3年	10万円未満	10～19万円	20～29万円	30～39万円	40万円以上	無回答	計
事務職		85.7%				14.3%	100.0%
軽作業	25.0%	8.3%	50.0%	8.3%		8.3%	100.0%
その他		71.4%				28.6%	100.0%

平成24年	10万円未満	10～19万円	20～29万円	30～39万円	40万円以上	無回答	計
事務職	25.0%	75.0%					100.0%
軽作業	37.5%	50.0%				12.5%	100.0%
その他							

精神障害者の職種別人数を平成 24 年度と比較すると、「事務職」、「軽作業」の回答割合が上昇しています。また前回回答の無かった「営業職」、「調理人」という回答がみられます。

③精神障害者

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
事務職	18	43.9%	63	50.4%
営業職	0	0.0%	1	0.8%
調理人	0	0.0%	1	0.8%
仕立工	0	0.0%	0	0.0%
軽作業	4	9.8%	22	17.6%
その他	19	46.3%	38	30.4%
合計	41	100.0%	125	100.0%

精神障害者の平均給与を平成 24 年度と比較すると、事務職では「10～19万円」の回答割合が大きく上昇しています。

営業職では「10～19万円」、調理人では「20～29万円」となっています。

軽作業では「10～19万円」の回答割合が大きく低下し、「10万円未満」という前回無かった回答がみられます。

その他では「10万円未満」という回答がみられなくなっています。

精神障害者

令和3年	10万円未満	10～19万円	20～29万円	30～39万円	40万円以上	無回答	計
事務職	7.1%	50.0%	28.6%			14.3%	100.0%
営業職		100.0%					100.0%
調理人			100.0%				100.0%
軽作業	57.1%	42.9%					100.0%
その他		38.5%	15.4%	15.4%	15.4%	15.4%	100.0%

平成24年	10万円未満	10～19万円	20～29万円	30～39万円	40万円以上	無回答	計
事務職	28.6%	28.6%		28.6%		14.3%	100.0%
軽作業		100.0%					100.0%
その他	25.0%	25.0%	25.0%		25.0%		100.0%

障害福祉サービス事業所との連携の有無を平成 24 年度と比較すると、「状況に応じて図っている」という回答割合が上昇しています。また前回回答の無かった「常に連携を図っている」との回答がみられます。

問6 障害福祉サービス事業所との連携の有無

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
常に連携を図っている	0	0.0%	5	8.6%
状況に応じて図っている	14	18.7%	12	20.7%
連携していない	60	80.0%	40	69.0%
無回答	1	1.3%	1	1.7%
合計	75	100.0%	58	100.0%

障害者雇用の際し解決した課題を平成 24 年度と比較すると、「雇用障害者の所属異動、配置」、「通勤問題」、「昇給、昇格等に関わる業務評価」、「障害をもたない社員等への障害者理解のための研修」、「緊急時の避難誘導対策」、「障害特性に応じた職務の設計及び職域の開発」、「健康管理体制」、「バリアフリー等職場環境改善」といった回答割合が上昇しています。

障害者雇用の際し解決した課題

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
情報伝達、意思疎通等のコミュニケーション問題	18	24.0%	11	19.0%
雇用障害者の所属異動、配置	24	32.0%	25	43.1%
通勤問題	7	9.3%	7	12.1%
昇給、昇格等に関わる業務評価	4	5.3%	5	8.6%
障害に起因する治療、療養に関わる休暇・休職に関する事	10	13.3%	6	10.3%
障害のある社員等の教育研修	2	2.7%	4	6.9%
障害をもたない社員等への障害者理解のための研修	6	8.0%	6	10.3%
緊急時の避難誘導対策	3	4.0%	4	6.9%
障害のある社員等の定着対策	4	5.3%	3	5.2%
障害の特性に応じた職務の設計及び職域の開発	4	5.3%	5	8.6%
健康管理体制	7	9.3%	11	19.0%
バリアフリー等職場環境改善	13	17.3%	19	32.8%
その他	5	6.7%	3	5.2%
対象件数	75		58	

障害者雇用の際し解決すべき課題を平成 24 年度と比較すると、「情報伝達、意思疎通等のコミュニケーション問題」、「昇給、昇格等に関わる業務評価」、「障害に起因する治療、療養に関わる休暇・休職に関する事」、「障害のある社員等への教育研修」、「障害をもたない社員等への障害者理解のための研修」、「障害のある社員等の定着対策」、「障害特性に応じた職務の設計及び職域の開発」、「健康管理体制」、「バリアフリー等職場環境改善」といった回答割合が上昇しています。特に「障害のある社員等の定着対策」については、約 2.9 倍と大きく上昇しており、障害者雇用における大きなテーマと考えられます。

障害者雇用の際し解決すべき課題

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
情報伝達、意思疎通等のコミュニケーション問題	14	16.9%	15	22.1%
雇用障害者の所属異動、配置	26	31.3%	14	20.6%
通勤問題	6	7.2%	5	7.4%
昇給、昇格等に関わる業務評価	4	4.8%	7	10.3%
障害に起因する治療、療養に関わる休暇・休職に関する事	12	14.5%	13	19.1%
障害のある社員等の教育研修	10	12.0%	10	14.7%
障害をもたない社員等への障害者理解のための研修	20	24.1%	26	38.2%
緊急時の避難誘導対策	18	21.7%	6	8.8%
障害のある社員等の定着対策	8	9.6%	19	27.9%
障害の特性に応じた職務の設計及び職域の開発	31	37.3%	32	47.1%
健康管理体制	13	15.7%	12	17.6%
バリアフリー等職場環境改善	20	24.1%	20	29.4%
その他	3	3.6%	2	2.9%
対象件数	83		68	

今後の障害者雇用の意向を平成 24 年度と比較すると、「今後とも障害者雇用を検討できない」との回答が低下し、「雇用を増やしていく」並びに「現状維持」との回答が上昇しています。

問10今後の障害者雇用の意向

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
雇用を増やしていく	34	41.0%	29	42.6%
現状維持	39	47.0%	35	51.5%
雇用を減らしていく	0	0.0%		
今後とも障害者雇用を検討できない	5	6.0%	3	4.4%
無回答	5	6.0%	1	1.5%
合計	83	100.0%	68	100.0%

現在取り組んでいる障害者に対する防災対策を平成 24 年度と比較すると、「地域ごとに適正な避難場所を設置している」、「障害の特性や病気等に対応した避難場所の整備を進めている」、「避難場所や避難経路等の案内表示版を設置している」、「メール、インターネット等を活用した情報発信体制を整えている」、「地域防災無線等による情報発信体制を整えている」という回答割合が上昇しています。

一方で「災害時要援護者の把握、登録作業を実施している」や「災害時要援護者に対する緊急時の安否確認を行っている」、「災害時要援護者支援計画の策定、策定作業に取り組んでいる」という回答割合は低下し、要援護者支援における課題が伺えます。

#### 現在取り組んでいる障害者に対する防災対策

	平成24年		令和3年	
	実数	構成比	実数	構成比
災害時要援護者の把握、登録作業を実施している	20	66.7%	13	59.1%
災害時要援護者に対する緊急時の安否確認を行っている	14	46.7%	6	27.3%
地域ごとに適正な避難場所を設置している	13	43.3%	10	45.5%
障害の特性や病気等に対応した避難場所の整備を進めている	2	6.7%	5	22.7%
避難場所や避難経路等の案内表示版を設置している	6	20.0%	9	40.9%
メール、インターネット等を活用した情報発信体制を整えている	13	43.3%	11	50.0%
地域防災無線等による情報発信体制を整えている	16	53.3%	15	68.2%
広報車などを活用した避難勧告等の情報提供を行っている	14	46.7%	4	18.2%
災害時要援護者支援計画の策定、策定作業に取り組んでいる	19	63.3%	8	36.4%
災害時要援護者等に対する災害時における避難誘導などの普及・啓発活動	10	33.3%	6	27.3%
その他	2	6.7%	2	9.1%
対象件数	30		22	

## 第 5 次沖縄県障害者基本計画（案）の概要

### 1 計画策定の趣旨

障害者基本法の目的及び基本理念を踏まえつつ、平成 22 年 3 月に策定した沖縄 21 世紀ビジョンで示した将来像「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、県、市町村、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制を構築することにより、障害のある人が自らの意志で望む生き方を実現できる社会づくりを目指すものです。

### 2 計画の性格

- 障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく沖縄県の障害者施策に関する基本的な計画であるとともに、本県の総合計画である「新たな振興計画」と整合を図りつつ、市町村障害者基本計画策定の基本方針を示すもの
- 沖縄 21 世紀ビジョンにおいて示した将来像を実現するための、本県の障害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的推進方策及び達成すべき指標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図る計画

### 3 計画の期間

令和 4 年度（2022 年度）～令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間（前期：R 4～8 年度、後期：R 9～13 年度）

### 4 計画の管理体制

本計画は、新たな振興計画との整合を図りながら、指標の達成状況について、沖縄県障害者施策推進協議会へ報告するなど、施策の効果的な推進を図ります。

また、中間年にあたる令和 8 年度を目処に、計画の推進状況について評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行いません。

### 5 第 5 次沖縄県障害者基本計画の特徴（第 4 次計画からの見直し点及び新設項目等）

#### （1）関係法令等の制定等による見直し

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び視覚障害者等の

読書環境の整備の推進に関する法律の制定等を踏まえた見直しを実施

○ 小分類の見直し

- ・医療的ケア児等に対する総合的な支援【3（2）④】を追加
- ・触法障害者への相談支援、受入体制の整備【1（3）③】を追加
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済【1（5）③】を追加
- ・文化芸術活動の促進【2（3）】の見直しなど

○ 新たな振興計画や他の関係する計画との整合や社会情勢を踏まえ見直し

- ・相談支援の充実【1（3）】 市町村における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置推進
- ・障害福祉サービス等の充実【3（1）】 障害者の地域移行の促進のための地域生活支援拠点等の整備推進、グループホームの整備及び自立生活援助の利用促進等
- ・障害者虐待防止の推進【1（1）】 障害福祉サービス事業所等事業所における虐待防止委員会の設置や研修の実施
- ・防災等対策の推進【1（5）】 感染症対策及び業務継続に向けた取組の推進
- ・情報のバリアフリー化の推進【1（6）】 デジタル社会実現に向けた情報のバリアフリー化の推進
- ・雇用の拡大、就業の促進【2（1）】 就労支援の充実や農福連携の推進 など

(2) 第5次沖縄県障害者基本計画（案）成果指標の主な変更点

- ・「成年後見制度利用促進計画を策定している市町村数」及び「中核機関を整備している市町村数」を追加
- ・「農福連携の推進に向けた農業専門家派遣事業所数」を追加
- ・「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修受講者数」を追加
- ・「福祉のまちづくり条例に基づく適合施設の件数」を  
「福祉のまちづくり条例に基づく、民間施設の完了検査及び公共施設の適合証交付審査における適合率」に見直し
- ・「バリアフリー化のための浮き桟橋設置港湾数」を「ユニバーサルデザインへの対応を推進した港湾の数」に見直し
- ・「発達障害児（者）支援協力医療機関数」を「発達障害者の相談窓口設置市町村数」に見直し

## 6 第5次沖縄県障害者基本計画の成果指標

### 1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり

(共生社会の構築)

12項目

項目	現状値 (基準年)	目標値 (R13)
【1】日常生活自立支援事業利用者数	675人(R2)	890人
【2】成年後見制度利用促進計画を策定している市町村数	1市町村 (2.4%)(R2)	22市町村(R5)
【3】中核機関を整備している市町村数	1市町村 (2.4%)(R2)	22市町村(R5)
【4】福祉のまちづくり条例に基づく、民間施設の完了検査及び公共施設の適合証交付審査における適合率	64.5%(R2)	75.0%
【5】ノンステップバス導入率	71.6%(R1)	___%
【6】県営住宅のバリアフリー化率	29.8%(R2)	41.2%
【7】都市公園のバリアフリー化率	34.7%(R2)	42.6%
【8】ユニバーサルデザインへの対応を推進した港湾の数	0港(R3)	25港
【9】登録手話通訳者・要約筆記者の数	140名(R2)	236名
【10】避難行動要支援者名簿作成等の推進	39市町村 (95.1%)(R2)	41市町村 (100%)
【11】公営住宅管理戸数	30,132戸(R2)	31,130戸
【12】個別避難計画策定市町村数(一部作成含む)	17市町村 (41.5%)(R2)	41市町村 (100%)

### 2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり

(自立・社会参加の拡大)

7項目

項目	現状値 (基準年)	目標値 (R13)
【13】障害者実雇用率	2.86%(R3)	___%
【14】障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額	15,638円 (R2)	17,200円
【15】障害者スポーツ活動団体数	32団体(R2)	38団体
【16】「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」実施市町村数	27市町村 (R2)	29市町村
【17】障害者の多様なニーズに対応した委託訓練修了者の就職率	41.2%(R2)	55.0%
【18】農福連携の推進に向けた農業専門家派遣事業所数	5事業所 (R2)	5事業所
【19】特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率	93.4%(R3)	___%
	79.0%(R2)	

### 3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり

(保健・医療・福祉サービス充実) 5項目

項目	現状値 (基準年)	目標値 (H33)
【20】発達障害者の相談窓口設置市町村数	18市町村 (R2)	41市町村
【21】福祉施設から地域生活への移行者数	39人(R1)	39人
【22】医療施設に従事する医師数(人口10万人あたり)	240.7人(H30)	___人
【23】看護師就業者数(人口10万人対比)	1060.6人 (H30)	1453.2人
【24】サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修受講者数	397人(R3)	400人



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29

# 第5次沖縄県障害者基本計画

令和4年3月策定

沖縄県

## 目次

1		
2	I 総論	○
3	1 計画策定の趣旨	○
4	2 計画の性格	○
5	3 各施策に共通する基本的な視点	○
6	4 計画の期間	○
7	5 計画の管理体制	○
8	II 施策の展開方向	○
9	第4次沖縄県障害者基本計画の体系	○
10	1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）	○
11	（1）権利擁護に関する施策の総合的な推進	○
12	①沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的な推進	○
13	②権利擁護システムの強化・推進	○
14	③障害者虐待防止の推進	○
15	④権利擁護機関の連携・ネットワークの形成	○
16	⑤選挙に際しての配慮	○
17	（2）障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化	○
18	①広報啓発活動等の推進	○
19	②障害や障害者に対する理解を深める教育の推進	○
20	③ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制	○
21	（3）相談支援の充実	○
22	①相談支援の充実	○
23	②障害者のエンパワメント支援	○
24	③触法障害者の地域生活移行に向けた支援	○
25	（4）人間優先の福祉のまちづくり	○
26	①公共空間等の整備	○
27	②住宅環境の整備	○
28	③移動、交通手段の整備	○
29	（5）防災等対策の推進	○
30	①防災・感染症対策の推進	○
31	②防犯対策の推進	○
32	③消費者トラブルの防止及び被害からの救済	○
33	（6）情報のバリアフリー化の推進	○
34	①情報活用の利便性の向上	○
35	②意思疎通（コミュニケーション）支援の推進	○
36		

1	2	障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）	○
2		（1）雇用の拡大、就業の促進	○
3		①雇用の拡大、就労支援の充実	○
4		②福祉的就労の充実と工賃の向上	○
5		（2）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実	○
6		①インクルーシブ教育システムの推進	○
7		②早期教育の充実・学校教育の充実	○
8		③特別支援教育の人材育成	○
9		④生涯学習、社会教育の充実	○
10		⑤充実した教育、療育の実施	○
11		⑥高等教育における支援の推進	○
12		（3）スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進	○
13		①スポーツ・レクリエーションの促進	○
14		②文化芸術活動の促進	○
15		③社会参加の促進	○
16	3	障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービス充実）	○
17		（1）保健・医療・福祉サービスの充実	○
18		①保健・医療サービスの充実	○
19		②障害福祉サービス等の充実	○
20		③精神障害者の保健・医療・福祉の充実	○
21		④総合リハビリテーションの推進	○
22		⑤福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進	○
23		⑥各種制度の周知	○
24		（2）発達障害児（者）等の支援	○
25		①発達障害児（者）に対する総合的な支援	○
26		②高次脳機能障害者についての支援	○
27		③難病患者等についての支援	○
28		④医療的ケア児等に対する総合的な支援	○
29		（3）障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上	○
30		①保健、医療の専門職員の養成、確保	○
31		②福祉サービスの人材確保、資質の向上	○
32	Ⅲ	成果指標	○
33	1	障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）	○
34	2	障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）	○
35	3	障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービスの充実）	○
36			

# 1 I 総論

## 3 1 計画策定の趣旨

4 本県では、平成6年度に策定した「沖縄県障害者福祉長期行動計画－障害者にやさ  
5 しい福祉社会をめざして」から「**第4次沖縄県障害者基本計画**」まで、障害者が社会  
6 の一員として共に暮らせる共生社会の実現に向け、様々な取組を推進してきました。

7 この間における障害者施策に関する国内法の制定・改正等の情勢変化やこれまでの  
8 障害者基本計画の進捗状況を踏まえ、本県においても、障害者が自らの意思で望む生  
9 き方を実現できる社会づくりを目指し、新たな障害者計画として「**第5次沖縄県障害  
10 者基本計画**」を令和4年△月に策定し、計画期間である**令和4年度から令和13年度**  
11 までの**10年間**における施策の展開方法並びに成果指標を定めました。

12 この計画においては、障害者基本法の目的及び基本理念を踏まえつつ、平成22年  
13 3月に策定した**沖縄21世紀ビジョン**で示した将来像「心豊かで、安全・安心に暮ら  
14 せる島」を実現するため、障害者が地域社会の一員として、いきいきと暮らすことの  
15 できる社会の実現に向けて、障害者の権利擁護を推進するとともに、県、市町村、関  
16 係機関や地域社会の共通理解と協力体制を構築することにより、障害者が自らの意思  
17 で望む生き方を実現できる社会づくりを目指します。

## 19 2 計画の性格

20 沖縄県障害者基本計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく沖縄県の障  
21 害者施策に関する基本的な計画であるとともに、本県の総合計画である「**新たな振興  
22 計画**」と整合を図りつつ、市町村障害者基本計画策定の基本方針を示すものです。

23 これは、**沖縄21世紀ビジョン**において示した将来像を実現するための、本県の障  
24 害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的推進方策及び達成すべき指標等を明  
25 らかにし、障害者施策の総合的な推進を図ろうとする計画です。

26 また、本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」を踏まえ、誰一人取  
27 り残さない（leave no one behind）という理念のもと、SDGsを推進します。

## 29 3 各施策に共通する基本的な視点

### 30 (1) 障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援

31 障害者が自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえるとと  
32 もに、障害者施策の策定及びその実施に当たっては、障害者及びその家族等の関係者  
33 の意見を聴くなど、その意見を尊重するよう努めます。

34 障害者の施策決定過程への参画を促進する観点から、障害者施策に関する協議会等  
35 の障害者委員に対して、障害特性に応じた適切な情報保障等を確保します。

36 また、これら協議会等の会議資料等を始めとする障害者施策に関する情報の公開や  
37 障害者施策に関連する計画等に関する県民意見募集（パブリック・コメント）は、障

1 害特性に配慮して実施するよう努めます。

2 あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決  
3 定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支  
4 援とともに、意思疎通の手段を選択する機会の提供を促進します。

5

## 6 (2) 施策の総合的な推進

7 障害者が乳幼児期から適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、雇用、教育等  
8 の各分野の有機的な連携の下、各施策を展開し、支援を行うよう努めます。

9 支援に当たっては、県民が等しく地域社会の一員として、相互に人格と個性を尊  
10 重し、障害者の自立と社会参加を支援するという観点に立って行われることに留意  
11 します。

12 また、障害者施策に関係する他の施策、計画等との整合性を確保し、総合的な施  
13 策の展開を図ります。

14 特に、離島における共生社会の構築、自立・社会参加の拡大などについては、離  
15 島地域で暮らし、生活する障害者への配慮に努めます。

16

## 17 (3) 障害特性等に配慮した支援

18 障害者施策は、性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態等に応じ  
19 た障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて、高齢に配慮し、策定及び実施します。

20 特に、女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困  
21 難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援  
22 が必要であることに留意します。

23 また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について、県民の更  
24 なる理解の促進に向けた広報啓発活動を行なうこととします。

25

## 26 (4) アクセシビリティの向上

27 障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して暮らすこと  
28 ができるよう、ICTを始めとした新たなデジタル化社会に向けて、ソフト、ハード  
29 ともにバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

30

## 31 (5) 障害者に対する差別等の解消

32 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」及  
33 び「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖  
34 縄県条例第 64 号）」等に基づき、障害を理由とする差別等をなくしていく取組を推進  
35 します。

36

## 37 4 計画の期間

38 令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とします。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7

## 5 計画の管理体制

本計画は、新たな振興計画との整合を図りながら、指標の達成状況について、沖縄県障害者施策推進協議会へ報告するなど、施策の効果的な推進を図ります。

また、中間年にあたる令和8年度（2026年度）を目処に、計画の進捗状況について評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 1 II 施策の展開方向

## 2 第5次沖縄県障害者基本計画の体系

大分類	中分類	小分類
1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり (共生社会の構築) 	(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進	① 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的推進 ② 権利擁護システムの強化・推進 ③ 障害者虐待防止の推進 ④ 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成 ⑤ 選挙に際しての配慮
	(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化	① 広報啓発活動等の推進 ② 障害や障害者に対する理解を深める教育の推進 ③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制
	(3) 相談支援の充実	① 相談支援の充実 ② 障害者のエンパワメント支援 ③ <b>触法障害者の地域生活移行に向けた支援</b>
	(4) 人間優先の福祉のまちづくり	① 公共空間等の整備 ② 住宅環境の整備 ③ 移動、交通手段の整備
	(5) 防災等対策の推進	① 防災・ <b>感染症</b> 対策の推進 ② 防犯対策の推進 ③ <b>消費者トラブルの防止及び被害からの救済</b>
	(6) 情報のバリアフリー化の推進	① 情報活用の利便性の向上 ② 意思疎通(コミュニケーション)支援の推進
2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり (自立・社会参加の拡大) 	(1) 雇用の拡大、就業の促進	① 雇用の拡大、就労支援の充実 ② 福祉的就労の充実と工賃の向上
	(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実	① インクルーシブ教育システムの推進 ② 早期教育の充実・学校教育の充実 ③ 特別支援教育の人材育成 ④ 生涯学習、社会教育の充実 ⑤ 充実した教育、療育の実施 ⑥ 高等教育における支援の推進
	(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進	① スポーツ・レクリエーション活動の促進 ② <b>文化芸術活動の促進</b> ③ 社会参加の促進
3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり (保健・医療・福祉サービスの充実) 	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 保健・医療サービスの充実 ② 障害福祉サービス等の充実 ③ 精神障害者の保健・医療・福祉の充実 ④ <b>総合リハビリテーションの推進</b> ⑤ 福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進 ⑥ 各種制度の周知
	(2) 発達障害児(者)等の支援	① 発達障害児(者)に対する総合的な支援 ② 高次脳機能障害者についての支援 ③ 難病患者等についての支援 ④ <b>医療的ケア児等に対する総合的な支援</b>
	(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上	① 保健、医療の専門職員の養成、確保 ② 福祉サービスの人材確保、資質の向上



# 1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）



## （1）権利擁護に関する施策の総合的な推進

障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、障害のある人に対する差別や偏見、権利利益の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう、特に障害のある女性や障害のある児童に配慮しながら障害のある人の権利擁護を推進します。

### ①沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的推進

障害のある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指して、障害のある人が安全・安心に暮らすことができるよう、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）」に基づき、障害のある人の権利擁護に関する施策を総合的に推進します。

そのため、障害のある人に対する理解の不足、誤解や偏見及び障害を理由とする差別等をなくしていくため、市町村等と連携協力して障害のある人の権利擁護を推進する体制を構築します。

また、障害のある人の相談に携わる相談員の資質向上を図るため、障害のある人からの相談や障害のある人の権利擁護に関する相談研修を実施するとともに、県行政窓口等における行政サービス向上のため県職員に対し障害のある人に対する理解を深めるための研修などを行ないます。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」との整合を図りながら、障害を理由とする差別等のものさしを県民に示し、すべての県民が日常的な権利擁護のルールとして共有し、ともに支えあう社会づくりに取り組みます。

- ◆障害を理由とする差別等の禁止などについての県民の関心と理解を深める広報
- ◆市町村等と協力した障害のある人の権利擁護に関する相談体制の構築
- ◆障害のある人の権利擁護に関する相談研修の実施
- ◆行政サービス向上のための県職員に対する研修の実施
- ◆障害を理由とした差別等の禁止
- ◆窓口等におけるサービス向上のためのテキスト等の提供

### ②権利擁護システムの強化・推進

障害者の権利侵害に関する問題を処理する第三者機関の設置については、障害当事



者の参画を確保します。また、成年後見制度など、障害などの理由で判断能力が不十分な方の権利を擁護する制度の利用促進を図るとともに、市町村段階の権利擁護体制の拡充・強化のための支援を行います。

福祉サービスに関する苦情については、事業者の苦情解決体制（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の配置）の整備と対応を促進し、事業者段階での解決が困難な場合は、沖縄県社会福祉協議会の「福祉サービス運営適正化委員会」において解決に努めます。

- ◆日常生活自立支援事業の推進体制の強化
- ◆成年後見制度の利用促進
- ◆障害者110番の充実
- ◆福祉サービスに対する苦情解決体制の充実

### ③障害者虐待防止の推進

障害者の尊厳を擁護する社会の実現に向け、障害者に対する虐待防止の推進に努めます。そのため、障害者虐待の予防及び早期発見するための体制を整備するとともに、市町村と連携し、虐待を受けた障害者に対する保護並びに虐待を受けた障害者や虐待を行った養護者への支援に取り組みます。

また、障害福祉サービス事業所等に対し、新たに義務化された虐待防止委員会の設置など、効果的な取組となるよう関係機関・民間団体と連携した研修や支援等を行います。

- ◆障害者虐待に係る通報義務の啓発広報活動
- ◆障害者虐待の予防及び早期発見
- ◆沖縄県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センターの周知及び活用
- ◆市町村の支援、連携体制の構築
- ◆市町村職員、障害福祉サービス事業所等従事者に対する研修の実施
- ◆自立支援を支援する専門的人材の確保及び資質の向上
- ◆障害者虐待の防止に関するネットワーク会議の設置

### ④権利擁護機関の連携・ネットワークの形成

障害者の権利を擁護するため、学校、警察などの関係機関並びに民間団体等との連携強化、ネットワークの形成を図ります。

- ◆障害者の権利擁護に関する関係機関並びに民間団体等との連携強化

### ⑤選挙に際しての配慮

選挙公報の発行に当たっては、障害者団体を通じて、点字版や音声版の配布を行な

1 います。また、障害のある人が円滑に投票できるよう、障害特性に応じた情報提供を  
2 行なうとともに、投票所の施設や設備について、必要な措置を講じるよう努めます。

3  
4 ◆点字版や音声版の選挙公報の配布

5 ◆投票所のバリアフリー化の促進

## 6 7 8 (2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化

9 障害者が地域社会の一員として、安心していきいきと生活するには、住民の「心の  
10 バリア」が大きな障壁となります。これらを取り除き、障害者と地域住民が共生する  
11 社会を実現するため、障害や障害者に対する理解を深める広報啓発活動や障害者理解  
12 を深める教育の実施並びに障害者と住民との交流機会の拡大を図ります。

### 13 14 ①広報啓発活動等の推進

15 障害や障害者に対する理解を深めるため、障害者の活動状況等をテレビやラジオ、  
16 新聞などのマスメディアを通して広く県民に周知するとともに、障害者団体及び民間  
17 企業やNPOと連携したイベントを開催するなど、計画的かつ効果的な広報啓発活動  
18 を推進します。

19 また、障害者が地域社会において安心していきいきと生活できるように、公共サー  
20 ビス従事者の障害や障害者に対する理解の促進を図ります。

21 さらに、外見からは分からないが援助や配慮を必要とする内部障害や難病等への理  
22 解促進についても取り組んでまいります。

23  
24 ◆広報啓発活動の充実

25 ◆障害者週間に関する事業の実施

26 ◆精神保健福祉普及月間に関する事業の実施

27 ◆発達障害啓発週間に関する取組

28 ◆難病、内部障害等に関する啓発を図るための取組

29 ◆公共サービス従事者の障害や障害者に対する理解の促進

30 ◆ヘルプマーク等のピクトグラムの普及促進

### 31 32 ②障害や障害者に対する理解を深める教育の推進

33 障害者に対して差別や偏見等のない社会をつくるため、幼児期から障害や障害者に  
34 対する理解を深める教育に努めます。

35 幼稚園、小中高等学校においても特別支援学校との交流を促し、障害や障害者への  
36 理解を深めるための教育を推進します。

37 おきなわ県政出前講座などにより、沖縄県における障害者施策について、県民の理  
38 解を深めるよう取り組みます。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38

- ◆保育所等から学校教育における障害や障害者に対する理解を深める教育の充実
- ◆学校における障害者理解促進のための「こころのバリアフリー化」の推進
- ◆おきなわ県政出前講座の実施

### ③ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制

障害者と地域住民が共生する社会を実現するためには、住民一人ひとりの「心のバリア」を取り除く必要があります。

ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等それぞれの特性を生かしたネットワークの形成を図ることにより、住民と障害者との交流、共通理解を促します。

また、障害の種別を超えて障害者同士の相互理解を深めるとともに、障害者が障害者同士を支えあう協力体制の構築に努めます。

こうした地域で活動するボランティアなどの協力体制を確保するために、これら団体の活動支援に努めます。

- ◆ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等のネットワークの形成
- ◆ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の活動支援

### (3) 相談支援の充実

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心に相談支援体制の整備を図ります。

#### ①相談支援の充実

市町村など身近な地域における性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、ライフステージに応じた障害者に対する適切な支援の入り口として、相談支援体制の充実に努めます。

また、自立支援協議会の活性化や関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みを支援します。

さらに、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、市町村における相談支援の中核機関となる基幹相談センターの設置推進及び離島における相談支援体制の充実に向けた支援を行います。

- ◆障害の区分及び障害の種類別等に応じた相談支援体制の充実
- ◆障害保健福祉圏域における相談支援の充実
- ◆自立支援協議会の活性化
- ◆障害保健福祉圏域における地域ネットワーク構築の促進
- ◆相談支援専門員等の養成・確保並びに処遇の改善

1 ◆発達障害者や医療的ケア児等への相談支援体制の強化

2 ◆離島における相談支援体制の充実支援

3 ◆基幹相談支援センターの設置推進

4 ◆地域生活支援拠点等の整備促進

5

## 6 ②障害者のエンパワメント支援

7 障害者のエンパワメントを高めるため、当事者活動の支援体制を強化するとともに、  
8 利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより地域生活の実現や継続を支  
9 えるピアサポートを推進します。

10

11 ◆障害者のエンパワメントを高める当事者活動に対する支援体制の強化

12 ◆ピアサポートの推進及びピアサポーター養成研修の実施

13

## 14 ③触法障害者の地域生活移行に向けた支援

15 罪を犯した障害者の地域生活移行に向けた支援を実施する「沖縄県地域生活定着支  
16 援センター」の相談支援機能の充実を図るとともに、受け入れ先となる施設・事業所  
17 やサービス供給の拡充を図り、触法障害者の地域生活への移行促進を図ります。

18

19 ◆地域生活定着支援センターによる相談支援体制の充実

20 ◆受け入れ先となる施設・事業所、サービス供給の拡充

21

22

## 23 (4) 人間優先の福祉のまちづくり

24 障害者を含めたすべての人が安心して生活できるように、「沖縄県福祉のまちづく  
25 り条例（平成9年沖縄県条例第5号）」に基づき、公共施設、道路・公園、交通機関な  
26 ど公共空間のバリアフリー化を促進するとともに、生活の場となる住宅のバリアフリ  
27 ー化の啓発に努めます。

28 また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第  
29 91号）」の普及啓発を図るとともに、ユニバーサルデザインを推進し、障害者を含め  
30 すべての人が利用しやすい施設の改修並びに新規整備を促進するなど、人に優しい福  
31 祉のまちづくりに取り組みます。

32

## 33 ①公共空間等の整備

34 障害者の社会活動を促すため、多くの人々が利用する公共施設や民間施設などのバリ  
35 アフリー化を進めます。また、バリアフリーを伴う施設の改修並びに新規整備に当た  
36 っては、障害者を含めすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努め  
37 ます。

38 さらに、スポーツ・レクリエーション活動及び文化芸術活動などを含め、障害者の

1 様々な社会活動における障害者のニーズに対応した公共空間等の整備並びに適正利  
2 用を促進します。

3

4 ◆福祉のまちづくりの推進

5 ◆公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進

6 ◆沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針によるユニバーサルデザインの普及

7 ◆パーキングパーミット制度の導入

8 ◆バリアフリースイレ、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等の公共空間等  
9 の適正利用の促進

10 ◆観光施設等のユニバーサルデザインの推進

11 ◆都市公園のバリアフリー化の推進

12

## 13 ②住宅環境の整備

14 障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の  
15 障害特性に適切に対応した住宅のバリアフリー化を促進するとともに、民間賃貸住宅  
16 における入居支援に努めます。また、公営住宅については、障害者の入居優遇並びに  
17 バリアフリー対応の住宅整備に努めます。さらに、障害者の地域移行の促進のため、  
18 地域生活支援拠点等の整備推進、グループホームの整備及び障害者の一人暮らしの意  
19 思を尊重した自立生活援助の利用促進等に努めます。

20

21 ◆民間住宅のバリアフリー化の支援

22 ◆民間賃貸住宅入居支援

23 ◆沖縄県居住支援協議会の運営

24 ◆公営住宅のバリアフリー化の推進

25 ◆公営住宅の入居優遇措置

26 ◆グループホームの整備促進及び自立生活援助等の利用促進

27 ◆地域生活支援拠点等の整備推進

28

## 29 ③移動、交通手段の整備

30 障害者の活動範囲を拡げ、社会参加を促すために、自家用自動車改造等の推進、障  
31 害者が安心して利用できる公共交通機関のバリアフリー化の推進を図るとともに、低  
32 床バスの導入及びコミュニティバスや福祉交通等の移動抵抗の小さい交通手段の導  
33 入により、障害者の移動手段の確保に努めます。

34 また、空港や港湾等においては、ユニバーサルデザインを推進し、障害者を含めす  
35 べての人が利用しやすい環境づくりを進めます。さらに、視覚障害者用信号機等の整  
36 備促進や歩道の障害物撤去など住民のマナー向上に努めるとともに、障害者が障害の  
37 特性に応じて安心して安全に歩いて暮らせる環境づくりを推進します。

38



- 1 ◆自家用自動車改造等の推進
- 2 ◆公共交通のバリアフリー化の推進
- 3 ◆低床バスの導入促進
- 4 ◆コミュニティバスや福祉交通等の導入支援
- 5 ◆空港及び港湾等のユニバーサルデザインの推進
- 6 ◆視覚障害者用信号機等の整備促進
- 7 ◆歩行空間等のバリアフリー化の推進
- 8 ◆エスコートゾーン・視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備促進

9  
10

## 11 (5) 防災等対策の推進

12 障害者が地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、災害・感染症の予防、  
13 発生時の対応、復旧・復興を含めた総合的な防災・感染症対策の推進並びに防犯対策  
14 の充実を図ります。

15

### 16 ①防災・感染症対策の推進

17 災害時の緊急連絡や避難方法及び支援者の確保など、地域において個々の障害特性  
18 に応じた対策を促進します。また、障害者の防災意識の向上により災害被害の軽減を  
19 促すため、啓発活動及び避難訓練の実施に努めます。

20 また、障害特性等に配慮した情報伝達や地域の実情に応じた避難支援が行われるよ  
21 う避難支援体制の整備に努めます。

22 さらに、災害時における心のケアに関する支援体制の整備に取り組みます。

23

- 24 ◆防災訓練及び避難訓練の実施
- 25 ◆災害時要配慮者支援の促進
- 26 ◆福祉避難所の整備及び指定の促進
- 27 ◆全国瞬時警報システム及び市町村防災行政無線の整備促進
- 28 ◆災害時の対応を想定した関係機関等における連携強化
- 29 ◆災害時・災害後における心のケアに関する支援体制の整備
- 30 ◆社会福祉施設の耐震化
- 31 ◆感染症対策及び業務継続に向けた取組の推進

32

### 33 ②防犯対策の推進

34 警察への緊急通信体制の強化とともに、防犯に関する相談対応並びに犯罪や事故の  
35 発生状況、防犯上のノウハウ等の安全確保に必要な情報提供など、防犯対策の充実を  
36 図ります。

37

- 38 ◆防犯に対する相談対応

1 ◆防犯に対する情報提供

2

3 ③消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4 障害者の特性に配慮した消費者被害についての情報提供を行います。また、障害者  
5 団体と連携し消費者生活講座を実施するなど、消費者教育を推進します。

6

7 ◆消費者被害についての情報提供

8 ◆消費者教育講座の実施

9

10

11 (6) 情報のバリアフリー化の推進

12 障害者の積極的な社会参加並びにエンパワメントを図るため、情報リテラシー（情  
13 報活用能力）の向上並びにコミュニケーション支援の強化を図ります。

14

15 ①情報活用の利便性の向上

16 国におけるデジタル社会実現に向けた取組を踏まえ、I C T（情報通信技術）を活  
17 用した情報提供の充実を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。障  
18 害者のニーズに応じた情報内容及び伝達方法の充実を図るとともに、特に情報の入手  
19 が困難な視覚障害者や聴覚障害者に対しては容易に情報を伝えることのできる情報  
20 伝達手段の充実に努めます。

21 また、自治体のホームページ等において、アクセシビリティ指針に基づいた情報の  
22 バリアフリーの促進に努めます。

23

24 ◆ I C T（情報通信技術）を活用した情報提供の充実

25 ◆視聴覚障害者情報提供施設の充実

26 ◆点字広報、音声広報等の促進

27 ◆情報特性に配慮した情報の提供の促進

28 ◆情報伝達機器の利用の促進

29 ◆コミュニケーション手段の充実

30 ◆自治体における情報バリアフリーの促進

31 ◆店舗、施設等のバリアフリー情報の充実・提供

32 ◆障がい者 IT サポートセンター運営事業の実施

33 ◆障害者手帳情報のデジタル化等の推進

34

35 ②意思疎通（コミュニケーション）支援の推進

36 意思疎通（コミュニケーション）支援を必要とする視聴覚障害者等に対する、手話  
37 通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者の養成  
38 研修を促進するとともに、これらの派遣体制の強化を図ります。

1       また、手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が互いに理解し合える地域社  
2 会の構築を目指し、「沖縄県手話言語条例(平成28年3月31日沖縄県条例第19号)」  
3 に基づき、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話  
4 の普及に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、  
5 手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する  
6 施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

7

8       ◆手話通訳者の設置促進

9       ◆手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣促進

10      ◆盲ろう者向け通訳・介助員の研修への派遣

11      ◆手話通訳者等の養成研修の促進

12      ◆手話通訳者等の派遣体制の充実

13



## 2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）



### （１）雇用の拡大、就業の促進

障害者が働くことは、単に経済的な自立にとどまらず、社会参加や生きがいにもつながる大切なことです。障害者が働き続けることのできる環境を整備するため、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態に合わせて働ける就労機会の条件整備に努めます。

また、福祉施設における雇用の場の拡大及び工賃の向上を図るとともに、職業能力開発の推進を図ります。

#### ①雇用の拡大、就労支援の充実

障害者の雇用拡大を図るため、県、市町村において障害者雇用を促進するとともに、障害者の継続的な就労や職場定着を支援するため、ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、企業に対して障害者雇用率制度の普及啓発活動を行うほか、雇用及び福祉の関係機関とも連携し、障害者や企業への相談支援体制の整備に努めます。

また、障害者の個々の能力や適性、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態に合わせ社内業務の選定や創出の支援、職場実習のあっせんや障害特性を踏まえた雇用管理の助言等に加え、在宅就労や短時間雇用等の促進、事業所のバリアフリー化や経営者及び従業員の意識啓発を促すなど、障害者が快適に働き続けることができる就労環境の形成に向けた啓発に努めます。

さらに、障害者雇用に積極的な事業所の表彰、障害者雇用に貢献する製品やサービスの奨励、ICT（情報通信技術）を活用した就業機会の拡大、障害者の起業支援など支援体制の推進に努めるとともに、医療・福祉・教育と連携し、個々の性別、障害の種類別や程度、健康状態に合わせた職業能力開発の充実を図ります。

こうした取組や支援に加え、障害者がそれぞれの特性に応じて、最も適した働く場へ円滑に移行し、安定して働き続けることができるように、福祉的就労から一般就労への移行も含めた就労支援の充実を図ります。

◆ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの利用促進

◆就労機会拡大に向けた職場実習のあっせんや新たな職域の開拓

◆障害者雇用率制度の普及啓発活動

◆企業に対する障害者雇用の啓発、相談指導體制の充実

◆在宅利用・就労（テレワーク）の推進

◆障害者雇用に積極的な事業所の表彰及び優秀勤労者の表彰

◆障害者就業・生活支援センターによる障害者相談支援体制の充実

- 1 ◆ ICTを活用した就業機会の推進
- 2 ◆ 障害者起業等の支援
- 3 ◆ 障害者職場適応訓練の推進
- 4 ◆ 職業能力開発校における職業訓練の充実
- 5 ◆ 医療・福祉・教育と連携した職業リハビリテーションの充実
- 6 ◆ 福祉的就労から一般就労への移行を含めた障害者の特性に最も適した働く場への
- 7 移行促進
- 8 ◆ 雇用施策と福祉施策が連携した重度障害者等就労支援特別事業の推進

## 10 ②福祉的就労の充実と工賃の向上

11 一般就労が困難な障害者の就労意向が尊重され、就労に必要な知識や技術の習得が  
 12 なされるよう、サービス事業者の支援体制の向上に努め、福祉的就労の充実を図りま  
 13 す。また、農福連携の推進など、福祉施設における雇用の拡大及び工賃の向上を図り  
 14 ます。

- 15
- 16 ◆ 就労に必要な知識及び能力の向上
- 17 ◆ 福祉的就労における工賃向上の推進
- 18 ◆ 「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法律（平成 24 年
- 19 法律第 50 号）」等に基づく官公需の優先発注の推進
- 20 ◆ 福祉施設における雇用の場の拡大
- 21 ◆ 福祉施設及び就労支援事業におけるコンサルタント及びアドバイザー派遣、農福連
- 22 携の推進等による工賃向上の推進

## 25 (2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実

26 障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすこと  
 27 ができる共生社会の実現に向けては、インクルーシブ教育システムの推進が必要です。  
 28 そのため、障害のある子供たち一人ひとりが、障害の特性及び程度に応じて、きめの  
 29 細かな支援を受け、自立した社会生活が営めるように、乳幼児期から学校卒業まで一  
 30 貫した教育・療育体制の充実に努めます。また、障害のある子供たちやその家族が望  
 31 む就学先の選択肢が広がるよう就学支援体制の充実に努めます。

## 33 ① インクルーシブ教育システムの推進

34 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを原則に、障害  
 35 のある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、合理的配慮及び必要な支援  
 36 を提供できる仕組みの整備を進めます。また、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本  
 37 人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状  
 38 況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みにより、就学先の選択肢が

1 広がるよう就学支援体制の充実を図ります。

2

### 3 ◆インクルーシブ教育システムの構築

4

#### 5 ②早期教育の充実・学校教育の充実

6 乳幼児期における障害のある子供の障害特性に応じた育児等を行うため、保護者へ  
7 の相談・支援体制を強化するとともに、保育所等における障害児保育の充実及び幼稚園  
8 における特別支援教育の充実を図り、幼児期から互いの存在を認め合う社会の実現  
9 に努めます。

10 特別支援学校については、在籍する幼児児童生徒の教育・指導だけでなく、地域に  
11 における特別支援教育のセンター的役割として、障害のある幼児児童生徒及びその保護  
12 者に対する相談支援を行うとともに、幼稚園、小・中学校や高等学校等に対しても教  
13 育的支援を行う体制の整備に努めます。また、児童生徒の社会的・職業的自立を促す  
14 ため、日常生活指導や進路指導をするとともに、障害のない児童生徒とともに学習す  
15 る交流及び共同学習の充実を図ります。

16 幼稚園、小・中学校、高等学校についても障害のある幼児児童生徒の受入れ体制を  
17 強化するとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒の安心・安全な学習環境づくり  
18 に取り組み、学校選択の枠を広げ、共に学ぶ環境の中で互いの権利を尊重できる教育  
19 の実現に努めます。

20 これらの教育施設については、基礎的環境整備の充実として、バリアフリー化を推  
21 進するなど、障害のある幼児児童生徒が学習しやすい環境を整備します。

22

#### 23 ◆保護者への相談・支援体制の強化

#### 24 ◆就学前教育の充実

#### 25 ◆特別支援学校のセンター的機能の強化

#### 26 ◆医療的ケアを必要とする学校への看護師の配置

#### 27 ◆教育施設の基礎的環境整備の充実

#### 28 ◆小・中学校、高等学校における「総合的な学習の時間」等の中での福祉に係る課題 29 への対応

30

#### 31 ② 特別支援教育の人材育成

32 障害のある子供たちの教育を行うには、教育や医療、福祉など様々な専門家の協力が  
33 必要となることから、これら関係機関の連携強化を促すとともに、特別支援教育に  
34 携わる教諭の専門性や指導力の向上を図ります。

35

#### 36 ◆特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率の向上

#### 37 ◆特別支援教育の充実のための教員研修の実施

38

1 ③ 生涯学習、社会教育の充実

2 障害者の学習意欲や個々の能力開発を支援するため、生涯学習に関する情報提供や  
3 視覚障害者等の読書環境の整備など一人ひとりの障害特性に配慮した生涯学習の場  
4 の提供に努めます。

5

6 ◆社会教育施設の整備

7 ◆生涯を通じた多様な学習活動の支援

8

9 ⑤ 充実した教育、療育の実施

10 障害のある子供一人ひとりの障害の特性や発育段階に応じて、就学前から学校卒業  
11 後までの個別の教育支援計画については、障害のある子供並びにその保護者・家族及  
12 び福祉関係機関・施設と連携のもと策定するとともに、一貫した相談支援体制を強化  
13 し、教育・療育の充実に努めます。

14 なお、肢体不自由児等の療育施設については、施設に入所している障害児以外の障  
15 害児等へ施設を開放するなど、地域利用型施設へと機能強化を図ります。

16

17 ◆障害児の一貫した相談支援体制の強化

18 ◆個別の教育支援計画の策定

19 ◆療育施設の機能の強化

20

21 ⑥ 高等教育における支援の推進

22 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に  
23 教育に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮及び  
24 施設のバリアフリー化を推進するなど安心して学習できる環境の形成に向けた啓発  
25 に努める。

26

27 ◆大学や専門学校など高等教育における障害のある学生への支援体制の形成に向け  
28 た啓発

29

30

31 (3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進

32 障害者が地域生活の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者の  
33 ニーズを踏まえながら、社会参加の促進に向けた支援体制の強化やスポーツ・レクリ  
34 エーション及び文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組みます。

35

36 ① スポーツ・レクリエーションの促進

37 沖縄県障がい者スポーツ協会や市町村等と連携し、各種スポーツ団体に関する情報  
38 提供に努めるとともに、障害者がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加で

1 きる環境づくりに取り組みます。また、スポーツ・レクリエーション活動において、  
2 障害者が楽しく安全に参加できるよう配慮するとともに、障害者スポーツ指導員の養  
3 成やサークル活動の育成並びにイベントなどを通じた障害者と地域住民との交流機  
4 会の充実を図ります。

5 さらに、ダイビングやエコツアー等観光資源についても、障害の有無に関わら  
6 ず沖縄らしさを体験できるよう、人材及びプログラム等の充実を支援していきます。

7  
8 ◆各種スポーツ団体に関する情報提供

9 ◆全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣支援

10 ◆沖縄県身体障害者スポーツ大会、沖縄県ゆうあいスポーツ大会の開催

11 ◆障害者がスポーツ・レクリエーション活動等に参加できる環境づくり

12 ◆スポーツ・レクリエーション等に関する情報提供の充実

13 ◆スポーツ・レクリエーション活動の支援強化

14 ◆観光人材・プログラム等の充実

15 ◆障害の特性に応じた競技指導のできる障害者スポーツ指導員の養成

## 16 17 ②文化芸術活動の促進

18 障害者が文化芸術等を鑑賞・参加・創造することができるよう、鑑賞機会の拡充、  
19 障害の特性に応じた環境の整備及び情報の提供に努めます。また、障害者の文化芸術  
20 活動の発表の機会や交流の促進に努めます。

21 さらに、2022年に開催予定の「美ら島おきなわ文化祭 2022」の成功に向けて、市  
22 町村、関係機関、県民等一丸となって取り組みます。

23  
24 ◆文化芸術を鑑賞できる機会の拡充

25 ◆障害者が文化芸術活動等に参加できる環境づくり

26 ◆文化芸術活動等に関する情報提供の充実

27 ◆文化芸術活動の支援強化

## 28 29 ③社会参加の促進

30 障害者の社会参加を促すため、障害者のニーズを的確に把握するとともに、当事者  
31 団体や支援団体に対する支援、個々の障害特性に配慮した環境整備や情報の提供など、  
32 社会参加の促進に向けた支援体制の強化に努めます。

33  
34 ◆障害者のニーズの把握

35 ◆障害の特性に配慮した環境整備や情報提供及び支援体制の強化

36 ◆社会活動メニューの充実



### 1 3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり(保健・医療・福祉サービス充実)



2  
3

#### 4 (1) 保健・医療・福祉サービスの充実

5 障害者が安心して暮らせるような保健・医療サービスの充実を図るとともに、障害  
6 の原因となる疾病の予防並びに早期発見、早期治療に努めます。また、医療や医学的  
7 リハビリテーションの充実を図り障害を軽減するとともに、障害の重度化・重複化の  
8 予防に努めます。

9 また、障害者が地域社会の中で生活するには、個々の障害特性によって異なる多様  
10 なサービスが、身近な地域で供給される必要があります。これらの多様なニーズに応  
11 えるため、地域と十分に連携しながら、地域の社会資源を最大限に活用して障害福祉  
12 サービス等の充実に努めます。

13

#### 14 ① 保健・医療サービスの充実

15 妊産婦の健康教育や健康診査、乳幼児健診の充実など障害の原因となる疾病の早期  
16 発見及び早期治療につながる体制を強化するとともに、生活習慣の改善や歯科疾患の  
17 予防など、県民の健康づくりを推進します。

18 また、疾病に対して適切な治療が受けられるように、専門医療機関や地域の医療機  
19 関の充実及び関係機関との連携強化を促すとともに、障害者の健康を維持するため、  
20 保健・医療サービスと福祉サービスの連携強化を図ります。

21 このような保健・医療サービスについては、障害者が入手しやすい手段を用いた情  
22 報提供の充実を図るとともに、保健所、福祉事務所、児童相談所や各市町村などの身  
23 近な地域における相談・指導体制の強化を図ります。

24 さらに、障害の原因となる疾病を早期発見して、適切な医療、リハビリテーション  
25 の提供により、障害の軽減及び二次障害の予防に努めます。

26

27 ◆性別やライフステージごとの健康課題に応じた健康づくりの推進

28 ◆疾病の早期発見、早期治療による障害の予防

29 ◆障害者の保健・医療体制の充実

30 ◆障害児(者) 歯科治療及び口腔ケア実施体制の充実

31 ◆地域完結型の歯科医療体制の推進

32 ◆認知症疾患医療センターの運営

33 ◆保健・医療サービスの相談・指導体制の強化

34 ◆保健・医療に関する情報提供の充実

35

#### 36 ② 障害福祉サービス等の充実

37 障害者が安心して日常生活を送るには、介護や家事等の日常生活上の支援や外出時

1 の介助など様々な場面での支援が必要とされ、求めるサービスは障害の種類や程度に  
2 よって異なります。これらの多様なニーズに対して、訪問系サービスの充実と合わせ  
3 て、相談支援の強化を図り、障害者本人の意思決定を最大限に考慮し、個々のニーズ  
4 に適したサービスの供給に努めます。

5 意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修  
6 等の機会を通じて、「意思決定支援ガイドライン」等や「現場職員のための意思決定支  
7 援対応例」を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた  
8 関係者に対して普及を図ります。

9 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、従事者等に対する研修の充実や情報公  
10 表制度の普及啓発に努めるとともに、障害福祉サービス事業所等に対しては、集団指  
11 導や実地指導等を通じてサービスの適正化を図ります。

12 また、障害者及びその家族が抱える様々な問題に対する相談窓口の強化や、障害者  
13 の社会参加を促す地域情報の提供を行うなど、市町村と十分に連携しながら、身近な  
14 地域における総合的な支援体制の充実に努めます。

15 日中活動系サービス事業所については、福祉施設入所者及び入院中の精神障害者の  
16 地域生活への移行による新たな利用者の増加も考慮し、希望する障害者が必要とする  
17 日中活動系サービスを受けることができるよう、障害保健福祉圏域を単位として、サ  
18 ービス提供体制を整備し障害者の地域生活を支援します。

19 居住系サービスについては、施設入所支援サービスの提供体制の確保、障害保健福  
20 祉圏域を単位とするグループホームの提供体制の整備するほか、自立生活援助の周知  
21 を図り、必要量の確保に努めます。

22 障害児福祉サービスについては、提供体制の確保のみならず、市町村や関係機関と  
23 の連携を図りつつ、重症心身障害児等が身近な地域で安心して暮らすことができるな  
24 ど、福祉サービスの充実に努めます。

25 さらに、障害者が、身体障害者手帳や療育手帳など、様々なサービスを円滑に受け  
26 られるよう事務の迅速化を図るとともに、離島地域への巡回相談及び判定を実施しま  
27 す。

28 加えて、個々の障害者のニーズに対応した福祉サービスの質の向上を図るため、公  
29 正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その評価結果を活用  
30 することで、利用者の適切な福祉サービスの選択にも資するよう推進します。

31  
32 ※障害福祉サービスに係る詳細な個別具体的内容や見込量等については、「沖縄県障  
33 害福祉計画」に位置づけています。

34  
35 ◆利用者のニーズに即した障害福祉サービスの充実

36 ◆相談支援体制の充実

37 ◆情報公表制度の普及啓発及び公表の推進

38 ◆矯正施設退所障害児（者）への相談支援、受け入れ体制の整備

- 1 ◆日中活動系サービス事業所を拠点とした地域生活の支援や就労の促進
- 2 ◆グループホームの提供体制の整備や自立生活援助の必要量の確保
- 3 ◆発達障害者や医療的ケア児等への支援充実
- 4 ◆身体障害者手帳、療育手帳の発行
- 5 ◆身体障害者更生相談所（知的障害者更生相談所）による離島地域に対する巡回相談
- 6 及び判定の実施
- 7 ◆地域の実情に合わせた、共生型サービスの活用促進
- 8 ◆第三者評価事業による外部評価及び自己評価の継続的な取組の推進

### ③精神障害者の保健・医療・福祉の充実

11 精神障害者については、早期の精神科医療の提供、人権の配慮や精神科救急医療体制による緊急時の対応など保健・医療体制の一層の充実を図るとともに、精神科病院からの退院、地域移行を促進し社会的入院の解消を進めるため、地域定着に向けた支援や地域生活に必要な支援体制の強化に努めます。

- 16 ◆精神障害者の保健・医療の充実
- 17 ◆精神科救急医療体制による緊急医療体制の確保
- 18 ◆精神障害者の社会的入院の解消、精神科病院からの地域移行の促進及び地域定着支援の強化
- 20 ◆地域生活に必要な支援体制の強化
- 21 ◆精神障害者保健福祉手帳の発行

### ④総合リハビリテーションの推進

24 障害者が住み慣れた地域や家庭において、自立した日常生活や社会生活を継続して  
25 いけるようにするため、医療施設や福祉施設、市町村、保健所等が連携し、医学的リ  
26 ハビリテーションによる身体機能の回復、職業リハビリテーションによる職業能力の  
27 向上、諸サービスを活用した社会参加を促していくなど、地域における総合的なリハ  
28 ビリテーションの推進を図ります。

#### ◆総合リハビリテーションの推進

### ⑤福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進

33 障害者が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくためには、人による支援だけでなく、  
34 自立生活をサポートする福祉用具や身体障害者補助犬を積極的かつ効果的に活用す  
35 ることが求められます。これは介護負担の軽減や支援の効率化など、介護等の支援者  
36 を支援する手段としても有効であると考えられます。

37 介護に必要な福祉用具及びその情報等を誰もが容易に入手することができるよう、  
38 沖縄県介護実習・普及センターの相談体制の充実に努めます。



1 また、補装具や日常生活用具に係る給付や相談支援、身体障害者補助犬の利用促進  
2 など、障害者の日常生活の利便性の向上に取り組みます。

3  
4 ◆沖縄県介護実習・普及センターの相談体制の充実

5 ◆補装具や日常生活用具の給付等の相談支援

6 ◆身体障害者補助犬の利用促進

## 7 8 ⑥各種制度の周知

9 障害者が安心して暮らし、生活できるよう、医療費の公費負担制度、障害年金や特  
10 別障害者手当など各種制度の周知に努めます。

11 また、身体障害者手帳等所持者の各種減免制度や障害福祉サービス等に関する相談  
12 支援について周知を行い、障害者の自立と社会参加を推進します。

13  
14 ◆自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）の周知

15 ◆重度心身障害児（者）の医療費助成の周知

16 ◆障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知

17 ◆生活福祉資金貸付制度の周知

18 ◆心身障害者扶養共済制度の周知

19 ◆身体障害者手帳等所持者の各種減免制度の周知

20 ◆一定の障害がある65歳以上74歳未満の方を対象とした後期高齢者医療制度の周知

## 21 22 23 (2) 発達障害児（者）等の支援

24 発達障害の早期発見から早期対応を図るための体制の充実に向け、発達障害児（者）  
25 及びその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援などに取り組みます。

26 また、高次脳機能障害や難病等に対する正しい理解を促進するための普及啓発並び  
27 に相談支援などの充実を図ります。

## 28 29 ①発達障害児（者）に対する総合的な支援

30 発達障害児（者）やその家族等のニーズを捉え、発達障害児（者）及びその家族等  
31 に対する相談支援、発達支援、就労支援など発達障害児（者）に対する総合的支援の  
32 拠点となる沖縄県発達障害者支援センターの拠点機能の充実、発達障害に関する普及  
33 啓発及び支援にあたる人材の育成に努めます。

34 また、当事者家族を含めた関係機関、市町村、福祉事務所、児童相談所、児童発達  
35 支援センター、学校等との連携を図り、発達の気になる段階を含め、各ライフステー  
36 ジに応じた支援が切れ目なく行われるよう、地域における支援体制の整備を推進しま  
37 す。

38 さらに、医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援するため、相談支援や情報提

1 供、人材育成、関係機関との連絡調整に取り組みます。

- 2
- 3 ◆健診等を通じた発達のご案内になる段階での発達支援
- 4 ◆沖縄県発達障害者支援センターの拠点機能の充実
- 5 ◆障害児等療育支援事業の実施
- 6 ◆発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援の充実
- 7 ◆関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

## 9 ②高次脳機能障害者についての支援

10 高次脳機能障害の支援拠点機関において、正しい理解を促進するための普及啓発、  
11 専門的な相談支援の充実、関係機関との支援ネットワークの充実、支援手法等に対す  
12 る研修等を行うなど、高次脳機能障害者の支援体制の充実を図ります。

- 13
- 14 ◆高次脳機能障害に対する正しい理解の促進
- 15 ◆高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援の充実
- 16 ◆高次脳機能障害の支援拠点機関の支援体制の充実

## 18 ③ 難病患者等についての支援

19 平成 25 年 4 月から障害者総合支援法における障害者の定義に「難病等」が追加さ  
20 れ、難病患者等の障害福祉サービス等の利用が可能となりました。

21 難病患者等の支援については、障害福祉サービス等の利用を促進するとともに、医  
22 療費等の助成及び専門性のある相談窓口の設置により難病患者及びその家族の安定  
23 した療養生活の確保に取り組みます。

24 また、小児慢性特定疾病児童等の支援についても、医療費助成制度及び日常生活用  
25 具の給付を実施するなど、日常生活の質の向上を図ります。

- 26
- 27 ◆難病等に対する正しい理解の促進
- 28 ◆難病患者等への障害福祉サービス利用の周知
- 29 ◆難病法による医療費助成制度の実施
- 30 ◆専門性のある相談窓口の設置
- 31 ◆小児慢性特定疾病医療費助成制度の実施
- 32 ◆小児慢性特定疾病児童等の日常生活の質の向上支援

## 34 ④医療的ケア児等に対する総合的な支援

35 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」における医療的ケア児の  
36 日常生活及び社会生活を社会全体で支えるという理念にのっとり、市町村、関係機関  
37 と連携して、医療的ケア児及びその家族への相談支援や情報提供、人材育成の充実等  
38 に取り組みます。

1 また、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするため、看護師等の配置  
2 や保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等を行い、受け入れ体  
3 制の整備に取り組みます。

4  
5 ◆医療的ケア児及びその家族等に対する相談支援等の充実

6 ◆関係機関等への情報の提供及び研修

7 ◆医療的ケア児コーディネーターの配置

8 ◆保育所等における看護師等配置の支援等の推進

9  
10  
11 (3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上

12 障害者が、社会の一員として、安心して日常生活を送り、積極的に社会参加を実現  
13 するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とします。そのために、これらの人  
14 材の養成、確保並びに資質の向上に努めます。

15  
16 ①保健、医療の専門職員の養成、確保

17 医師、看護師や保健師、精神保健福祉士とともに、医学的リハビリテーションにお  
18 いて重要な理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などの専門職員の養成、確保に努め  
19 ます。

20  
21 ◆保健、医療人材の養成、確保

22  
23 ②福祉サービスの人材確保、資質の向上

24 障害者の自立した生活や社会参加を促すため、社会福祉士や精神保健福祉士、介護  
25 福祉士などの専門職員の養成、確保に努めます。

26 また、障害者のニーズに沿った福祉サービスの調整を行う相談支援従事者や障害福  
27 祉サービス事業所におけるサービス管理責任者、そして、障害者の地域での自立生活  
28 を支援する手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び資質の向  
29 上を図るための研修の充実に努めます。

30 さらに、障害者の日々の生活を支援するホームヘルパー（居宅介護従事者）やガイ  
31 ドヘルパー（移動支援従事者）などの障害者のニーズに応じた人材の確保に努めます。

32 障害福祉サービス従業者の処遇改善については、処遇改善加算等について周知を図  
33 るなど、事業所による加算取得に向けた取組を促進します。

34 また、障害福祉分野におけるICT活用等による生産性向上の取組を促進し、サー  
35 ビスの向上に努めます。

36  
37 ◆福祉人材の養成、確保

38 ◆福祉サービスの人材確保、資質の向上

- 1 ◆障害福祉サービス従事者の処遇改善の促進
- 2 ◆障害福祉分野におけるICT活用等によるサービスの向上

3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38

### Ⅲ 成果指標

#### 1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）

項 目	現状値（基準年）	目標値(R13)
【1】日常生活自立支援事業利用者数	675 人(R2)	<u>890 人</u>
【2】成年後見制度利用促進計画を策定している市町村数	1 市町村 (2.4%) (R2)	<u>22 市町村(R5)</u>
【3】中核機関を整備している市町村数	1 市町村 (2.4%) (R2)	<u>22 市町村(R5)</u>
【4】福祉のまちづくり条例に基づく、民間施設の完了 検査及び公共施設の適合証交付審査における適合率	<u>64.5% (R2)</u>	<u>75.0%</u>
【5】ノンステップバス導入率	<u>71.6% (R1)</u>	<u>    %</u>
【6】県営住宅のバリアフリー化率	29.8% (R2)	<u>41.2%</u>
【7】都市公園のバリアフリー化率	34.7% (R2)	<u>42.6%</u>
【8】ユニバーサルデザインへの対応を推進した港湾の 数	<u>0 港(R3)</u>	<u>25 港</u>
【9】登録手話通訳者・要約筆記者の数	<u>140 名 (R2)</u>	<u>236 名</u>
【10】避難行動要支援者名簿作成等の推進	39 市町村 (95.1%) (R2)	41 市町村 (100%)
【11】公営住宅管理戸数	30,132 戸 (R2)	<u>31,130 戸</u>
【12】個別避難計画策定市町村数(一部作成含む)	17 市町村 (41.5%) (R2)	41 市町村 (100%)

#### □主な具体的施策□

##### (1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進

- ◆障害のある人の権利擁護に関する相談研修の実施
- ◆成年後見制度の利用促進
- ◆障害者虐待に係る通報義務の啓発広報活動
- ◆投票所のバリアフリー化の促進 など

##### (2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化

- ◆障害者週間等に関する事業の実施
- ◆学校における障害者理解促進のための「こころのバリアフリー化」の推進 など

- 1  
2 (3) 相談支援の充実  
3 ◆相談支援専門員等の養成・確保並びに処遇の改善  
4 ◆ピアサポートの推進及びピアサポーター養成研修の実施 など  
5  
6 (4) 人間優先の福祉のまちづくり  
7 ◆公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進  
8 ◆公営住宅の入居優遇措置 など  
9  
10 (5) 防災等対策の推進  
11 ◆災害時要配慮者支援の促進  
12 ◆防犯に対する相談対応 など  
13  
14 (6) 情報のバリアフリー化の推進  
15 ◆障害特性に配慮した情報の提供の促進  
16 ◆手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣促進 など  
17

## 2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）

項 目	現状値（基準年）	目標値（R13）
【13】障害者実雇用率	2.86%（R3）	___ %
【14】障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額	15,638 円（R2）	17,200 円
【15】障害者スポーツ活動団体数	32 団体（R2）	38 団体
【16】「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」実施市町村数	27 市町村（R2）	29 市町村
【17】障害者の多様なニーズに対応した委託訓練修了者の就職率	41.2%（R2）	55.0%
【18】農福連携の推進に向けた農業専門家派遣事業所数	5 事業所（R2）	5 事業所
【19】特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率	93.4%（R3） 79.0%（R2）	___ %

### □主な具体的施策□

#### （1）雇用の拡大、就業の促進

- ◆「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法律」等に基づく官公需の優先発注の推進
- ◆就労機会拡大に向けた職場実習のあっせんや新たな職域の開拓
- ◆福祉的就労から一般就労への移行を含めた障害者の特性に最も適した働く場への移行促進 など

#### （2）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実

- ◆教育施設の基礎的環境整備の充実
- ◆障害児の一貫した相談支援体制の強化
- ◆大学や専門学校など高等教育における障害のある学生への支援体制に向けた啓発 など

#### （3）スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進

- ◆全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣支援
- ◆障害の特性に応じた競技指導の出来る障害者スポーツ指導員の養成 など

1 3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービスの充  
2 実）  
3

項 目	現状値（基準年）	目標値(R13)
<b>【20】発達障害者の相談窓口設置市町村数</b>	<b>18 市町村(R2)</b>	<b>41 市町村</b>
<b>【21】福祉施設から地域生活への移行者数</b>	<b>39 人(R1)</b>	<b>39 人</b>
<b>【22】医療施設に従事する医師数(人口 10 万人あたり)</b>	<b>240.7 人(H30)</b>	<b>_____ 人</b>
<b>【23】看護師就業者数(人口 10 万人対比)</b>	<b>1060.6 人(H30)</b>	<b>1453.2 人</b>
<b>【24】サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 研修受講者数</b>	<b>397 人(R3)</b>	<b>400 人</b>

4  
5 □主な具体的施策□

6 (1) 保健・医療・福祉サービスの充実

- 7 ◆障害者の保健・医療体制の充実
- 8 ◆グループホームの提供体制の整備や自立生活援助の必要量の確保
- 9 ◆精神障害者の地域移行の促進及び地域定着支援の強化 など

10  
11 (2) 発達障害児（者）等の支援

- 12 ◆健診等を通じた発達の気になる段階での発達支援
- 13 ◆高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援の充実
- 14 ◆難病等に対する正しい理解の促進
- 15 ◆医療的ケア児及びその家族等に対する相談支援等の充実 など

16  
17 (3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上

- 18 ◆保健・医療人材の養成、確保
- 19 ◆福祉人材の確立・養成
- 20 ◆福祉サービスの人材確保、資質の向上 など



1 **用語の解説**

2

3 **【あ行】**

4 **アクセシビリティ**

5 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

6

7 **インクルーシブ教育システム**

8 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達  
9 させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のな  
10 い者が共に学ぶ仕組みのことをいう。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己  
11 の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が  
12 提供される等が必要とされている。

13

14 **エコツーリズム**

15 一般には、自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値  
16 や大切さが理解され、保全につなげていくことを目指した観光のこと。沖縄県では、①自然・歴  
17 史・文化の適切な保全と持続的な活用、②地域の活性化、③訪問者が適切な案内を受けて地域の自  
18 然・歴史・文化とふれあう活動の3つの要素を満たす観光をエコツーリズムの考え方に掲げ推進  
19 している。

20

21 **NPO**

22 非営利組織と訳される。広く社会全体に役立つ活動を、組織として自発的に行い、組織内部で  
23 の利益分配を行わず、事業活動継続を目指す団体を目指している。

24

25 **エンパワメント**

26 社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが  
27 力（パワー）を自覚して行動できるような援助を行うことをいう。利用者などの主体性、人権等  
28 が脅かされている状態において、心理的、社会的に支援する過程をいう。

29

30 **【カ行】**

31 **介護実習・普及センター**

32 高齢者や身体障害者が住み慣れた地域で安心して自立した在宅生活を送ることができるよう支  
33 援する機関。

34

35 **介護福祉士**

36 社会福祉士及び介護福祉法に基づく国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神  
37 上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者の心身の状況に応じた介護を行うと  
38 ともに、介護を要する者及び介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者を指す。

39

1 **グループホーム**

2 福祉サービスのひとつ。地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日  
3 に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うものをいう

4

5 **言語聴覚士**

6 言語聴覚士法に定められた資格を有し、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人の機能の  
7 維持向上を図るため、言語訓練やその他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助  
8 を行うことを業務とする者をいう。

9

10 **高次脳機能障害**

11 脳血管障害や頭部外傷などによって脳が損傷され、言語、思考、記憶、遂行、学習、注意などの  
12 機能が働きにくい状態をいう。この障害は、外見上わかりにくいいため、一般の方に理解されにく  
13 く、本人や家族の負担が大きなものになりやすい。

14

15 **コミュニティバス**

16 公共交通が不便な地域などで、高齢者や体の不自由な方にも安全で利用しやすく、地域住民の  
17 多様なニーズにきめ細かく対応する地域密着型のバスのことをいう。市町村が運行する一般路線  
18 がコミュニティバス路線となることもある。

19

20 **【サ行】**

21 **作業療法士**

22 理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。  
23 医師の指示の下に、身体又は精神障害のある人に、手芸工芸、その他の作業を行わせ、主とし  
24 てその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。

25

26 **施設入所支援**

27 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うことをいう。

28

29 **社会資源**

30 生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称。社会福祉施設や介護サ  
31 ービス、社会生活に関する情報提供なども含まれる。これらを供給主体から分類すれば、行政や  
32 社会福祉法人によるサービスなどのフォーマルなものと同隣の人々や友人などのインフォーマル  
33 なものに分けられるが、その境界は明確ではない。（「社会福祉用語辞典第9版」ミネルヴァ書房）

34

35 **生涯学習**

36 一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活  
37 動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場  
38 や機会において行う学習。

39

## 1 障害者雇用率制度

2 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている対象障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健福祉手帳の交付を受けている者に限る））の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき適当な雇用の場を与えるための制度をいう。令和3年3月1日からは、民間の事業主にあつては2.3%、国及び地方公共団体にあつては2.5%、教育委員会にあつては2.4%、特殊法人にあつては2.5%以上の対象障害者を雇用する義務を負うことに改正された。

## 8 障害者週間

9 平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来「障害者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間で、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において様々な意識啓発に係る取組を展開している。

## 15 障害者就業・生活支援センター

16 就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことを目的としている。

## 20 障害者就労支援（障害者に対する就労支援）

21 就労支援としては、(1) 企業など通常の事業所での就労を希望する障害のある人に対して、一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う「就労移行支援事業」(2) 企業など通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行う「就労継続支援 A 型事業」(3) 企業など通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づかない就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行う「就労継続支援 B 型事業」(4) 一般就労へ移行した障害のある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行う「就労定着支援事業」といった事業がある。

## 32 職場適応訓練

33 本雇用を前提として、障害者の能力に適した作業を企業に委託して実施訓練を行い、職場環境へ適応しやすくする。訓練終了後は引き続き雇用に移行する制度。期間は通常 6 か月（重度障害者：1 年）。企業への委託費として、訓練生 1 人あたり月額 24,000 円（重度障害者：25,000 円）が支給される。

## 38 障害者 110 番

39 障害者の権利擁護に係る相談等に対応する常設相談窓口をいう。内容に応じ弁護士等による相

1 談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じ専門機関に依頼する。

## 2 障害年金

3 国民年金法、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法等の年金各法に基づく障害を支給事由  
4 とする年金給付をいう。障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。

5

## 6 障害保健福祉圏域

7 県では、各市町村の区域を越える広域的な事業の実施など、地域の特性を踏まえた施策を計画  
8 的に推進するために、5つの圏域（県福祉事務所の管轄：北部、中部、南部、宮古、八重山）を設  
9 定している。

圏域名 (計 11 市 11 町 19 村)	市 町 村 名
北部障害福祉圏域 (1 市 1 町 7 村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部障害福祉圏域 (3 市 3 町 5 村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部障害福祉圏域 (5 市 5 町 6 村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古障害福祉圏域 (1 市 1 村)	宮古島市、多良間村
八重山障害福祉圏域 (1 市 2 町)	石垣市、竹富町、与那国町

10

## 11 小児慢性特定疾病

12 子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担の高額となるものは「小  
13 児慢性特定疾患」として、医療費の公費負担が行われている。

14 対象は悪性新生物／慢性腎疾患／慢性呼吸器疾患／慢性心疾患／内分泌疾患／膠原病／糖尿病／  
15 先天性代謝異常／血液疾患／免疫疾患／神経・筋疾患／慢性消化器疾患／染色体又は遺伝子に変  
16 化を伴う症候群／皮膚疾患群／骨系統疾患／脈管系疾患。

17

## 18 自立支援医療

19 心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医  
20 療制度。平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法（平成 25 年 4 月から「障害者の日常生活  
21 及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正）の施行に伴い、従来の育成医療、または  
22 更生医療、精神障害者通院医療が統合してできた医療給付制度。

23

## 24 心身障害者扶養共済制度

25 障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納入することにより、保護

1 者の死亡などの場合に障害者に終身年金を支給し、障害者の生活の安定と福祉の増進に資すると  
2 ともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした任意加入の制度を  
3 いう。

#### 4 5 **身体障害者更生相談所**

6 身体障害者福祉法第 11 条の規定に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施に関  
7 し、適切な支援をすることを目的に設置され、相談業務・判定業務及び市町村相互間の連絡調整  
8 業務を行っている。

#### 9 10 **身体障害者手帳**

11 身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害がある者に対し、申請に基づいて障害程度を認  
12 定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付する手帳。各種援護施策を受けること  
13 ができる。対象となる障害は視覚／聴覚、平衡機能／音声・言語・そしゃく機能／肢体不自由／  
14 心臓機能／じん臓機能／呼吸器機能／ぼうこう又は直腸機能／小腸機能／免疫機能／肝臓機能。

#### 15 16 **生活習慣病**

17 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群をい  
18 う。

#### 19 20 **生活福祉資金**

21 低所得者、障害者及び高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉  
22 の促進等を図り、安定した生活が送れることを目的として、都道府県の社会福祉協議会が実施す  
23 る資金の貸付制度。

#### 24 25 **精神障害者保健福祉手帳**

26 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する  
27 者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として、  
28 申請に基づき認定し県知事が交付する手帳。

#### 29 30 **精神保健福祉士**

31 精神保健福祉士法に基づく国家資格をいう。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と  
32 技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のた  
33 めに必要な訓練その他の援助を行うことを業務とする者で、精神保健福祉士登録簿に登録された  
34 者をいう。

#### 35 36 **成年後見制度**

37 認知症、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度をい  
38 う。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39

## 全国瞬時警報システム

人工衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムをいう。通称 J-ALERT。

## 相談支援

相談支援は障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心として実施するサービスで、障害福祉サービス等の利用計画が立てられない場合に相談できる計画相談支援や、一般的な相談をしたい場合などの相談に対応する地域相談支援等がある。

### 【夕行】

## 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業者が自ら体制を設置するもの。職務は、苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取、苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知、事業者への助言、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言、日常的な状況把握と意見傾聴などがある。

## 第三者評価

福祉サービス事業者が提供する福祉サービスを、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的に評価し、その結果を事業者にフィードバックすることによって、事業者自らが自己の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とした制度をいう。

## 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するため、入院中から、住居の確保や新生活の準備等について支援を行うもの。

## 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしているなど、地域生活している者に対して、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うもの。

## 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。

## 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を

1 改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うこと。

## 2 【ナ行】

### 3 内部障害

4 身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障害。

5

### 6 難病等

7 難病等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。障害者総合支援法における難病等の範囲は、平成 30 年 2 月 20 日に開催された第 5 回障害者総合支援法対象疾病検討会において、359 疾病となっている。

11

### 12 日中活動系サービス

13 障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所などの昼に提供されるサービス種別をいう。

16

## 17 【ハ行】

### 18 パーキングパーミット制度

19 障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付するものをいう。この利用証により、駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。一部の地域では地方公共団体間の連携により、利用証の相互利用も進められている。

23

### 24 発達障害

25 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

27

### 28 発達障害者支援センター

29 発達障害者支援法第 14 条に基づき、発達障害者支援の専門機関として各都道府県・指定都市に設置。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。

32

### 33 バリアフリー

34 障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味である。バリアフリーという用語は、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、第 4 次沖縄県障害者基本計画本文では、障害者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）を除去するという意味で用いている。

39

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39

## ピアカウンセリング

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。主に相談に力点を置く概念。

## 福祉的就労

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。

## 訪問系サービス

障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援など自宅や外出時に提供されるサービスの種別をいう。

### 【ヤ行】

## ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことをいう。

### 【ラ行】

## 理学療法士

理学療法士法及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。身体に障害のある人に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、体操、電氣的な刺激、マッサージ、温熱等の物理的な刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者。

## リハビリテーション

心身に障害のある者の人間的復権を理念とし、障害者のもつ能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために用いられる専門的技術。リハビリテーションには、医学的・心理的・職業的・社会的・教育的分野等がある。障害者の全人的復権を図るためには、これら諸技術の総合的推進が求められている。

## 療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子ども及びその家族、障害に関して心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

## 療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障害を有する者に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知



1 「障害者」であることの証票として県知事が交付する手帳。

## 第5次沖縄県障害者基本計画（素案） 新旧対照表

修正案	現 行
<p>I 総論</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>本県では、平成6年度に策定した「沖縄県障害者福祉長期行動計画－障害者にやさしい福祉社会をめざして」から「<u>第4次沖縄県障害者基本計画</u>」まで、障害者が社会の一員として共に暮らせる共生社会の実現に向け、様々な取組を推進してきました。</p> <p>この間における障害者施策に関する国内法の制定・改正等の情勢変化やこれまでの障害者基本計画の進捗状況を踏まえ、本県においても、障害者が自らの意思で望む生き方を実現できる社会づくりを目指し、新たな障害者計画として「<u>第5次沖縄県障害者基本計画</u>」を令和4年△月に策定し、計画期間である令和4年度から令和13年度までの10年間における施策の展開方法並びに成果指標を定めました。</p> <p>この計画においては、障害者基本法の目的及び基本理念を踏まえつつ、平成22年3月に策定した<u>沖縄21世紀ビジョン</u>で示した将来像「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者が地域社会の一員として、いきいきと暮らすことのできる社会の実現に向けて、障害者の権利擁護を推進するとともに、県、市町村、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制を構築することにより、障害者が自らの意思で望む生き方を実現できる社会づくりを目指します。</p> <p>2 計画の性格</p>	<p>I 総論</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>本県では、平成6年度に策定した「沖縄県障害者福祉長期行動計画－障害者にやさしい福祉社会をめざして」から「<u>第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～</u>」まで、障害者が社会の一員として共に暮らせる共生社会の実現に向け、様々な取組を推進してきました。</p> <p>この間における障害者施策に関する国内法の制定・改正等の情勢変化やこれまでの障害者基本計画の進捗状況を踏まえ、本県においても、障害者が自らの意思で望む生き方を実現できる社会づくりを目指し、新たな障害者計画として「<u>第4次沖縄県障害者基本計画</u>」を平成26年3月に策定し、計画期間である平成26年度から平成33年度までの8年間における施策の展開方法並びに成果指標を定めました。</p> <p>この計画においては、障害者基本法の目的及び基本理念を踏まえつつ、平成22年3月に策定した<u>沖縄21世紀ビジョン</u>で示した将来像「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者が地域社会の一員として、いきいきと暮らすことのできる社会の実現に向けて、障害者の権利擁護を推進するとともに、県、市町村、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制を構築することにより、障害者が自らの意思で望む生き方を実現できる社会づくりを目指します。</p> <p>現行計画の計画期間の後期を迎えるに当たり、「<u>沖縄21世紀ビジョン基本計画</u>」を推進する活動計画として平成29年10月に策定された「<u>沖縄21世紀ビジョン実施計画（後期）</u>」との整合性を図り、障害者関係の法制度の改正状況その他社会情勢の変化を踏まえ、計画の見直しを行いました。</p> <p>2 計画の性格</p>

修正案	現 行
<p>沖縄県障害者基本計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく沖縄県の障害者施策に関する基本的な計画であるとともに、本県の総合計画である「<u>新たな振興計画</u>」と整合を図りつつ、市町村障害者基本計画策定の基本方針を示すものです。</p> <p>これは、<u>沖縄21世紀ビジョン</u>において示した将来像を実現するための、本県の障害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的推進方策及び達成すべき指標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図ろうとする計画です。</p> <p>また、本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」を踏まえ、誰一人取り残さない（leave no one behind）という理念のもと、SDGsを推進します。</p> <p><b>3 各施策に共通する基本的な視点</b></p> <p>(1) 障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援</p> <p>障害者が自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえるとともに、障害者施策の策定及びその実施に当たっては、障害者及びその家族等の関係者の意見を聴くなど、その意見を尊重するよう努めます。</p> <p>障害者の施策決定過程への参画を促進する観点から、障害者施策に関する協議会等の障害者委員に対して、障害特性に応じた適切な情報保障等を確保します。</p> <p>また、これら協議会等の会議資料等を始めとする障害者施策に関する情報の公開や障害者施策に関連する計画等に関する県民意見募集（パブリック・コメント）は、障害特性に配慮して実施するよう努めます。</p> <p>あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通の手段を選択する機会の提供を促進します。</p>	<p>沖縄県障害者基本計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく沖縄県の障害者施策に関する基本的な計画であるとともに、本県の総合計画である「<u>沖縄21世紀ビジョン基本計画</u>」と整合を図りつつ、市町村障害者基本計画策定の基本方針を示すものです。</p> <p>これは、<u>沖縄21世紀ビジョン</u>において示した将来像を実現するための、本県の障害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的推進方策及び達成すべき指標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図ろうとする計画です。</p> <p>また、本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」を踏まえ、誰一人取り残さない（leave no one behind）という理念のもと、SDGsを推進します。</p> <p><b>3 各施策に共通する基本的な視点</b></p> <p>(1) 障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援</p> <p>障害者が自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえるとともに、障害者施策の策定及びその実施に当たっては、障害者及びその家族等の関係者の意見を聴くなど、その意見を尊重するよう努めます。</p> <p>障害者の施策決定過程への参画を促進する観点から、障害者施策に関する協議会等の障害者委員に対して、障害特性に応じた適切な情報保障等を確保します。</p> <p>また、これら協議会等の会議資料等を始めとする障害者施策に関する情報の公開や障害者施策に関連する計画等に関する県民意見募集（パブリック・コメント）は、障害特性に配慮して実施するよう努めます。</p> <p>あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通の手段を選択する機会の提供を促進します。</p>

修正案	現 行
<p>(2) 施策の総合的な推進</p> <p>障害者が乳幼児期から適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、雇用、教育等の各分野の有機的な連携の下、各施策を展開し、支援を行うよう努めます。</p> <p>支援に当たっては、県民が等しく地域社会の一員として、相互に人格と個性を尊重し、障害者の自立と社会参加を支援するという観点に立って行われることに留意します。</p> <p>また、障害者施策に関係する他の施策、計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。</p> <p>特に、離島における共生社会の構築、自立・社会参加の拡大などについては、離島地域で暮らし、生活する障害者への配慮に努めます。</p> <p>(3) 障害特性等に配慮した支援</p> <p>障害者施策は、性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて、高齢に配慮し、策定及び実施します。</p> <p>特に、女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援が必要であることに留意します。</p> <p>また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について、県民の更なる理解の促進に向けた広報啓発活動を行なうこととします。</p> <p>(4) アクセシビリティの向上</p> <p>障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して暮らすことができるよう、ICTを始めとした新たなデジタル化社会に向けて、ソフト、ハードともにバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。</p>	<p>(2) 施策の総合的な推進</p> <p>障害者が乳幼児期から適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、雇用、教育等の各分野の有機的な連携の下、各施策を展開し、支援を行うよう努めます。</p> <p>支援に当たっては、県民が等しく地域社会の一員として、相互に人格と個性を尊重し、障害者の自立と社会参加を支援するという観点に立って行われることに留意します。</p> <p>また、障害者施策に関係する他の施策、計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。</p> <p>特に、離島における共生社会の構築、自立・社会参加の拡大などについては、離島地域で暮らし、生活する障害者への配慮に努めます。</p> <p>(3) 障害特性等に配慮した支援</p> <p>障害者施策は、性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて、高齢に配慮し、策定及び実施します。</p> <p>特に、女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援が必要であることに留意します。</p> <p>また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について、県民の更なる理解の促進に向けた広報啓発活動を行なうこととします。</p> <p>(4) アクセシビリティの向上</p> <p>障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して暮らすことができるよう、_____ソフト、ハードともにバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。</p>

修正案	現 行
<p>(5) 障害者に対する差別等の解消 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」及び「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）」等に基づき、障害を理由とする差別等をなくしていく取組を推進します。</p> <p><b>4 計画の期間</b> 令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。</p> <p><b>5 計画の管理体制</b> 本計画は、<u>新たな振興計画</u>との整合を図りながら、指標の達成状況について、沖縄県障害者施策推進協議会へ報告するなど、施策の効果的な推進を図ります。 <u>また、中間年にあたる令和8年度（2026年度）を目処に、計画の進捗状況について評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。</u></p> <p><b>II 施策の展開方向</b> 第5次沖縄県障害者基本計画の体系 — 省略 —</p> <p><b>1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）</b></p> <p>(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進 障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障害のある人に対する差別</p>	<p>(5) 障害者に対する差別等の解消 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」及び「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）」等に基づき、障害を理由とする差別等をなくしていく取組を推進します。</p> <p><b>4 計画の期間</b> <u>平成26年度（2014年度）から令和3年度（2021年度）までの8年間</u>とします。</p> <p><b>5 計画の管理体制</b> 本計画は、<u>沖縄21世紀ビジョン基本計画</u>との整合を図りながら、指標の達成状況について、沖縄県障害者施策推進協議会へ報告するなど、施策の効果的な推進を図ります。</p> <p><b>II 施策の展開方向</b> 第4次沖縄県障害者基本計画の体系 — 省略 —</p> <p><b>1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）</b></p> <p>(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進 障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障害のある人に対する差別</p>

修正案	現 行
<p>や偏見、権利利益の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう、特に障害のある女性や障害のある児童に配慮しながら障害のある人の権利擁護を推進します。</p> <p><b>①沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的推進</b></p> <p>障害のある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指して、障害のある人が安全・安心に暮らすことができるよう、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）」に基づき、障害のある人の権利擁護に関する施策を総合的に推進します。</p> <p>そのため、障害のある人に対する理解の不足、誤解や偏見及び障害を理由とする差別等をなくしていくため、市町村等と連携協力して障害のある人の権利擁護を推進する体制を構築します。</p> <p>また、障害のある人の相談に携わる相談員の資質向上を図るため、障害のある人からの相談や障害のある人の権利擁護に関する相談研修を実施するとともに、県行政窓口等における行政サービス向上のため県職員に対し障害のある人に対する理解を深めるための研修などを行ないます。</p> <p>さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」との整合を図りながら、障害を理由とする差別等のものさしを県民に示し、すべての県民が日常的な権利擁護のルールとして共有し、ともに支えあう社会づくりに取り組みます。</p> <p>◆障害を理由とする差別等の禁止などについての県民の関心と理解を深める広報</p> <p>◆市町村等と協力した障害のある人の権利擁護に関する相談体制の構築</p> <p>◆障害のある人の権利擁護に関する相談研修の実施</p> <p>◆行政サービス向上のための県職員に対する研修の実施</p>	<p>や偏見、権利利益の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう、特に障害のある女性や障害のある児童に配慮しながら障害のある人の権利擁護を推進します。</p> <p><b>①沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的推進</b></p> <p>障害のある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指して、障害のある人が安全・安心に暮らすことができるよう、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）」に基づき、障害のある人の権利擁護に関する施策を総合的に推進します。</p> <p>そのため、障害のある人に対する理解の不足、誤解や偏見及び障害を理由とする差別等をなくしていくため、市町村等と連携協力して障害のある人の権利擁護を推進する体制を構築します。</p> <p>また、障害のある人の相談に携わる相談員の資質向上を図るため、障害のある人からの相談や障害のある人の権利擁護に関する相談研修を実施するとともに、県行政窓口等における行政サービス向上のため県職員に対し障害のある人に対する理解を深めるための研修などを行ないます。</p> <p>さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」との整合を図りながら、障害を理由とする差別等のものさしを県民に示し、すべての県民が日常的な権利擁護のルールとして共有し、ともに支えあう社会づくりに取り組みます。</p> <p>◆障害を理由とする差別等の禁止などについての県民の関心と理解を深める広報</p> <p>◆市町村等と協力した障害のある人の権利擁護に関する相談体制の構築</p> <p>◆障害のある人の権利擁護に関する相談研修の実施</p> <p>◆行政サービス向上のための県職員に対する研修の実施</p>



修正案	現 行
<p>◆障害を理由とした差別等の禁止</p> <p>◆窓口等におけるサービス向上のためのテキスト等の提供</p> <p><b>②権利擁護システムの強化・推進</b></p> <p>障害者の権利侵害に関する問題を処理する第三者機関の設置については、障害当事者の参画を確保します。また、成年後見制度など、<u>障害などの理由で判断能力が不十分な方の権利を擁護する制度の利用促進を図るとともに、市町村段階の権利擁護体制の拡充・強化のための支援を行います。</u></p> <p>福祉サービスに関する苦情については、事業者の苦情解決体制（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の配置）の整備と対応を促進し、事業者段階での解決が困難な場合は、沖縄県社会福祉協議会の「福祉サービス運営適正化委員会」において解決に努めます。</p> <p>◆日常生活自立支援事業の推進体制の強化</p> <p>◆成年後見制度の利用促進</p> <p>◆障害者110番の充実</p> <p>◆福祉サービスに対する苦情解決体制の充実</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>③障害者虐待防止の推進</b></p> <p>障害者の尊厳を擁護する社会の実現に向け、障害者に対する虐待防止の</p>	<p>◆障害を理由とした差別等の禁止</p> <p>◆窓口等におけるサービス向上のためのテキスト等の提供</p> <p><b>②権利擁護システムの強化・推進</b></p> <p>障害者の権利侵害に関する問題を処理する第三者機関の設置については、障害当事者の参画を確保します。また、成年後見制度など<u>障害者の自立と社会経済活動における権利を擁護する制度の利用促進を図ります。</u></p> <p>福祉サービスに関する苦情については、事業者の苦情解決体制（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の配置）の整備と対応を促進し、事業者段階での解決が困難な場合は、沖縄県社会福祉協議会の「福祉サービス運営適正化委員会」において解決に努めます。</p> <p>◆日常生活自立支援事業の推進体制の強化</p> <p>◆成年後見制度の利用促進</p> <p>◆障害者110番の充実</p> <p>◆福祉サービスに対する苦情解決体制の充実</p> <p><b>③第三者評価等によるサービスの向上</b></p> <p><u>個々の障害者のニーズに対応した福祉サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その評価結果を活用することで、利用者の適切な福祉サービスの選択にも資するよう推進します。</u></p> <p>◆<u>第三者評価事業による外部評価及び自己評価の継続的な取組の推進</u></p> <p><b>④障害者虐待防止の推進</b></p> <p>障害者の尊厳を擁護する社会の実現に向け、障害者に対する虐待防止の</p>

修正案	現 行
<p>推進に努めます。そのため、障害者虐待の予防及び<u>早期発見するための体制を整備するとともに、市町村と連携し、虐待を受けた障害者に対する保護並びに虐待を受けた障害者や虐待を行った養護者への支援に取り組みます</u>。</p> <p>また、障害福祉サービス事業所等に対し、<u>新たに義務化された虐待防止委員会の設置など、効果的な取組となるよう</u> <u>関係機関・民間団体と連携した研修や支援等</u>を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者虐待に係る通報義務の啓発広報活動</li> <li>◆障害者虐待の予防及び早期発見</li> <li>◆沖縄県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センターの周知及び活用</li> <li>◆<u>市町村の支援、連携体制の構築</u></li> <li>◆<u>市町村職員、障害福祉サービス事業所等従事者に対する研修の実施</u></li> <li>◆自立支援を支援する専門的人材の確保及び資質の向上</li> <li>◆障害者虐待の防止に関するネットワーク会議の設置</li> </ul> <p><b>④権利擁護機関の連携・ネットワークの形成</b>            障害者の権利を擁護するため、学校、警察などの関係機関並びに民間団体等との連携強化、ネットワークの形成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者の権利擁護に関する関係機関並びに民間団体等との連携強化</li> </ul> <p><b>⑤選挙に際しての配慮</b>            選挙公報の発行に当たっては、<u>障害者団体を通じて</u>、点字版や音声版の配布を行ないます。また、障害のある人が円滑に投票できるよう、障害特性に応じた情報提供を行なうとともに、投票所の施設や設備について、必要な措置を講じるよう努めます。</p>	<p>推進に努めます。そのため、障害者虐待の予防及び<u>早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護並びに虐待を受けた障害者や虐待を行った家族等へのカウンセリング、自立の支援等</u>に取り組みます。</p> <p>また、<u>障害者虐待を行った障害福祉サービス事業所等に対し、障害者虐待が起こらないよう関係機関と連携し、研修等</u>を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者虐待に係る通報義務の啓発広報活動</li> <li>◆障害者虐待の予防及び早期発見</li> <li>◆沖縄県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センターの周知及び活用</li> <li>◆<u>虐待を受けた障害者の保護と支援</u></li> <li>◆<u>虐待を受けた障害者や虐待を行った家族等へのカウンセリング</u></li> <li>◆自立支援を支援する専門的人材の確保及び資質の向上</li> <li>◆障害者虐待の防止に関するネットワーク会議の設置</li> </ul> <p><b>⑤権利擁護機関の連携・ネットワークの形成</b>            障害者の権利を擁護するため、学校、警察などの関係機関並びに民間団体等との連携強化、ネットワークの形成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者の権利擁護に関する関係機関並びに民間団体等との連携強化</li> </ul> <p><b>⑥選挙に際しての配慮</b>            選挙公報の発行に当たっては、<u>市町村</u>に対し、点字版や音声版の配布を行ないます。また、障害のある人が円滑に投票できるよう、障害特性に応じた情報提供を行なうとともに、投票所の施設や設備について、必要な措置を講じるよう努めます。</p>



修正案	現 行
<p>◆点字版や音声版の選挙公報の配布 ◆投票所のバリアフリー化の促進</p> <p>(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化 障害者が地域社会の一員として、安心していきいきと生活するには、住民の「心のバリア」が大きな障壁となります。これらを取り除き、障害者と地域住民が共生する社会を実現するため、障害や障害者に対する理解を深める広報啓発活動や障害者理解を深める教育の実施並びに障害者と住民との交流機会の拡大を図ります。</p> <p>①広報啓発活動等の推進 障害や障害者に対する理解を深めるため、障害者の活動状況等をテレビやラジオ、新聞などのマスメディアを通して広く県民に周知するとともに、障害者団体及び民間企業やNPOと連携したイベントを開催するなど、計画的かつ効果的な広報啓発活動を推進します。 また、障害者が地域社会において安心していきいきと生活できるように、公共サービス従事者の障害や障害者に対する理解の促進を図ります。 さらに、外見からは分からないが援助や配慮を必要とする内部障害や難病等への理解促進についても取り組んでまいります。</p> <p>◆広報啓発活動の充実 ◆障害者週間に関する事業の実施 ◆精神保健福祉普及月間に関する事業の実施 ◆発達障害啓発週間に関する取組 ◆難病、内部障害等に関する啓発を図るための取組 ◆公共サービス従事者の障害や障害者に対する理解の促進</p>	<p>◆点字版や音声版の選挙公報の配布 ◆投票所のバリアフリー化の促進</p> <p>(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化 障害者が地域社会の一員として、安心していきいきと生活するには、住民の「心のバリア」が大きな障壁となります。これらを取り除き、障害者と地域住民が共生する社会を実現するため、障害や障害者に対する理解を深める広報啓発活動や障害者理解を深める教育の実施並びに障害者と住民との交流機会の拡大を図ります。</p> <p>①広報啓発活動等の推進 障害や障害者に対する理解を深めるため、障害者の活動状況等をテレビやラジオ、新聞などのマスメディアを通して広く県民に周知するとともに、障害者団体及び民間企業やNPOと連携したイベントを開催するなど、計画的かつ効果的な広報啓発活動を推進します。 さらに、障害者が地域社会において安心していきいきと生活できるように、公共サービス従事者の障害や障害者に対する理解の促進を図ります。</p> <hr/> <p>◆広報啓発活動の充実 ◆障害者週間に関する事業の実施 ◆精神保健福祉普及月間に関する事業の実施 ◆発達障害啓発週間に関する事業の実施 ◆難病、内部障害等に関する啓発を図るための取組 ◆公共サービス従事者の障害や障害者に対する理解の促進</p>

修正案	現 行
<p><b>◆ <u>ヘルプマーク等のピクトグラムの普及促進</u></b></p> <p><b>②障害や障害者に対する理解を深める教育の推進</b>          障害者に対して差別や偏見等のない社会をつくるため、幼児期から障害や障害者に対する理解を深める教育に努めます。          幼稚園、小中高等学校においても特別支援学校との交流を促し、障害や障害者への理解を深めるための教育を推進します。          おきなわ県政出前講座などにより、沖縄県における障害者施策について、県民の理解を深めるよう取り組みます。</p> <p>◆保育所等から学校教育における障害や障害者に対する理解を深める教育の充実          ◆学校における障害者理解促進のための「こころのバリアフリー化」の推進          ◆おきなわ県政出前講座の実施</p> <p><b>③ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制</b>          障害者と地域住民が共生する社会を実現するためには、住民一人ひとりの「心のバリア」を取り除く必要があります。          ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等それぞれの特性を生かしたネットワークの形成を図ることにより、住民と障害者との交流、共通理解を促します。          また、障害の種別を超えて障害者同士の相互理解を深めるとともに、障害者が障害者同士を支えあう協力体制の構築に努めます。          こうした地域で活動するボランティアなどの協力体制を確保するために、これら団体の活動支援に努めます。</p>	<p>◆福祉マークなどシンボルマークの普及</p> <p><b>②障害や障害者に対する理解を深める教育の推進</b>          障害者に対して差別や偏見等のない社会をつくるため、幼児期から障害や障害者に対する理解を深める教育に努めます。          幼稚園、小中高等学校においても特別支援学校との交流を促し、障害や障害者への理解を深めるための教育を推進します。          おきなわ県政出前講座などにより、沖縄県における障害者施策について、県民の理解を深めるよう取り組みます。</p> <p>◆保育所等から学校教育における障害や障害者に対する理解を深める教育の充実          ◆学校における障害者理解促進のための「こころのバリアフリー化」の推進          ◆おきなわ県政出前講座の実施</p> <p><b>③ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制</b>          障害者と地域住民が共生する社会を実現するためには、住民一人ひとりの「心のバリア」を取り除く必要があります。          ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等それぞれの特性を生かしたネットワークの形成を図ることにより、住民と障害者との交流、共通理解を促します。          また、障害の種別を超えて障害者同士の相互理解を深めるとともに、障害者が障害者同士を支えあう協力体制の構築に努めます。          こうした地域で活動するボランティアなどの協力体制を確保するために、これら団体の活動支援に努めます。</p>

修正案	現 行
<p>◆ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等のネットワークの形成</p> <p>◆ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の活動支援</p> <p><b>(3) 相談支援の充実</b></p> <p>障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心に相談支援体制の整備を図ります。</p> <p><b>①相談支援の充実</b></p> <p>市町村など身近な地域における性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、ライフステージに応じた障害者に対する適切な支援の入り口として、相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、自立支援協議会の活性化や関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、<u>市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みを支援します。</u></p> <p>さらに、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、<u>市町村における相談支援の中核機関となる基幹相談センターの設置推進</u>及び離島における相談支援体制の充実に向けた支援を行います。</p> <p>◆障害の区分及び障害の種類別等に応じた相談支援体制の充実</p> <p>◆障害保健福祉圏域における相談支援の充実</p> <p>◆自立支援協議会の活性化</p> <p>◆障害保健福祉圏域における地域ネットワーク構築の促進</p> <p>◆相談支援専門員等の養成・確保並びに<u>処遇の改善</u></p> <p>◆<u>発達障害者や医療的ケア児等への相談支援体制の強化</u></p> <p>◆離島における相談支援体制の充実支援</p> <p>◆<u>基幹相談支援センターの設置推進</u></p>	<p>◆ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等のネットワークの形成</p> <p>◆ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の活動支援</p> <p><b>(3) 相談支援の充実</b></p> <p>障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心に相談支援体制の整備を図ります。</p> <p><b>①相談支援の充実</b></p> <p>市町村など身近な地域における性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、ライフステージに応じた障害者に対する適切な支援の入り口として、相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、自立支援協議会の活性化や関係機関とのネットワークの強化を図ります。</p> <p>さらに、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、<u>障害当事者やその家族、障害者団体によるピアカウンセリング等の充実</u>、離島における相談支援体制の充実に向けた支援を行います。</p> <p>◆障害の区分及び障害の種類別等に応じた相談支援体制の充実</p> <p>◆障害保健福祉圏域における相談支援の充実</p> <p>◆自立支援協議会の活性化</p> <p>◆障害保健福祉圏域における地域ネットワーク構築の促進</p> <p>◆相談支援専門員等の養成・確保並びに<u>資質の向上</u></p> <p>◆<u>医療的ケアの必要な障害児（者）への相談員の対応力強化</u></p> <p>◆<u>障害者団体等によるピアカウンセリング等の充実</u></p> <p>◆離島における相談支援体制の充実支援</p>

修正案	現 行
<p>◆<u>地域生活支援拠点等の整備促進</u></p> <p>②障害者のエンパワメント支援            障害者のエンパワメントを高めるため、当事者活動の支援体制を強化するとともに、<u>利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより地域生活の実現や継続を支えるピアサポートを推進します。</u></p> <p>◆障害者のエンパワメントを高める当事者活動に対する支援体制の強化            ◆<u>ピアサポートの推進及びピアサポーター養成研修の実施</u></p> <p>③<u>触法障害者の地域生活移行に向けた支援</u>  <u>罪を犯した障害者の地域生活移行に向けた支援を実施する「沖縄県地域生活定着支援センター」の相談支援機能の充実を図るとともに、受け入れ先となる施設・事業所やサービス供給の拡充を図り、触法障害者の地域生活への移行促進を図ります。</u></p> <p>◆<u>地域生活定着支援センターによる相談支援体制の充実</u>            ◆<u>受け入れ先となる施設・事業所、サービス供給の拡充</u></p> <p>(4) 人間優先の福祉のまちづくり            障害者を含めたすべての人が安心して生活できるように、「沖縄県福祉のまちづくり条例（平成9年沖縄県条例第5号）」に基づき、公共施設、道路・公園、交通機関など公共空間のバリアフリー化を促進するとともに、生活の場となる住宅のバリアフリー化の啓発に努めます。            また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」の普及啓発を図るとともに、ユニバーサルデザインを推進し、障害者を含めすべての人が利用しやすい施設の改修並びに新規整備</p>	<p>②障害者のエンパワメント支援            障害者のエンパワメントを高めるため、当事者活動の支援体制を強化するとともに、<u>ピアカウンセリング等の充実を図ります。</u></p> <p>◆障害者のエンパワメントを高める当事者活動に対する支援体制の強化            ◆<u>ピアカウンセリング等の充実</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) 人間優先の福祉のまちづくり            障害者を含めたすべての人が安心して生活できるように、「沖縄県福祉のまちづくり条例（平成9年沖縄県条例第5号）」に基づき、公共施設、道路・公園、交通機関など公共空間のバリアフリー化を促進するとともに、生活の場となる住宅のバリアフリー化の啓発に努めます。            また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」の普及啓発を図るとともに、ユニバーサルデザインを推進し、障害者を含めすべての人が利用しやすい施設の改修並びに新規整備</p>

修正案	現 行
<p>を促進するなど、人に優しい福祉のまちづくりに取り組みます。</p> <p><b>①公共空間等の整備</b></p> <p>障害者の社会活動を促すため、多くの人が利用する公共施設や民間施設などのバリアフリー化を進めます。また、バリアフリーを伴う施設の改修並びに新規整備に当たっては、障害者を含めすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。</p> <p>さらに、スポーツ・レクリエーション活動及び文化芸術活動などを含め、障害者の様々な社会活動における障害者のニーズに対応した公共空間等の整備並びに適正利用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆福祉のまちづくりの推進</li> <li>◆公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進</li> <li>◆沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針によるユニバーサルデザインの普及</li> <li>◆パーキングパーミット制度の導入</li> <li>◆<u>バリアフリートイレ</u>、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等の公共空間等の適正利用の促進</li> <li>◆<u>観光施設等のユニバーサルデザイン</u>の推進</li> <li>◆都市公園のバリアフリー化の推進</li> </ul> <p><b>②住宅環境の整備</b></p> <p>障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の障害特性に適切に対応した住宅のバリアフリー化を促進するとともに、民間賃貸住宅における入居支援に努めます。また、公営住宅については、障害者の入居優遇並びにバリアフリー対応の住宅整備に努めます。さらに、障害者の地域移行の促進のため、<u>地域生活支援拠点等の整備推進、グループホームの整備及び障害者の一人暮らしの意思を尊重した自立</u></p>	<p>備を促進するなど、人に優しい福祉のまちづくりに取り組みます。</p> <p><b>①公共空間等の整備</b></p> <p>障害者の社会活動を促すため、多くの人が利用する公共施設や民間施設などのバリアフリー化を進めます。また、バリアフリーを伴う施設の改修並びに新規整備に当たっては、障害者を含めすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。</p> <p>さらに、スポーツ・レクリエーション活動及び文化芸術活動などを含め、障害者の様々な社会活動における障害者のニーズに対応した公共空間等の整備並びに適正利用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆福祉のまちづくりの推進</li> <li>◆公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進</li> <li>◆沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針によるユニバーサルデザインの普及</li> <li>◆パーキングパーミット制度の導入の検討</li> <li>◆<u>多目的トイレ</u>、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等の公共空間等の適正利用の促進</li> <li>◆<u>観光バリアフリー化</u>の推進</li> <li>◆都市公園のバリアフリー化の推進</li> </ul> <p><b>②住宅環境の整備</b></p> <p>障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の障害特性に適切に対応した住宅のバリアフリー化を促進するとともに、民間賃貸住宅における入居支援に努めます。また、公営住宅については、障害者の入居優遇並びにバリアフリー対応の住宅整備に努めます。さらに、障害者の地域移行の促進のため、<u>民間賃貸住宅等の活用も含めたグループホームの整備</u>に努めます。</p>



修正案	現 行
<p>生活援助の利用促進等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間住宅のバリアフリー化の支援</li> <li>◆民間賃貸住宅入居支援</li> <li>◆沖縄県居住支援協議会の運営</li> <li>◆公営住宅のバリアフリー化の推進</li> <li>◆公営住宅の入居優遇措置</li> <li>◆グループホームの整備促進及び自立生活援助等の利用促進</li> <li>◆地域生活支援拠点等の整備推進</li> </ul> <p>③移動、交通手段の整備</p> <p>障害者の活動範囲を拡大し、社会参加を促すために、自家用自動車改造等の推進、障害者が安心して利用できる公共交通機関のバリアフリー化の推進を図るとともに、低床バスの導入及びコミュニティバスや福祉交通等の移動抵抗の小さい交通手段の導入により、障害者の移動手段の確保に努めます。</p> <p>また、空港や港湾等においては、ユニバーサルデザインを推進し、障害者を含めすべての人が利用しやすい環境づくりを進めます。さらに、視覚障害者用信号機等の整備促進や歩道の障害物撤去など住民のマナー向上に努めるとともに、障害者が障害の特性に応じて安心して安全に歩いて暮らせる環境づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自家用自動車改造等の推進</li> <li>◆公共交通のバリアフリー化の推進</li> <li>◆低床バスの導入促進</li> <li>◆コミュニティバスや福祉交通等の導入支援</li> <li>◆空港及び港湾等のユニバーサルデザインの推進</li> <li>◆視覚障害者用信号機等の整備促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間住宅のバリアフリー化の支援</li> <li>◆民間賃貸住宅入居支援</li> <li>◆沖縄県居住支援協議会の運営</li> <li>◆公営住宅のバリアフリー化の推進</li> <li>◆公営住宅の入居優遇措置</li> <li>◆グループホームの整備促進</li> </ul> <hr/> <p>③移動、交通手段の整備</p> <p>障害者の活動範囲を拡大し、社会参加を促すために、自家用自動車改造への助成や障害者が安心して利用できる公共交通機関のバリアフリー化の推進を図るとともに、低床バスの導入及びコミュニティバスや福祉交通等の移動抵抗の小さい交通手段の導入により、障害者の移動手段の確保に努めます。</p> <p>また、空港や港湾等のバリアフリー化を進めます。さらに、視覚障害者用信号機等の整備促進や歩道の障害物撤去など住民のマナー向上に努めるとともに、障害者が障害の特性に応じて安心して安全に歩いて暮らせる環境づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自家用自動車改造への助成</li> <li>◆公共交通のバリアフリー化の推進</li> <li>◆低床バスの導入促進</li> <li>◆コミュニティバスや福祉交通等の導入支援</li> <li>◆空港及び港湾等のバリアフリー化の推進</li> <li>◆視覚障害者用信号機等の整備促進</li> </ul>

修正案	現 行
<p>◆歩行空間等のバリアフリー化の推進</p> <p>◆エスコートゾーン・視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備促進</p> <p>（５）防災等対策の推進</p> <p>障害者が地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、<u>災害・感染症</u>の予防、発生時の対応、復旧・復興を含めた総合的な<u>防災・感染症</u>対策の推進並びに防犯対策の充実を図ります。</p> <p>①<u>防災・感染症</u>対策の推進</p> <p>災害時の緊急連絡や避難方法及び支援者の確保など、地域において個々の障害特性に応じた対策を促進します。また、障害者の防災意識の向上により災害被害の軽減を促すため、啓発活動及び避難訓練の実施に努めます。</p> <p>また、障害特性等に配慮した情報伝達や地域の実情に応じた避難支援が行われるよう避難支援体制の整備に努めます。</p> <p>さらに、災害時における心のケアに関する支援体制の整備に取り組みます。</p> <p>◆防災訓練及び避難訓練の実施</p> <p>◆災害時<u>要配慮者</u>支援の促進</p> <p>◆福祉避難所の整備及び指定の促進</p> <p>◆全国瞬時警報システム及び市町村防災行政無線の整備促進</p> <p>◆災害時の対応を想定した関係機関等における連携強化</p> <p>◆災害時・災害後における心のケアに関する支援体制の整備</p> <p>◆社会福祉施設の耐震化</p> <p>◆<u>感染症対策及び業務継続に向けた取組の推進</u></p>	<p>◆歩行空間等のバリアフリー化の推進</p> <p>◆エスコートゾーン・視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備促進</p> <p>（５）防災等対策の推進</p> <p>障害者が地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、<u>災害</u>の予防、<u>発生</u>時の対応、復旧・復興を含めた総合的な<u>防災対策</u>の推進並びに防犯対策の充実を図ります。</p> <p>①<u>防災対策</u>の推進</p> <p>災害時の緊急連絡や避難方法及び支援者の確保など、地域において個々の障害特性に応じた対策を促進します。また、障害者の防災意識の向上により災害被害の軽減を促すため、啓発活動及び避難訓練の実施に努めます。</p> <p>また、障害特性等に配慮した情報伝達や地域の実情に応じた避難支援が行われるよう避難支援体制の整備に努めます。</p> <p>さらに、災害時における心のケアに関する支援体制の整備に取り組みます。</p> <p>◆防災訓練及び避難訓練の実施</p> <p>◆災害時<u>要援護者</u>支援の促進</p> <p>◆福祉避難所の整備及び指定の促進</p> <p>◆全国瞬時警報システム及び市町村防災行政無線の整備促進</p> <p>◆災害時の対応を想定した関係機関等における連携強化</p> <p>◆災害時・災害後における心のケアに関する支援体制の整備</p> <p>◆社会福祉施設の耐震化</p>





修正案	現 行
<p>ては容易に情報を伝えることのできる情報伝達手段の充実に努めます。</p> <p>また、自治体のホームページ等において、アクセシビリティ指針に基づいた情報のバリアフリーの促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ I C T（情報通信技術）を活用した情報提供の充実</li> <li>◆ 視聴覚障害者情報提供施設の充実</li> <li>◆ 点字広報、音声広報等の促進</li> <li>◆ 情報特性に配慮した情報の提供の促進</li> <li>◆ 情報伝達機器の利用の促進</li> <li>◆ コミュニケーション手段の充実</li> <li>◆ 自治体における情報バリアフリーの促進</li> <li>◆ 店舗、施設等のバリアフリー情報の充実・提供</li> <li>◆ <u>障がい者ITサポートセンター運営事業の実施</u></li> <li>◆ <u>障害者手帳情報のデジタル化等の推進</u></li> </ul> <p>②意思疎通（コミュニケーション）支援の推進</p> <p>意思疎通（コミュニケーション）支援を必要とする視聴覚障害者<u>等</u>に対する、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、<u>失語症向け意思疎通支援者</u>の養成研修を促進するとともに、これらの派遣体制の強化を図ります。</p> <p>また、手話を使い生活を営むろう者とうろう者以外の者が互いに理解し合える地域社会の構築を目指し、「沖縄県手話言語条例（平成28年3月31日沖縄県条例第19号）」に基づき、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話の普及に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。</p>	<p>は容易に情報を伝えることのできる情報伝達手段の充実に努めます。</p> <p>また、自治体のホームページ等において、アクセシビリティ指針に基づいた情報のバリアフリーの促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ I C T（情報通信技術）を活用した情報提供の充実</li> <li>◆ 視聴覚障害者情報提供施設の充実</li> <li>◆ 点字広報、音声広報等の促進</li> <li>◆ 情報特性に配慮した情報の提供の促進</li> <li>◆ 情報伝達機器の利用の促進</li> <li>◆ コミュニケーション手段の充実</li> <li>◆ 自治体における情報バリアフリーの促進</li> <li>◆ 店舗、施設等のバリアフリー情報の充実・提供</li> </ul> <hr/> <p>②意思疎通（コミュニケーション）支援の推進</p> <p>意思疎通（コミュニケーション）支援を必要とする視聴覚障害者__に対する、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、_____養成研修を促進するとともに、これらの派遣体制の強化を図ります。</p> <p>また、手話を使い生活を営むろう者とうろう者以外の者が互いに理解し合える地域社会の構築を目指し、「沖縄県手話言語条例（平成28年3月31日沖縄県条例第19号）」に基づき、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話の普及に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。</p>

修正案	現 行
<p>◆手話通訳者の設置促進</p> <p>◆手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣促進</p> <p>◆盲ろう者向け通訳・介助員の研修への派遣</p> <p>◆手話通訳者等の養成研修の促進</p> <p>◆手話通訳者等の派遣体制の充実</p> <p><b>2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）</b></p> <p>（1）雇用の拡大、就業の促進</p> <p>障害者が働くことは、単に経済的な自立にとどまらず、社会参加や生きがいにもつながる大切なことです。障害者が働き続けることのできる環境を整備するため、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態に合わせて働ける就労機会の条件整備に努めます。</p> <p>また、福祉施設における雇用の場の拡大及び工賃の向上を図るとともに、職業能力開発の推進を図ります。</p> <p><b>①雇用の拡大、就労支援の充実</b></p> <p>障害者の雇用拡大を図るため、県、市町村において障害者雇用を促進するとともに、障害者の継続的な就労や職場定着を支援するため、ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、企業に対して障害者雇用率制度の普及啓発活動を行うほか、雇用及び福祉の関係機関とも連携し、障害者や企業への相談支援体制の整備に努めます。</p> <p>また、障害者の個々の能力や適性、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態に合わせ社内業務の選定や創出の支援、職場実習のあっせんや障害特性を踏まえた雇用管理の助言等に加え、在宅就労や短時間雇用等の促</p>	<p>◆手話通訳者の設置促進</p> <p>◆手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣促進</p> <p>◆盲ろう者向け通訳・介助員の研修への派遣</p> <p>◆手話通訳者等の養成研修の促進</p> <p>◆手話通訳者等の派遣体制の充実</p> <p><b>2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）</b></p> <p>（1）雇用の拡大、就業の促進</p> <p>障害者が働くことは、単に経済的な自立にとどまらず、社会参加や生きがいにもつながる大切なことです。障害者が働き続けることのできる環境を整備するため、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態に合わせて働ける就労機会の条件整備に努めます。</p> <p>また、福祉施設における雇用の場の拡大及び工賃の向上を図るとともに、職業能力開発の推進を図ります。</p> <p><b>①雇用の拡大、就労支援の充実</b></p> <p>障害者の雇用拡大を図るため、県、市町村において障害者雇用を促進するとともに、障害者の継続的な就労や職場定着を支援するため、ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、企業に対して障害者雇用率制度の普及啓発活動を行うほか、雇用及び福祉の関係機関とも連携し、障害者や企業への相談支援体制の整備に努めます。</p> <p>また、障害者の個々の能力や適性、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態に合わせ社内業務の選定や創出の支援、職場実習のあっせんや障害特性を踏まえた雇用管理の助言等に加え、在宅就労や短時間雇用等の促</p>

修正案	現 行
<p>進、事業所のバリアフリー化や経営者及び従業員の意識啓発を促すなど、障害者が快適に働き続けることができる就労環境の形成に向けた啓発に努めます。</p> <p>さらに、障害者雇用に積極的な事業所の表彰、障害者雇用に貢献する製品やサービスの奨励、ICT（情報通信技術）を活用した就業機会の拡大、障害者の起業支援など支援体制の推進に努めるとともに、医療・福祉・教育と連携し、個々の性別、障害の種類別や程度、健康状態に合わせた職業能力開発の充実を図ります。</p> <p>こうした取組や支援に加え、障害者がそれぞれの特性に応じて、最も適した働く場へ円滑に移行し、安定して働き続けることができるように、福祉的就労から一般就労への移行も含めた就労支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの利用促進</li> <li>◆就労機会拡大に向けた職場実習のあっせんや新たな職域の開拓</li> <li>◆障害者雇用率制度の普及啓発活動</li> <li>◆企業に対する障害者雇用の啓発、相談指導体制の充実</li> <li>◆在宅利用・就労（テレワーク）の推進</li> <li>◆障害者雇用に積極的な事業所の表彰及び優秀勤労者の表彰</li> <li>◆障害者就業・生活支援センターによる障害者相談支援体制の充実</li> <li>◆ICTを活用した就業機会の推進</li> <li>◆障害者起業等の支援</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者職場適応訓練の推進</li> <li>◆職業能力開発校における職業訓練の充実</li> <li>◆医療・福祉・教育と連携した職業リハビリテーションの充実</li> <li>◆福祉的就労から一般就労への移行も含めた障害者の特性に最も適した働く場への移行促進</li> </ul>	<p>進、事業所のバリアフリー化や経営者及び従業員の意識啓発を促すなど、障害者が快適に働き続けることができる就労環境の形成に向けた啓発に努めます。</p> <p>さらに、障害者雇用に積極的な事業所の表彰、障害者雇用に貢献する製品やサービスの奨励、ICT（情報通信技術）を活用した就業機会の拡大、障害者の起業支援など支援体制推進に努めます。</p> <hr/> <p>こうした取組や支援に加え、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの利用促進</li> <li>◆就労機会拡大に向けた職場実習のあっせんや新たな職域の開拓</li> <li>◆障害者雇用率制度の普及啓発活動</li> <li>◆企業に対する障害者雇用の啓発、相談指導体制の充実</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者雇用に積極的な事業所の表彰及び優秀勤労者の表彰</li> <li>◆障害者就業・生活支援センターによる障害者相談支援体制の充実</li> <li>◆ICTを活用した就業機会の推進</li> <li>◆障害者起業等の支援</li> <li>◆障害者就職面接会への手話通訳者の派遣</li> <li>◆障害者職場適応訓練の推進</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆福祉施設から一般就労への移行促進</li> </ul>

修正案	現 行
<p>◆雇用施策と福祉施策が連携した重度障害者等就労支援特別事業の推進</p> <p>②福祉的就労の充実と工賃の向上</p> <p>一般就労が困難な障害者の就労意向が尊重され、就労に必要な知識や技術の習得がなされるよう、サービス事業者の支援体制の向上に努め、福祉的就労の充実を図ります。また、<b>農福連携の推進</b>など、福祉施設における雇用の拡大及び工賃の向上を図ります。</p> <p>◆就労に必要な知識及び能力の向上</p> <p>◆福祉的就労における工賃向上の推進</p> <p>◆「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号）」等に基づく官公需の優先発注の推進</p> <p>◆福祉施設における雇用の場の拡大</p> <p>◆福祉施設及び就労支援事業におけるコンサルタント及びアドバイザー派遣、<b>農福連携の推進</b>等による工賃向上の推進</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実</p> <p>障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けては、インクルーシブ教育シス</p>	<p>②福祉的就労の充実と工賃の向上</p> <p>一般就労が困難な障害者の就労意向が尊重され、就労に必要な知識や技術の習得がなされるよう、サービス事業者の支援体制の向上に努め、福祉的就労の充実を図ります。また、_____福祉施設における雇用の拡大及び工賃の向上を図ります。</p> <p>◆就労に必要な知識及び能力の向上</p> <p>◆福祉的就労における工賃向上の推進</p> <p>◆「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号）」等に基づく官公需の優先発注の推進</p> <p>◆福祉施設における雇用の場の拡大</p> <p>◆福祉施設及び就労支援事業におけるコンサルタント及びアドバイザー派遣_____による工賃向上の推進</p> <p>③障害者の職業能力開発の推進</p> <p>医療・福祉・教育と連携し、個々の性別、障害の種類別や程度、健康状態に合わせた職業能力開発の充実を図ります。</p> <p>◆職業能力開発校における職業訓練の充実</p> <p>◆医療・福祉・教育と連携した職業リハビリテーションの充実</p> <p>(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実</p> <p>障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けては、インクルーシブ教育シス</p>

修正案	現 行
<p>テムの推進が必要です。そのため、障害のある子供たち一人ひとりが、障害の特性及び程度に応じて、きめの細かな支援を受け、自立した社会生活が営めるように、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育・療育体制の充実に努めます。また、障害のある子供たちやその家族が望む就学先の選択肢が広がるよう就学支援体制の充実に努めます。</p> <p>① インクルーシブ教育システムの推進</p> <p>障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを原則に、障害のある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、合理的配慮及び必要な支援を提供できる仕組みの整備を進めます。また、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みにより、就学先の選択肢が広がるよう就学支援体制の充実に努めます。</p> <p>◆インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>②早期教育の充実・学校教育の充実</p> <p>乳幼児期における障害のある子供の障害特性に応じた育児等を行うため、保護者への相談・支援体制を強化するとともに、保育所等における障害児保育の充実及び幼稚園における特別支援教育の充実に努め、幼児期から互いの存在を認め合う社会の実現に努めます。</p> <p>特別支援学校については、在籍する幼児児童生徒の教育・指導だけでなく、地域における特別支援教育のセンター的役割として、障害のある幼児児童生徒及びその保護者に対する相談支援を行うとともに、幼稚園、小・中学校や高等学校等に対しても教育的支援を行う体制の整備に努めます。また、児童生徒の社会的・職業的自立を促すため、日常生活指導や進路指導をするとともに、障害のない児童生徒とともに学習する交流及び共同学</p>	<p>テムの推進が必要です。そのため、障害のある子供たち一人ひとりが、障害の特性及び程度に応じて、きめの細かな支援を受け、自立した社会生活が営めるように、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育・療育体制の充実に努めます。また、障害のある子供たちやその家族が望む就学先の選択肢が広がるよう就学指導体制の充実に努めます。</p> <p>①インクルーシブ教育システムの推進</p> <p>障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを原則に、障害のある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、合理的配慮及び必要な支援を提供できる仕組みの整備を進めます。また、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みにより、就学先の選択肢が広がるよう就学指導体制の充実に努めます。</p> <p>◆インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>②早期教育の充実・学校教育の充実</p> <p>乳幼児期における障害のある子供の障害特性に応じた育児等を行うため、保護者への相談・支援体制を強化するとともに、保育所等における障害児保育の充実及び幼稚園における特別支援教育の充実に努め、幼児期から互いの存在を認め合う社会の実現に努めます。</p> <p>特別支援学校については、在籍する幼児児童生徒の教育・指導だけでなく、地域における特別支援教育のセンター的役割として、障害のある幼児児童生徒及びその保護者に対する相談支援を行うとともに、幼稚園、小・中学校や高等学校等に対しても教育的支援を行う体制の整備に努めます。また、児童生徒の社会的・職業的自立を促すため、日常生活指導や進路指導をするとともに、障害のない児童生徒とともに学習する交流及び共同学</p>





修正案	現 行
<p>情報提供や<b>視覚障害者等の読書環境の整備</b>など一人ひとりの障害特性に配慮した生涯学習の場の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆社会教育施設の整備</li> <li>◆<b>生涯を通じた多様な学習活動の支援</b></li> </ul> <p>⑤<b>充実した教育、療育の実施</b></p> <p>障害のある子供一人ひとりの障害の特性や発育段階に応じて、就学前から学校卒業後までの個別の教育支援計画については、障害のある子供並びにその保護者・家族及び福祉関係機関・施設と連携のもと策定するとともに、一貫した相談支援体制を強化し、教育・療育の充実に努めます。</p> <p>なお、肢体不自由児等の療育施設については、施設に入所している障害児以外の障害児等へ施設を開放するなど、地域利用型施設へと機能強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害児の一貫した相談支援体制の強化</li> <li>◆個別の教育支援計画の策定</li> <li>◆療育施設の機能の強化</li> </ul> <p>⑥<b>高等教育における支援の推進</b></p> <p>大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に<b>教育</b>に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮及び施設のバリアフリー化を推進するなど安心して学習できる環境の形成に向けた啓発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大学や専門学校など高等教育における障害のある学生への支援体制の形成に向けた啓発</li> </ul>	<p>情報提供や_____一人ひとりの障害特性に配慮した生涯学習の場の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆社会教育施設の整備</li> <li>◆<u>生涯学習機会の充実</u></li> </ul> <p>⑤<b>充実した教育、療育の実施</b></p> <p>障害のある子供一人ひとりの障害の特性や発育段階に応じて、就学前から学校卒業後までの個別の教育支援計画については、障害のある子供並びにその保護者・家族及び福祉関係機関・施設と連携のもと策定するとともに、一貫した相談支援体制を強化し、教育・療育の充実に努めます。</p> <p>なお、肢体不自由児等の療育施設については、施設に入所している障害児以外の障害児等へ施設を開放するなど、地域利用型施設へと機能強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害児の一貫した相談支援体制の強化</li> <li>◆個別の教育支援計画の策定</li> <li>◆療育施設の機能の強化</li> </ul> <p>⑥<b>高等教育における支援の推進</b></p> <p>大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に_____参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮及び施設のバリアフリー化を推進するなど安心して学習できる環境の形成に向けた啓発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大学や専門学校など高等教育における障害のある学生への支援体制の形成に向けた啓発</li> </ul>

修正案	現 行
<p data-bbox="141 196 949 228"><b>(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進</b></p> <p data-bbox="125 240 1095 411">障害者が地域生活の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者のニーズを踏まえながら、社会参加の促進に向けた支援体制の強化やスポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組みます。</p> <p data-bbox="125 467 627 499"><b>①スポーツ・レクリエーションの促進</b></p> <p data-bbox="125 512 1095 818">沖縄県障がい者スポーツ協会や市町村等と連携し、各種スポーツ団体に関する情報提供に努めるとともに、障害者がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できる環境づくりに取り組みます。また、スポーツ・レクリエーション活動において、障害者が楽しく安全に参加できるよう配慮するとともに、障害者スポーツ指導員の養成やサークル活動の育成並びにイベントなどを通じた障害者と地域住民との交流機会の充実を図ります。</p> <p data-bbox="125 831 1095 954">さらに、ダイビングやエコツーリズム等観光資源についても、障害の有無に関わらず沖縄らしさを体験できるよう、人材及びプログラム等の充実を支援していきます。</p> <ul data-bbox="125 1015 1066 1366" style="list-style-type: none"> <li>◆各種スポーツ団体に関する情報提供</li> <li>◆全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣支援</li> <li>◆沖縄県身体障害者スポーツ大会、沖縄県ゆうあいスポーツ大会の開催</li> <li>◆障害者がスポーツ・レクリエーション活動等に参加できる環境づくり</li> <li>◆スポーツ・レクリエーション等に関する情報提供の充実</li> <li>◆スポーツ・レクリエーション活動の支援強化</li> <li>◆観光人材・プログラム等の充実</li> <li>◆障害の特性に応じた競技指導のできる障害者スポーツ指導員の養成</li> </ul>	<p data-bbox="1160 196 1968 228"><b>(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進</b></p> <p data-bbox="1144 240 2114 411">障害者が地域生活の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者のニーズを踏まえながら、社会参加の促進に向けた支援体制の強化やスポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組みます。</p> <p data-bbox="1144 467 1912 499"><b>①スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進</b></p> <p data-bbox="1144 512 2114 818">沖縄県障がい者スポーツ協会や市町村等と連携し、各種スポーツ団体に関する情報提供に努めるとともに、障害者がスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組みます。また、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動において、障害者が楽しく安全に参加できるよう配慮するとともに、障害者スポーツ指導員の養成やサークル活動の育成並びにイベントなどを通じた障害者と地域住民との交流機会の充実を図ります。</p> <p data-bbox="1144 831 2114 954">さらに、ダイビングやエコツーリズム等観光資源についても、障害の有無に関わらず沖縄らしさを体験できるよう、人材及びプログラム等の充実を支援していきます。</p> <ul data-bbox="1144 1015 2130 1414" style="list-style-type: none"> <li>◆各種スポーツ団体に関する情報提供</li> <li>◆全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣支援</li> <li>◆沖縄県身体障害者スポーツ大会、沖縄県ゆうあいスポーツ大会の開催</li> <li>◆障害者がスポーツ・レクリエーション活動及び文化芸術活動等に参加できる環境づくり</li> <li>◆スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等に関する情報提供の充実</li> <li>◆スポーツ・レクリエーション活動の支援強化</li> <li>◆文化芸術活動の支援強化</li> </ul>



修正案	現 行
<p><b>②文化芸術活動の促進</b></p> <p>障害者が文化芸術等を鑑賞・参加・創造することができるよう、鑑賞機会の拡充、障害の特性に応じた環境の整備及び情報の提供に努めます。また、障害者の文化芸術活動の発表の機会や交流の促進に努めます。</p> <p><u>さらに、2022年に開催予定の「美ら島おきなわ文化祭2022」の成功に向けて、市町村、関係機関、県民等一丸となって取り組みます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆文化芸術を鑑賞できる機会の拡充</li> <li>◆障害者が文化芸術活動等に参加できる環境づくり</li> <li>◆文化芸術活動等に関する情報提供の充実</li> <li>◆文化芸術活動の支援強化</li> </ul> <p><b>③社会参加の促進</b></p> <p>障害者の社会参加を促すため、障害者のニーズを的確に把握するとともに、当事者団体や支援団体に対する支援、個々の障害特性に配慮した環境整備や情報の提供など、社会参加の促進に向けた支援体制の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者のニーズの把握</li> <li>◆障害の特性に配慮した環境整備や情報提供及び支援体制の強化</li> <li>◆社会活動メニューの充実</li> </ul> <p><b>3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービス充実）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆観光人材・プログラム等の充実</li> <li>◆障害の特性に応じた競技指導のできる障害者スポーツ指導員の養成</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>②社会参加の促進</b></p> <p>障害者の社会参加を促すため、障害者のニーズを的確に把握するとともに、当事者団体や支援団体に対する支援、個々の障害特性に配慮した環境整備や情報の提供など、社会参加の促進に向けた支援体制の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者のニーズの把握</li> <li>◆障害の特性に配慮した環境整備や情報提供及び支援体制の強化</li> <li>◆社会活動メニューの充実</li> </ul> <p><b>3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービス充実）</b></p>

修正案	現 行
<p>(1) 保健・医療・福祉サービスの充実</p> <p>障害者が安心して暮らせるような保健・医療サービスの充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の予防並びに早期発見、早期治療に努めます。また、医療や医学的リハビリテーションの充実を図り障害を軽減するとともに、障害の重度化・重複化の予防に努めます。</p> <p>また、障害者が地域社会の中で生活するには、個々の障害特性によって異なる多様なサービスが、身近な地域で供給される必要があります。これらの多様なニーズに応えるため、地域と十分に連携しながら、地域の社会資源を最大限に活用して障害福祉サービス等の充実に努めます。</p> <p>① 保健・医療サービスの充実</p> <p>妊産婦の健康教育や健康診査、乳幼児健診の充実など障害の原因となる疾病の早期発見及び早期治療につながる体制を強化するとともに、生活習慣の改善や歯科疾患の予防など、県民の健康づくりを推進します。</p> <p>また、疾病に対して適切な治療が受けられるように、専門医療機関や地域の医療機関の充実及び関係機関との連携強化を促すとともに、障害者の健康を維持するため、保健・医療サービスと福祉サービスの連携強化を図ります。</p> <p>このような保健・医療サービスについては、障害者が入手しやすい手段を用いた情報提供の充実を図るとともに、保健所、福祉事務所、児童相談所や各市町村などの身近な地域における相談・指導体制の強化を図ります。</p> <p>さらに、障害の原因となる疾病を早期発見して、適切な医療、リハビリテーションの提供により、障害の軽減及び二次障害の予防に努めます。</p> <p>◆性別やライフステージごとの健康課題に応じた健康づくりの推進 ◆疾病の早期発見、早期治療による障害の予防</p>	<p>(1) 保健・医療・福祉サービスの充実</p> <p>障害者が安心して暮らせるような保健・医療サービスの充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の予防並びに早期発見、早期治療に努めます。また、医療や医学的リハビリテーションの充実を図り障害を軽減するとともに、障害の重度化・重複化の予防に努めます。</p> <p>また、障害者が地域社会の中で生活するには、個々の障害特性によって異なる多様なサービスが、身近な地域で供給される必要があります。これらの多様なニーズに応えるため、地域と十分に連携しながら、地域の社会資源を最大限に活用して障害福祉サービス等の充実に努めます。</p> <p>①保健・医療サービスの充実</p> <p>妊産婦の健康教育や健康診査、乳幼児検診の充実など障害の原因となる疾病の早期発見及び早期治療体制を強化するとともに、<u>障害の原因となる生活習慣病等の予防や障害者の歯科治療</u>など、県民の健康づくりを推進します。</p> <p>また、疾病に対して適切な治療が受けられるように、専門医療機関や地域の医療機関の充実及び関係機関との連携強化を促すとともに、障害者の健康を維持するため、保健・医療サービスと福祉サービスの連携強化を図ります。</p> <p>このような保健・医療サービスについては、障害者が入手しやすい手段を用いた情報提供の充実を図るとともに、保健所、福祉事務所、児童相談所や各市町村などの身近な地域における相談・指導体制の強化を図ります。</p> <p>さらに、障害の原因となる疾病を早期発見して、適切な医療、リハビリテーションの提供により、障害の軽減及び二次障害の予防に努めます。</p> <p>◆性別やライフステージごとの健康課題に応じた健康づくりの推進 ◆疾病の早期発見、早期治療による障害の予防</p>

修正案	現 行
<p>◆障害者の保健・医療体制の充実</p> <p>◆障害児（者）<b>歯科治療及び口腔ケア実施体制の充実</b></p> <p>◆地域完結型の歯科医療体制の推進</p> <p>◆認知症疾患医療センターの運営</p> <hr/> <p>◆保健・医療サービスの相談・指導体制の強化</p> <p>◆保健・医療に関する情報提供の充実</p> <hr/> <p>② 障害福祉サービス等の充実</p> <p>障害者が安心して日常生活を送るには、介護や家事等の日常生活上の支援や外出時の介助など様々な場面での支援が必要とされ、求めるサービスは障害の種類や程度によって異なります。これらの多様なニーズに対して、訪問系サービスの充実と合わせて、相談支援の強化を図り、障害者本人の意思決定を最大限に考慮し、個々のニーズに適したサービスの供給に努めます。</p> <p><u>意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、「意思決定支援ガイドライン」等や「現場職員のための意思決定支援対応例」を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図ります。</u></p> <p>障害福祉サービス等の質の向上を図るため、従事者等に対する研修の充実や情報公表制度の普及啓発に努めるとともに、障害福祉サービス事業所等に対しては、<b>集団指導や実地指導等を通じてサービスの適正化を図ります。</b></p> <p>また、障害者及びその家族が抱える様々な問題に対する相談窓口の強化や、障害者の社会参加を促す地域情報の提供を行うなど、市町村と十分に連携しながら、身近な地域における総合的な支援体制の充実に努めます。</p> <p>日中活動系サービス事業所については、福祉施設入所者及び入院中の精</p>	<p>◆障害者の保健・医療体制の充実</p> <p>◆障害児（者）<u>全身麻酔下歯科治療の実施及び口腔ケアの実施</u></p> <p>◆地域完結型の歯科医療体制の推進</p> <p>◆認知症疾患医療センターの運営</p> <p>◆脊髄損傷者等に対する急性期医療体制の充実</p> <p>◆保健・医療サービスの相談・指導体制の強化</p> <p>◆保健・医療に関する情報提供の充実</p> <p>◆医学的リハビリテーションの充実</p> <p>②障害福祉サービス等の充実</p> <p>障害者が安心して日常生活を送るには、介護や家事等の日常生活上の支援や外出時の介助など様々な場面での支援が必要とされ、求めるサービスは障害の種類や程度によって異なります。これらの多様なニーズに対して、訪問系サービスの充実と合わせて、相談支援の強化を図り、障害者本人の意思決定を最大限に考慮し、個々のニーズに適したサービスの供給に努めます。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、障害者及びその家族が抱える様々な問題に対する相談窓口の強化や、障害者の社会参加を促す地域情報の提供を行うなど、市町村と十分に連携しながら、身近な地域における総合的な支援体制の充実に努めます。</p> <p>日中活動系サービス事業所については、福祉施設入所者及び入院中の精</p>

修正案	現 行
<p>神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加も考慮し、希望する障害者が必要とする日中活動系サービスを受けることができるよう、障害保健福祉圏域を単位として、<b>サービス提供体制を整備</b>し障害者の地域生活を支援します。</p> <p>居住系サービスについては、施設入所支援サービスの提供体制の確保、障害保健福祉圏域を単位とするグループホームの提供体制の整備<b>するほか</b>、<b>自立生活援助の周知を図り、必要量の確保に努めます。</b></p> <p><b>障害児福祉サービスについては、提供体制の確保のみならず、市町村や関係機関との連携を図りつつ、重症心身障害児等が身近な地域で安心して暮らすことができるなど、福祉サービスの充実に努めます。</b></p> <p>さらに、障害者が、身体障害者手帳や療育手帳など、様々なサービスを円滑に受けられるよう事務の迅速化を図るとともに、離島地域への巡回相談及び判定を実施します。</p> <p><b>加えて、個々の障害者のニーズに対応した福祉サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その評価結果を活用することで、利用者の適切な福祉サービスの選択にも資するよう推進します。</b></p> <p>※障害福祉サービスに係る詳細な個別具体的内容や見込量等については、「沖縄県障害福祉計画」に位置づけています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆利用者のニーズに即した障害福祉サービスの充実</li> <li>◆相談支援体制の充実</li> <li>◆<b>情報公表制度の普及啓発及び公表の推進</b></li> <li>◆矯正施設退所障害児（者）への相談支援、受け入れ体制の整備</li> <li>◆日中活動系サービス事業所を拠点とした地域生活の<b>支援</b>や就労の促進</li> <li>◆グループホームの提供体制の整備<b>や自立生活援助の必要量の確保</b></li> <li>◆<b>発達障害者や医療的ケア児等</b>への支援充実</li> </ul>	<p>神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加も考慮し、希望する障害者が必要とする日中活動系サービスを受けることができるよう、障害保健福祉圏域を単位として、<u>障害福祉サービス事業所の設置を促進</u>し障害者の地域生活を支援します。</p> <p>居住系サービスについては、施設入所支援サービスの提供体制の確保、障害保健福祉圏域を単位とするグループホームの提供体制の整備_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>さらに、障害者が、身体障害者手帳や療育手帳など、様々なサービスを円滑に受けられるよう事務の迅速化を図るとともに、離島地域への巡回相談及び判定を実施します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※障害福祉サービスに係る詳細な個別具体的内容や見込量等については、「沖縄県障害福祉計画」に位置づけています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆利用者のニーズに即した障害福祉サービスの充実</li> <li>◆相談支援体制の充実</li> </ul> <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆矯正施設退所障害児（者）への相談支援、受け入れ体制の整備</li> <li>◆日中活動系サービス事業所を拠点とした地域生活_____や就労の促進</li> <li>◆グループホームの提供体制の整備_____</li> <li>◆<u>医療的ケアが必要な障害児（者）</u>への支援充実</li> </ul>

修正案	現 行
<p>◆身体障害者手帳、療育手帳の発行</p> <p>◆身体障害者更生相談所（知的障害者更生相談所）による離島地域に対する巡回相談及び判定の実施</p> <p>◆地域の実情に合わせた、共生型サービスの活用促進</p> <p>◆<b>第三者評価事業による外部評価及び自己評価の継続的な取組の推進</b></p> <p><b>③精神障害者の保健・医療・福祉の充実</b></p> <p>精神障害者については、早期の精神科医療の提供、人権の配慮や精神科救急医療体制による緊急時の対応など保健・医療体制の一層の充実を図るとともに、精神科病院からの退院、地域移行を促進し社会的入院の解消を進めるため、地域定着に向けた支援や地域生活に必要な支援体制の強化に努めます。</p> <p>◆精神障害者の保健・医療の充実</p> <p>◆精神科救急医療体制による緊急医療体制の確保</p> <p>◆精神障害者の社会的入院の解消、精神科病院からの地域移行の促進及び地域定着支援の強化</p> <p>◆地域生活に必要な支援体制の強化</p> <p>◆精神障害者保健福祉手帳の発行</p> <p><b>④総合リハビリテーションの推進</b></p> <p>障害者が住み慣れた地域や家庭において、自立した日常生活や社会生活を継続していけるようにするため、医療施設や福祉施設、市町村、保健所等が連携し、医学的リハビリテーションによる身体機能の回復、職業リハビリテーションによる職業能力の向上、諸サービスを活用した社会参加を促していくなど、地域における<b>総合的なリハビリテーションの推進</b>を図ります。</p>	<p>◆身体障害者手帳、療育手帳の発行</p> <p>◆身体障害者更生相談所（知的障害者更生相談所）による離島地域に対する巡回相談及び判定の実施</p> <p>◆地域の実情に合わせた、共生型サービスの活用促進</p> <hr/> <p><b>③精神障害者の保健・医療・福祉の充実</b></p> <p>精神障害者については、早期の精神科医療の提供、人権の配慮や精神科救急医療体制による緊急時の対応など保健・医療体制の一層の充実を図るとともに、精神科病院からの退院、地域移行を促進し社会的入院の解消を進めるため、地域定着に向けた支援や地域生活に必要な支援体制の強化に努めます。</p> <p>◆精神障害者の保健・医療の充実</p> <p>◆精神科救急医療体制による緊急医療体制の確保</p> <p>◆精神障害者の社会的入院の解消、精神科病院からの地域移行の促進及び地域定着支援の強化</p> <p>◆地域生活に必要な支援体制の強化</p> <p>◆精神障害者保健福祉手帳の発行</p> <p><b>④総合リハビリテーションシステムの整備</b></p> <p>障害者が住み慣れた地域や家庭において、自立した日常生活や社会生活を継続していけるようにするため、医療施設や福祉施設、市町村、保健所等が連携し、医学的リハビリテーションによる身体機能の回復、職業リハビリテーションによる職業能力の向上、諸サービスを活用した社会参加を促していくなど、地域における総合的なリハビリテーションシステムの整備を図ります。</p>



修正案	現 行
<p>◆<u>総合リハビリテーションの推進</u></p> <p>⑤福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進</p> <p>障害者が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくためには、人による支援だけでなく、自立生活をサポートする福祉用具や身体障害者補助犬を積極的かつ効果的に活用することが求められます。これは介護負担の軽減や支援の効率化など、介護等の支援者を支援する手段としても有効であると考えられます。</p> <p>介護に必要な福祉用具及びその情報等を誰もが容易に入手することができ<u>るよう</u>沖縄県介護実習・普及センターの相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、補装具や日常生活用具に係る給付や相談支援、身体障害者補助犬の利用促進など、障害者の日常生活の利便性の向上に取り組みます。</p> <p>◆沖縄県介護実習・普及センターの相談体制の充実 ◆補装具や日常生活用具の給付等の相談支援 ◆身体障害者補助犬の利用促進</p> <p>⑥各種制度の周知</p> <p>障害者が安心して暮らし、生活できるよう、医療費の公費負担制度、障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知に努めます。</p> <p>また、身体障害者手帳等所持者の各種減免制度や障害福祉サービス等に関する相談支援について周知を行い、障害者の自立と社会参加を推進します。</p> <p>◆自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）の周知 ◆重度心身障害児（者）の医療費助成の周知 ◆障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知</p>	<p>◆総合リハビリテーションシステムの整備</p> <p>⑤福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進</p> <p>障害者が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくためには、人による支援だけでなく、自立生活をサポートする福祉用具や身体障害者補助犬を積極的かつ効果的に活用することが求められます。これは介護負担の軽減や支援の効率化など、介護等の支援者を支援する手段としても有効であると考えられます。</p> <p>介護に必要な福祉用具及びその情報等を誰もが容易に入手することができ、適切に使用することができるよう沖縄県介護実習・普及センターの相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、補装具や日常生活用具に係る給付や相談支援、身体障害者補助犬の利用促進など、障害者の日常生活の利便性の向上に取り組みます。</p> <p>◆沖縄県介護実習・普及センターの相談体制の充実 ◆補装具や日常生活用具の給付等の相談支援 ◆身体障害者補助犬の利用促進</p> <p>⑥各種制度の周知</p> <p>障害者が安心して暮らし、生活できるよう、医療費の公費負担制度、障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知に努めます。</p> <p>また、身体障害者手帳等所持者の各種減免制度や障害福祉サービス等に関する相談支援について周知を行い、障害者の自立と社会参加を推進します。</p> <p>◆自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）の周知 ◆重度心身障害児（者）の医療費助成の周知 ◆障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知</p>

修正案	現 行
<p>◆生活福祉資金貸付制度の周知</p> <p>◆心身障害者扶養共済制度の周知</p> <p>◆身体障害者手帳等所持者の各種減免制度の周知</p> <hr/> <p>◆一定の障害がある65歳以上74歳未満の方を対象とした後期高齢者医療制度の周知</p> <p><b>(2) 発達障害児（者）等の支援</b></p> <p>発達障害の早期発見から早期対応を図るための体制の充実に向け、発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援などに<u>取り組みます。</u></p> <p>また、高次脳機能障害や難病等に対する正しい理解を促進するための普及啓発並びに相談支援などの充実を図ります。</p> <p><b>①発達障害児（者）に対する総合的な支援</b></p> <p>発達障害児（者）やその家族等のニーズを捉え、発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援など発達障害児（者）に対する総合的支援の拠点となる沖縄県発達障害者支援センターの拠点機能の充実、発達障害に関する普及啓発及び支援にあたる人材の育成に努めます。</p> <p>また、当事者家族を含めた関係機関、市町村、福祉事務所、児童相談所、児童発達支援センター、学校等との連携を図り、発達の気になる段階を含め、各ライフステージに応じた支援が切れ目なく行われるよう、地域における支援体制の整備を推進します。</p> <p><u>さらに、医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援するため、相談支援や情報提供、人材育成、関係機関との連絡調整に取り組みます。</u></p>	<p>◆生活福祉資金貸付制度の周知</p> <p>◆心身障害者扶養共済制度の周知</p> <p>◆身体障害者手帳等所持者の各種減免制度の周知</p> <p>◆相談支援に関する周知</p> <p>◆一定の障害がある65歳以上74歳未満の方を対象とした後期高齢者医療制度の周知</p> <p><b>(2) 発達障害児（者）等の支援</b></p> <p>発達障害の早期発見から早期対応を図るための体制の充実に向け、発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援など<u>総合的に支援します。</u></p> <p>また、高次脳機能障害や難病等に対する正しい理解を促進するための普及啓発並びに相談支援などの充実を図ります。</p> <p><b>①発達障害児（者）に対する総合的な支援</b></p> <p>発達障害児（者）やその家族等のニーズを捉え、発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援など発達障害児（者）に対する総合的支援の拠点となる沖縄県発達障害者支援センターの拠点機能の充実、発達障害に関する普及啓発及び支援にあたる人材の育成に努めます。</p> <p>また、当事者家族を含めた関係機関、市町村、福祉事務所、児童相談所、児童発達支援センター、学校等との連携を図り、発達の気になる段階を含め、各ライフステージに応じた支援が切れ目なく行われるよう、地域における支援体制の整備を推進します。</p> <hr/> <hr/>

修正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆健診等を通じた発達のご案内になる段階での発達支援</li> <li>◆沖縄県発達障害者支援センターの拠点機能の充実</li> <li>◆障害児等療育支援事業の実施</li> <li>◆発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援の充実</li> <li>◆関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修</li> </ul> <p>②高次脳機能障害者についての支援</p> <p>高次脳機能障害の支援拠点機関において、正しい理解を促進するための普及啓発、専門的な相談支援の充実、関係機関との支援ネットワークの充実、支援手法等に対する研修等を行うなど、高次脳機能障害者の支援体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高次脳機能障害に対する正しい理解の促進</li> <li>◆高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援の充実</li> <li>◆高次脳機能障害の支援拠点機関の支援体制の充実</li> </ul> <p>③ 難病患者等についての支援</p> <p>平成25年4月から障害者総合支援法における障害者の定義に「難病等」が追加され、難病患者等の障害福祉サービス等の利用が可能となりました。</p> <p>難病患者等の支援については、障害福祉サービス等の利用を促進するとともに、医療費等の助成及び専門性のある相談窓口の設置により難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保に取り組みます。</p> <p>また、小児慢性特定疾病児童等の支援についても、医療費助成制度及び日常生活用具の給付を実施するなど、日常生活の質の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆健診等を通じた発達のご案内になる段階での発達支援</li> <li>◆沖縄県発達障害者支援センターの拠点機能の充実</li> <li>◆障害児等療育支援事業の実施</li> <li>◆発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援の充実</li> <li>◆関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修</li> </ul> <p>②高次脳機能障害者についての支援</p> <p>高次脳機能障害の支援拠点機関において、正しい理解を促進するための普及啓発、専門的な相談支援の充実、関係機関との支援ネットワークの充実、支援手法等に対する研修等を行うなど、高次脳機能障害者の支援体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高次脳機能障害に対する正しい理解の促進</li> <li>◆高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援の充実</li> <li>◆高次脳機能障害の支援拠点機関の支援体制の充実</li> </ul> <p>③難病患者等についての支援</p> <p>従来、「障害者自立支援法」で障害福祉サービスの受給対象とならなかった難病等について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号）」への改正により、平成25年4月からその受給対象となりました。</p> <p>難病患者等の支援については、沖縄県難病相談・支援センターと連携して、難病等に対する正しい理解の促進、難病患者等への障害福祉サービス利用の周知及び難病患者等自身が力をつけることへの支援など、難病患者等の自立を支援します。</p> <p>また、小児慢性特定疾病児童等の支援についても、医療費助成制度及び日常生活用具の給付を実施するなど、日常生活の質の向上を図ります。</p>



修正案	現 行
<p>◆難病等に対する正しい理解の促進</p> <p>◆難病患者等への障害福祉サービス利用の周知</p> <p>◆<u>難病法による医療費助成制度の実施</u></p> <p>◆<u>専門性のある相談窓口の設置</u></p> <p>◆小児慢性特定疾病医療費助成制度の実施</p> <p>◆小児慢性特定疾病児童等の日常生活の質の向上支援</p> <p><u>④医療的ケア児等に対する総合的な支援</u></p> <p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」における医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えるという理念にのっとり、市町村、関係機関と連携して、医療的ケア児及びその家族への相談支援や情報提供、人材育成の充実等に取り組みます。</p> <p><u>また、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするため、看護師等の配置や保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等を行い、受け入れ体制の整備に取り組みます。</u></p> <p>◆医療的ケア児及びその家族等に対する相談支援等の充実</p> <p>◆関係機関等への情報の提供及び研修</p> <p>◆<u>医療的ケア児コーディネーターの配置</u></p> <p>◆<u>保育所等における看護師等配置の支援等の推進</u></p> <p><b>(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上</b></p> <p>障害者が、社会の一員として、安心して日常生活を送り、積極的に社会参加を実現するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とします。そのために、これらの人材の養成、確保並びに資質の向上に努めます。</p>	<p>◆難病等に対する正しい理解の促進</p> <p>◆難病患者等への障害福祉サービス利用の周知</p> <p>◆<u>沖縄県難病相談・支援センターの拠点機能の強化</u></p> <p>◆<u>難病患者等の自立支援</u></p> <p>◆<u>難病患者等のピアサポート体制の強化</u></p> <p>◆小児慢性特定疾病医療費助成制度の実施</p> <p>◆小児慢性特定疾病児童等の日常生活の質の向上支援</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上</b></p> <p>障害者が、社会の一員として、安心して日常生活を送り、積極的に社会参加を実現するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とします。そのために、これらの人材の養成、確保並びに資質の向上に努めます。</p>

修正案	現 行
<p>①保健、医療の専門職員の養成、確保</p> <p>医師、看護師や保健師、精神保健福祉士とともに、医学的リハビリテーションにおいて重要な理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などの専門職員の養成、確保に努めます。</p> <p>◆保健、医療人材の養成、確保</p> <p>②福祉サービスの人材確保、資質の向上</p> <p>障害者の自立した生活や社会参加を促すため、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などの専門職員の養成、確保に努めます。</p> <p>また、障害者のニーズに沿った福祉サービスの調整を行う相談支援従事者や障害福祉サービス事業所におけるサービス管理責任者、そして、障害者の地域での自立生活を支援する手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び資質の向上を図るための研修の充実に努めます。</p> <p>さらに、障害者の日々の生活を支援するホームヘルパー（居宅介護従事者）やガイドヘルパー（移動支援従事者）などの障害者のニーズに応じた人材の確保に努めます。</p> <p><u>障害福祉サービス従業者の処遇改善については、処遇改善加算等について周知を図るなど、事業所による加算取得に向けた取組を促進します。</u></p> <p><u>また、障害福祉分野におけるICT活用等による生産性向上の取組を促進し、サービスの向上に努めます。</u></p> <p>◆福祉人材の養成、確保</p> <p>◆福祉サービスの人材確保、資質の向上</p> <p>◆<u>障害福祉サービス従業者の処遇改善の促進</u></p> <p>◆<u>障害福祉分野におけるICT活用等によるサービスの向上</u></p>	<p>①保健、医療の専門職員の養成、確保</p> <p>医師、看護師や保健師、精神保健福祉士とともに、医学的リハビリテーションにおいて重要な理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などの専門職員の養成、確保に努めます。</p> <p>◆保健、医療人材の養成、確保</p> <p>②福祉サービスの人材確保、資質の向上</p> <p>障害者の自立した生活や社会参加を促すため、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などの専門職員の養成、確保に努めます。</p> <p>また、障害者のニーズに沿った福祉サービスの調整を行う相談支援従事者や障害福祉サービス事業所におけるサービス管理責任者、そして、障害者の地域での自立生活を支援する手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び資質の向上を図るための研修の充実に努めます。</p> <p>さらに、障害者の日々の生活を支援するホームヘルパー（居宅介護従事者）やガイドヘルパー（移動支援従事者）などの障害者のニーズに応じた人材の確保に努めます。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>◆福祉人材の養成、確保</p> <p>◆福祉サービスの人材確保、資質の向上</p> <hr/> <hr/>

## 修正案

## Ⅲ 成果指標

## 1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）

項 目	現状値（基準年）	目標値 (R13)
【1】日常生活自立支援事業利用者数	675人 (R2)	<u>890人</u>
【2】成年後見制度利用促進計画を策定している市町村数	1市町村 (2.4%) (R2)	<u>22市町村(R5)</u>
【3】中核機関を整備している市町村数	1市町村 (2.4%) (R2)	<u>22市町村(R5)</u>
【4】福祉のまちづくり条例に基づく、民間施設の完了検査及び公共施設の適合証交付審査における適合率	<u>64.5% (R2)</u>	<u>75.0%</u>
【5】ノンステップバス導入率	<u>71.6% (R1)</u>	<u>    %</u>
【6】県営住宅のバリアフリー化率	29.8% (R2)	<u>41.2%</u>
【7】都市公園のバリアフリー化率	34.7% (R2)	<u>42.6%</u>
【8】ユニバーサルデザインへの対応を推進した港湾の数	<u>0港 (R3)</u>	<u>25港</u>
【9】登録手話通訳者・要約筆記者の数	<u>140名 (R2)</u>	<u>236名</u>
【10】避難行動要支援者名簿作成等の推進	39市町村 (95.1%) (R2)	41市町村 (100%)
【11】公営住宅管理戸数	30,132戸 (R2)	<u>31,130戸</u>

## 現 行

## Ⅲ 成果指標

## 1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）

項 目	現状値（基準年）	目標値 (H33)
【1】日常生活自立支援事業利用者数	477人 (H23)	659人
【2】福祉のまちづくり条例に基づく適合施設の件数 （完了検査済の適合施設件数の累計）	518件 (H23)	1,800件
【3】ノンステップバス導入率	1.3% (H22)	70.0%
【4】全住宅のバリアフリー化率	32.5% (H20)	48.7%
【5】県営住宅のバリアフリー化率	22.8% (H22)	30.4%
【6】都市公園のバリアフリー化率	25.6% (H22)	39.4%
【7】バリアフリー化のための浮き桟橋設置港湾数	20港 (H23)	27港
【8】登録手話通訳者・要約筆記者の数	49名 (H23)	増加
【9】避難行動要支援者名簿作成等の推進	15市町村 (36.5%) (H24)	41市町村 (100%)
【10】公営住宅管理戸数	29,834戸 (H23)	29,676戸
【11】災害時要援護者支援計画策定市町村数	15市町村 (37%) (H23)	41市町村

修正案			現 行
<b>【12】個別避難計画策定市町村数(一部作成含む)</b>	<b>17市町村 (41.5%) (R2)</b>	<b>41市町村 (100%)</b>	
<p>□主な具体的施策□</p> <p>(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害のある人の権利擁護に関する相談研修の実施</li> <li>◆成年後見制度の利用促進</li> <li>◆障害者虐待に係る通報義務の啓発広報活動</li> <li>◆投票所のバリアフリー化の促進 など</li> </ul> <p>(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者週間等に関する事業の実施</li> <li>◆学校における障害者理解促進のための「こころのバリアフリー化」の推進 など</li> </ul> <p>(3) 相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談支援専門員等の養成・確保並びに<b>処遇の改善</b></li> <li>◆<b>ピアサポートの推進及びピアサポーター養成研修の実施</b> など</li> </ul> <p>(4) 人間優先の福祉のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進</li> <li>◆公営住宅の入居優遇措置 など</li> </ul> <p>(5) 防災等対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時<b>要配慮者</b>支援の促進</li> <li>◆防犯に対する相談対応 など</li> </ul> <p>(6) 情報のバリアフリー化の推進</p>			<p>□主な具体的施策□</p> <p>(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害のある人の権利擁護に関する相談研修の実施</li> <li>◆成年後見制度の利用促進</li> <li>◆障害者虐待に係る通報義務の啓発広報活動</li> <li>◆投票所のバリアフリー化の促進 など</li> </ul> <p>(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者週間等に関する事業の実施</li> <li>◆学校における障害者理解促進のための「こころのバリアフリー化」の推進 など</li> </ul> <p>(3) 相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談支援専門員等の養成・確保並びに資質の向上</li> <li>◆障害者団体等によるピアカウンセリング等の充実 など</li> </ul> <p>(4) 人間優先の福祉のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進</li> <li>◆公営住宅の入居優遇措置 など</li> </ul> <p>(5) 防災等対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時<b>要援護者</b>支援の促進</li> <li>◆防犯に対する相談対応 など</li> </ul> <p>(6) 情報のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害特性に配慮した情報の提供の促進</li> </ul>

修正案

現行

- ◆障害特性に配慮した情報の提供の促進
- ◆手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣促進など

- ◆手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣促進など

2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）

2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）

項目	現状値（基準年）	目標値（R13）
【13】障害者実雇用率	2.86%（R3）	___%
【14】障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額	15,638円（R2）	17,200円
【15】障害者スポーツ活動団体数	32団体（R2）	38団体
【16】「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」実施市町村数	27市町村（R2）	___市町村
【17】障害者の多様なニーズに対応した委託訓練修了者の就職率	41.2%（R2）	55.0%
【18】農福連携の推進に向けた農業専門家派遣事業所数	5事業所（R2）	5事業所
【19】特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率	93.4%（R3） 79.0%（R2）	___%

項目	現状値（基準年）	目標値（H33）
【12】障害者実雇用率	1.80%（H23）	2.30%
【13】障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額	12,892円（H22）	増加
【14】障害者スポーツ活動団体数	22団体（H22）	増加
【15】「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」実施市町村数	—	28市町村
【16】県立職業能力開発校の訓練修了者の就職率	85.9%（H22）	90.0%
【17】特別支援学校高等部卒業生の進路決定率	93.4%（H24.3卒）	97.0%

□主な具体的施策□

（1）雇用の拡大、就業の促進

- ◆「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法

□主な具体的施策□

（1）雇用の拡大、就業の促進

- ◆「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法

修正案	現行												
<p>律」等に基づく官公需の優先発注の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆就労機会拡大に向けた職場実習のあっせんや新たな職域の開拓</li> <li>◆福祉的<b>就労</b>から一般就労への移行を<b>含めた障害者の特性に最も適した働く場</b>への移行促進 など</li> </ul> <p>(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育施設の基礎的環境整備の充実</li> <li>◆障害児の一貫した相談支援体制の強化</li> <li>◆大学や専門学校など高等教育における障害のある学生への支援体制に向けた啓発 など</li> </ul> <p>(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣支援</li> <li>◆障害の特性に応じた競技指導の出来る障害者スポーツ指導員の養成など</li> </ul> <p><b>3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービスの充実）</b></p>	<p>律」等に基づく官公需の優先発注の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆就労機会拡大に向けた職場実習のあっせんや新たな職域の開拓</li> <li>◆福祉施設から一般就労への移行促進 など</li> </ul> <p>(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育施設の基礎的環境整備の充実</li> <li>◆障害児の一貫した相談支援体制の強化</li> <li>◆大学や専門学校など高等教育における障害のある学生への支援体制に向けた啓発 など</li> </ul> <p>(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣支援</li> <li>◆障害の特性に応じた競技指導の出来る障害者スポーツ指導員の養成</li> <li>◆障害者のエンパワメントを高める当事者活動に対する支援体制の強化など</li> </ul> <p><b>3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービスの充実）</b></p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="123 1184 674 1278">項 目</th> <th data-bbox="674 1184 920 1278">現状値（基準年）</th> <th data-bbox="920 1184 1106 1278">目標値（R13）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="123 1278 674 1406"><b>【20】発達障害者の相談窓口設置市町村数</b></td> <td data-bbox="674 1278 920 1406"><b>18市町村（R2）</b></td> <td data-bbox="920 1278 1106 1406"><b>41市町村</b></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現状値（基準年）	目標値（R13）	<b>【20】発達障害者の相談窓口設置市町村数</b>	<b>18市町村（R2）</b>	<b>41市町村</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 1184 1671 1278">項 目</th> <th data-bbox="1671 1184 1883 1278">現状値（基準年）</th> <th data-bbox="1883 1184 2101 1278">目標値（H33）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 1278 1671 1406"><b>【18】グループホーム等数（障害福祉サービス）</b></td> <td data-bbox="1671 1278 1883 1406"><b>157か所（H23）</b></td> <td data-bbox="1883 1278 2101 1406"><b>増加</b></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現状値（基準年）	目標値（H33）	<b>【18】グループホーム等数（障害福祉サービス）</b>	<b>157か所（H23）</b>	<b>増加</b>
項 目	現状値（基準年）	目標値（R13）											
<b>【20】発達障害者の相談窓口設置市町村数</b>	<b>18市町村（R2）</b>	<b>41市町村</b>											
項 目	現状値（基準年）	目標値（H33）											
<b>【18】グループホーム等数（障害福祉サービス）</b>	<b>157か所（H23）</b>	<b>増加</b>											

修正案			現行		
<b>【21】福祉施設から地域生活への移行者数</b>	<b>39人(R1)</b>	<b>39人</b>	<b>【19】発達障害児(者)支援協力医療機関数</b>	19機関(H22)	増加
<b>【22】医療施設に従事する医師数(人口10万人あたり)</b>	<b>240.7人(H30)</b>	<b>_____人</b>	<b>【20】福祉施設から地域生活への移行者数</b>	495人(H23)	増加
<b>【23】看護師就業者数(人口10万人対比)</b>	<b>1060.6人(H30)</b>	<b>1453.2人</b>	<b>【21】医療施設に従事する医師数(人口10万人あたり)</b>	227.7人(H22)	増加
<b>【24】サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修受講者数</b>	<b>397人(R3)</b>	<b>400人</b>	<b>【22】看護師就業者数(人口10万人対比)</b>	881.2人(H24)	1190.7人

□主な具体的施策□

(1) 保健・医療・福祉サービスの充実

- ◆障害者の保健・医療体制の充実
- ◆グループホームの提供体制の整備や自立生活援助の必要量の確保
- ◆精神障害者の地域移行の促進及び地域定着支援の強化 など

(2) 発達障害児(者)等の支援

- ◆健診等を通じた発達の気になる段階での発達支援
- ◆高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援の充実
- ◆難病等に対する正しい理解の促進
- ◆医療的ケア児及びその家族等に対する相談支援等の充実 など

(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上

- ◆保健・医療人材の養成、確保
- ◆福祉人材の確立・養成
- ◆福祉サービスの人材確保、資質の向上 など

□主な具体的施策□

(1) 保健・医療・福祉サービスの充実

- ◆障害者の保健・医療体制の充実
- ◆グループホームの提供体制の整備
- ◆精神障害者の地域移行の促進及び地域定着支援の強化 など

(2) 発達障害児(者)等の支援

- ◆健診等を通じた発達の気になる段階での発達支援
- ◆高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援の充実
- ◆難病等に対する正しい理解の促進 など

(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上

- ◆保健・医療人材の養成、確保
- ◆福祉人材の確立・養成
- ◆福祉サービスの人材確保、資質の向上 など



修正案	現 行
<p data-bbox="129 193 273 225"><b>用語の解説</b></p> <p data-bbox="141 284 230 316"><b>【あ行】</b></p> <p data-bbox="129 328 358 360"><b>アクセシビリティ</b></p> <p data-bbox="152 373 958 405">施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。</p> <p data-bbox="129 464 508 496"><b>インクルーシブ教育システム</b></p> <p data-bbox="129 509 1106 767">人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことをいう。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。</p> <p data-bbox="129 826 333 858"><b>エコツーリズム</b></p> <p data-bbox="129 871 1106 1129">一般には、自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につなげていくことを目指した観光のこと。沖縄県では、①自然・歴史・文化の適切な保全と持続的な活用、②地域の活性化、③訪問者が適切な案内を受けて地域の自然・歴史・文化とふれあう活動の3つの要素を満たす観光をエコツーリズムの考え方に掲げ推進している。</p> <p data-bbox="129 1189 174 1220"><b>NPO</b></p> <p data-bbox="129 1233 1106 1361">非営利組織と訳される。広く社会全体に役立つ活動を、組織として自発的に行い、組織内部での利益分配を行わず、事業活動継続を目指す団体を目指している。</p>	<p data-bbox="1146 193 1290 225"><b>用語の解説</b></p> <p data-bbox="1158 284 1247 316"><b>【あ行】</b></p> <p data-bbox="1146 328 1375 360"><b>アクセシビリティ</b></p> <p data-bbox="1169 373 1975 405">施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。</p> <p data-bbox="1146 464 1525 496"><b>インクルーシブ教育システム</b></p> <p data-bbox="1146 509 2123 767">人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことをいう。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。</p> <p data-bbox="1146 826 1350 858"><b>エコツーリズム</b></p> <p data-bbox="1146 871 2123 1129">一般には、自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につなげていくことを目指した観光のこと。沖縄県では、①自然・歴史・文化の適切な保全と持続的な活用、②地域の活性化、③訪問者が適切な案内を受けて地域の自然・歴史・文化とふれあう活動の3つの要素を満たす観光をエコツーリズムの考え方に掲げ推進している。</p> <p data-bbox="1146 1189 1191 1220"><b>NPO</b></p> <p data-bbox="1146 1233 2123 1361">非営利組織と訳される。広く社会全体に役立つ活動を、組織として自発的に行い、組織内部での利益分配を行わず、事業活動継続を目指す団体を目指している。</p>



修正案	現 行
<p><b>エンパワメント</b></p> <p>社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが力（パワー）を自覚して行動できるような援助を行うことをいう。利用者などの主体性、人権等が脅かされている状態において、心理的、社会的に支援する過程をいう。</p> <p><b>【力行】</b></p> <p><b>介護実習・普及センター</b></p> <p>高齢者や身体障害者が住み慣れた地域で安心して自立した在宅生活を送ることができるよう支援する機関。</p> <p><b>介護福祉士</b></p> <p>社会福祉士及び介護福祉法に基づく国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者の心身の状況に応じた介護を行うとともに、介護を要する者及び介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者を指す。</p> <p><b>グループホーム</b></p> <p>福祉サービスのひとつ。地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うものをいう</p> <p><b>言語聴覚士</b></p> <p>言語聴覚士法に定められた資格を有し、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練やその他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者をいう。</p>	<p><b>エンパワメント</b></p> <p>社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが力（パワー）を自覚して行動できるような援助を行うことをいう。利用者などの主体性、人権等が脅かされている状態において、心理的、社会的に支援する過程をいう。</p> <p><b>【力行】</b></p> <p><b>介護実習・普及センター</b></p> <p>高齢者や身体障害者が住み慣れた地域で安心して自立した在宅生活を送ることができるよう支援する機関。</p> <p><b>介護福祉士</b></p> <p>社会福祉士及び介護福祉法に基づく国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者の心身の状況に応じた介護を行うとともに、介護を要する者及び介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者を指す。</p> <p><b>グループホーム</b></p> <p>福祉サービスのひとつ。地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うものをいう</p> <p><b>言語聴覚士</b></p> <p>言語聴覚士法に定められた資格を有し、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練やその他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者をいう。</p>

修正案	現 行
<p><b>高次脳機能障害</b></p> <p>脳血管障害や頭部外傷などによって脳が損傷され、言語、思考、記憶、遂行、学習、注意などの機能が働きにくい状態をいう。この障害は、外見上わかりにくいいため、一般の方に理解されにくく、本人や家族の負担が大きなものになりやすい。</p> <p><b>コミュニティバス</b></p> <p>公共交通が不便な地域などで、高齢者や体の不自由な方にも安全で利用しやすく、地域住民の多様なニーズにきめ細かく対応する地域密着型のバスのことをいう。市町村が運行する一般路線がコミュニティバス路線となることもある。</p> <p><b>【サ行】</b> <b>作業療法士</b></p> <p>理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。</p> <p>医師の指示の下に、身体又は精神障害のある人に、手芸工芸、その他の作業を行わせ、主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。</p> <p><b>施設入所支援</b></p> <p>施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うことをいう。</p> <p><b>社会資源</b></p> <p>生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称。社会福祉施設や介護サービス、社会生活に関する情報提供なども含まれる。これらを供給主体から分類すれば、行政や社会福祉法人によるサービ</p>	<p><b>高次脳機能障害</b></p> <p>脳血管障害や頭部外傷などによって脳が損傷され、言語、思考、記憶、遂行、学習、注意などの機能が働きにくい状態をいう。この障害は、外見上わかりにくいいため、一般の方に理解されにくく、本人や家族の負担が大きなものになりやすい。</p> <p><b>コミュニティバス</b></p> <p>公共交通が不便な地域などで、高齢者や体の不自由な方にも安全で利用しやすく、地域住民の多様なニーズにきめ細かく対応する地域密着型のバスのことをいう。市町村が運行する一般路線がコミュニティバス路線となることもある。</p> <p><b>【サ行】</b> <b>作業療法士</b></p> <p>理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。</p> <p>医師の指示の下に、身体又は精神障害のある人に、手芸工芸、その他の作業を行わせ、主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。</p> <p><b>施設入所支援</b></p> <p>施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うことをいう。</p> <p><b>社会資源</b></p> <p>生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称。社会福祉施設や介護サービス、社会生活に関する情報提供なども含まれる。これらを供給主体から分類すれば、行政や社会福祉法人によるサービ</p>

修正案	現 行
<p>スなどのフォーマルなものと近隣の人々や友人などのインフォーマルなものに分けられるが、その境界は明確ではない。（「社会福祉用語辞典第9版」ミネルヴァ書房）</p> <p><b>生涯学習</b></p> <p>一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習。</p> <p><b>障害者雇用率制度</b></p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている<u>対象障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健福祉手帳の交付を受けている者に限る））の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき適当な雇用の場を与えるための制度をいう。</u>令和3年3月1日からは、民間の事業主にあつては <u>2.3%</u>、国及び地方公共団体にあつては <u>2.5%</u>、教育委員会にあつては <u>2.4%</u>、特殊法人にあつては <u>2.5%</u>以上の<u>対象障害者</u>を雇用する義務を負うことに改正された。</p> <p><b>障害者週間</b></p> <p>平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間で、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において様々な意識啓発に係る取組を展開している。</p> <p><b>障害者就業・生活支援センター</b></p>	<p>スなどのフォーマルなものと近隣の人々や友人などのインフォーマルなものに分けられるが、その境界は明確ではない。（「社会福祉用語辞典第9版」ミネルヴァ書房）</p> <p><b>生涯学習</b></p> <p>一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習。</p> <p><b>障害者雇用制度</b></p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている身体障害者及び知的障害者に適当な雇用の場を与えるための制度をいう。平成25年4月1日からは、民間の事業主にあつては2.0%、国及び地方公共団体にあつては2.3%、教育委員会にあつては2.2%、特殊法人にあつては2.3%以上の障害者（身体障害者又は知的障害者）を雇用する義務を負うことに改正された。</p> <p><b>障害者週間</b></p> <p>平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間で、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において様々な意識啓発に係る取組を展開している。</p> <p><b>障害者就業・生活支援センター</b></p>

修正案	現 行
<p>就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことを目的としている。</p> <p><b>障害者就労支援（障害者に対する就労支援）</b></p> <p>就労支援としては、(1) 企業など通常の事業所での就労を希望する障害のある人に対して、一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う「就労移行支援事業」(2) 企業など通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行う「就労継続支援 A 型事業」(3) 企業など通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づかない就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行う「就労継続支援 B 型事業」(4) 一般就労へ移行した障害のある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行う「就労定着支援事業」といった事業がある。</p> <p><b>職場適応訓練</b></p> <p>本雇用を前提として、障害者の能力に適した作業を企業に委託して実施訓練を行い、職場環境へ適応しやすくする。訓練終了後は引き続き雇用に移行する制度。期間は通常 6 か月（重度障害者：1 年）。企業への委託費として、訓練生 1 人あたり月額 24,000 円（重度障害者：25,000 円）が支給される。</p> <p><b>障害者 110 番</b></p>	<p>就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことを目的としている。</p> <p><b>障害者就労支援（障害者に対する就労支援）</b></p> <p>就労支援としては、(1) 企業など通常の事業所での就労を希望する障害のある人に対して、一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う「就労移行支援事業」(2) 企業など通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行う「就労継続支援A型事業」(3) 企業など通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づかない就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行う「就労継続支援B型事業」(4) 一般就労へ移行した障害のある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行う「就労定着支援事業」といった事業がある。</p> <p><b>職場適応訓練</b></p> <p>本雇用を前提として、障害者の能力に適した作業を企業に委託して実施訓練を行い、職場環境へ適応しやすくする。訓練終了後は引き続き雇用に移行する制度。期間は通常6か月（重度障害者：1年）。企業への委託費として、訓練生1人あたり月額24,000円（重度障害者：25,000円）が支給される。</p> <p><b>障害者110番</b></p>

修正案		現行	
<p>障害者の権利擁護に係る相談等に対応する常設相談窓口をいう。内容に応じ弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じ専門機関に依頼する。</p> <p><b>障害年金</b></p> <p>国民年金法、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法等の年金各法に基づく障害を支給事由とする年金給付をいう。障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。</p> <p><b>障害保健福祉圏域</b></p> <p>県では、各市町村の区域を越える広域的な事業の実施など、地域の特性を踏まえた施策を計画的に推進するために、5つの圏域（県福祉事務所の管轄：北部、中部、南部、宮古、八重山）を設定している。</p>		<p>障害者の権利擁護に係る相談等に対応する常設相談窓口をいう。内容に応じ弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じ専門機関に依頼する。</p> <p><b>障害年金</b></p> <p>国民年金法、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法等の年金各法に基づく障害を支給事由とする年金給付をいう。障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。</p> <p><b>障害保健福祉圏域</b></p> <p>県では、各市町村の区域を越える広域的な事業の実施など、地域の特性を踏まえた施策を計画的に推進するために、5つの圏域（県福祉事務所の管轄：北部、中部、南部、宮古、八重山）を設定している。</p>	
圏域名 (計 11 市 11 町 19 村)	市 町 村 名	圏域名 (計 11 市 11 町 19 村)	市 町 村 名
北部障害福祉圏域 (1 市 1 町 7 村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	北部障害福祉圏域 (1 市 1 町 7 村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部障害福祉圏域 (3 市 3 町 5 村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	中部障害福祉圏域 (3 市 3 町 5 村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部障害福祉圏域 (5 市 5 町 6 村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町	南部障害福祉圏域 (5 市 5 町 6 村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古障害福祉圏域 (1 市 1 村)	宮古島市、多良間村	宮古障害福祉圏域 (1 市 1 村)	宮古島市、多良間村
八重山障害福祉圏域 (1 市 2 町)	石垣市、竹富町、与那国町	八重山障害福祉圏域 (1 市 2 町)	石垣市、竹富町、与那国町

修正案	現 行
<p><b>小児慢性特定疾病</b></p> <p>子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担の高額となるものは「小児慢性特定疾患」として、医療費の公費負担が行われている。</p> <p>対象は悪性新生物／慢性腎疾患／慢性呼吸器疾患／慢性心疾患／内分泌疾患／膠原病／糖尿病／先天性代謝異常／血液疾患／免疫疾患／神経・筋疾患／慢性消化器疾患／染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群／皮膚疾患群／骨系統疾患／脈管系疾患。</p> <p><b>自立支援医療</b></p> <p>心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正）の施行に伴い、従来の育成医療、または更生医療、精神障害者通院医療が統合してできた医療給付制度。</p> <p><b>心身障害者扶養共済制度</b></p> <p>障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納入することにより、保護者の死亡などの場合に障害者に終身年金を支給し、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした任意加入の制度をいう。</p> <p><b>身体障害者更生相談所</b></p> <p>身体障害者福祉法第11条の規定に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施に関し、適切な支援をすることを目的に設置され、相談業務・判定業務及び市町村相互間の連絡調整業務を行っている。</p> <p><b>身体障害者手帳</b></p>	<p><b>小児慢性特定疾病</b></p> <p>子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担の高額となるものは「小児慢性特定疾患」として、医療費の公費負担が行われている。</p> <p>対象は悪性新生物／慢性腎疾患／慢性呼吸器疾患／慢性心疾患／内分泌疾患／膠原病／糖尿病／先天性代謝異常／血液疾患／免疫疾患／神経・筋疾患／慢性消化器疾患／染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群／皮膚疾患群／骨系統疾患／脈管系疾患。</p> <p><b>自立支援医療</b></p> <p>心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正）の施行に伴い、従来の育成医療、または更生医療、精神障害者通院医療が統合してできた医療給付制度。</p> <p><b>心身障害者扶養共済制度</b></p> <p>障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納入することにより、保護者の死亡などの場合に障害者に終身年金を支給し、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした任意加入の制度をいう。</p> <p><b>身体障害者更生相談所</b></p> <p>身体障害者福祉法第11条の規定に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施に関し、適切な支援をすることを目的に設置され、相談業務・判定業務及び市町村相互間の連絡調整業務を行っている。</p> <p><b>身体障害者手帳</b></p>

修正案	現 行
<p>身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害がある者に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付する手帳。各種援護施策を受けることができる。対象となる障害は視覚／聴覚、平衡機能／音声・言語・そしゃく機能／肢体不自由／心臓機能／じん臓機能／呼吸器機能／ぼうこう又は直腸機能／小腸機能／免疫機能／肝臓機能。</p> <p><b>生活習慣病</b> 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群をいう。</p> <p><b>生活福祉資金</b> 低所得者、障害者及び高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉の促進等を図り、安定した生活が送れることを目的として、都道府県の社会福祉協議会が実施する資金の貸付制度。</p> <p><b>精神障害者保健福祉手帳</b> 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として、申請に基づき認定し県知事が交付する手帳。</p> <p><b>精神保健福祉士</b> 精神保健福祉士法に基づく国家資格をいう。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務とする者で、精神保健福祉士登録簿に登録された者をいう。</p>	<p>身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害がある者に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付する手帳。各種援護施策を受けることができる。対象となる障害は視覚／聴覚、平衡機能／音声・言語・そしゃく機能／肢体不自由／心臓機能／じん臓機能／呼吸器機能／ぼうこう又は直腸機能／小腸機能／免疫機能／肝臓機能。</p> <p><b>生活習慣病</b> 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群をいう。</p> <p><b>生活福祉資金</b> 低所得者、障害者及び高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉の促進等を図り、安定した生活が送れることを目的として、都道府県の社会福祉協議会が実施する資金の貸付制度。</p> <p><b>精神障害者保健福祉手帳</b> 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として、申請に基づき認定し県知事が交付する手帳。</p> <p><b>精神保健福祉士</b> 精神保健福祉士法に基づく国家資格をいう。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務とする者で、精神保健福祉士登録簿に登録された者をいう。</p>

修正案	現 行
<p><b>成年後見制度</b></p> <p>認知症、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度をいう。</p> <p><b>全国瞬時警報システム</b></p> <p>人工衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムをいう。通称 J-ALERT。</p> <p><b>相談支援</b></p> <p>相談支援は障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心として実施するサービスで、障害福祉サービス等の利用計画が立てられない場合に相談できる計画相談支援や、一般的な相談をしたい場合などの相談に対応する地域相談支援等がある。</p> <p><b>【夕行】</b></p> <p><b>第三者委員</b></p> <p>苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業者が自ら体制を設置するもの。職務は、苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取、苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知、事業者への助言、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言、日常的な状況把握と意見傾聴などがある。</p> <p><b>第三者評価</b></p> <p>福祉サービス事業者が提供する福祉サービスを、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的に評価し、その結果を事業者にフィードバックす</p>	<p><b>成年後見制度</b></p> <p>認知症、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度をいう。</p> <p><b>全国瞬時警報システム</b></p> <p>人工衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムをいう。通称J-ALERT。</p> <p><b>相談支援</b></p> <p>相談支援は障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心として実施するサービスで、障害福祉サービス等の利用計画が立てられない場合に相談できる計画相談支援や、一般的な相談をしたい場合などの相談に対応する地域相談支援等がある。</p> <p><b>【夕行】</b></p> <p><b>第三者委員</b></p> <p>苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業者が自ら体制を設置するもの。職務は、苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取、苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知、事業者への助言、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言、日常的な状況把握と意見傾聴などがある。</p> <p><b>第三者評価</b></p> <p>福祉サービス事業者が提供する福祉サービスを、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的に評価し、その結果を事業者にフィードバックす</p>



修正案	現 行
<p>ることによって、事業者自らが自己の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とした制度をいう。</p> <p><b>地域移行支援</b> 施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するため、入院中から、住居の確保や新生活の準備等について支援を行うもの。</p> <p><b>地域定着支援</b> 居宅で一人暮らしをしているなど、地域生活している者に対して、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うもの。</p> <p><b>特別支援学校</b> 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p> <p><b>特別支援教育</b> 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うこと。</p> <p><b>【十行】</b> <b>内部障害</b> 身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障害。</p> <p><b>難病等</b></p>	<p>ることによって、事業者自らが自己の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とした制度をいう。</p> <p><b>地域移行支援</b> 施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するため、入院中から、住居の確保や新生活の準備等について支援を行うもの。</p> <p><b>地域定着支援</b> 居宅で一人暮らしをしているなど、地域生活している者に対して、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うもの。</p> <p><b>特別支援学校</b> 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p> <p><b>特別支援教育</b> 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うこと。</p> <p><b>【十行】</b> <b>内部障害</b> 身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障害。</p> <p><b>難病等</b></p>

修正案	現 行
<p>難病等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。障害者総合支援法における難病等の範囲は、平成30年2月20日に開催された第5回障害者総合支援法対象疾病検討会において、359疾病となっている。</p> <p><b>日中活動系サービス</b></p> <p>障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所などの昼に提供されるサービス種別をいう。</p> <p><b>【ハ行】</b></p> <p><b>パーキングパーミット制度</b></p> <p>障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付するものをいう。この利用証により、駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。一部の地域では地方公共団体間の連携により、利用証の相互利用も進められている。</p> <p><b>発達障害</b></p> <p>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものをいう。</p> <p><b>発達障害者支援センター</b></p> <p>発達障害者支援法第14条に基づき、発達障害者支援の専門機関として各都道府県・指定都市に設置。発達障害児者及びその家族からの相談に応じ</p>	<p>難病等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。障害者総合支援法における難病等の範囲は、平成30年2月20日に開催された第5回障害者総合支援法対象疾病検討会において、359疾病となっている。</p> <p><b>日中活動系サービス</b></p> <p>障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所などの昼に提供されるサービス種別をいう。</p> <p><b>【ハ行】</b></p> <p><b>パーキングパーミット制度</b></p> <p>障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付するものをいう。この利用証により、駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。一部の地域では地方公共団体間の連携により、利用証の相互利用も進められている。</p> <p><b>発達障害</b></p> <p>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものをいう。</p> <p><b>発達障害者支援センター</b></p> <p>発達障害者支援法第14条に基づき、発達障害者支援の専門機関として各都道府県・指定都市に設置。発達障害児者及びその家族からの相談に応じ</p>

修正案	現 行
<p>るほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。</p> <p><b>バリアフリー</b></p> <p>障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味である。バリアフリーという用語は、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、第4次沖縄県障害者基本計画本文では、障害者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）を除去するという意味で用いている。</p> <p><b>ピアカウンセリング</b></p> <p>障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。主に相談に力点を置く概念。</p> <p><b>福祉的就労</b></p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。</p> <p><b>訪問系サービス</b></p> <p>障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援など自宅や外出時に提供されるサービスの種別をいう。</p> <p><b>【ヤ行】</b> ユニバーサルデザイン</p>	<p>るほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。</p> <p><b>バリアフリー</b></p> <p>障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味である。バリアフリーという用語は、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、第4次沖縄県障害者基本計画本文では、障害者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）を除去するという意味で用いている。</p> <p><b>ピアカウンセリング</b></p> <p>障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。主に相談に力点を置く概念。</p> <p><b>福祉的就労</b></p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。</p> <p><b>訪問系サービス</b></p> <p>障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援など自宅や外出時に提供されるサービスの種別をいう。</p> <p><b>【ヤ行】</b> ユニバーサルデザイン</p>

修正案	現 行
<p data-bbox="125 148 1108 225">障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことをいう。</p> <p data-bbox="136 284 232 316"><b>【ラ行】</b></p> <p data-bbox="125 328 275 360"><b>理学療法士</b></p> <p data-bbox="125 373 1108 544">理学療法士法及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。身体に障害のある人に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、体操、電気的な刺激、マッサージ、温熱等の物理的な刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者。</p> <p data-bbox="125 603 394 635"><b>リハビリテーション</b></p> <p data-bbox="125 647 1108 863">心身に障害のある者の人間的復権を理念とし、障害者のもつ能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために用いられる専門的技術。リハビリテーションには、医学的・心理的・職業的・社会的・教育的分野等がある。障害者の全人的復権を図るためには、これら諸技術の総合的推進が求められている。</p> <p data-bbox="125 922 188 954"><b>療育</b></p> <p data-bbox="125 967 1108 1134">「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子ども及びその家族、障害に関して心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。</p> <p data-bbox="125 1193 248 1225"><b>療育手帳</b></p> <p data-bbox="125 1238 1108 1406">知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障害を有する者に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障害者」であることの証票として県知事が交付する手帳。</p>	<p data-bbox="1144 148 2128 225">障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことをいう。</p> <p data-bbox="1155 284 1252 316"><b>【ラ行】</b></p> <p data-bbox="1144 328 1294 360"><b>理学療法士</b></p> <p data-bbox="1144 373 2128 544">理学療法士法及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。身体に障害のある人に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、体操、電気的な刺激、マッサージ、温熱等の物理的な刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者。</p> <p data-bbox="1144 603 1413 635"><b>リハビリテーション</b></p> <p data-bbox="1144 647 2128 863">心身に障害のある者の人間的復権を理念とし、障害者のもつ能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために用いられる専門的技術。リハビリテーションには、医学的・心理的・職業的・社会的・教育的分野等がある。障害者の全人的復権を図るためには、これら諸技術の総合的推進が求められている。</p> <p data-bbox="1144 922 1207 954"><b>療育</b></p> <p data-bbox="1144 967 2128 1134">「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子ども及びその家族、障害に関して心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。</p> <p data-bbox="1144 1193 1267 1225"><b>療育手帳</b></p> <p data-bbox="1144 1238 2128 1406">知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障害を有する者に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障害者」であることの証票として県知事が交付する手帳。</p>

第4次沖縄県障害者基本計画の体系

大分類	中分類	小分類	
1 障(共生ある社会の構築)人も共に支えあう環境づくり	(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進	① 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的推進	
		② 権利擁護システムの強化・推進	
		③ 第三者評価等によるサービスの向上	
		④ 障害者虐待防止の推進	
		⑤ 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成	
		⑥ 選挙に際しての配慮	
	(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化	① 広報啓発活動等の推進	
		② 障害や障害者に対する理解を深める教育の推進	
		③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制	
	(3) 相談支援の充実	① 相談支援の充実	
		② 障害者のエンパワメント支援	
	(4) 人間優先の福祉のまちづくり	① 公共空間等の整備	
		② 住宅環境の整備	
		③ 移動、交通手段の整備	
	(5) 防災等対策の推進	① 防災対策の推進	
		② 防犯対策の推進	
	(6) 情報のバリアフリー化の推進	① 情報活用の利便性の向上	
		② 意思疎通(コミュニケーション)支援の推進	
	2 障(自立ある社会が参加いきいきと活躍できる環境づくり)	(1) 雇用の拡大、就業の促進	① 雇用の拡大、就労支援の充実
			② 福祉的就労の充実と工賃の向上
			③ 障害者の職業能力開発の推進
		(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実	① インクルーシブ教育システムの推進
			② 早期教育の充実・学校教育の充実
			③ 特別支援教育の人材育成
④ 生涯学習、社会教育の充実			
⑤ 充実した教育、療育の実施			
⑥ 高等教育における支援の推進			
(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進		① スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進	
		② 社会参加の促進	
		③ 社会参加の促進	
3 障(害の健ある・医人が・健やかに生活できる充実環境づくり)		(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 保健・医療サービスの充実
			② 障害福祉サービス等の充実
			③ 精神障害者の保健・医療・福祉の充実
			④ 総合リハビリテーションシステムの整備
			⑤ 福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進
			⑥ 各種制度の周知
	(2) 発達障害児(者)等の支援	① 発達障害児(者)に対する総合的な支援	
		② 高次脳機能障害者についての支援	
		③ 難病患者等についての支援	
	(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上	① 保健、医療の専門職員の養成、確保	
		② 福祉サービスの人材確保、資質の向上	
		③ 福祉サービスの人材確保、資質の向上	

第5次沖縄県障害者基本計画の体系(案)

大分類	中分類	小分類	小分類事業の位置づけ(関連計画)	障害関係法令制度等の見直しに伴う基本計画への反映	
1 障(共生ある社会の構築)人も共に支えあう環境づくり	(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進	① 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的推進	新たな振興計画 2-(5)-イ④ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 4-(2)-①②		
		② 権利擁護システムの強化・推進	新たな振興計画 2-(5)-イ④		
		③ 3-(1)-② に統合		同取組は、障害サービスの向上を図る目的であり、3-(1)-②の「障害福祉サービスの充実」の取組の一つとしてまとめる。	
		④ 障害者虐待防止の推進			
		⑤ 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成			
		⑥ 選挙に際しての配慮	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 7-(2)		
	(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化	① 広報啓発活動等の推進	新たな振興計画 2-(5)-イ④		
		② 障害や障害者に対する理解を深める教育の推進			
		③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制	新たな振興計画 2-(6)-イ①、②		
	(3) 相談支援の充実	① 相談支援の充実	新たな振興計画 2-(5)-イ④ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(2)-3		
		② 障害者のエンパワメント支援	新たな振興計画 2-(5)-イ①、④ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(1)、5-(2)-10		
		③ 無法障害者の地域生活移行に向けた支援(追加)	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 7-(1)		
	(4) 人間優先の福祉のまちづくり	① 公共空間等の整備	新たな振興計画 1-(1)-ウ⑤ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 1-(1)		
		② 住宅環境の整備	新たな振興計画 1-(1)-ウ⑤ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 1-(1)		
		③ 移動、交通手段の整備	新たな振興計画 1-(1)-ウ⑤、3-(12)-エ① 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 1-(2)		
	(5) 防災等対策の推進	① 防災・感染症対策の推進	新たな振興計画 2-(5)-ウ②、2-(4)-ア②及びイ③、④、2-(4)-エ① ② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 3-(1)		
		② 防犯対策の推進	新たな振興計画 2-(4)-ウ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 3-(3)		
		③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済(追加)	新たな振興計画 2-(5)-ウ⑦ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 3-(4)	第2次沖縄県消費者教育推進計画との整合を図り、追加	
	(6) 情報のバリアフリー化の推進	① 情報活用の利便性の向上	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 2-(1),(2)		
		② 意思疎通(コミュニケーション)支援の推進	新たな振興計画 2-(5)-イ③ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 2-(3)		
	2 障(自立ある社会が参加いきいきと活躍できる環境づくり)	(1) 雇用の拡大、就業の促進	① 雇用の拡大、就労支援の充実	新たな振興計画 2-(5)-イ③、3-(11)-ア③、5-(4)-ア② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 8-(1),(3)	
			② 福祉的就労の充実と工賃の向上	新たな振興計画 2-(5)-イ③ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 8-(5)	
			③ 2-(1)-① に統合	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 8-(1)-5	同取組は、就労支援の取組であることから、2-(1)-①「雇用の拡大、就労支援の充実」の取組の一つとしてまとめる。
		(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実	① インクルーシブ教育システムの推進	新たな振興計画 5-(2)-エ② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(1)	
② 早期教育の充実・学校教育の充実			【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(1)		
③ 特別支援教育の人材育成			【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(2)		
④ 生涯学習、社会教育の充実			【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(4)		
⑤ 充実した教育、療育の実施			【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(3)		
⑥ 高等教育における支援の推進			【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 9-(3)		
(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進		① スポーツ・レクリエーション活動の促進	新たな振興計画 2-(5)-イ③、3-(9)-イ③ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 10-(1)		
		② 文化芸術活動の促進	新たな振興計画 2-(5)-イ③、1-(4)-イ② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 10-(2)	障害者芸術文化活動推進法施行に伴い、スポーツと分離記載	
		③ 社会参加の促進	新たな振興計画 2-(5)-イ③ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 10-(1)		
3 障(害の健ある・医人が・健やかに生活できる充実環境づくり)		(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 保健・医療サービスの充実	新たな振興計画 2-(3)-イ	
			② 障害福祉サービス等の充実	新たな振興計画 2-(5)-イ 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 3-(1)-②	
			③ 精神障害者の保健・医療・福祉の充実	新たな振興計画 2-(5)-イ①	
			④ 総合リハビリテーションの推進		
			⑤ 福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(6)	
			⑥ 各種制度の周知		
	(2) 発達障害児(者)等の支援	① 発達障害児(者)に対する総合的な支援	新たな振興計画 2-(5)-イ② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(2)-4、5-(4)		
		② 高次脳機能障害者についての支援	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(2)-5		
		③ 難病患者等についての支援	新たな振興計画 2-(3)-オ② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(2)-6 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 6-(5)		
	(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上	④ 医療的ケア児等に対する総合的な支援(追加)	新たな振興計画 2-(5)-イ②	新たな振興計画との整合を図り、追加	
		① 保健、医療の専門職員の養成、確保	【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(7)-1 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 6-(4)		
		② 福祉サービスの人材確保、資質の向上	新たな振興計画 2-(8)-ウ② 【内閣府】障害者基本計画(第4次)Ⅲ 5-(7)		

第5次沖縄県障害者基本計画（素案）に対する協議会委員等からの意見一覧

ページ	行	委員名	素案（該当部分）	意見（修正案文）	その理由	事務局での対応方針
1	31	津山委員	(1)障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援	障害者の意思決定の支援については、各施策に共通する基本的な視点であるとの位置付けだけで、計画全般に具体的施策が何一つ盛り込まれていない。 第4次…計画そのままである。	平成29年3月31日付けで「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」が厚労省から出された。第4次には策定出来なかったとしても、第5次には盛り込むべきではないのか。	○委員の意見を踏まえ、以下のとおり追加します。 3-(1)-②障害福祉サービス等の充実 p.20 5行目  障害者本人の意思決定を最大限に考慮し、個々のニーズに適したサービスの供給に努めます。 <b>意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、「意思決定支援ガイドライン」等や「現場職員のための意思決定支援対応例」を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図ります。</b>
5	21	宮里委員	行政サービス向上のため県職員に対し	県職員に限定する理由があるのか？ (市町村等と連携協力とあるので) 県職員及び市町村職員に対するとしてはどうか。	最初の窓口となるのが市町村となる例も多いので、市町村職員への研修も重要であるので明記したほうが良いと思う。	○原文のままいたします。  県や市町村においては、障害者差別解消法第10条の規定により、職員が適切に対応するための要領（職員対応要領）を策定することとされており、当該要領に基づき、それぞれ自治体において必要な職員研修等を実施することとなっている。
5	22	宮里委員	行政サービス向上のための県職員に対する	県職員に限定する理由があるのか？ (市町村等と連携協力とあるので) 県職員及び市町村職員に対するとしてはどうか。	最初の窓口となるのが市町村となる例も多いので、市町村職員への研修も重要であるので明記したほうが良いと思う。	同上
6	1	高良委員	また、成年後見制度など障害者の自立と社会経済活動における「権利を擁護する制度の利用促進を図ります。～（中略）～	また、成年後見制度など、障害などの理由で判断能力が不十分な方の権利を擁護する制度の利用促進を図るとともに、市町村段階の権利擁護体制の拡充・強化を図るための支援を行います。	成年後見制度は、障害などを理由に判断能力が不十分な方を支援制度であるが、文案では障害者全てに制度が必要であると誤解を与えるものではないかと懸念されるため、同制度の利用対象の説明を追記した。 また、今後は市町村段階で権利擁護体制の整備する必要があるため、明文化していただきたい。	○委員の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  <b>また、成年後見制度など、障害などの理由で判断能力が不十分な方の権利を擁護する制度の利用促進を図るとともに、市町村段階の権利擁護体制の拡充・強化のための支援を行います。</b>  障害福祉課・高齢者福祉介護課 確認済
6	19	島村委員	③障害者虐待防止の推進	虐待防止委員会の設置とその実際の運用について、施設に義務づけられたことを記し、運用に関する研修を明記すべきではないか。  民間の活動との連携を目指す意味で、「おきなわふくしオンプズマン」の活用についても触れて頂きたい。	虐待防止委員会が中心となって、施設内の職員研修を行うことになるが、そのメンバーが伝達できるレベルになるには継続的な研修受講が重要である。  おきなわふくしオンプズマンは16年前から施設訪問を行っており、利用者の声を聴き続けてきた。意識の高い施設は契約をしているが、課題の多い施設ほど契約に後ろ向きである。	○委員の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  <b>また、障害福祉サービス事業所等に対し、新たに義務化された虐待防止委員会の設置など、効果的な取組となるよう関係機関・民間団体と連携した研修や支援等を行います。</b>  (参考) 「おきなわふくしオンプズマン」をはじめとした民間団体との連携による効果的な取組を行うことで、障害者虐待防止の推進に繋げていきたいと考えております。
7	30	仲根委員	◆ヘルプマークの普及促進 ◆福祉マークなどシンボルマークの普及	◆ヘルプマーク等のピクトグラムの普及促進	ヘルプマークも「福祉マーク」になると思われる。 説明記載があるので、項目建てでは必要ではないと思います。	○委員の意見を踏まえ修正します。

ページ	行	委員名	素案（該当部分）	意見（修正案文）	その理由	事務局での対応方針
7	32	高良委員	障害者に対して差別のない社会をつくるため、幼児期から障害や障害者に対する理解を深める教育に努めます。	障害者に対して差別のない社会をつくるため、幼児期から障害や障害者に対する理解を深める福祉教育に努めます。	福祉教育とは、社会の中の福祉課題に気づき、課題解決の方法を考え、行動するための力を育むことと定義され、その学びを通して障害（者）理解を深めることにつながる。 また、福祉教育の取り組みを通して、「思いやりの心」や「他者を尊重する精神」を育み、障害者に対する差別や偏見の解消も図られる。 以上のことから、「福祉」の文言を追記いただきたい。	○原文のままいたします。  （参考） ○県立学校教育課 「教育」は、学校教育で行われる道徳教育、人権教育、交流及び共同学習などを通して障害及び障害者への理解を深めるもので、福祉教育の内容も含まれていると考えます。（文部科学省では「福祉教育」は一般的に使用する用語ではありません。） ○子育て支援課 「福祉教育」は広く一般的に使用されている言葉では無いため、当該計画では県民や保育現場において容易に理解できるよう原文通りとします。
8	28	高良委員	市町村など身近な地域における性別、年齢、障害区分、～～（中略）～～ また、自立支援協議会の活性化や関係機関とのネットワークの強化を図ります。	制度の狭間や分野をまたがる複合的な課題など、「世帯の地域生活課題を受け止める包括的な相談支援体制の充実」についても追記いただきたい。	国においては、地域共生実現に向けた施策の中で、「市町村における包括的な支援体制整備（106条の3関係）」を位置付けている。 その中で、障害者相談支援センターをはじめとする各分野相談支援機関等の連携のもと、制度の狭間や複合課題に対応する相談支援体制の充実を目指しており、本計画においてもその視点を盛り込んでいただきたい。	○委員の意見を踏まえ下記の通り追記します。 「また、自立支援協議会の活性化や関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みを支援します。」  【参考】 令和3年4月1日に施行された社会福祉法の改正により、市町村における包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の創設等について規定されております。 重層的支援体制整備事業とは、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関など、それぞれの法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業であり、令和4年度を始期とする「第2期沖縄県地域福祉支援計画（案）」において「重層的支援体制整備事業の推進」等について盛り込まれているところです。
8	30	仲根委員	さらに、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、障害当事者やその家族、障害者団体によるピアカウンセリング等の充実、離島における相談支援体制の充実に向けた支援を行います。	さらに、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、市町村における総合的な相談支援の基幹となる基幹相談センターの設置促進を図ります。離島における相談支援体制の充実に向けた支援を行います。	市町村の基幹相談センター設置促進がひつようなことと、ピアカウンセリングは②に記載があることから削除	○委員のご意見を踏まえ、下記に修正します。  さらに、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、市町村における相談支援の中核機関となる基幹相談センターの設置促進及び離島における相談支援体制の充実に向けた支援を行います。
9	4	高良委員	◆基幹相談支援センターの設置促進 ※右記を追加	◆基幹相談支援センターの設置促進 ◆地域生活支援拠点等の整備促進	地域生活支援拠点については、平成31年厚生労働省通知「地域生活支援拠点の整備促進に係るフォローアップについて」において、市町村が整備できるよう県に対しバックアップを求めているところである。 地域生活支援拠点は、障害者等の地域生活の拠点として「相談」や「緊急時の受入・対応」等5つの機能整備が求められているが、緊急時のみならず、常日頃からの相談支援体制を整備することにより、障害者が地域における生活の安心感を担保する機能を備えることとなる。 については、「(3)-①相談支援の充実」に追加が必要である。	○委員の意見を踏まえ追記します。

ページ	行	委員名	素案（該当部分）	意見（修正案文）	その理由	事務局での対応方針
9	8	仲根委員	<p>障害者のエンパワメントを高めるため、当事者活動の支援体制を強化するとともに、ピアカウンセリング等の充実を図ります。</p> <p>◆ 障害者のエンパワメントを高める当事者活動に対する支援体制の強化 ◆ ピアカウンセリング等の充実</p>	<p>障害者のエンパワメントを高めるため、当事者活動の支援体制を強化するとともに、<b>同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、地域生活の実現や継続を支えるピアサポートを推進します。</b></p> <p>◆ 障害者のエンパワメントを高める当事者活動に対する支援体制の強化 ◆ <b>ピアサポートの推進及びピアサポーター養成研修等の実施</b></p>	<p>加算報酬制度として「ピアサポート」が導入されたことを受けて修正</p>	<p>○ご意見を踏まえ、下記に修正します。</p> <p>②障害者のエンパワメント支援 障害者のエンパワメントを高めるため、当事者活動の支援体制を強化するとともに、<b>利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより地域生活の実現や継続を支えるピアサポートを推進します。</b></p> <p>◆ 障害者のエンパワメントを高める当事者活動に対する支援体制の強化 ◆ <b>ピアサポートの推進及びピアサポーター養成研修の実施</b></p>
9	14	高良委員	<p>右記の項目を追加</p> <p>※記載場所については「(3) 相談支援の充実」の一つとして位置づけることを提案しますが、他の項目での記載でも良いので、追加について検討をお願いしたい。</p>	<p>③ <b>触法障害者の地域生活移行に向けた支援罪を犯した障害者の地域生活移行に向けた支援を実施する「県地域生活定着支援センター」の相談支援機能の充実を図るとともに、受け入れ先となる施設・事業所やサービス供給の拡充を図り、触法障害者の地域生活への移行促進を図ります。</b></p> <p>◆ <b>地域生活定着支援センターによる相談支援体制の充実</b> ◆ <b>受け入れ先となる施設・事業所、サービス供給の拡充</b></p>	<p>刑務所等を出所した高齢者・障害者が福祉的な支援につながることができず、再犯を繰り返してしまう現状があります。県では「沖縄県再犯防止推進計画」を定め、再犯防止の推進に取り組まれているところですが、「県障害者基本計画」においても相談支援の充実という側面から施策の一つとして位置づけ、受け入れ先となる施設・事業所、サービス供給の拡充も含め、触法障害者の地域生活への移行促進につなげていただきたい。</p>	<p>○委員の意見を踏まえ追記します。</p>
10	8	仲根委員	<p>◆ 多目的トイレ、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等の公共空間等の適正利用の促進</p>	<p>◆ <b>バリアフリートイレ、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等の公共空間等の適正利用の促進</b></p>	<p>国土交通省が名称を示した。</p>	<p>○委員の意見を踏まえ修正します。</p>
11	25	高良委員	<p>◆ 災害時要配慮者支援の促進</p>	<p>◆ 避難行動要支援者に係る個別避難計画策定など災害時要配慮者支援の促進</p>	<p>令和3年の災害対策基本法の改正に伴い、市町村において計画作成の努力義務化がなされたが、県内自治体では計画策定が遅れているため、明記していただきたい。</p>	<p>○原文のとおりといたします</p> <p>当施策は、避難行動要支援者名簿の作成支援も含まれており、原文のままとします。</p> <p>個別避難計画につきましては、成果指標に記載します。</p>



ページ	行	委員名	素案（該当部分）	意見（修正案文）	その理由	事務局での対応方針
11	11	仲根委員	(5) 防災等対策の推進	(5) 防災等対策の推進 (6) 感染症等蔓延時における生活の場の確保	今回のコロナ禍を経験する中で、もしも自分が感染した場合は、どのようなことを準備しなければならないのか、また、家族に感染者が出た時、濃厚接触者として位置づけられた場合、日ごろ利用している在宅福祉サービス事業所や訪問看護ステーションなどが、何らかの理由で事業所を閉鎖して、ヘルパーや訪問看護師の派遣ができなくなった場合、どのような手立てが必要なのか、正直言って、答えを出せずにいます。 もうしばらく、新型コロナや変異株との共存が続くことが予想される中で、在宅福祉サービスや医療的ケアが途切れることなく、安心できる在宅生活が持続できるよう、検討する場を設置するよう計画に盛り込んでほしいです。 例えば、県の自立支援協議会で、相談部会や療育・教育部会、地域支援部会等と連携して、シミュレーションを考えていく。など、緊急時に対応できる供えを、感染症等蔓延時にも、準備すべきだと考えます。	○ご意見を踏まえ、下記に修正、追記します。  (5) 防災・感染症等対策の推進 障害者が地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、災害・感染症の予防、発生時の対応、復旧・復興を含めた総合的な防災対策の推進並びに防犯対策の充実を図ります。 ① 防災・感染症対策の推進 ◆ 感染症対策及び業務継続に向けた取組の推進  【参考】 生活の場の確保については、感染症蔓延時であっても、その影響を最小限に留めて障害福祉サービスを継続していくことが重要と考えております。 県では障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業や、障害者支援施設等の感染防止対策の為に相談・支援事業に取り組んでいます。また、自立支援協議会各支部・ワーキングや圏域自立支援連絡会議と連携し、緊急時の相談体制の整備や地域生活支援拠点等整備支援等に取り組んでいます。
12	11	仲根委員	障害者の積極的な社会参加並びにエンパワメントを図るため、情報リテラシー（情報活用能力）の向上並びにコミュニケーション支援の強化を図ります。	デジタル庁設置によるデジタル社会化促進における障害者の利便性向上又はデジタル社会から取り残される”デジタルデバイト”対策等の課題解決策の検討が必要	同左	○ご意見を踏まえ、下記を追記します。  ① 情報活用の利便性向上 国におけるデジタル社会実現に向けた取組を踏まえ、ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。 ◆ 障がい者ITサポートセンター運営事業の実施 ◆ 障害者手帳情報のデジタル化等の推進
12	32	仲根委員	◆ 店舗、施設等のバリアフリー情報の充実・提供	◆ 店舗、施設等のバリアフリー情報の充実・提供 ◆ 障がい者ITサポートセンター運営事業の実施 ◆ 障害者手帳等のデジタル化の検討		同上
14	35	仲根委員	◆ ICTを活用した就業機会の推進	◆ ICTを活用した就業機会の推進 ◆ 在宅利用・就労（テレワーク）の推進	障害特性による多様な働き方の一つとして項目建て雇用政策課でテレワーク推進の実態調査事業を行っていることから、事業計画等を確認してほしい。	○委員の意見を踏まえ下記の通り追記します。 ◆ 在宅利用・就労（テレワーク）の推進  令和3年度において、障がいのある方の在宅就労についてのニーズや企業に対する支援方法に関する調査を実施しており、現在集計結果の最終とりまとめを行っているところです。 令和4年度には、調査結果を踏まえ、まずは障がいのある方の新たな働き方（在宅就労）に対する周知、雇用モデル（事例）を生み出す事業を検討しております。モデル事業終了後には、後年度の障がいのある方への新たな雇用の場の創出に向けた施策展開に広げていく予定としております。

ページ	行	委員名	素案（該当部分）	意見（修正案文）	その理由	事務局での対応方針
15	33	島村委員	①インクルーシブ教育システムの推進	高等学校における障がい児の受入（真和志高等学校における「ゆい教室」）に触れておく必要がある。	試行的とはいえ、来年度も複数の志望者がいることを考え、全県的な拡がりが見込める。	○原文のとおりといたします。  ご意見の内容については、「幼稚園、小・中学校、高等学校についても障害のある幼児児童生徒の受け入れ体制を強化するとともに、学校選択の枠を広げ」の中に含まれていると考えています。 基本計画の中では具体的な記述はしていませんが、高等学校においては、真和志高校「ゆい教室」の取組のほか、特別支援教育支援員の配置、通級による指導のなどに取り組んでいます。
16	17	事務局	〔本文〕 強化するとともに、学校選択の枠を広げ、共に学ぶ環境の中で互いの権利を尊重できる教育の実現に努めます。	強化するとともに、 <b>医療的ケアを必要とする児童生徒の安心・安全な学習環境づくりに取り組み</b> 、学校選択の枠を広げ、共に学ぶ環境の中で互いの権利を尊重できる教育の実現に努めます。	学校における医療的ケアに関する取り組みに関する記述（「新たな振興計画」の基本施策5-(2)-エ②の該当部分）を追記する。	
16	26	事務局	〔具体的施策〕 ※追加	◆ <b>医療的ケアを必要とする学校への看護師の配置</b>	学校における医療的ケアに関する取り組みに関する記述（「新たな振興計画」の基本施策⑤-(2)-エ②の主な取組）を追記する。	
17	21	仲根委員	◆文化芸術を鑑賞できる機会の拡充	全国障害者文化祭の開催 成果指標も同様（P.26 18行）		○委員の意見を踏まえ、次のとおり本文へ追記します。  <b>さらに、2022年に開催予定の「美ら島おきなわ文化祭2022」の成功に向けて、市町村、関係機関、県民等一丸となって取り組みます。</b>
19	33	宮里委員	33の「脊髄損傷者等に対する急性期医療体制の充実」の次に「内部障害者等に対する移行期医療体制の充実」を挿入してほしい。	33の次に「内部障害者等に対する移行期医療体制の充実」を挿入してほしい。	医療の進歩により先天性心疾患や小児慢性腎臓病、小児がんなどの生存率は大幅に高まっているが、小児医療から成人医療へ移行期医療体制はこれからの課題である。今後10年の施策を鑑みたとき、移行医療体制の充実は必須であると考え。 （毎年、こども医療センターでは80名～100名程度の先天性心疾患の手術が行われている。）	○ご意見を検討し、次のとおりといたします。  急性期医療体制及び移行期医療体制の充実については、沖縄県医療計画などで示されており、障害者基本計画においては、具体的施策から削除する。  （参考）国の障害者基本計画 〔6〕障害の原因となる疾病等の予防・治療 ○ 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進する。 〔6-(6)-3〕 ○ 外傷等に対する適切な治療を行うため、医療提供体制の充実及び関係機関の連携を促進する。〔6-(6)-4〕
20	37	仲根委員	障害福祉サービス等の質の向上を図るため、従事者等に対する研修の充実や情報公表制度の普及啓発に努めるとともに、障害福祉サービス事業所等に対しては、集団指導や実地指導等を通じてサービスの適正化を図ります。	◆障害福祉サービス等情報公開サイトへの情報入力力の徹底。	※義務にもかかわらず入力力が徹底されていない。 特に、事業所のバリアフリー状況の情報は移動困難者にとって重要です。徹底してください。	○委員の意見を踏まえ下記の通り追記します。  ◆ <b>情報公表制度の普及啓発及び公表の推進</b>

ページ	行	委員名	素案（該当部分）	意見（修正案文）	その理由	事務局での対応方針
21	23	事務局	<p>[本文] ④総合リハビリテーションシステムの整備 障害者が住み慣れた地域や家庭において、自立した日常生活や社会生活を継続していけるようにするため、医療施設や福祉施設、市町村、保健所等が連携し、医学的リハビリテーションによる身体機能の回復、職業リハビリテーションによる職業能力の向上、諸サービスを活用した社会参加を促していくなど、地域における総合的なリハビリテーションシステムの整備を図ります。</p> <p>[具体的施策] ◆総合リハビリテーションシステムの整備</p>	<p>④総合リハビリテーションの推進 障害者が住み慣れた地域や家庭において、自立した日常生活や社会生活を継続していけるようにするため、医療施設や福祉施設、市町村、保健所等が連携し、医学的リハビリテーションによる身体機能の回復、職業リハビリテーションによる職業能力の向上、諸サービスを活用した社会参加を促していくなど、地域における総合的なリハビリテーションの推進を図ります。</p> <p>◆総合リハビリテーションの推進</p>	障害者が住み慣れた地域で、自立した生活を継続するため、関係機関の連携に重きを置いた表現に修正。	
22	20	仲根委員	◆相談支援に関する周知	内容がわからない。相談支援をあえて項目立てする必要性は何か。		<p>○ご意見を踏まえ、削除します。</p> <p>◆身体障害者手帳等所持者の各種減免制度の周知 ◆相談支援に関する周知</p>
24	1	事務局	<p>[本文] 市町村、関係機関と連携して、医療的ケア児及びその家族への相談支援や情報提供、人材育成の充実等に取り組みます。</p>	<p>市町村、関係機関と連携して、医療的ケア児及びその家族への相談支援や情報提供、人材育成の充実等に取り組みます。 また、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするため、看護師等の配置や保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等を行い、受け入れ体制の整備に取り組みます。</p>	医療的ケア児等に対する総合的な支援について、本文の修正及び具体的施策の追加	
24	8	事務局	<p>[具体的施策] ◆関係機関等への情報の提供及び研修</p>	<p>◆関係機関等への情報の提供及び研修 ◆保育所等における看護師等配置の支援等の推進</p>	医療的ケア児等に対する総合的な支援について、本文の修正及び具体的施策の追加	

ページ	行	委員名	素案（該当部分）	意見（修正案文）	その理由	事務局での対応方針
24	7	仲根委員	④医療的ケア児等に対する総合的な支援	◆医療的ケア児コーディネーターの配置 成果指標も同様（p.27 15行）		○ご意見を踏まえ、追記します。
25	1	仲根委員	◆福祉サービスの人材確保、資質の向上	◆福祉サービスの人材確保、資質の向上 ◆障害福祉サービス従事者の処遇改善		○委員の意見を踏まえ、以下のとおり追記します。  障害福祉サービス従事者の処遇改善については、処遇改善加算等について周知を図るなど、事業所による加算取得に向けた取組を促進します。  ◆障害福祉サービス従事者の処遇改善の促進
25	2	仲根委員	◆福祉サービスの人材確保、資質の向上	介護人材の確保に向けた取り組み ・介護ロボット、ICTを活用した業務効率の支援 ・福祉・介護従事者の処遇改善加算の実施		○委員の意見を踏まえ、以下のとおり追記します。  障害福祉分野におけるICT活用等による生産性向上の取組を促進し、サービスの向上に努めます。  ◆障害福祉分野におけるICT活用等によるサービスの向上
24	4	仲根委員	【 】中核機関を整備している市町村数（新規）	どのような機関か		中核機関とは、地域連携ネットワークの中核となる機関であり、地域の連携ネットワークが地域の権利擁護の次の機能を果たすように主導する役割。広報、相談、利用促進（受任調整等）、後見人支援
26	2	仲根委員	【 】農業専門家派遣事業所数	どのようなものか		○委員の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【 】農福連携の推進に向けた農家専門家派遣事業所数  （参考）県においては、農福連携を推進し、福祉施設における雇用拡大や工賃向上に繋げていくため、農業に関する十分なノウハウを有していない就労支援事業所等に対して専門家を派遣して、農業技術の指導・助言を行うことにより、生産性や効率性の向上を図る取組を行っております。素案の「農家専門家派遣事業所数」では説明不足であるため、指標の項目名追記しております。

ページ	行	委員名	素案（該当部分）	意見（修正案文）	その理由	事務局での対応方針
2	32	仲根委員	(5) 障害者に対する差別等の解消 ・・・障害を理由とする差別等をなくしていく取組を推進します。	(5) <u>障害者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持</u> ・・・障害を理由とする差別等をなくしていく取組を推進します。 <u>また、本人をはじめ社会から孤立した家庭や親をフォローし、適切な支援につなぐことにより、障害者虐待の防止に向けた取組を推進します。</u> <u>(6) 共生社会・インクルーシブな社会の実現</u> 障害の有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、人格を認め合う「共生社会」、そして、障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会とともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求していきます。		確認中
5	10	仲根委員	①沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的推進	確認が必要ではないか。 ・自立支援協議会の運営は項目が必要 ・「障害者社会活動補助事業の実施」		確認中
5	28	仲根委員	障害を理由とする差別等のものさしを県民に示し、すべての県民が日常的な権利擁護のルールとして共有し、ともに支えあう社会づくりに取り組めます。	障害を理由とする差別等のものさしを県民に示し、すべての県民が日常的な権利擁護のルールとして共有し、ともに支えあう社会づくりに取り組めます。 <u>「地域共生社会」として、地域で暮らし続ける地域福祉の推進を障がい者等支援を要する人を早期に見出し、必要なサービスにつなげていくため、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。</u> <u>また、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や障害者相談支援事業所等地域の関係機関の連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供を行います。</u>		確認中
7	5	仲根委員	◆ 投票所のバリアフリー化の促進	◆ 投票所のバリアフリー化の促進 ◆障がいを持つ方々の投票に関する手引きの作成	◆障がいを持つ方々の投票に関する手引きの作成を追加。 投票に際しての配慮や支援制度について、わかりやすく伝える手引を公開することで、障害を持つ方々の参政権推進になる。	関係課へ確認中
10	13	島村委員	②住宅環境の整備	公営住宅の一室をホームヘルパーや訪問看護、あるいは福祉相談の拠点として賃貸することについて検討レベルでもよいので記しておきたい。	現在審議中の県の新たな住生活基本計画において、検討をするためである。  また、アンケートにおいて高齢化により身近な相談場所を訴える声が多かったことも理由である。	関係課へ確認中

ページ	行	委員名	素案（該当部分）	意見（修正案文）	その理由	事務局での対応方針
10	13	仲根委員	◆公営住宅のバリアフリー化の推進	◆公営住宅のバリアフリー化の推進 ◆障害者に配慮した公営賃貸住宅の整備・改善の促進 または ◆公営住宅における障害者対応室の適正利用促進	※※バリアフリー化している室にもかかわらず、移動困難者ではない障がい者家族等の入居実態が多数あり、車いすユーザー等が入居できない状況	関係課へ確認中
15	23	仲根委員	◆福祉施設及び就労支援事業におけるコンサルタント及びアドバイザー派遣、農福連携の推進等による工賃向上の推進	◆福祉施設及び就労支援事業におけるコンサルタント及びアドバイザー派遣、農福連携の推進等による工賃向上の推進 ◆共同受注窓口の創設 ◆在宅就労支援団体の支援	※沖縄セルフセンターでは物品取り扱いが主で情報処理・IT等の受け皿になっていない。	確認中
22	20	仲根委員	◆一定の障害がある 65 歳以上 74 歳未満の方を対象とした後期高齢者医療制度の周知	◆一定の障害がある 65 歳以上 74 歳未満の方を対象とした後期高齢者医療制度の周知 ◆障害者の介護保険制度利用に関する周知		確認中
23	27	仲根委員	◆難病等に対する正しい理解の促進	◆難病等に対する正しい理解の促進 ◆沖縄県難病相談支援センターの設置		確認中
24	11	仲根委員	(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上 ①保健、医療の専門職員の養成、確保 ②福祉サービスの人材確保、資質の向上	①と②を統合した項目を設定してはどうか 福祉、保健、医療の人材は分けることなく連携する専門職		確認中
24	4	仲根委員	【 】避難行動要支援者名簿作成等の推進	福祉避難所マニュアルの作成		関係課へ確認中

## 第5次沖縄県障害者基本計画策定に係る行程表(R3年度)

令和3年度

令和4年1月12日現在

